

第3章 対象事業実施区域及びその周囲の概況

対象事業実施区域及びその周囲における自然的状況及び社会的状況について、環境要素の区分ごとに事業特性を踏まえ、「第4章 対象事業に係る環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法」を検討するに当たり必要と考えられる範囲を対象に、入手可能な最新の文献及びその他の資料により把握した。

関係地域は佐井村、むつ市及び大間町とした。

3.1 自然的状況

3.1.1 大気環境の状況

1. 気象の状況

対象事業実施区域及びその周囲の地域気象観測所として大間地域気象観測所及び湯野川地域気象観測所があり、その概要は表 3.1-1 及び図 3.1-1 のとおりである。

表 3.1-1 対象事業実施区域及びその周囲における地域気象観測所

観測所名	所在地	緯度経度	海面上 の高さ	風速計 の高さ	観測種目				
					気温	風向 風速	降水量	日照 時間	雪
大間	下北郡大間町大間字狼丁	北緯 41° 31.6' 東経 140° 54.7'	14m	9.9m	○	○	○	○	○
湯野川	むつ市川内町湯野川	北緯 41° 18.8' 東経 140° 57.4	162m	—	—	—	○	—	—

注：「○」は観測が行われていること、「—」は行われていないことを示す。

〔「地域気象観測所一覧（令和6年1月10日現在）」（気象庁HP、閲覧：令和6年1月）より作成〕

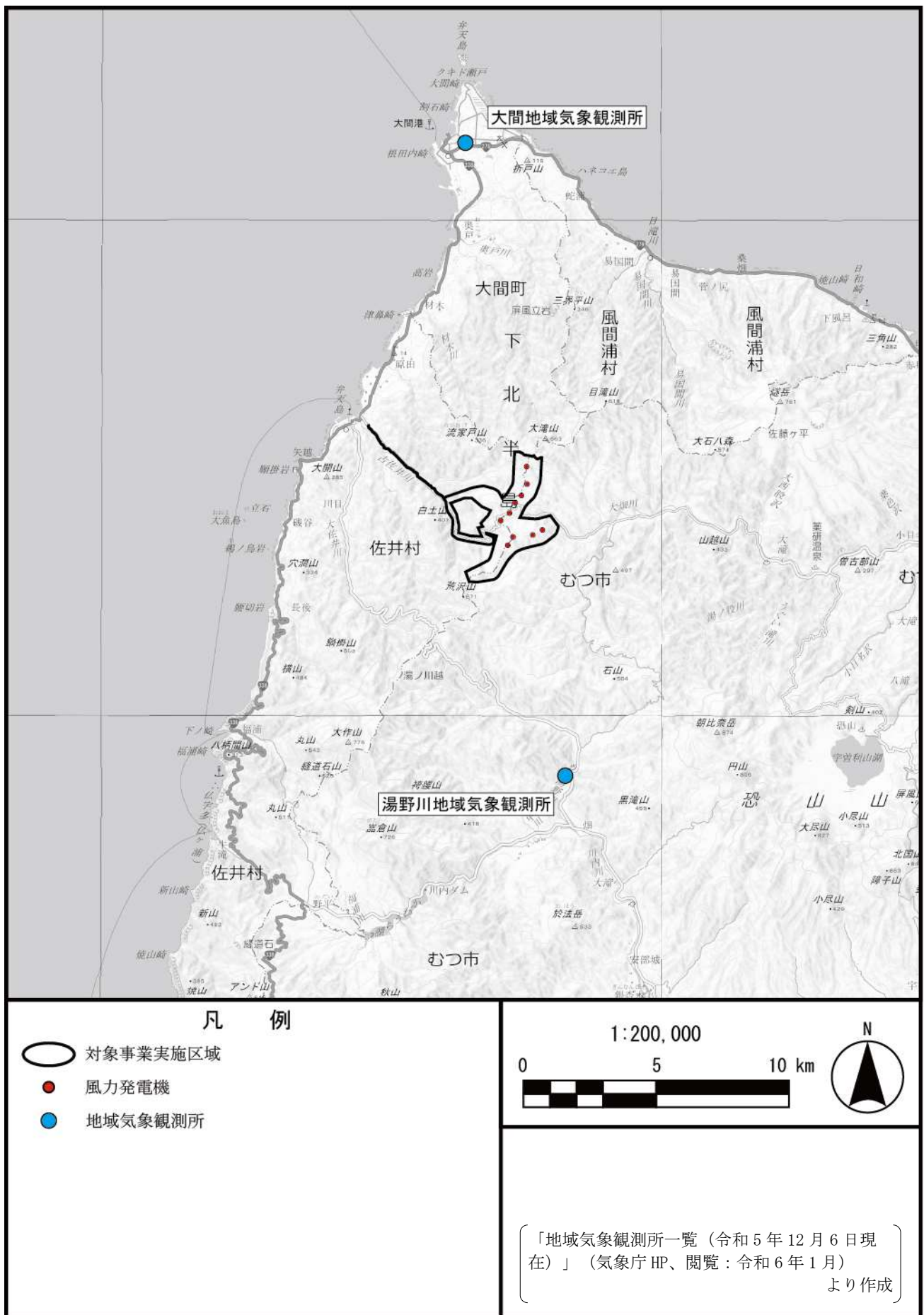


図 3.1-1 気象観測所位置

大間地域気象観測所における平年値及び令和5年の気象概況は表3.1-2、令和5年の風向出現頻度及び風向別平均風速は表3.1-3、風配図は図3.1-2のとおりである。令和5年の年平均気温は12.0℃、年降水量は1,123.5mm、年平均風速は3.8m/s、年間日照時間は1,955.4時間、降雪の寒候年合計は141cmである。

また、令和5年の風向出現頻度は、春季は西南西、夏季は南西、秋季及び冬季は西が高く、年間では西が最も高く17.9%、次いで西南西が14.5%となっている。

表3.1-2(1) 大間地域気象観測所の気象概況(平年値)

要素名	年	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
平均気温(℃)	10.2	0.0	0.2	3.1	7.6	11.5	15.1	19.3	21.7	19.5	14.0	8.0	2.2
日最高気温(℃)	13.2	2.2	2.7	6.2	11.0	15.0	18.4	22.3	24.8	22.8	17.4	11.0	4.8
日最低気温(℃)	7.3	-2.4	-2.3	0.0	4.1	8.5	12.4	16.9	19.1	16.0	10.3	4.8	-0.3
平均風速(m/s)	3.4	4.0	3.9	3.9	3.8	3.5	3.0	2.8	2.6	2.5	3.1	3.9	4.3
最多風向	西	西	西	西	西南西	南西	東北東	東	東	東	西	西	西
日照時間(時間)	1,758.8	71.7	100.2	165.6	203.8	202.5	175.9	155.0	168.8	179.2	166.1	100.2	69.9
降水量(mm)	1,158.2	60.1	52.6	62.3	74.1	89.3	80.6	128.7	173.8	149.0	111.2	96.7	79.8
降雪の深さ(cm)	208	65	76	36	1	0	0	0	0	0	0	1	29

注：平年値は1991～2020年の30年間の観測値の平均をもとに算出した。

〔「気象統計情報」(気象庁HP、閲覧：令和6年1月)より作成〕

表3.1-2(2) 大間地域気象観測所の気象概況(令和5年)

月	降水量(mm)				気温(℃)					風向・風速(m/s)				日照時間(時間)	降雪合計(cm)	
	合計	日最大	最大		平均			最高	最低	平均風速	最大風速		最大瞬間風速			
			1時間	10分間	日平均	日最高	日最低				風速	風向	風速			風向
1	63.5	13.0	4.0	1.5	-0.6	1.7	-3.3	12.3	-10.5	4.4	13.1	西南西	23.4	西南西	84.9	73
2	62.5	11.0	5.0	2.0	0.6	2.9	-2.0	10.4	-5.7	4.0	13.8	南西	24.7	西南西	105.8	59
3	56.0	18.5	5.0	2.5	6.2	9.9	2.3	14.7	-1.6	3.8	13.0	西南西	22.1	西	208.2	0
4	103.5	26.0	5.0	2.0	9.6	12.7	6.4	17.2	0.2	5.0	13.4	西南西	23.7	西南西	208.3	0
5	62.5	23.0	4.5	2.0	12.8	16.2	9.6	21.4	3.5	3.7	10.4	南西	17.5	西南西	230.0	0
6	69.5	25.5	8.5	3.0	17.5	20.9	14.7	24.9	10.6	3.2	12.0	南西	19.0	南西	169.2	0
7	96.5	41.0	8.0	6.0	22.5	25.4	20.2	29.8	15.6	3.6	14.6	南西	21.8	西南西	194.0	0
8	31.5	9.5	4.0	1.5	25.8	29.1	23.3	32.9	19.9	3.1	8.7	西南西	16.3	東	231.8	0
9	259.5)	75.0)	51.5)	17.5)	22.5)	25.8)	18.8)	30.2)	12.0)	2.3)	9.3)	西南西	18.3)	西南西	167.6	0)
10	84.0	25.5	7.0	2.0	15.2	18.7	11.9	24.1	4.9	3.4	12.4	西南西	21.1	西南西	191.6	0
11	173.0	40.5	19.0	8.0	9.0	12.2	5.2	21.9	-2.9	4.5	15.2	南西	26.2	西	96.5	2
12	61.5	13.5	4.5	1.5	2.5	5.2	-0.2	15.4	-5.1	4.5	13.0	西南西	23.7	西南西	67.5	12
年	1,123.5	75.0	51.5	17.5	12.0	15.1	8.9	32.9	-10.5	3.8	15.2	南西	26.2	西	1,955.4	141

注：1. 「)」は統計を行う対象資料が許容範囲で欠けているが、上位の統計を用いる際は一部の例外を除いて正常値(資料が欠けていない)と同等に扱うもの(準正常値)を示す。必要な資料数は、要素または現象、統計方法により若干異なるが、全体数の80%を基準とする。

2. 降雪の年の値は、寒候年(令和4年8月1日から令和5年7月31日までの期間)の値を示す。

〔「気象統計情報」(気象庁HP、閲覧：令和6年1月)より作成〕

表 3.1-3 大間地域気象観測所の風向出現頻度及び風向別平均風速（令和 5 年）

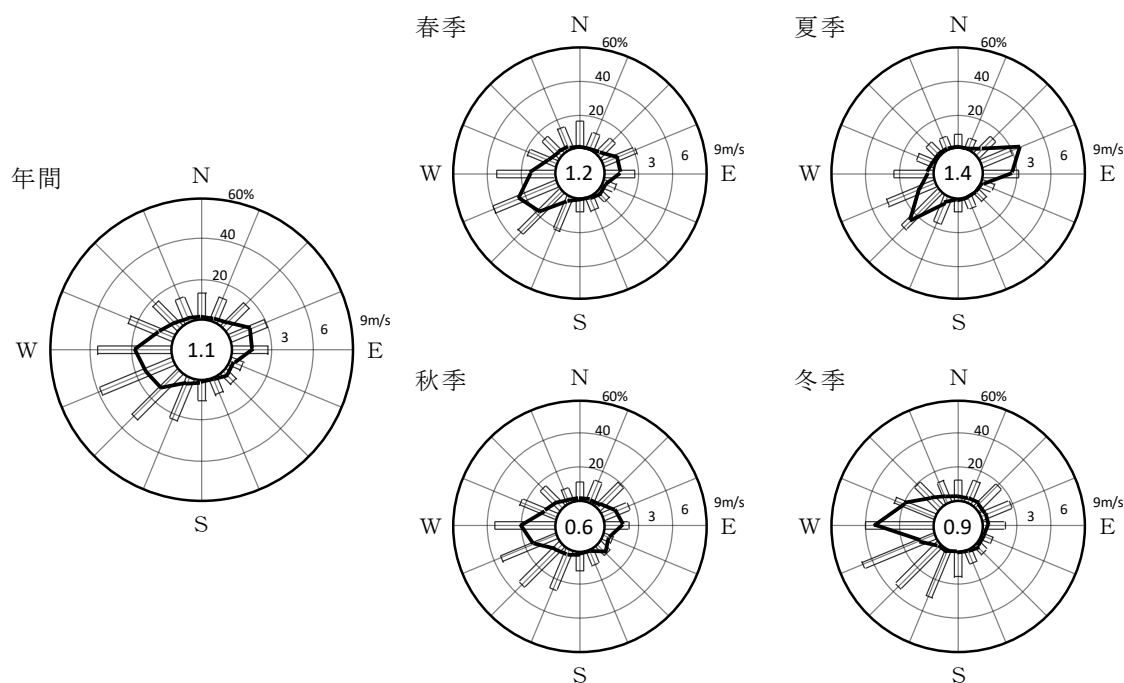
季節 風向	春季（3～5月）		夏季（6～8月）		秋季（9～11月）		冬季（1,2,12月）		年間	
	風向出現 頻度 (%)	平均風速 (m/s)	風向出現 頻度 (%)	平均風速 (m/s)	風向出現 頻度 (%)	平均風速 (m/s)	風向出現 頻度 (%)	平均風速 (m/s)	風向出現 頻度 (%)	平均風速 (m/s)
北北東	0.5	1.5	0.5	1.1	1.8	2.0	1.9	2.1	1.2	1.9
北東	2.4	1.8	5.0	2.1	2.7	2.9	3.1	2.8	3.3	2.4
東北東	9.6	3.1	25.0	2.9	8.1	2.4	3.4	2.8	11.6	2.9
東	9.9	2.7	17.3	3.2	11.2	2.1	3.8	1.9	10.6	2.7
東南東	2.5	1.1	1.7	1.1	4.6	0.9	2.5	1.0	2.8	1.0
南東	3.0	1.1	1.4	1.0	8.0	1.2	2.9	1.0	3.8	1.1
南南東	1.6	1.3	1.1	1.0	2.2	1.4	1.2	1.3	1.5	1.3
南	1.5	1.2	1.6	1.2	2.6	1.7	0.9	2.3	1.7	1.5
南南西	3.8	3.2	4.7	2.5	4.0	3.8	2.0	4.6	3.6	3.3
南西	18.1	5.2	25.4	4.5	5.5	5.1	1.5	5.3	12.7	4.8
西南西	24.2	6.1	9.9	4.6	14.7	5.3	9.2	6.9	14.5	5.8
西	13.9	5.1	2.9	3.5	20.1	5.4	35.0	6.0	17.9	5.5
西北西	4.3	2.7	0.6	1.7	7.4	3.4	19.2	3.9	7.8	3.6
北西	1.8	2.1	0.6	1.4	4.1	2.5	7.4	2.9	3.5	2.6
北北西	1.1	2.2	0.5	1.2	1.3	1.4	3.1	2.0	1.5	1.9
北	0.5	2.4	0.4	1.2	1.1	1.7	1.9	1.9	0.9	1.9
静穏	1.2	0.1	1.4	0.1	0.6	0.1	0.9	0.1	1.1	0.1
合計・平均	100	4.1	100	3.3	100	3.4	100	4.3	100	3.8
欠測	0		0		0.5		0.0		0.1	

注：1. 静穏は 0.2m/s 以下である。

2. 四捨五入の関係で各風向の出現頻度の合計が 100%にならないことがある。

3. 風向出現頻度の「0」は出現しなかったこと、「0.0」は小数点以下第 2 位を四捨五入して 0.1 に満たなかったことを示す。

〔「気象統計情報」(気象庁 HP、閲覧：令和 6 年 1 月) より作成〕



注：1. 風配図の実線は風向出現頻度（%）、棒線は平均風速（m/s）を示す。

2. 風配図の円内の数字は、静穏率（風速 0.2m/s 以下、%）を示す。

〔「気象統計情報」(気象庁 HP、閲覧：令和 6 年 1 月) より作成〕

図 3.1-2 大間地域気象観測所の風配図（令和 5 年）

湯野川地域気象観測所における平年値及び令和 5 年の気象状況は、表 3.1-4 のとおりであり、年降水量の平年値は 1,729.4mm、令和 5 年の年降水量は 1,597.0mm である。

表 3.1-4 湯野川地域気象観測所の気象概況（平年値及び令和 5 年）

月	降水量 (mm)				
	平年値	令和 5 年			
	合 計	合 計	日最大	最 大	
				1 時間	10 分間
1	144.4	129.5	17.5	5.0	1.5
2	106.3	79.5	10.0	3.0	1.5
3	110.5	59.5	21.0	3.0	1.0
4	110.6	116.0	25.0	7.5	2.0
5	106.1	97.0	36.0	6.0	1.5
6	88.2	80.5	23.5	9.0	4.5
7	132.4	131.5	78.5	10.5	4.0
8	203.7	72.5	33.5	16.5	10.0
9	167.0	258.0	61.0	49.0	15.0
10	163.3	197.5	36.5	20.5	10.0
11	204.5	263.0	50.5	15.0	5.0
12	191.9	112.5	20.0	5.0	2.0
年	1,729.4	1,597.0	78.5	49.0	15.0

注：平年値は 2005～2020 年の 16 年間の観測値をもとに算出した。

〔「各種データ・資料」（気象庁 HP、閲覧：令和 6 年 1 月）より作成〕

2. 大気質の状況

大気質の状況として、青森県では令和4年度は一般環境大気測定局（以下「一般局」という。）16局（県測定8局、青森市測定4局、八戸市測定4局）及び自動車排出ガス測定局3局（県測定1局、青森市測定1局、八戸市測定1局）の計19局で常時監視測定が実施されている。

対象事業実施区域の最寄りの測定局として、むつ市に一般局の苫生小学校局があり、概要及び測定項目は表3.1-5、測定局の位置は図3.1-3のとおりである。

表 3.1-5 大気測定局の概要及び測定項目（令和4年度）

区 分	市	測定局	測定項目						
			二酸化硫黄 (SO ₂)	二酸化窒素 (NO ₂)	一酸化炭素 (CO)	光化学オキシダント (Ox)	浮遊粒子状物質 (SPM)	炭化水素 (HC)	微小粒子状物質 (PM2.5)
一般局	むつ市	苫生小学校	—	○	—	○	○	—	—

注：「○」は測定が行われていること、「—」は行われていないことを示す。

〔「環境白書 令和5年版」（青森県、令和5年）より作成〕

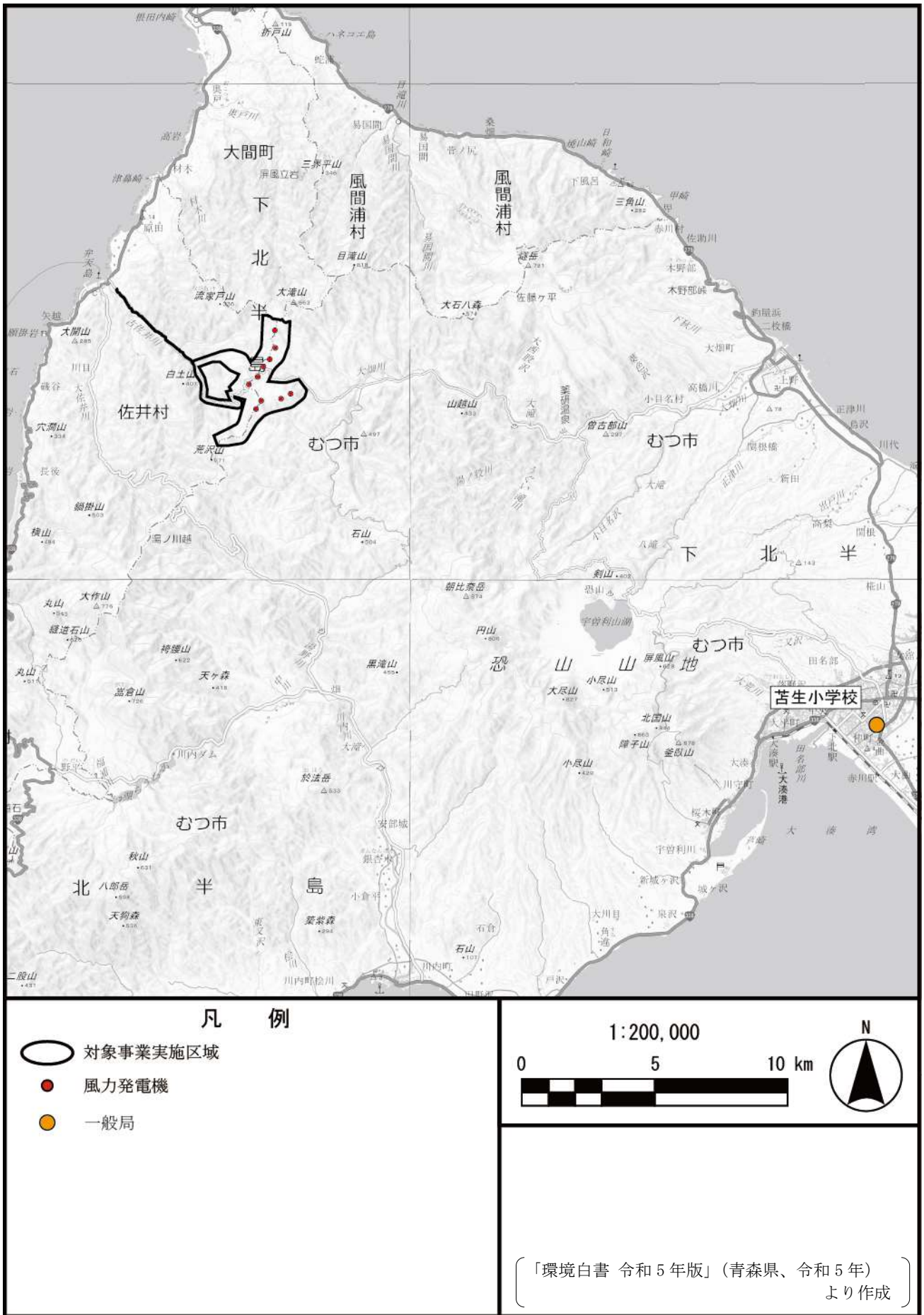


図 3.1-3 大気測定局の位置

(1) 二酸化窒素

令和4年度の苫生小学校局における二酸化窒素の測定結果は表3.1-6のとおりであり、環境基準を達成している。

また、過去5年間における年平均値の経年変化は、表3.1-7及び図3.1-4のとおりである。

表 3.1-6 二酸化窒素の測定結果（令和4年度）

区分	市	測定局	有効測定日数	年平均値	1時間値の最高値	日平均値が0.06ppmを超えた日数とその割合		日平均値が0.04ppm以上0.06ppm以下の日数とその割合		日平均値の年間98%値	98%値評価による日平均値が0.06ppmを超えた日数
			日	ppm	ppm	日	%	日	%	ppm	日
一般局	むつ市	苫生小学校	365	0.004	0.046	0	0	0	0	0.010	0

注：1. 「98%値評価による日平均値が0.06ppmを超えた日数」とは、1年間の日平均値のうち低い方から98%の範囲にあつて、かつ、0.06ppmを超えた日数である。

2. 環境基準とその評価

環境基準：1時間値の1日平均値（以下、「日平均値」という。）が0.04ppmから0.06ppmまでのゾーン内又はそれ以下であること。

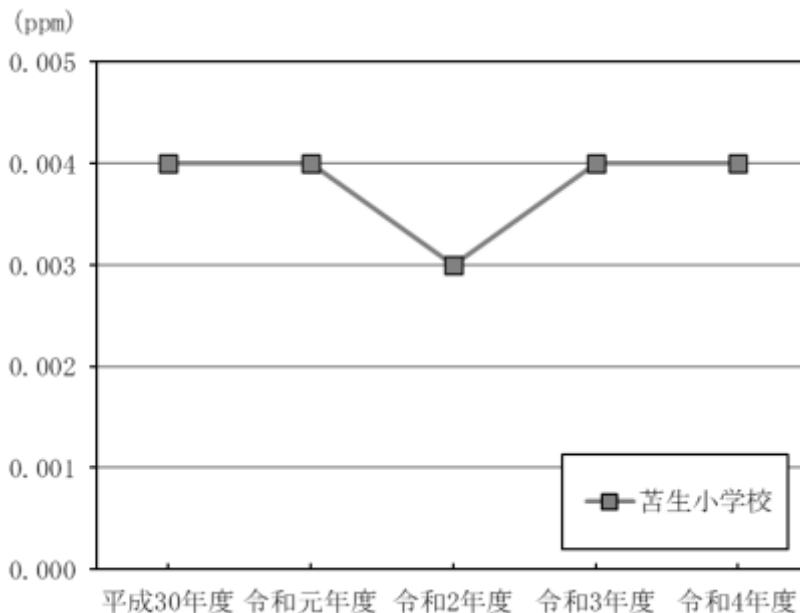
環境基準の評価：日平均値の年間98%値が0.06ppm以下であること。

〔環境白書 令和5年版〕（青森県、令和5年）より作成

表 3.1-7 二酸化窒素の年平均値の経年変化

区分	市	測定局	年平均値 (ppm)				
			平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
一般局	むつ市	苫生小学校	0.004	0.004	0.003	0.004	0.004

〔環境白書 令和5年版〕（青森県、令和5年）より作成



〔環境白書 令和5年版〕（青森県、令和5年）より作成

図 3.1-4 二酸化窒素の年平均値の経年変化

(2) 光化学オキシダント

令和4年度の苫生小学校局における光化学オキシダントの測定結果は表3.1-8のとおりであり、環境基準を達成していない。

また、過去5年間における昼間の1時間値の年平均値の経年変化は、表3.1-9及び図3.1-5のとおりである。

表 3.1-8 光化学オキシダントの測定結果（令和4年度）

区分	市	測定局	有効測定日数	昼間の1時間値の年平均値	昼間の1時間値が0.06ppmを超えた日数と時間数		昼間の1時間値が0.12ppm以上の日数と時間数		昼間の1時間値の最高値	昼間の日最高1時間値の年平均値
			日	ppm	日	時間	日	時間	ppm	ppm
一般局	むつ市	苫生小学校	365	0.037	44	274	0	0	0.092	0.045

注：1. 「昼間」とは、5時から20時までの時間とする。

2. 環境基準とその評価

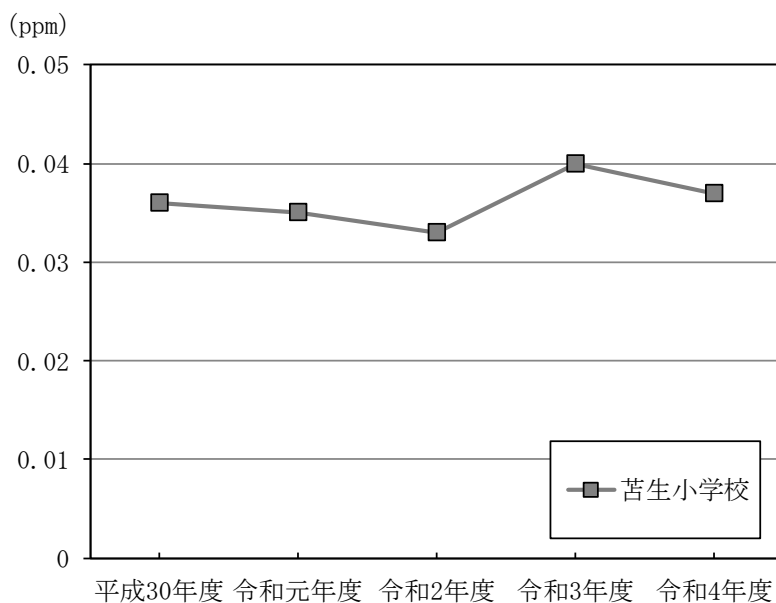
環境基準：1時間値が0.06ppm以下であること。

〔環境白書 令和5年版〕（青森県、令和5年）より作成

表 3.1-9 光化学オキシダントの昼間の1時間値の年平均値の経年変化

区分	市	測定局	昼間の1時間値の年平均値（ppm）				
			平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
一般局	むつ市	苫生小学校	0.036	0.035	0.033	0.040	0.037

〔環境白書 令和5年版〕（青森県、令和5年）より作成



〔環境白書 令和5年版〕（青森県、令和5年）より作成

図 3.1-5 光化学オキシダントの昼間の1時間値の年平均値の経年変化

(3) 浮遊粒子状物質

令和4年度の苫生小学校局における浮遊粒子状物質の測定結果は表3.1-10のとおりであり、環境基準を達成している。

また、過去5年間における年平均値の経年変化は、表3.1-11及び図3.1-6のとおりである。

表3.1-10 浮遊粒子状物質の測定結果（令和4年度）

区分	市	測定局	有効測定日数	年平均値	1時間値が0.20mg/m ³ を超えた時間数	日平均値が0.10mg/m ³ を超えた日数	1時間値の最高値	日平均値の年間2%除外値	日平均値が0.10mg/m ³ を超えた日が2日以上連続したことの有無	環境基準の長期的評価による日平均値が0.10mg/m ³ を超えた日数
			日	mg/m ³	時間	日	mg/m ³	mg/m ³	有×・無○	日
一般局	むつ市	苫生小学校	362	0.008	0	0	0.129	0.025	○	0

注：1. 「環境基準の長期的評価による日平均値が0.10mg/m³を超えた日数」とは、日平均値の高い方から2%の範囲の日平均値を除外した後の日平均値のうち0.10mg/m³を超えた日数である。ただし、日平均値が0.10mg/m³を超えた日が2日以上連続した延日数のうち、2%除外該当日に入っている日数分については除外しない。

2. 環境基準とその評価

環境基準：日平均値が0.10mg/m³以下であり、かつ、1時間値が0.20mg/m³以下であること。

環境基準の短期的評価：日平均値が0.10mg/m³以下であり、かつ、1時間値が0.20mg/m³以下であること。

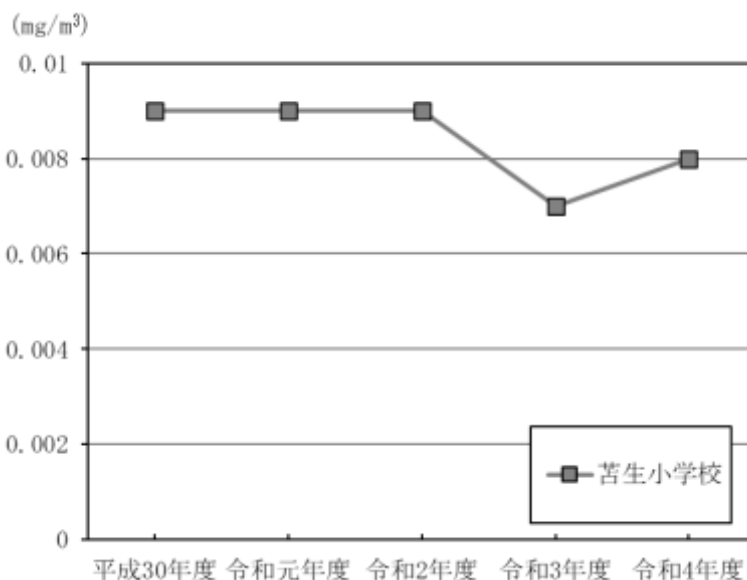
環境基準の長期的評価：日平均値の年間2%除外値が0.10mg/m³以下であること。ただし、1日平均値が0.10mg/m³を超えた日が2日以上連続しないこと。

〔環境白書 令和5年版〕（青森県、令和5年）より作成

表3.1-11 浮遊粒子状物質の年平均値の経年変化

区分	市	測定局	年平均値 (mg/m ³)				
			平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
一般局	むつ市	苫生小学校	0.009	0.009	0.009	0.007	0.008

〔環境白書 令和5年版〕（青森県、令和5年）より作成



〔環境白書 令和5年版〕（青森県、令和5年）より作成

図3.1-6 浮遊粒子状物質の年平均値の経年変化

(4) 大気汚染に係る苦情の発生状況

大気汚染に係る公害苦情受理件数は、「青森県統計年鑑-2023年（令和5年）」（青森県、令和5年）によると、令和3年度はむつ市で5件、佐井村、大間町、下北地域県民局環境管理部はともに0件である。

3. 騒音の状況

(1) 環境騒音の状況

対象事業実施区域及びその周囲における環境騒音の状況について、青森県、佐井村、むつ市及び大間町が公表する測定結果はない。

(2) 自動車騒音の状況

対象事業実施区域及びその周囲における自動車騒音の状況について、青森県、佐井村、むつ市及び大間町が公表する測定結果はない。

(3) 騒音に係る苦情の発生状況

騒音に係る公害苦情受理件数は、「青森県統計年鑑-2023年（令和5年）」（青森県、令和5年）によると、令和3年度はむつ市で4件、佐井村、大間町、下北地域県民局環境管理部はともに0件である。

4. 振動の状況

(1) 環境振動の状況

対象事業実施区域及びその周囲における環境振動の状況について、青森県、佐井村、むつ市及び大間町が公表する測定結果はない。

(2) 道路交通振動の状況

対象事業実施区域及びその周囲における道路交通振動の状況について、青森県、佐井村、むつ市及び大間町が公表する測定結果はない。

(3) 振動に係る苦情の発生状況

振動に係る公害苦情受理件数は、「青森県統計年鑑-2023年（令和5年）」（青森県、令和5年）によると、令和3年度は佐井村、むつ市、大間町、下北地域県民局環境管理部はともに0件である。

3.1.2 水環境の状況

1. 水象の状況

(1) 河川

対象事業実施区域及びその周囲の主要な河川の状況は図 3.1-7 のとおりである。対象事業実施区域及びその周囲に古佐井川水系の二級河川である古佐井川、大佐井川水域の二級河川である大佐井川等が流れている。

(2) 湖沼

対象事業実施区域及びその周囲に湖沼はない。

(3) 海域

対象事業実施区域及びその周囲の海域の状況は図 3.1-7 のとおりであり、対象事業実施区域の周囲に津軽海峡がある。

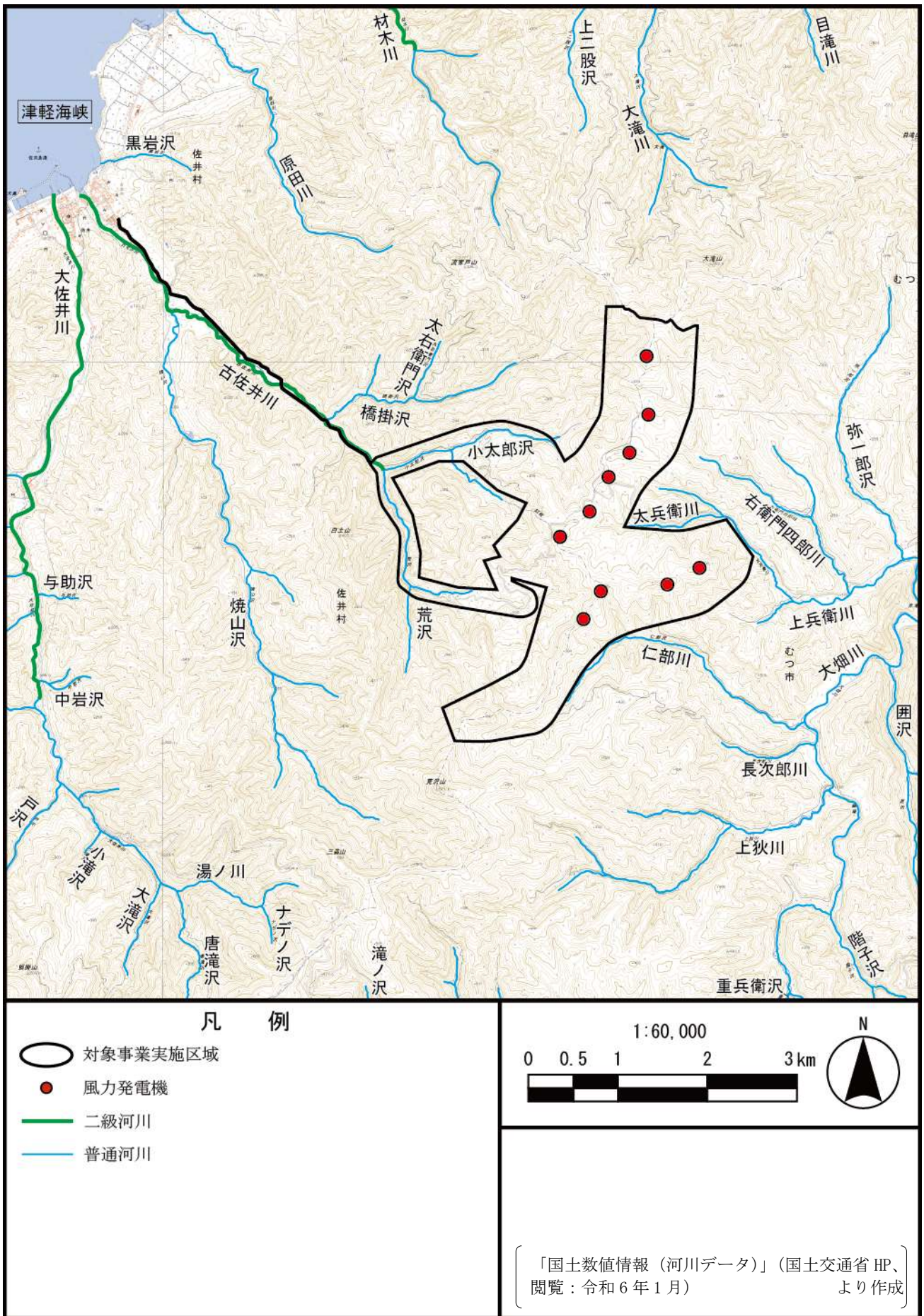


図 3.1-7 主要な河川及び海域の状況

2. 水質の状況

(1) 河川

「令和3年度公共用水域及び地下水の水質測定結果」（青森県、令和5年）によると、令和3年度は青森県で、63河川116地点において水質調査を実施している。生物化学的酸素要求量（BOD）の環境基準達成状況は、類型指定している56水域のうち55水域で環境基準を達成し、達成率は98.2%である。

対象事業実施区域及びその周囲における水質の状況として、古佐井川の古佐井橋で水質測定が実施されている。令和3年度の測定結果は表3.1-12、測定地点は図3.1-8のとおりであり、大腸菌群数について環境基準を達成していない。

表3.1-12(1) 河川の水質測定結果（生活環境項目、令和3年度）

水域名		古佐井川				環境基準 A 類型 (河川)
地点名		古佐井橋				
類型		A				
測定項目	単位	最小値	最大値	m	n	
水素イオン濃度 (pH)	—	7.2	7.7	0	4	6.5 以上 8.5 以下
溶存酸素量 (DO)	mg/L	10	12	0	4	7.5 以上
生物化学的酸素要求量 (BOD)	mg/L	<0.5	0.8	0	4	2 以下
浮遊物質 (SS)	mg/L	1	19	0	4	25 以下
大腸菌群数	MPN/ 100mL	70	3,300	3	4	1,000 以下

注：1. 「—」は、該当がないことを示す。

2. 「m」は環境基準値を超える検体数、「n」は総検体数を示す。

3. 「<」は、定量下限値未満であることを示す。

〔令和3年度公共用水域及び地下水の水質測定結果』（青森県、令和5年）より作成〕

表3.1-12(2) 河川の水質測定結果（全窒素・全燐、令和3年度）

水域名		古佐井川			
地点名		古佐井橋			
測定項目	単位	最小	最大	m	n
全窒素	mg/L	0.25	0.26	—	2
全燐	mg/L	0.009	0.019	—	2

注：1. 「—」は、該当がないことを示す。

2. 「m」は環境基準値を超える検体数、「n」は総検体数を示す。

〔令和3年度公共用水域及び地下水の水質測定結果』（青森県、令和5年）より作成〕

表3.1-12(3) 河川の水質測定結果（水生生物保全項目、令和3年度）

水域名		古佐井川				環境基準 生物 A 類型
地点名		古佐井橋				
類型区分		生物 A				
測定項目	単位	最小	最大	m	n	
全亜鉛	mg/L	0.002	0.002	0	1	0.03mg/L 以下
ノニルフェノール	mg/L	<0.00006	<0.00006	0	1	0.001mg/L 以下
LAS	mg/L	<0.0006	<0.0006	0	1	0.03mg/L 以下

注：1. 「m」は環境基準値を超える検体数、「n」は総検体数を示す。

2. 「<」は、定量下限値未満であることを示す。

〔令和3年度公共用水域及び地下水の水質測定結果』（青森県、令和5年）より作成〕

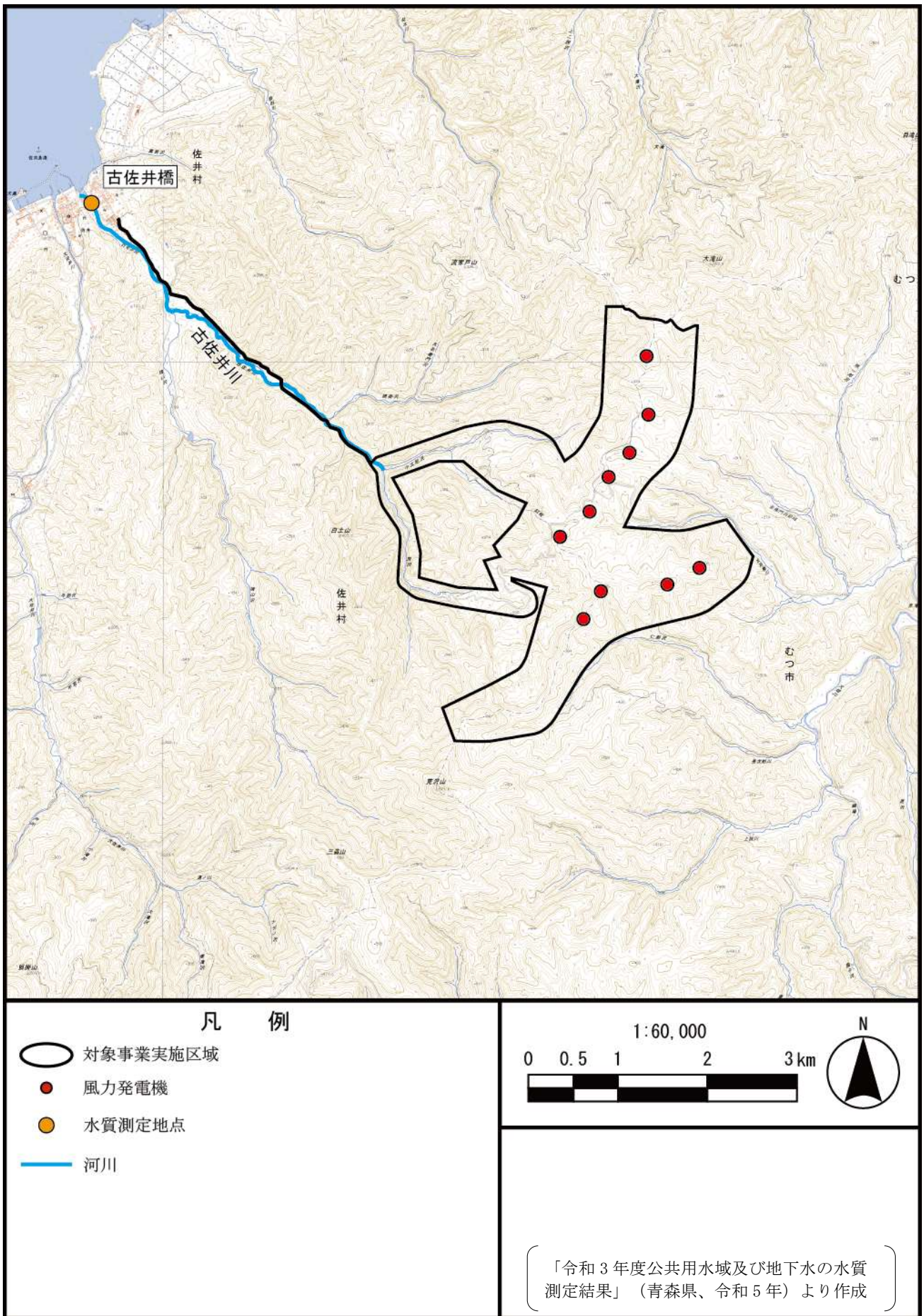


図 3.1-8 公共用水域の水質測定位置

(2) 海域

「令和3年度公共用水域及び地下水の水質測定結果」（青森県、令和5年）によると、令和3年度は青森県で、8海域において水質調査を実施している。

化学的酸素要求量（COD）の環境基準達成状況は、類型指定している28水域のうち27水域で環境基準を達成し、達成率は96.4%である。

なお、対象事業実施区域及びその周囲において、海域の水質調査は実施されていない。

(3) 地下水の水質

「令和3年度公共用水域及び地下水の水質測定結果」（青森県、令和5年）によると、令和3年度は青森県で、概況調査が19井、汚染井戸周辺地区調査が15井、継続監視調査が108井で実施されている。

なお、対象事業実施区域及びその周囲において、地下水の水質調査は実施されていない。

(4) 水質に係る苦情の発生状況

水質汚濁に係る公害苦情受理件数は、「青森県統計年鑑-2023年（令和5年）」（青森県、令和5年）によると、令和3年度はむつ市で5件、佐井村、大間町、下北地域県民局環境管理部はともに0件である。

3. 水底の底質の状況

「令和3年度公共用水域及び地下水の水質測定結果」（青森県、令和5年）によると、令和3年度は青森県で、17水域32地点において公共用水域の底質の測定が実施されている。

なお、対象事業実施区域及びその周囲において底質の測定は実施されていない。

「令和4年度ダイオキシン類環境調査結果について」（青森県HP、閲覧：令和6年1月）によると、青森県では「ダイオキシン類対策特別措置法」（平成11年法律第105号、最終改正：令和4年6月17日）第27条第1項の規定に基づき、令和4年度は公共用水域の底質のダイオキシン類について、河川14地点、湖沼3地点、海域2地点の計19地点で調査が実施され、すべての地点で環境基準を達成している。

なお、対象事業実施区域及びその周囲において、底質のダイオキシン類の調査は実施されていない。

3.1.3 土壌及び地盤の状況

1. 土壌の状況

(1) 土壌

対象事業実施区域及びその周囲における土壌の状況は図 3.1-9 のとおりである。対象事業実施区域は主に乾性褐色森林土壌、湿性褐色森林土壌、乾性ポドゾル化土壌からなっている。

(2) 土壌汚染

「土壌汚染対策法に基づく要措置区域・形質変更時要届出区域（令和 6 年 1 月 4 日現在）」（環境省 HP、閲覧：令和 6 年 1 月）によると、対象事業実施区域及びその周囲には、「土壌汚染対策法」（平成 14 年法律第 53 号、最終改正：令和 4 年 6 月 17 日）に基づく要措置区域及び形質変更時要届出区域の指定はない。

(3) 土壌汚染に係る苦情の発生状況

土壌汚染に係る公害苦情受理件数は、「青森県統計年鑑-2023 年（令和 5 年）」（青森県、令和 5 年）によると、令和 3 年度はむつ市で 3 件、佐井村、大間町、下北地域県民局環境管理部はともに 0 件である。

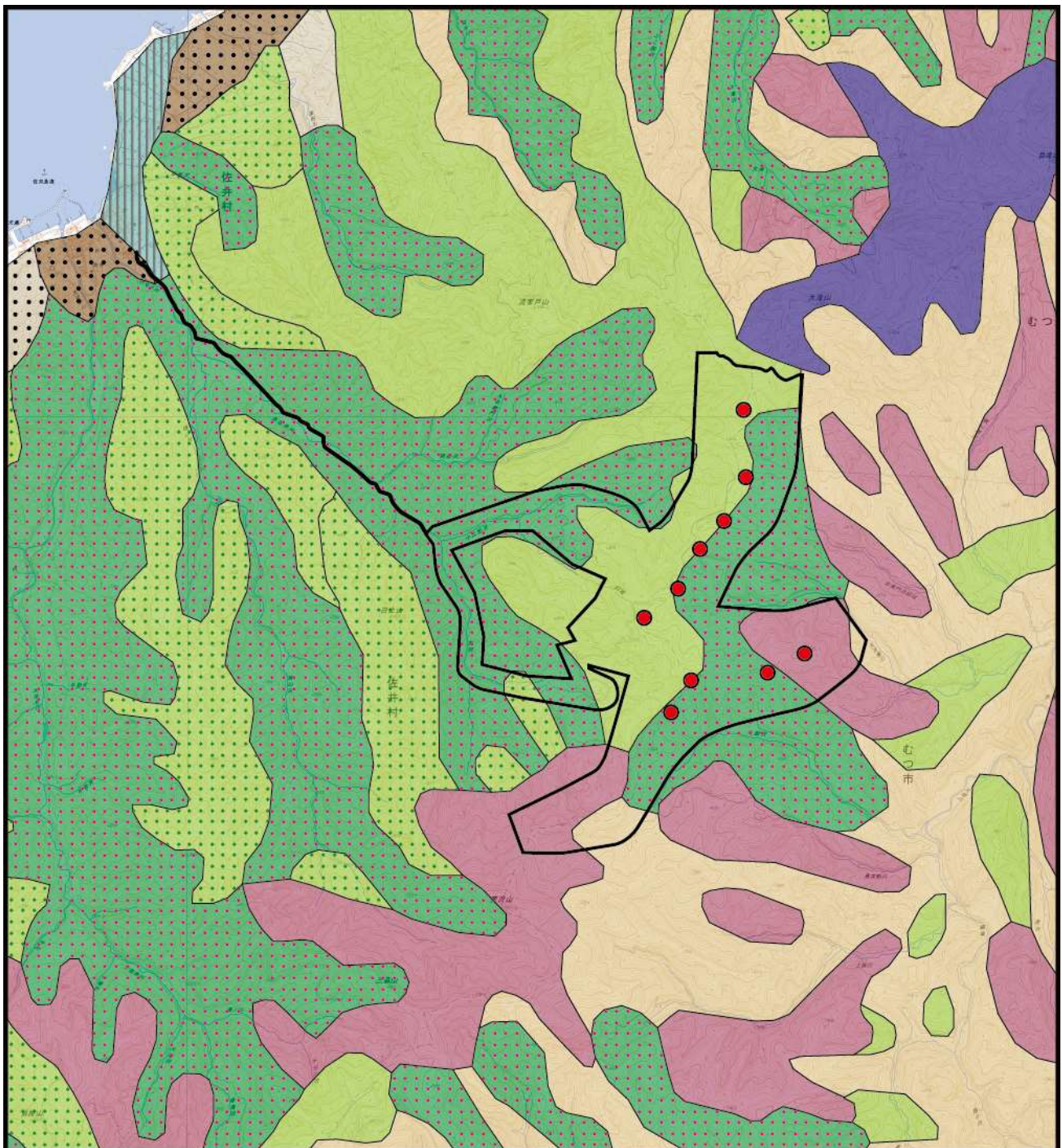
2. 地盤の状況

(1) 地盤沈下の状況

「令和 3 年度 全国の地盤沈下地域の概況」（環境省、令和 5 年）によると、対象事業実施区域及びその周囲では地盤沈下は確認されていない。

(2) 地盤沈下に係る苦情の発生状況

地盤沈下に係る公害苦情受理件数は、「青森県統計年鑑-2023 年（令和 5 年）」（青森県、令和 5 年）によると、令和 3 年度は佐井村、むつ市、大間町、下北地域県民局環境管理部はともに 0 件である。



凡 例

- 対象事業実施区域
- 風力発電機
- 岩石地
 - 岩石地
- 岩屑土壌
 - 岩屑性土壌
- 黒ボク土壌
 - 淡色黒ボク土壌
- 褐色森林土壌
 - 乾性褐色森林土壌
 - 褐色森林土壌
 - 湿性褐色森林土壌
 - 乾性褐色森林土壌 (黄褐色系)
- ポドゾル
 - 乾性ポドゾル化土壌
 - 湿性ポドゾル化土壌
- グライ土壌
 - 細粒グライ土壌

1:60,000

0 0.5 1 2 3 km



「20 万分の 1 土地分類基本調査 (土壌図) 青森県」(国土交通省 HP、閲覧：令和 6 年 1 月)より作成

図 3.1-9 土壌図

3.1.4 地形及び地質の状況

1. 地形の状況

対象事業実施区域及びその周囲における地形の状況は図 3.1-10 のとおりであり、対象事業実施区域はほぼ全域が山地の小起伏山地からなっている。

対象事業実施区域及びその周囲における典型地形は、表 3.1-13 及び図 3.1-11 のとおりであり、対象事業実施区域の周囲には峡谷の「薬研峡谷」等が分布している。

対象事業実施区域及びその周囲における自然景観資源の分布は、表 3.1-14 及び図 3.1-12 のとおりであり、対象事業実施区域の周囲には「赤滝」、「大間段丘」等がある。

表 3.1-13 典型地形の状況

地形項目		名称	備考
火山の活動による地形	カルデラ	宇曾利山湖	恐山。下北半島国立公園。
	カルデラ湖・火口原湖		
	火山岩類	縫道石山	下北半島国立公園
地質を反映した地形	柱状節理・板状節理	願掛岩	下北半島国立公園
海の作用による地形	海成段丘	大間平	下北半島国立公園
	海食崖	仏ヶ浦	下北半島国立公園
		焼山崎	下北半島国立公園
	岩礁	焼山崎	下北半島国立公園
河川の作用による地形	峡谷	薬研峡谷	下北半島国立公園
	ナメ・淵	糸魚淵	大畑川。下北半島国立公園。

〔「日本の典型地形」(財団法人日本地図センター、平成 11 年)より作成〕

表 3.1-14 自然景観資源の状況

区分	名称
火山群	燧岳火山
	恐山火山
火山	むつ燧岳
	朝日奈岳
	鶏頭山
	円山
	大尽山
噴泉	奥薬研温泉
断崖・岩壁	屏風立石
岩峰・岩柱	縫道石山
峡谷・溪谷	薬研溪流
	川内川溪流
滝	赤滝
湖沼	宇曾利山湖
海成段丘	大間段丘
	むつ段丘
断層海岸	長浜、仏ヶ浦海岸
海食崖	長浜、仏ヶ浦焼山崎海岸
	仏ヶ浦
節理	願掛岩

〔「第3回自然環境保全基礎調査 自然環境情報図」(環境庁、平成元年)より作成〕

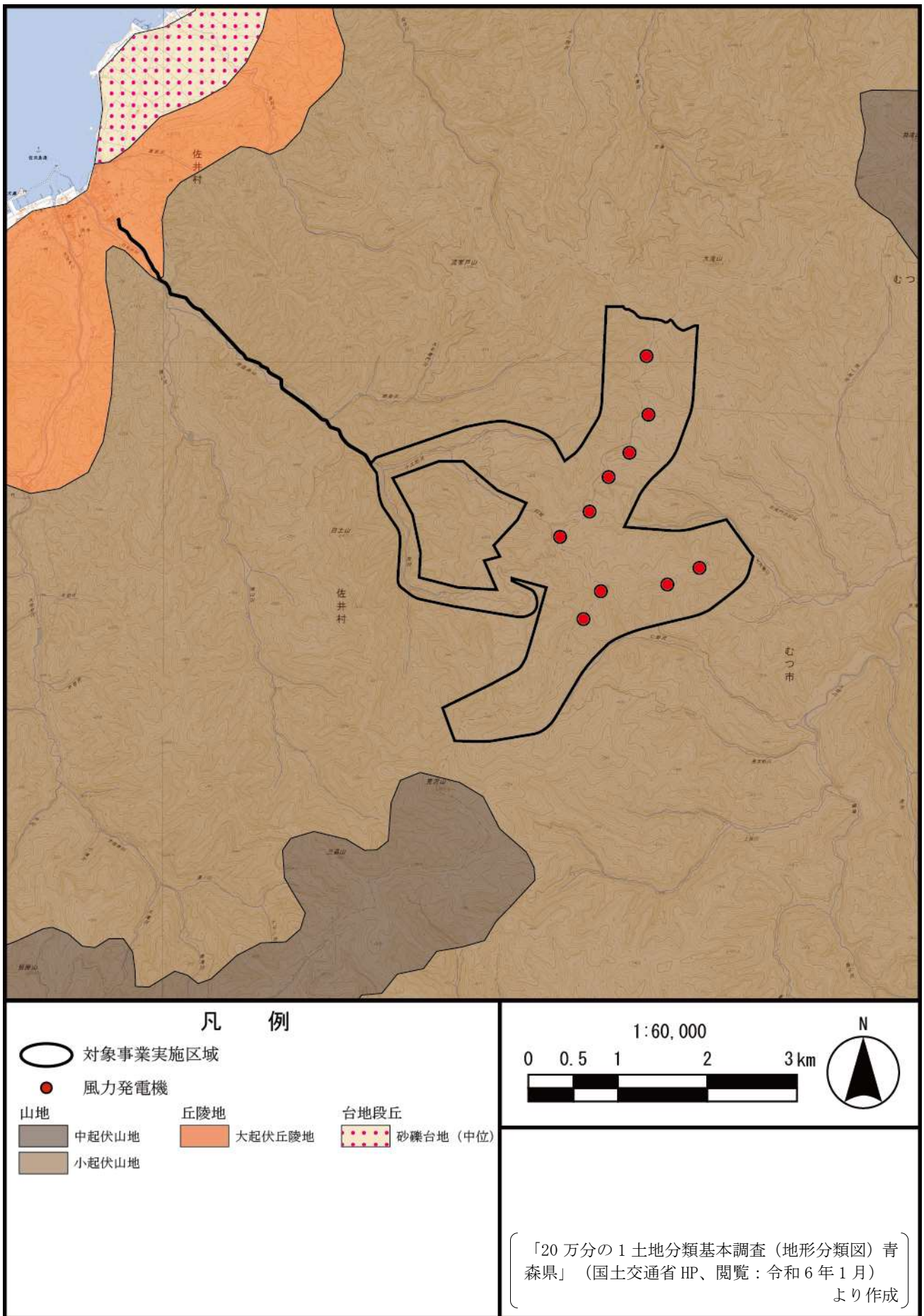


図 3.1-10 地形分類図

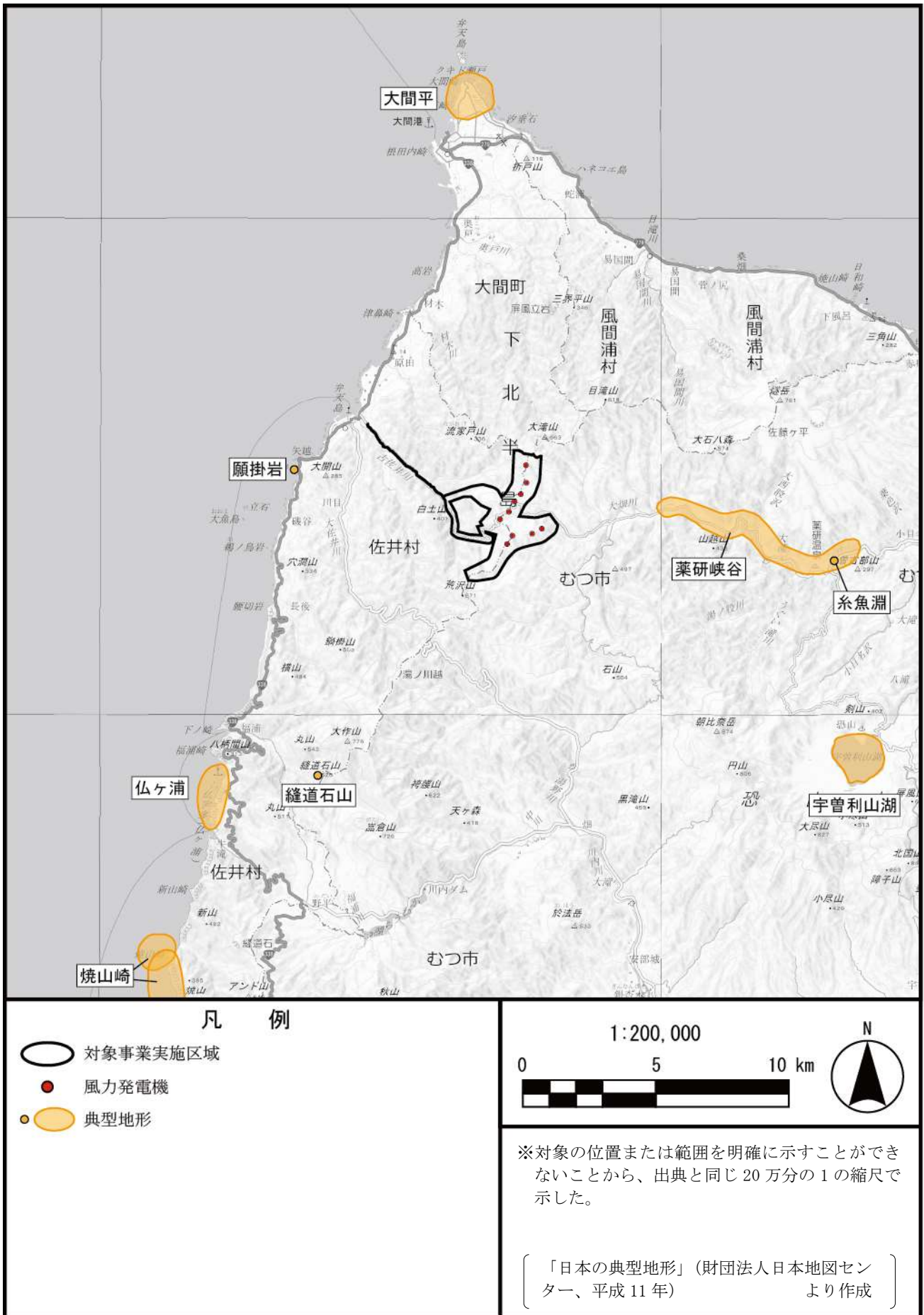


図 3.1-11 典型地形の状況

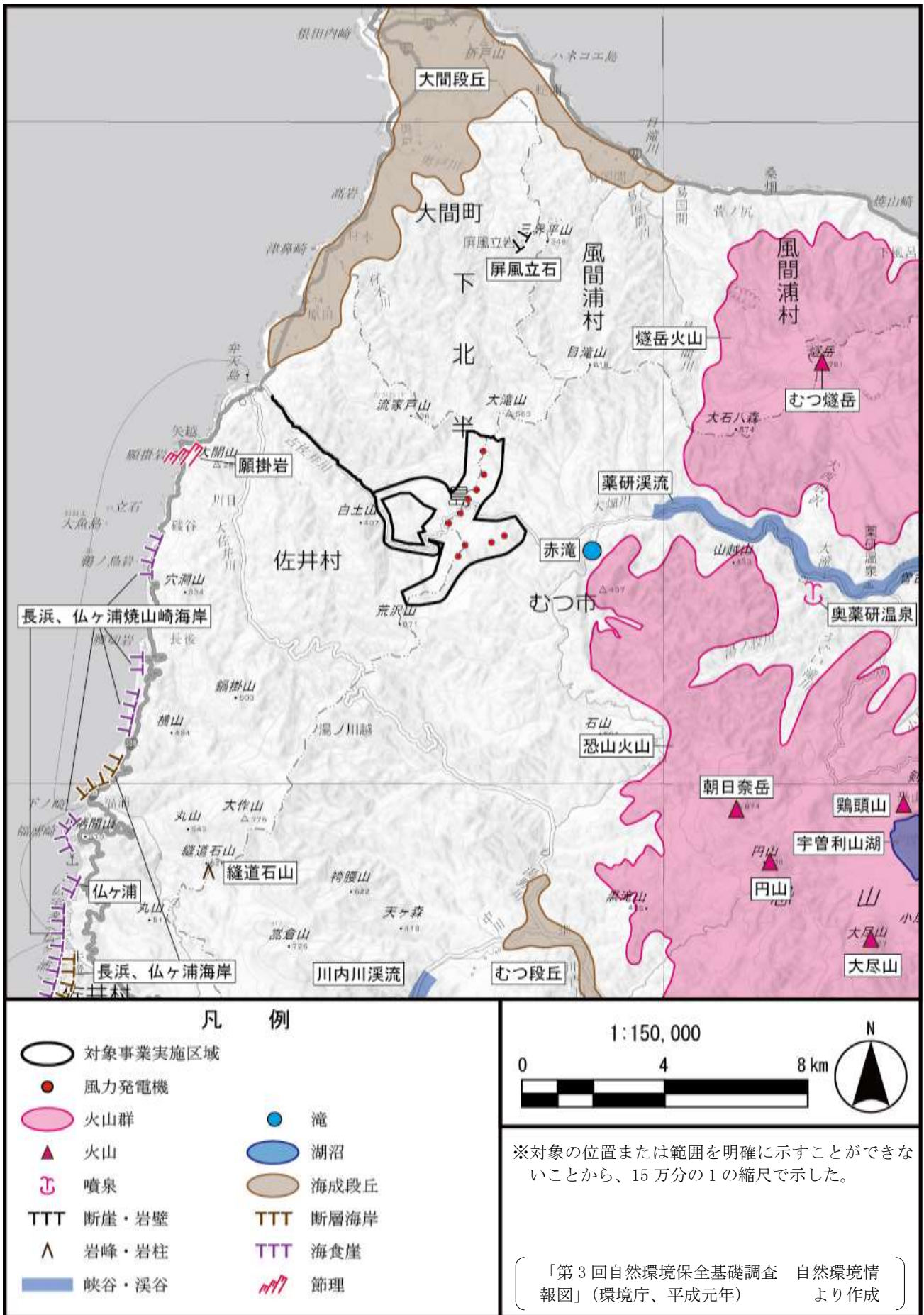


図 3.1-12 自然景観資源の状況

2. 地質の状況

対象事業実施区域及びその周囲における表層地質の状況は図 3.1-13 のとおりである。対象事業実施区域は主に火山性岩石の流紋岩、安山岩質集塊岩が分布している。

3. 重要な地形・地質

対象事業実施区域及びその周囲における重要な地形・地質として、以下を対象として抽出した。

- ・「日本の地形レッドデータブック第 1、2 集」（日本の地形レッドデータブック作成委員会、平成 12、14 年）に掲載されている地形。
- ・「文化財保護法」（昭和 25 年法律第 214 号、最終改正：令和 4 年 6 月 17 日）に定める史跡、名勝、天然記念物のうち地形及び地質。

対象事業実施区域及びその周囲には、「日本の地形レッドデータブック第 1、2 集」（日本の地形レッドデータブック作成委員会、平成 12、14 年）に選定された地形はない。

対象事業実施区域及びその周囲には、「文化財保護法」（昭和 25 年法律第 214 号、最終改正：令和 4 年 6 月 17 日）により指定されている重要な地形及び地質はない。

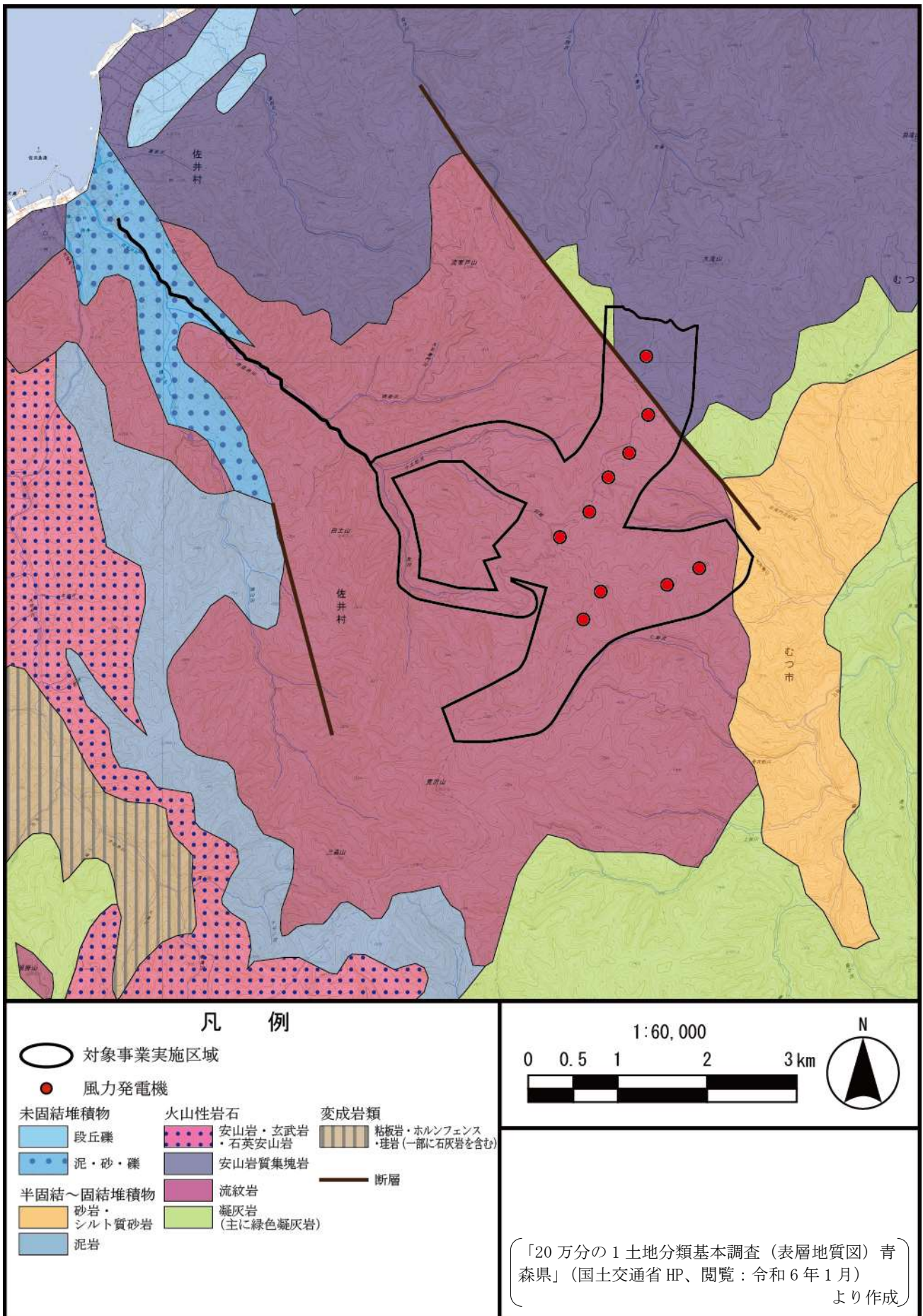


図 3.1-13 表層地質図

3.1.5 動植物の生息又は生育、植生及び生態系の状況

1. 動物の生息の状況

動物の生息の状況は、当該地域の自然特性を勘案し、対象事業実施区域及びその周囲を対象に、文献その他の資料により整理した。

対象事業実施区域及びその周囲における確認種を抽出した文献その他の資料による調査範囲は、表 3.1-15 及び図 3.1-14 のとおりである。

表 3.1-15(1) 文献その他の資料による調査範囲（動物）

文献その他の資料名	調査範囲	
「自然環境調査 Web-GIS 動物 第 2 回 (1978～1980)」（環境省自然環境局生物多様性センターHP、閲覧：令和 6 年 1 月）	対象事業実施区域及びその周囲が含まれる 2 次メッシュ ^{※1}	
「自然環境調査 Web-GIS 動物 第 3 回 (1983～1988)」（環境省自然環境局生物多様性センターHP、閲覧：令和 6 年 1 月）		
「自然環境調査 Web-GIS 動物 第 4 回 (1988～1993)」（環境省自然環境局生物多様性センターHP、閲覧：令和 6 年 1 月）		
「自然環境調査 Web-GIS 動物 第 5 回 (1993～1999)」（環境省自然環境局生物多様性センターHP、閲覧：令和 6 年 1 月）		
「自然環境調査 Web-GIS 動物 第 6 回 (1999～2005)」（環境省自然環境局生物多様性センターHP、閲覧：令和 6 年 1 月）	対象事業実施区域及びその周囲が含まれる 2 次メッシュ範囲と同等の 5km メッシュ	
「第 6 回自然環境保全基礎調査 種の多様性調査 鳥類繁殖分布調査報告書」（環境省、平成 16 年）	対象事業実施区域が含まれる 1/50,000 地形図「佐井」に相当する範囲	
「全国鳥類繁殖分布調査」（環境省 HP、閲覧：令和 6 年 1 月）		
「生物多様性情報システム ガンカモ類の生息調査」（環境省 HP、閲覧：令和 6 年 1 月）	対象事業実施区域及びその周囲	
「環境アセスメントデータベース コウモリ分布」（環境省 HP、閲覧：令和 6 年 1 月）		
「鳥類等に関する風力発電施設立地適正化のための手引き」（環境省、平成 23 年、平成 27 年修正版）	対象事業実施区域が含まれるメッシュ	
「環境省報道発表資料－希少猛禽類調査（イヌワシ・クマタカ）の結果について－」（環境省 HP、閲覧：令和 6 年 1 月）		
「環境アセスメントデータベース オオワシ・オジロワシ 2 次メッシュ情報（シェープファイル）平成 21 年度」（環境省 HP、閲覧：令和 6 年 1 月）		
「環境アセスメントデータベース 全国環境情報」（環境省 HP、閲覧：令和 6 年 1 月）		
「環境アセスメントデータベース センシティビティマップ」（環境省 HP、閲覧：令和 6 年 1 月）		
「日本の希少な野生水生生物に関するデータブック」（水産庁、平成 10 年）		むつ市、大間町、佐井村
「青森県の希少な野生生物－青森県レッドデータブック（2020 年版）－」（青森県、令和 2 年）		対象事業実施区域及びその周囲を示す地名及びむつ市、大間町、佐井村 ^{※2、※3}
「下北丘陵の自然」（青森県立郷土館、平成 13 年）		
「市町村別鳥獣生息状況調査報告書」（青森県自然保護課、平成元年）		
「青森県の動物たち～哺乳類のはなし～」（東奥日報社、昭和 60 年）		
「青森の野鳥」（日本野鳥の会 青森県支部/弘前支部、平成 13 年）		
「青森の蝶たち」（津軽昆虫同好会、昭和 61 年）		
「青森県下北半島の蝶相」（高橋耕司、昭和 63 年）		
「IMPORTANT BIRD AREAS IN JAPAN 翼が結ぶ重要生息地ネットワーク」（日本野鳥の会 HP、閲覧：令和 6 年 1 月）	下北半島北部沿岸	
「青森県の淡水魚類相について」（淡水魚保護協会、昭和 60 年）	大佐井川、古佐井川、大畑川 ^{※3}	
「東北地方におけるヨシノボリ 4 型の分布」（横須賀市自然博物館、昭和 59 年）		
「下北半島における両側回遊性ハゼ科及びカジカ科魚類 7 種の分布」（青森自然誌研究会、平成 24 年）		
「日本の哺乳類 改訂 2 版」（東海大学出版会、平成 20 年）	むつ市、大間町、佐井村	
「むつ市史 自然編」（むつ市史編さん委員会、平成元年）	むつ市	
「大間町史」（大間町、平成 9 年）	大間町	
「佐井村誌 上巻」（佐井村、昭和 46 年）	佐井村	

表 3.1-15(2) 文献その他の資料による調査範囲（動物）

文献その他の資料名	調査範囲
「識別図鑑 日本のコウモリ」（文一総合出版、令和5年）	対象事業実施区域及びその 周囲
「青森県におけるチチブコウモリ <i>Barbastella darjeringensis</i> の初記録」（峰下ら、平成29年）	佐井村
有識者ヒアリングによる追加（実施：令和6年2月）	対象事業実施区域及びその 周囲

注：表中の※については、以下のとおりである。

- ※1：2次メッシュは、国土地理院発行の1/25,000の地形図の図郭割の範囲に相当する。対象事業実施区域及びその周囲が含まれる2次メッシュ「624006 長後」、「624007 白土山」、「624016 佐井」、「624017 奥戸」を抽出した。
- ※2：掲載されている分布地域にむつ市大畑、大間町奥戸、佐井村佐井等の詳細な地名が記載されている場合は詳細な地名を優先して抽出し、詳細な地名が記載されておらずむつ市、大間町、佐井村等の市町村のみでの記載の場合は市町村で抽出した。
- ※3：汽水域、沿岸域等明らかに対象事業実施区域の環境と生息域が異なるものについては除外した。

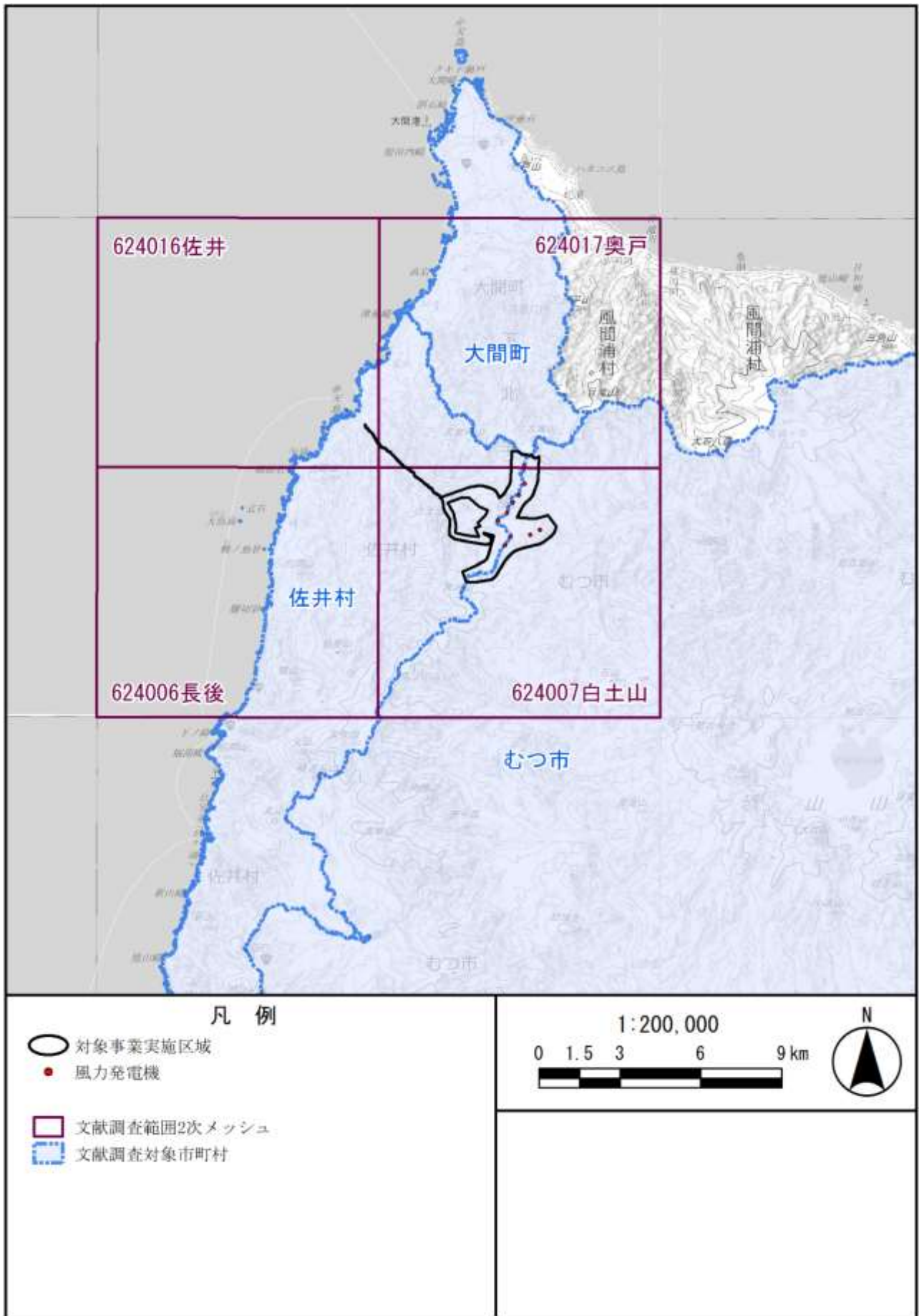


図 3.1-14 文献その他の資料調査の範囲（動物）

(1) 動物相の概要

対象事業実施区域及びその周囲の動物相の概要は表 3.1-16 のとおりであり、哺乳類 51 種、鳥類 253 種、爬虫類 2 種、両生類 9 種、昆虫類 115 種、魚類 16 種、昆虫類以外の無脊椎動物 17 種の合計 463 種が確認されている。

表 3.1-16 動物相の概要

分類	主な確認種
哺乳類	ジネズミ、ヒメヒミズ、キクガシラコウモリ、コヤマコウモリ、ヒナコウモリ、テングコウモリ、オヒキコウモリ、ニホンザル、ノウサギ、ニホンリス、ムササビ、ヤマネ、ハタネズミ、アカネズミ、ツキノワグマ、タヌキ、キツネ、ニホンイタチ、カモンシカ等 (51 種)
鳥類	キジ、カルガモ、キジバト、ウミウ、アオサギ、カッコウ、アマツバメ、イカルチドリ、ウミネコ、ノスリ、イヌワシ、クマタカ、フクロウ、カワセミ、コゲラ、チョウゲンボウ、モズ、カケス、シジュウカラ、ヒバリ、ヒヨドリ、ウグイス、エナガ、メジロ、オオヨシキリ、ゴジュウカラ、ミソサザイ、カワガラス、クロツグミ、キビタキ、カワラヒワ、ホオジロ等 (253 種)
爬虫類	ニホンカナヘビ、ヤマカガシ (2 種)
両生類	トウホクサンショウウオ、ハコネサンショウウオ、アズマヒキガエル、ニホンアマガエル、タゴガエル、ヤマアカガエル、シュレーゲルアオガエル、モリアオガエル、カジカガエル (9 種)
昆虫類	ミヤマカワトンボ、ムカシヤンマ、コノシメトンボ、イチモンジセセリ、ルリシジミ、ベニシジミ、ウラキンシジミ、メスグロヒョウモン、キマダラモドキ、アサギマダラ、オナガアゲハ、スジグロシロチョウ、モンシロチョウ、セアカオサムシ、ニワハンミョウ、キバネニセハムシハナカミキリ、ハセガワトラカミキリ等 (115 種)
魚類	ドジョウ、アユ、アメマス、サクラマス、シマヨシノボリ、ウキゴリ、シマウキゴリ等 (16 種)
昆虫類以外の無脊椎動物	ヤマキサゴ、ウゼンゴマガイ、キセルガイモドキ、クリイロベッコウ、ウスカワマイマイ、ムツヒダリマキマイマイ、カワシンジュガイ等 (17 種)
合計	463 種

注：確認した文献その他の資料については表 3.1-15 のとおりである。

「環境アセスメントデータベース 全国環境情報」（環境省 HP、閲覧：令和 6 年 1 月）の「コウモリ分布」等によると、図 3.1-15 のとおり、対象事業実施区域には生息情報はなく、対象事業実施区域より 10km 以上離れた地域において、コキクガシラコウモリ、モモジロコウモリ、アブラコウモリ等の生息情報がある。

「生物多様性情報システム ガンカモ類の生息調査」（環境省 HP、閲覧：令和 6 年 1 月）では、ガン・カモ・ハクチョウ類の生息状況及び渡来傾向が掲載されており、対象事業実施区域及びその周囲では、図 3.1-16 に示す「佐井漁港」において調査が実施されている。表 3.1-17 のとおり、平成 25 年度から令和 4 年度の 10 年間の調査では、オオハクチョウ、コクガン、カルガモ、スズガモ、ウミアイサ等の 9 種が確認されている。

「鳥類等に関する風力発電施設立地適正化のための手引き」（環境省、平成 23 年、平成 27 年修正版）によると、図 3.1-17～図 3.1-19 のとおり、対象事業実施区域及びその周囲において、ノスリ（春季・秋季）、ハチクマ（春季）の渡り経路が確認されている。また、「平成 26 年度風力発電施設に係る渡り鳥・海ワシ類の情報整備委託業務報告書」（環境省、平成 27 年）によると、図 3.1-20 のとおり、対象事業実施区域及びその周囲において、ガン類・ハクチョウ類の渡り経路が確認されている。「環境アセスメントデータベース センシティブティマップ」（環境省 HP、閲覧：令和 6 年 1 月）によると、図 3.1-21～図 3.1-23 のとおり、日中の渡りルート（猛禽類）として、海ワシ類、ノスリ及びその他猛禽類の渡りルートが対象事業実施区域の周囲において確認されている。

「鳥類等に関する風力発電施設立地適正化のための手引き」（環境省、平成 23 年、平成 27 年修

正版)によると、イヌワシ及びクマタカの生息状況は、図 3.1-24 のとおり、対象事業実施区域を含むメッシュのうち、北側と南側のメッシュにおいてイヌワシ及びクマタカが生息確認となっている。また、同資料によると、図 3.1-25 のとおり、対象事業実施区域周辺を含むメッシュにおいて、オジロワシの冬季の生息が確認されている。

「環境アセスメントデータベース センシティブティマップ」(環境省 HP、閲覧:令和6年1月)による注意喚起レベルは、図 3.1-26 のとおり、対象事業実施区域を含むメッシュは、「重要種:イヌワシ、クマタカ」の生息地として「注意喚起レベル A3」になっている。注意喚起メッシュの作成方法は、『参考資料:「地理情報システム (GIS):センシティブティマップについて」』のとおりである。

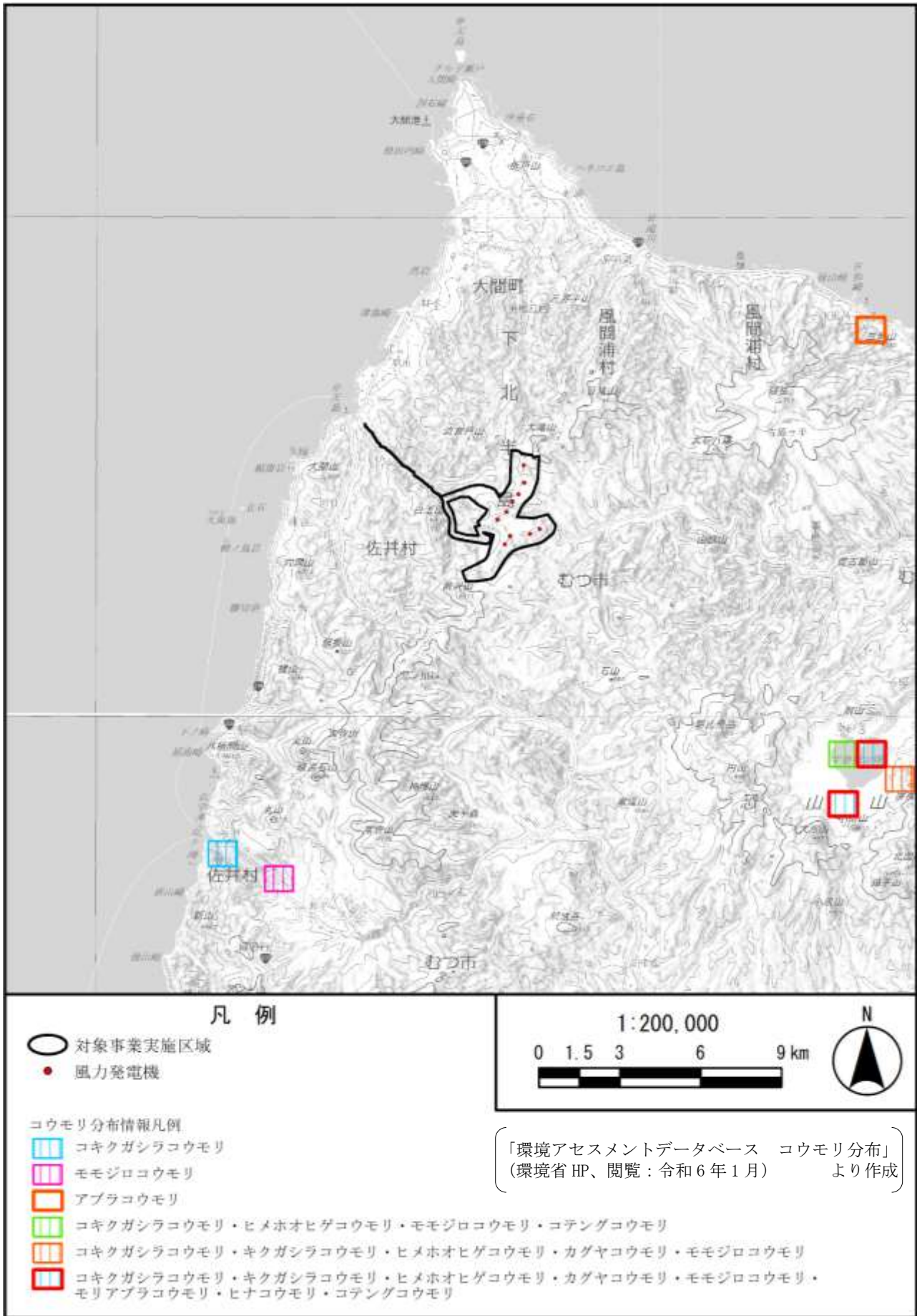


図 3.1-15 コウモリの分布状況

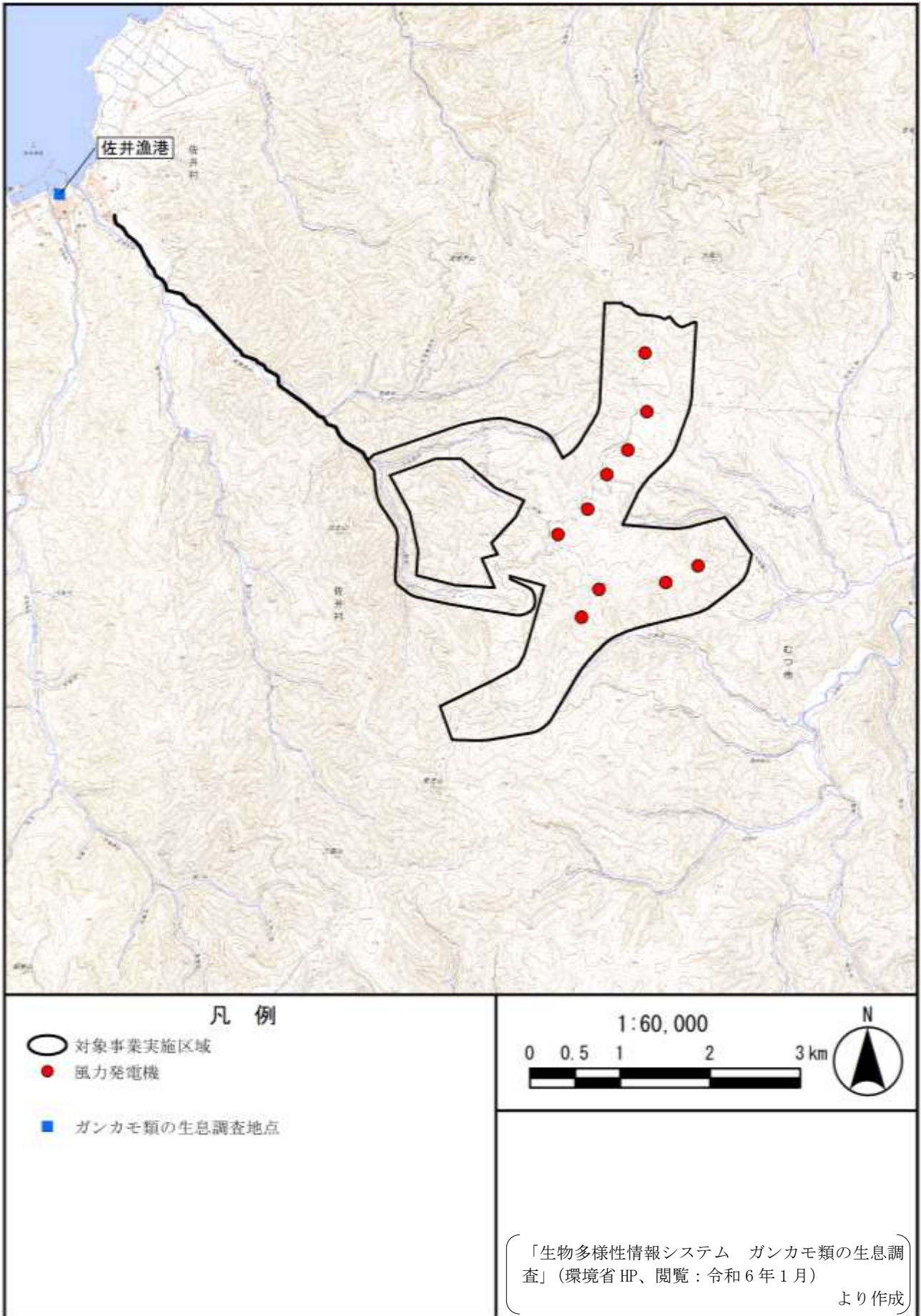


図 3.1-16 ガン・カモ・ハクチョウ類調査地点

表 3.1-17 ガン・カモ・ハクチョウ類の生息状況

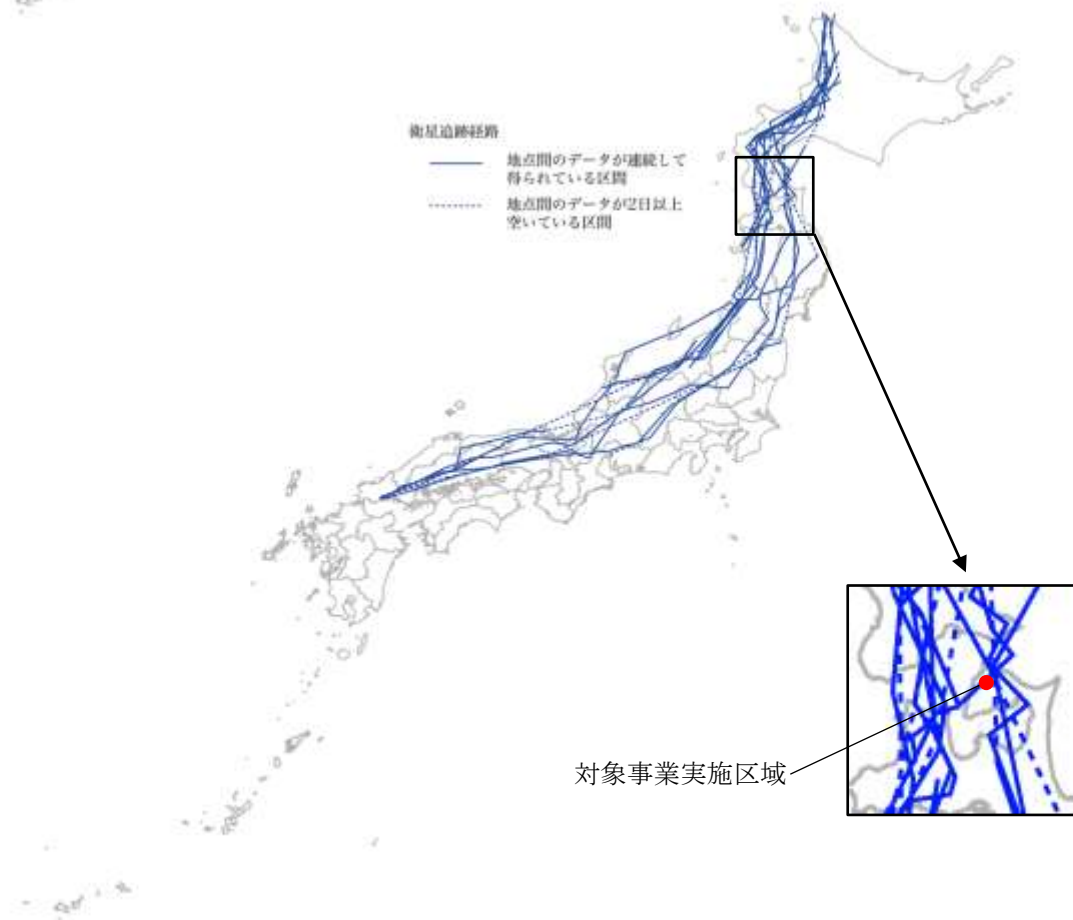
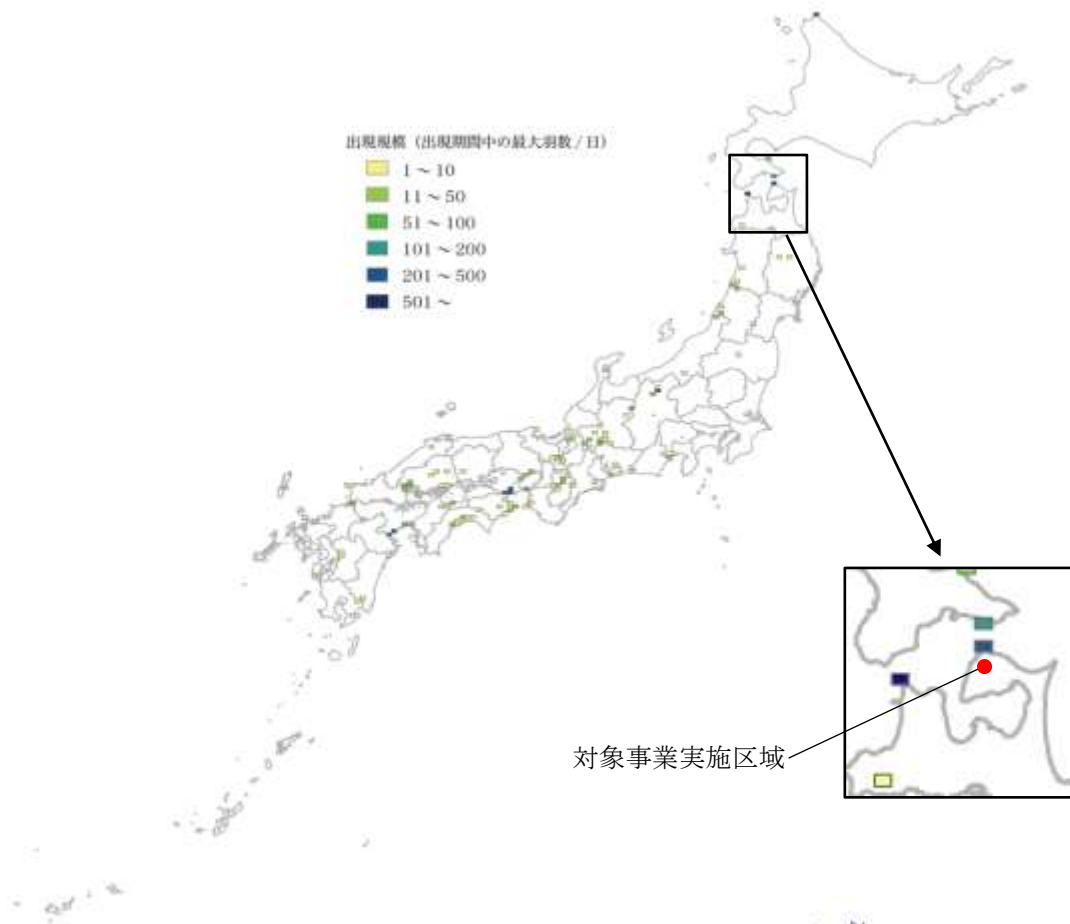
(単位：個体)

調査地点名	調査年度	オオハクチョウ	コクガン	マガモ	カルガモ	ヒドリガモ	スズガモ	シノリガモ	ホオジロガモ	ウミアイサ	カモ類種不明
佐井漁港	平成 25 年度	20		24	8						
	平成 26 年度	14	12					6			
	平成 27 年度	22		25	12		3			4	
	平成 28 年度	12	20	54	20		16	14		8	
	平成 29 年度	13			2			2		3	
	平成 30 年度	17					15			6	1
	令和元年度	5			25		12	8		3	
	令和 2 年度	7		8			16	5		1	
	令和 3 年度	11	6		6	1			2	4	
	令和 4 年度	17			8				5		2

注：1. 調査は各年度 1 月に行われている。

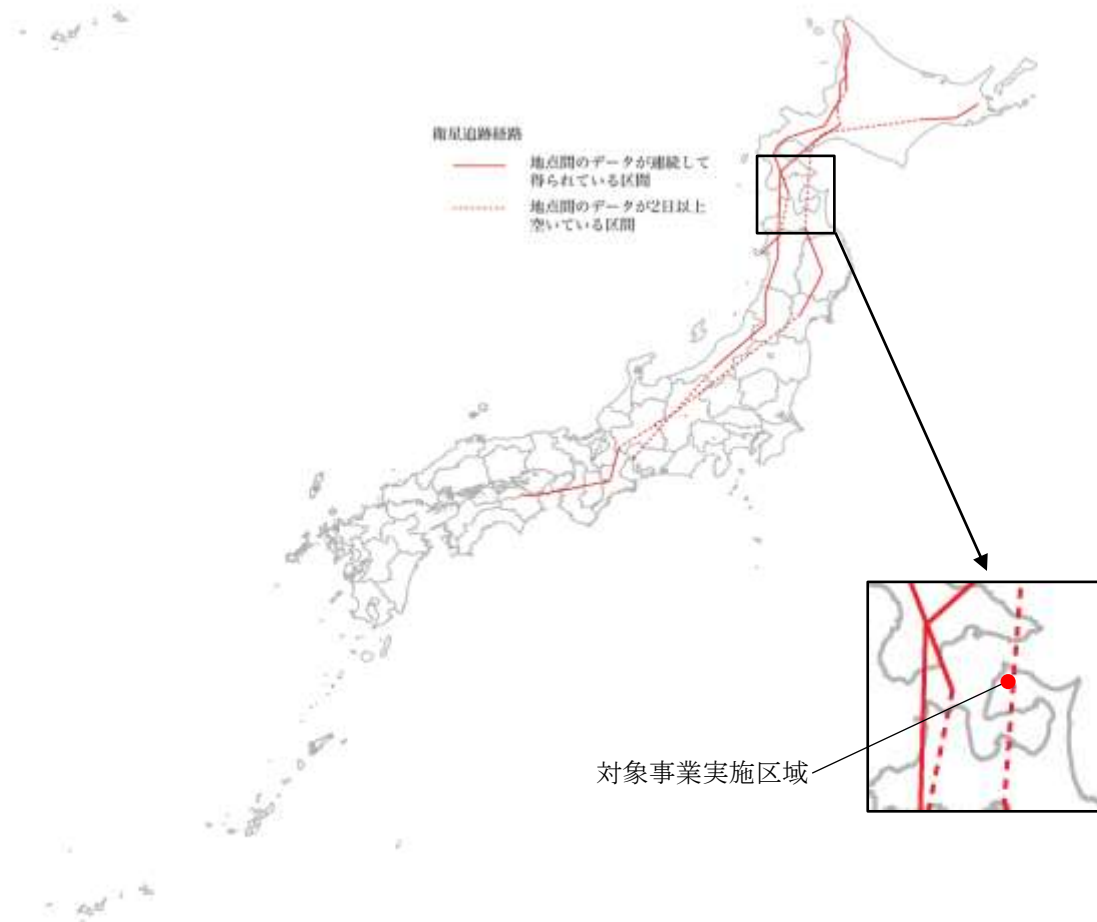
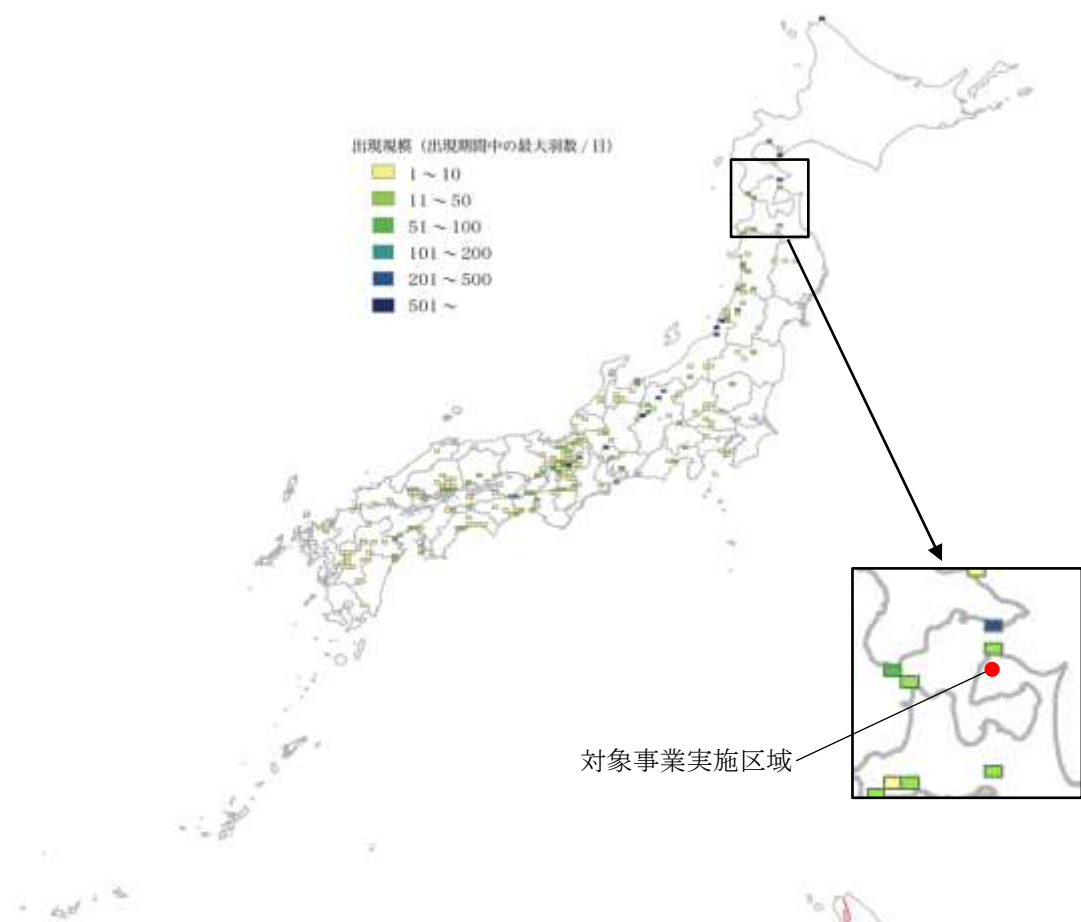
2. 調査対象種のうち、確認されていない種については割愛した。

〔「生物多様性情報システム ガンカモ類の生息調査」(環境省 HP、閲覧：令和 6 年 1 月)より作成〕



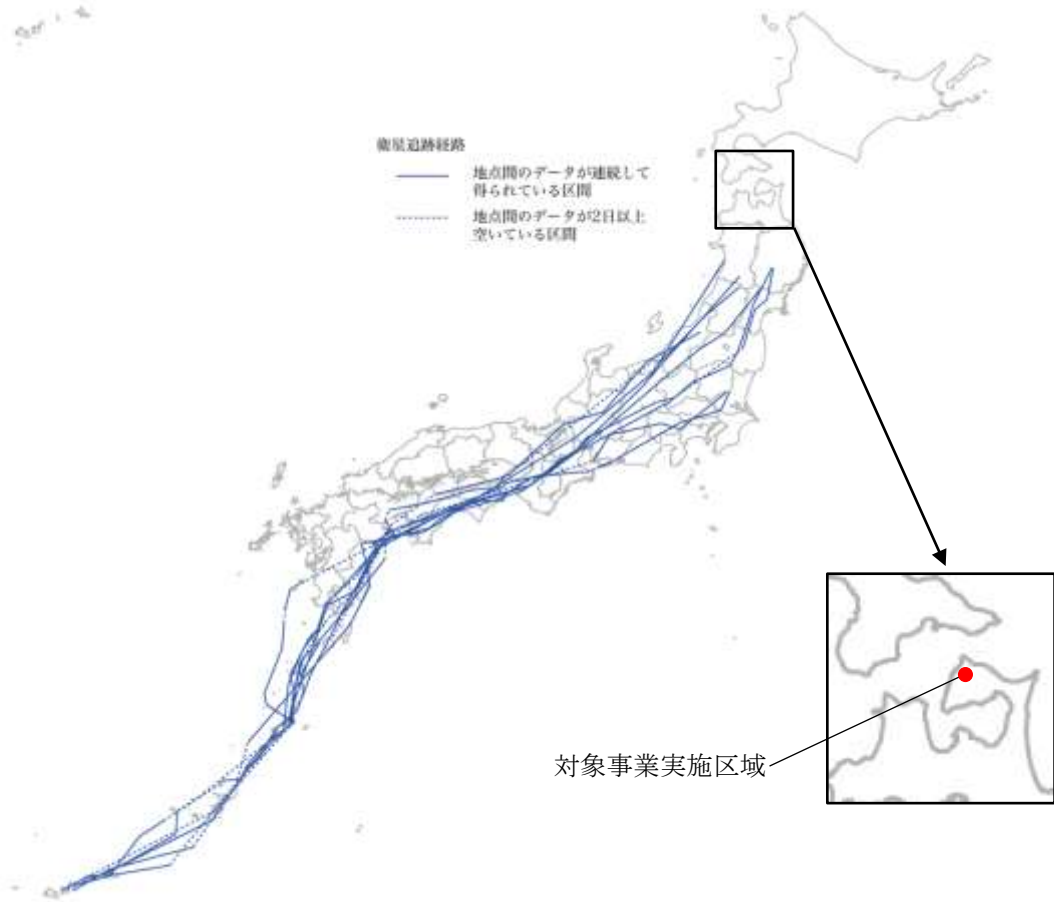
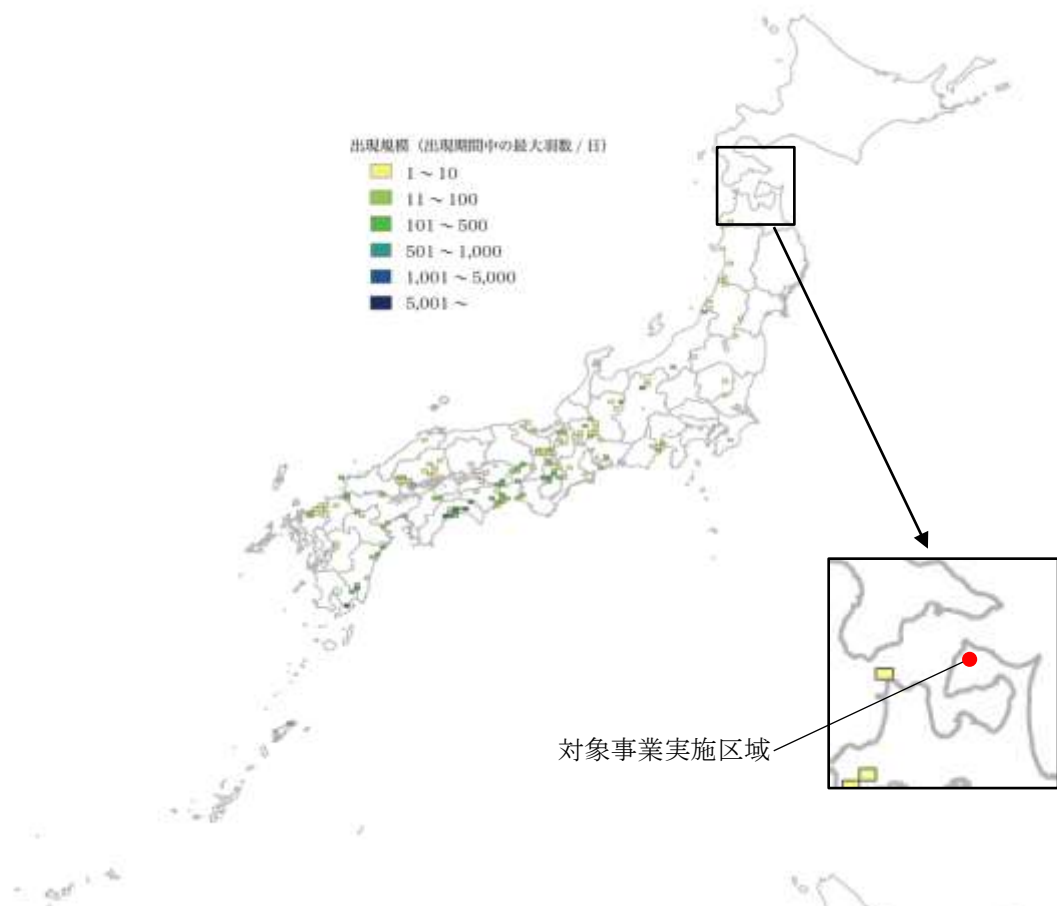
〔「鳥類等に関する風力発電施設立地適正化のための手引き」（環境省、平成 23 年、平成 27 年修正版）より作成〕

図 3.1-17(1) ノスリの渡り経路（春季）



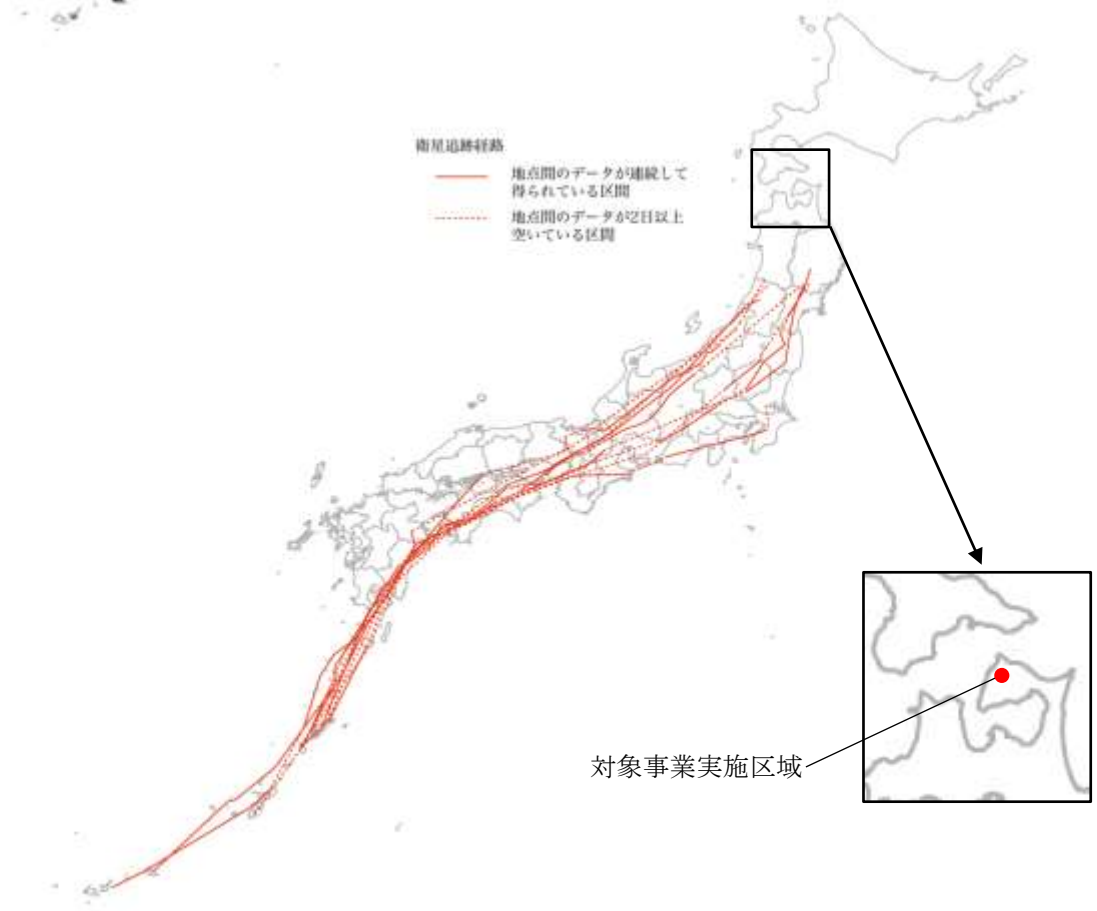
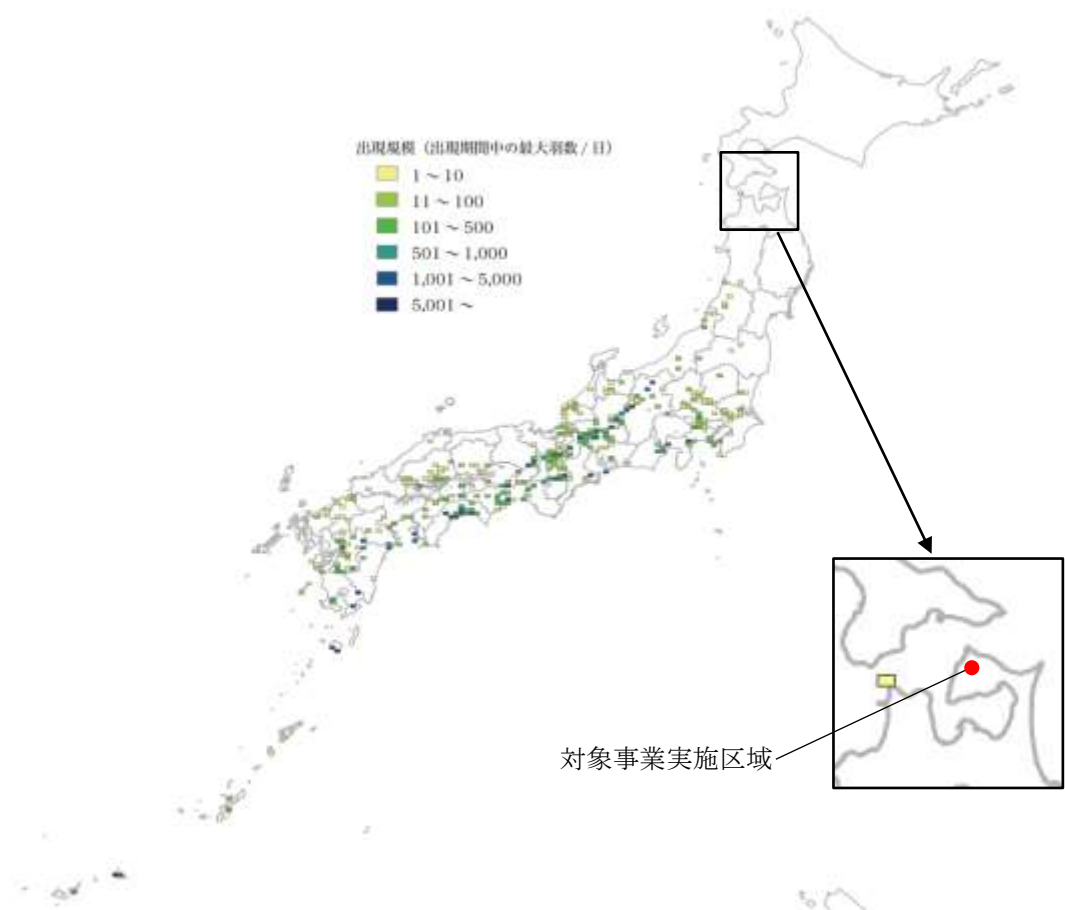
〔「鳥類等に関する風力発電施設立地適正化のための手引き」（環境省、平成 23 年、平成 27 年修正版）より作成〕

図 3.1-17(2) ノスリの渡り経路（秋季）



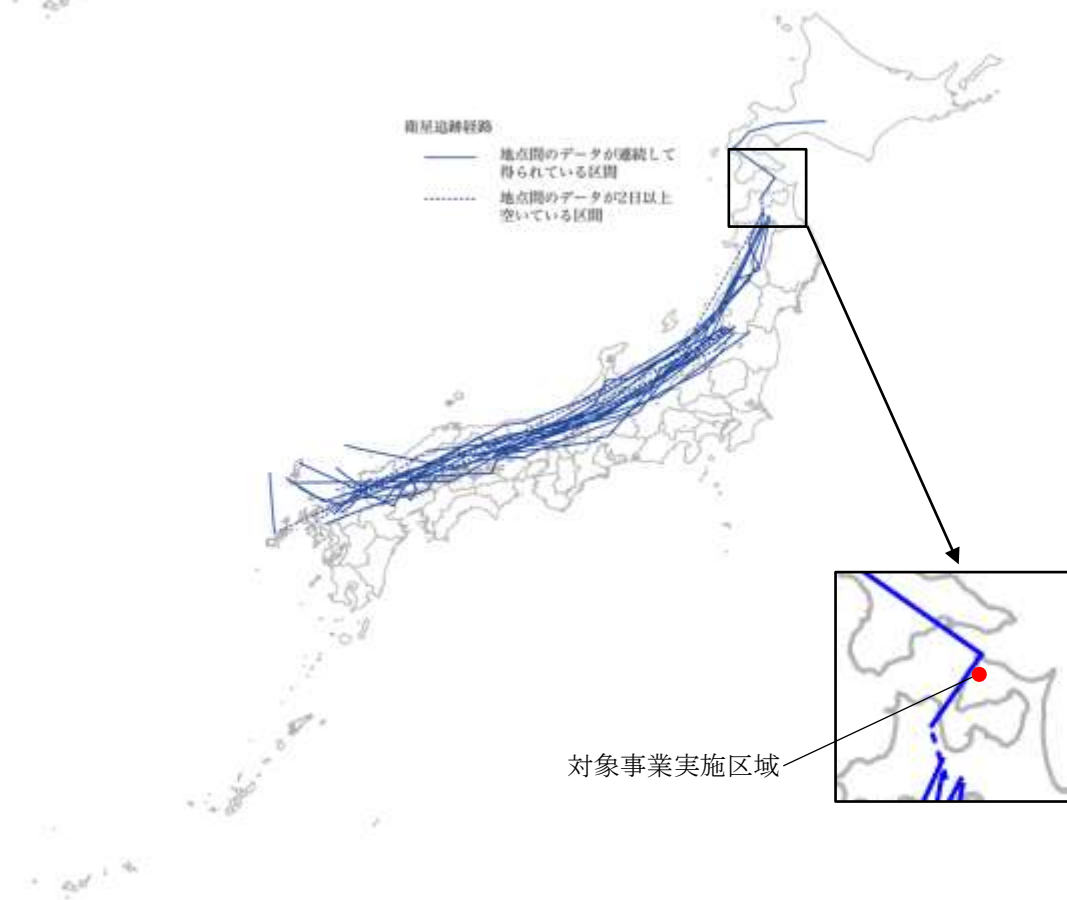
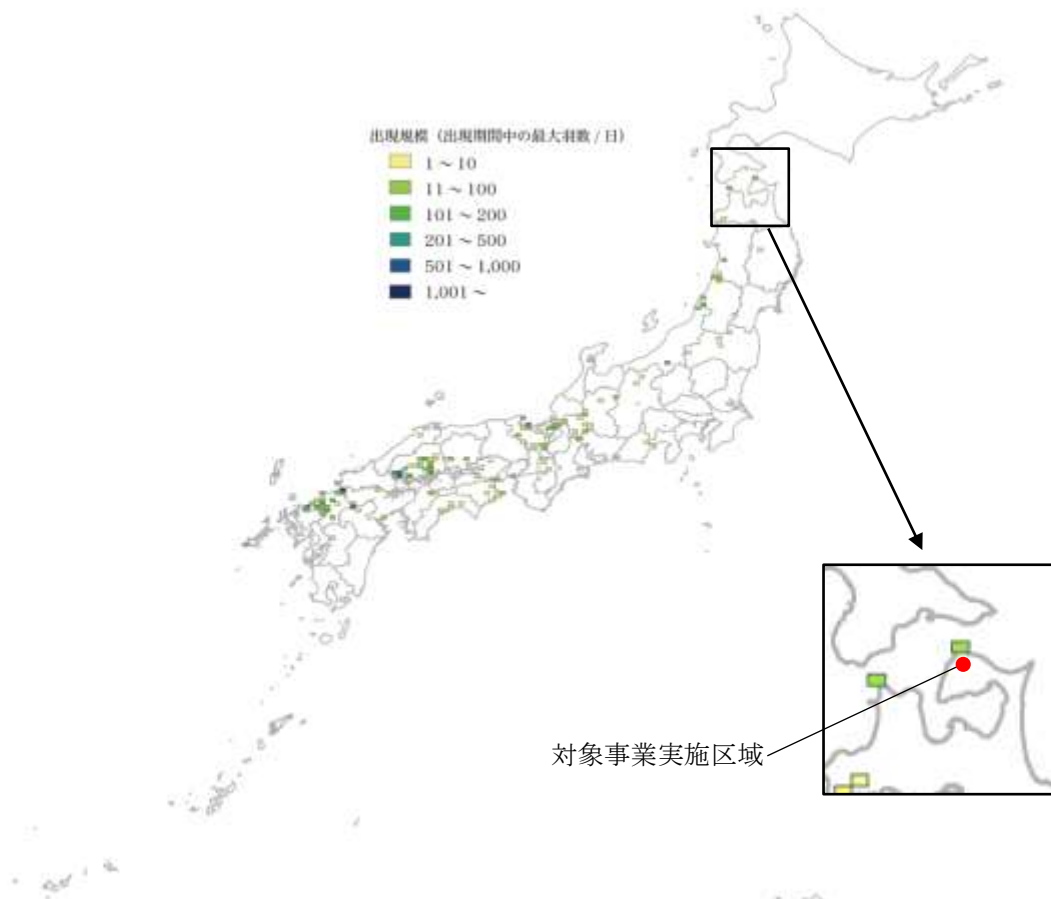
〔「鳥類等に関する風力発電施設立地適正化のための手引き」（環境省、平成 23 年、平成 27 年修正版）より作成〕

図 3.1-18(1) サシバの渡り経路（春季）



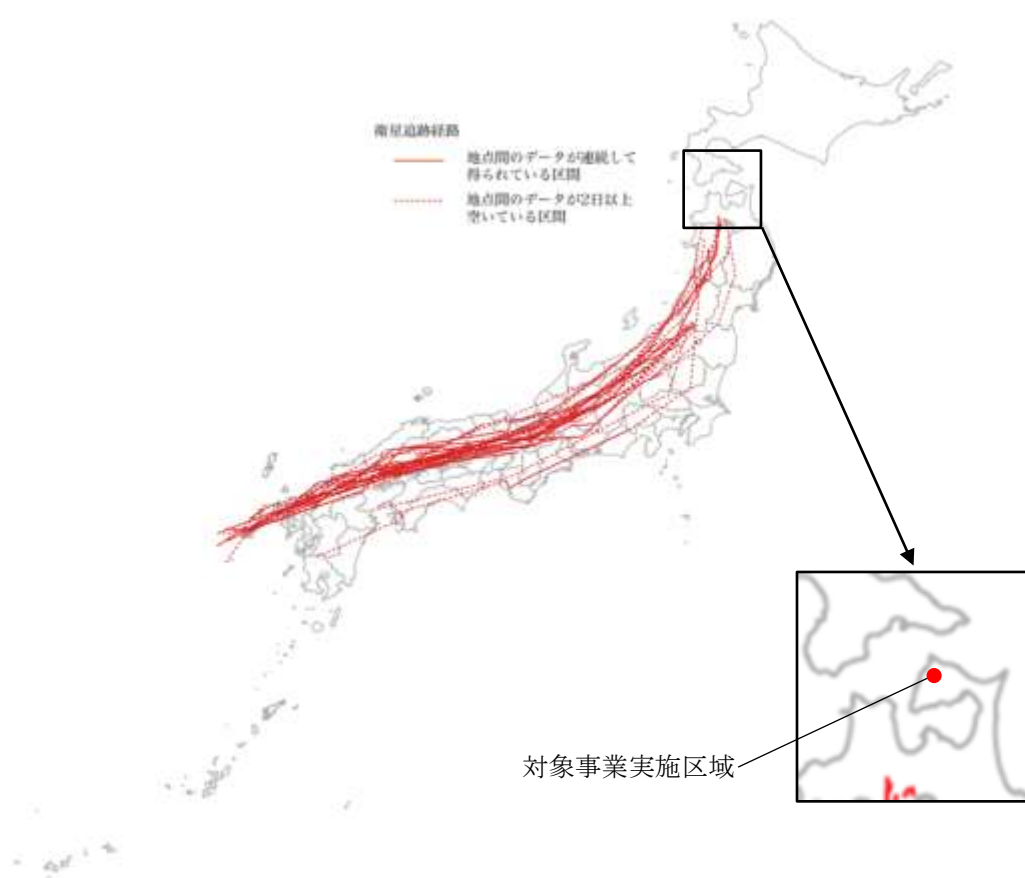
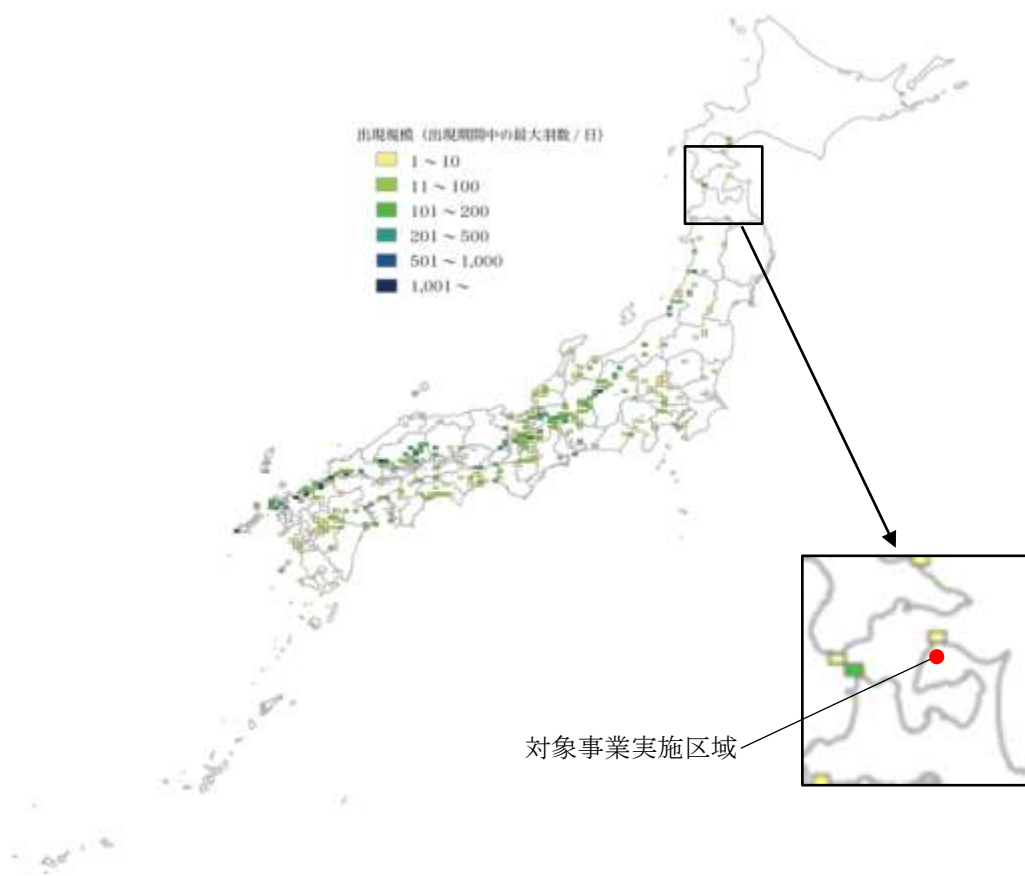
〔「鳥類等に関する風力発電施設立地適正化のための手引き」（環境省、平成 23 年、平成 27 年修正版）より作成〕

図 3.1-18(2) サシバの渡り経路（秋季）



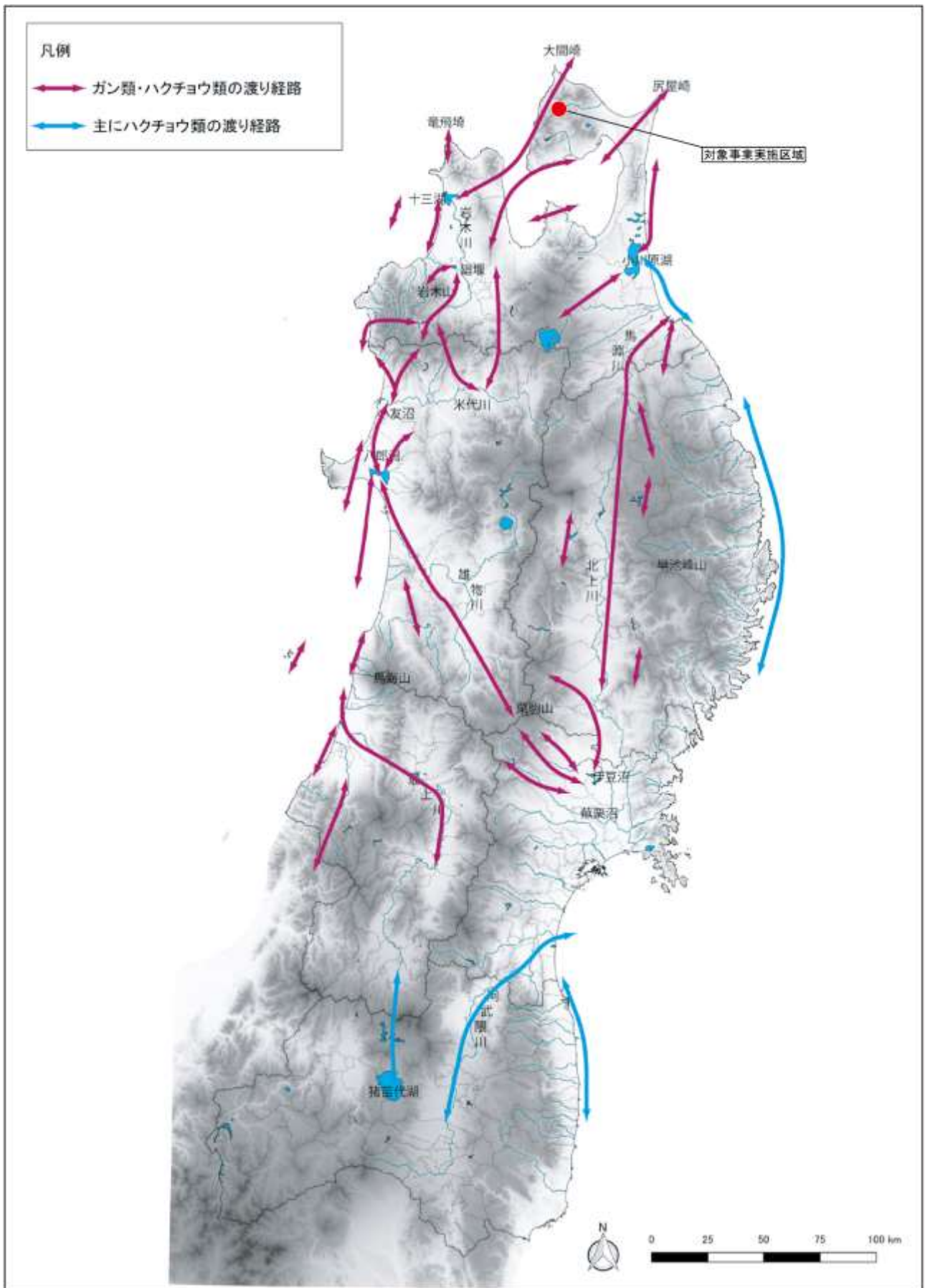
〔「鳥類等に関する風力発電施設立地適正化のための手引き」（環境省、平成23年、平成27年修正版）より作成〕

図 3.1-19(1) ハチクマの渡り経路（春季）



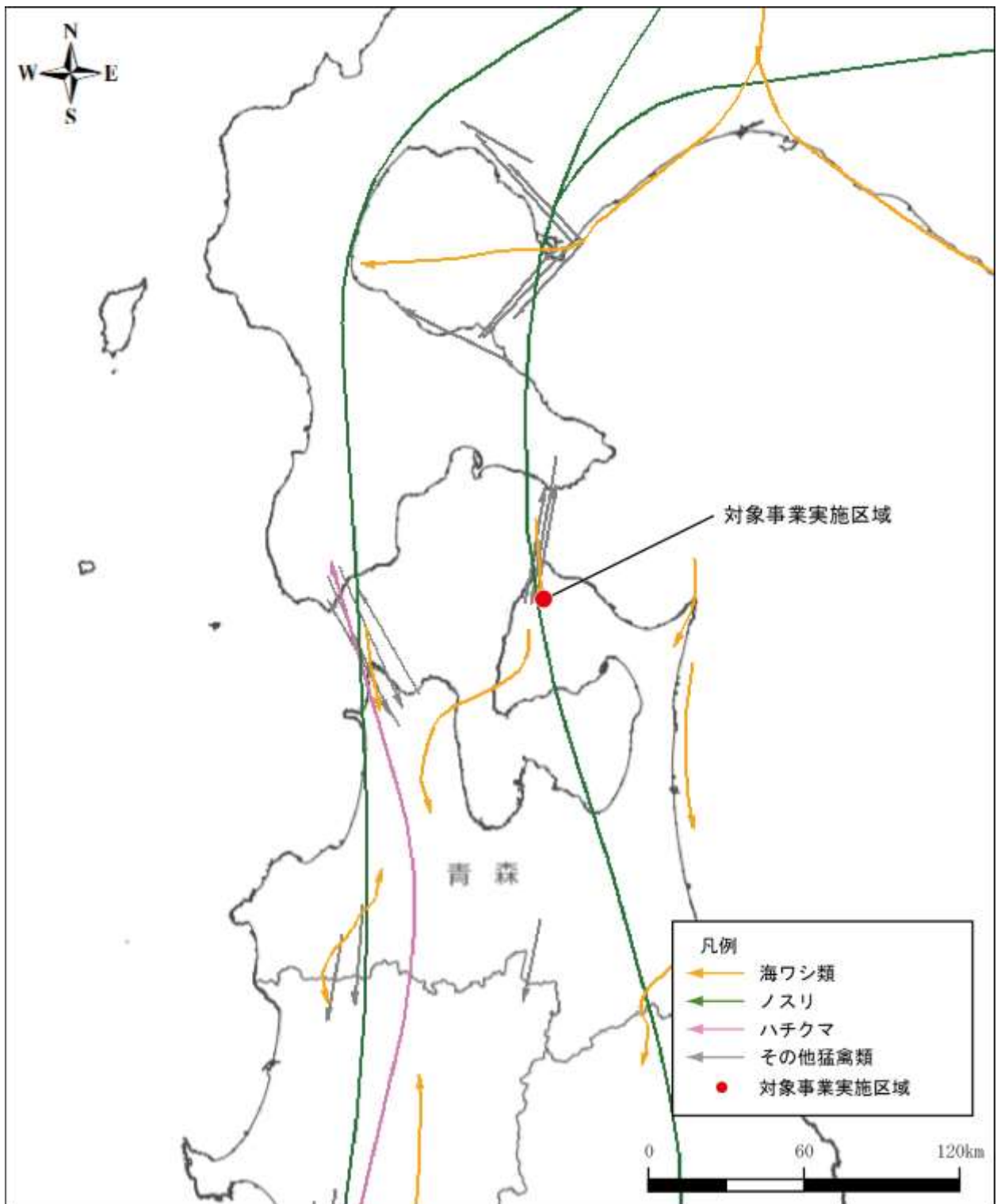
〔「鳥類等に関する風力発電施設立地適正化のための手引き」（環境省、平成 23 年、平成 27 年修正版）より作成〕

図 3.1-19(2) ハチクマの渡り経路（秋季）



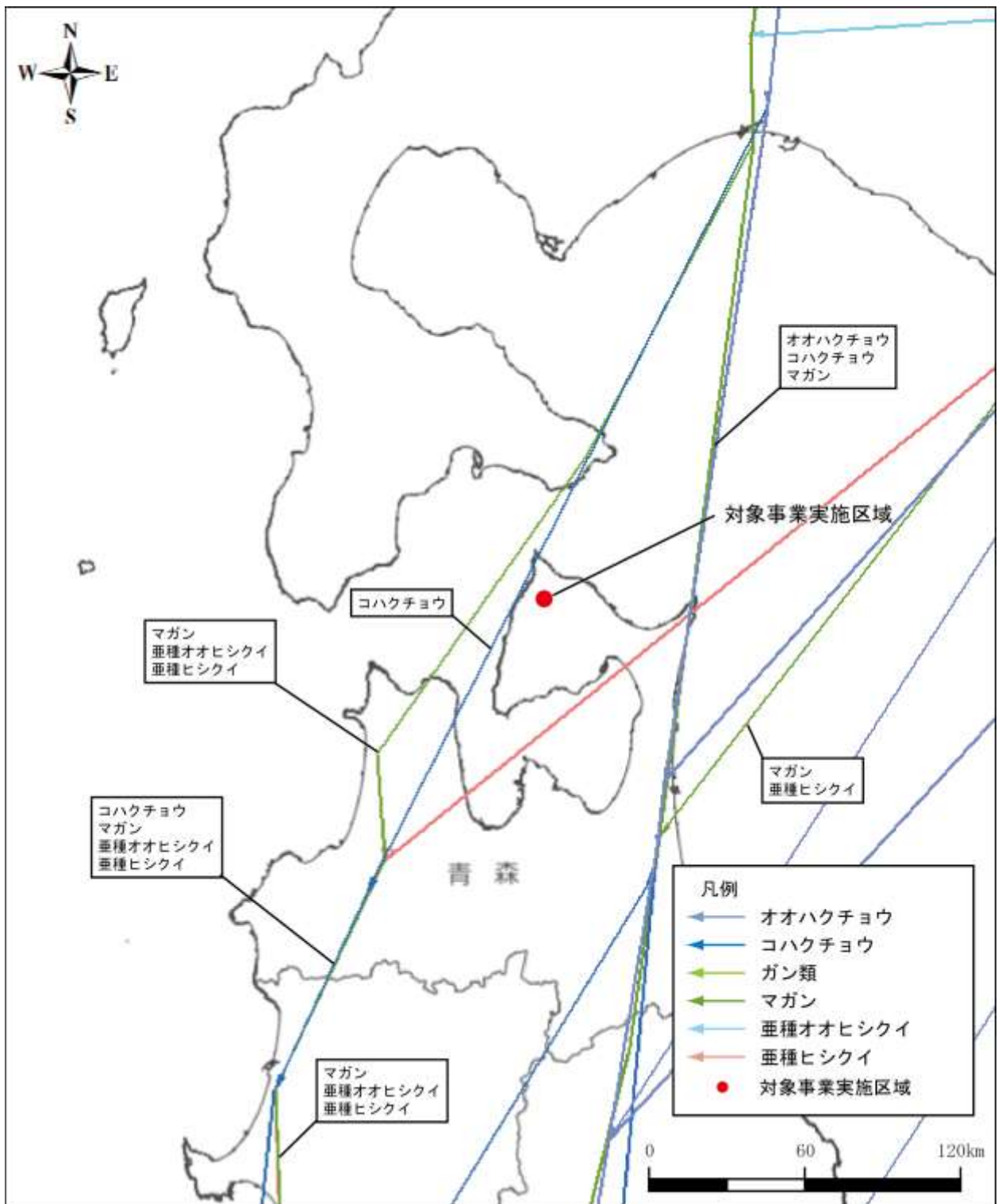
〔「平成 26 年度風力発電施設に係る渡り鳥・海ワシ類の情報整備委託業務報告書」（環境省、平成 27 年）より作成〕

図 3.1-20 東北地方におけるハクチョウ類・ガン類の渡り調査結果



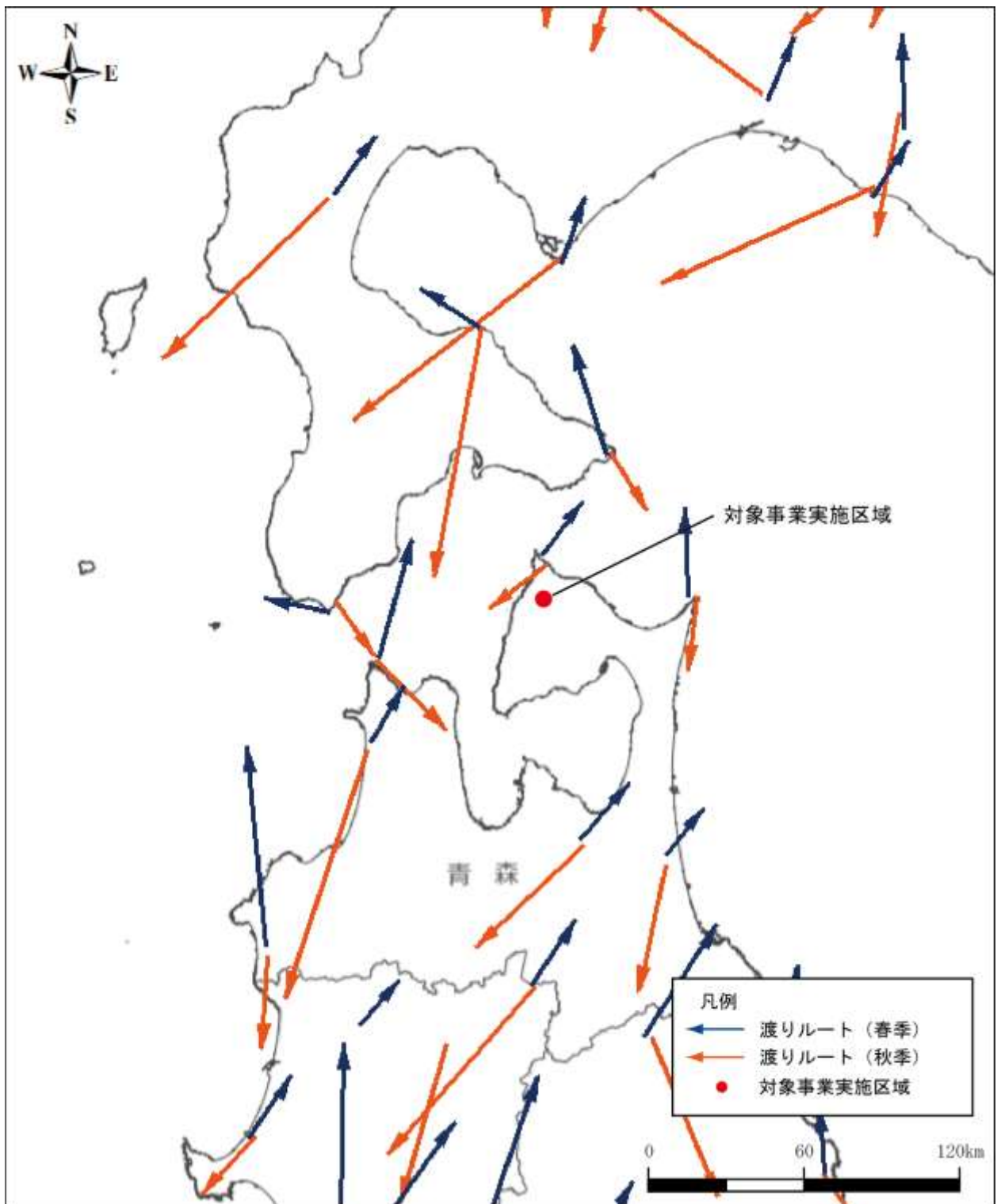
〔「環境アセスメントデータベース センシティブティマップ」(環境省HP、閲覧：令和6年1月)より作成〕

図 3.1-21 センシティブティマップにおける日中の渡りルート(猛禽類)

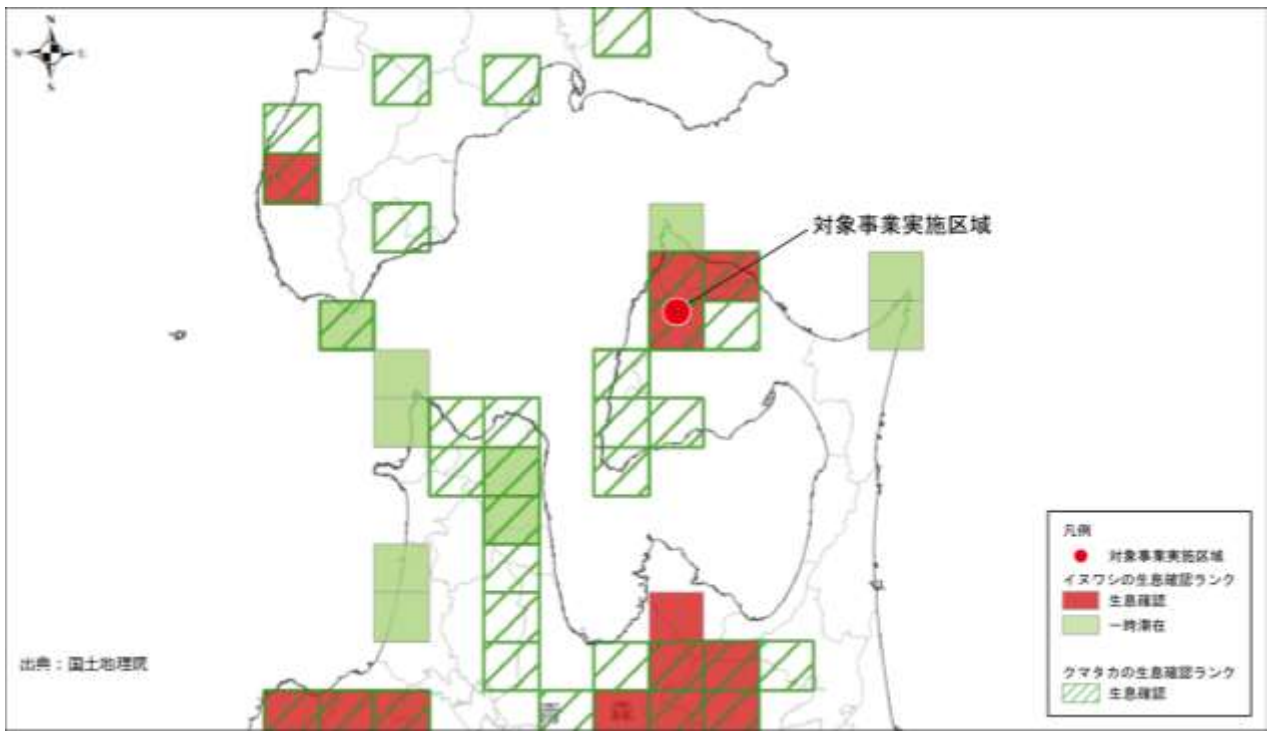


〔「環境アセスメントデータベース センシティブリティマップ」(環境省HP、閲覧：令和6年1月)より作成〕

図 3.1-22 センシティブリティマップにおける日中の渡りルート (ガン・カモ・ハクチョウ類)



〔「環境アセスメントデータベース センシティブティマップ」(環境省HP、閲覧：令和6年1月)より作成〕
 図 3.1-23 センシティブティマップにおける夜間の渡りルート



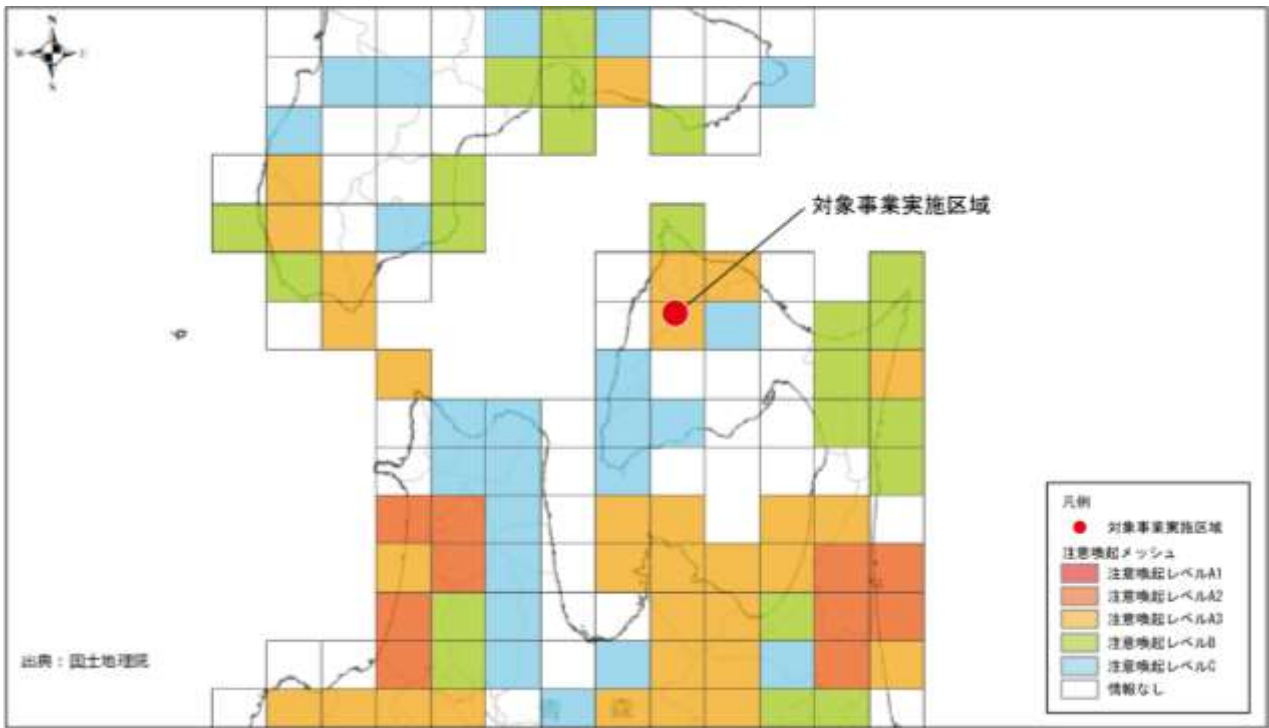
〔「鳥類等に関する風力発電施設立地適正化のための手引き」（環境省、平成23年、平成27年修正版）より作成〕

図 3.1-24 イヌワシ・クマタカ生息分布メッシュ図



〔「鳥類等に関する風力発電施設立地適正化のための手引き」（環境省、平成23年、平成27年修正版）より作成〕

図 3.1-25 オオワシ・オジロワシ生息分布メッシュ図



〔「環境アセスメントデータベース センシティブティマップ」(環境省 HP、閲覧：令和6年1月)より作成〕
 図 3.1-26 センシティブティマップにおける注意喚起メッシュ図

参考資料：「地理情報システム（GIS）：センシティブリティマップについて」

◆注意喚起メッシュの作成方法

【重要種】

まずバードストライクとの関連性が高い種や生息地の改変に鋭敏な種を 10 種選定し、それぞれ程度の高い方から 3、2、1 とランク付けを行いました。

重要種の選定は、はじめに環境省レッドリストから絶滅危惧種・野生絶滅種に記載されている 98 種を抽出しました。次に、生息環境と陸域風力の設置場所との関係、バードストライクの事例の有無、風車との関連性 (McGuinness et al. 2015) 等から風力との関係が注目される重要種として 10 種を選定しました。このうち、「個体数が極小」、「個体数が少なく減少傾向」、「生息地が局所的で生息地の減少の影響が大きくかつ生息環境が特殊」のいずれかに該当するイヌワシ、シマフクロウ、チュウヒ、オオヨシゴイ、サンカノゴイをランク 3 とし、それ以外の種については、国内でのバードストライクの事例が多いオジロワシをランク 2、事例が少ないもしくは関係が不明のクマタカ、オオワシ、タンチョウ、コウノトリをランク 1 としました。

最後に、重要種が分布している 10km メッシュにその重要種のランクを付け、10 種のメッシュを重ね合わせました。同一メッシュに複数の重要種が分布する場合には、最も大きいランクをそのメッシュに付けました。

【集団飛来地】

集団飛来地については、ガン類、ハクチョウ類、カモ類、シギ・チドリ類、カモメ類、ツル類 (ナベヅル・マナヅル)、ウミネコの繁殖地、その他の水鳥類、海ワシ類及びその他の猛禽類を対象としました。水鳥類については、はじめにラムサール条約湿地に指定されている場所の個体数データ (モニタリングサイト 1000 調査) を基に、分類群ごとに個体数の基準を 3、2、1 とランク付けました (個体数の多いものはランクが高くなります)。

同様に、海ワシ類は「2016 年のオオワシ・オジロワシ一斉調査結果について」(オジロワシ・オオワシ合同調査グループ、2016) の個体数データから、猛禽類は「平成 27 年度風力発電施設に係る渡り鳥・海ワシ類の情報整備委託業務報告書、風力発電施設立地適正化のための手引きに関する資料」(環境省自然環境局野生生物課、平成 28 年) の個体数データから、個体数の基準をランク付けしました。

これらの基準を用いて、現地調査結果や文献による個体数データについて 10km メッシュごとにランクを付けました。

なお、集団飛来地のヒアリング調査結果の情報があるメッシュは一律ランク 1 を、集団飛来地に関連するラムサール条約湿地及び国指定鳥獣保護区は一律ランク 3 を付けています。

【重要種と集団飛来地の重ね合わせ】

最後に、メッシュごとに重要種と集団飛来地のランクを合計して、メッシュのランクを決定しました (図 3.1-27)。メッシュのランクに応じて、注意喚起レベルを決定しました (表 3.1-18)。

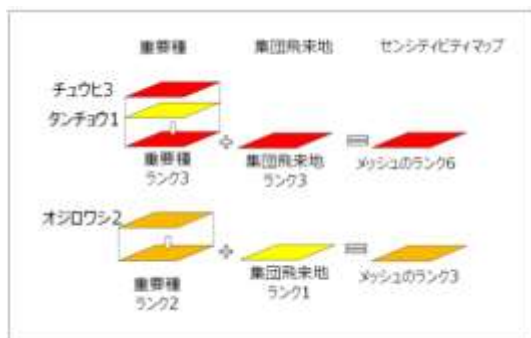


図 3.1-27 重要種と集団飛来地のメッシュの重ね合わせ (例)

表 3.1-18 メッシュのランクと注意喚起レベル

メッシュのランク	注意喚起レベル
6	A1
5	A2
3~4	A3
2	B
1	C
0	情報なし

〔「環境アセスメントデータベース」(環境省 HP、閲覧：令和 6 年 1 月) より作成〕

(2) 動物の重要な種

動物の重要な種は、「(1) 動物相の概要」で確認された種について、表 3. 1-19 の選定基準に基づき、学術上又は希少性の観点から選定した。その結果、表 3. 1-20～表 3. 1-25 のとおり、哺乳類 28 種、鳥類 98 種、両生類 1 種、昆虫類 27 種、魚類 5 種及び昆虫類以外の無脊椎動物 5 種の合計 164 種が確認されている。なお、重要な爬虫類は確認されなかった。

カワウソ、カモシカ、コウノトリは特別天然記念物、ヤマネ、ヒシクイ、マガン、コクガン、オジロワシ、オオワシ及びイヌワシは国指定天然記念物に指定されている。また、クロコシジロウミツバメ、コウノトリ、チシマウガラス、オオヨシゴイ、クロツラヘラサギ、ウミガラス、オジロワシ、オオワシ、チュウヒ、イヌワシ、クマタカ、ハヤブサ、アカモズ、オオセッカ、シマアオジ、カワシンジュガイ、コガタカワシンジュガイは国内希少野生動植物種に指定されており、このうちカワシンジュガイ、コガタカワシンジュガイは特定第二種国内希少野生動植物種に指定されている。

「環境省レッドリスト 2020」（環境省、令和 2 年）の掲載種については、哺乳類はツキノワグマ、イイズナ、オコジョ等の 12 種、鳥類はヒメウ、チュウサギ、ウミスズメ、ノジコ等の 51 種、両生類はトウホクサンショウウオの 1 種、昆虫類はホシチャバネセセリ、チャマダラセセリ、ウラギンスジヒョウモン、セアカオサムシ等の 15 種、魚類はサクラマス、カンキョウカジカ等の 4 種、昆虫類以外の無脊椎動物は、オカマメタニシ、クリイロベッコウ等の 5 種が選定された。

また、「青森県の希少な野生生物－青森県レッドデータブック（2020 年版）－」（青森県、令和 2 年）の掲載種については、哺乳類はカワネズミ、ムササビ、ツキノワグマ等の 25 種、鳥類はシノリガモ、アオバト、ミサゴ、マミジロ等の 81 種、両生類はトウホクサンショウウオの 1 種、昆虫類はコノシメトンボ、ウラジロミドリシジミ、スジボソヤマキチョウ等の 26 種、魚類はイトヨ、カンキョウカジカ等の 4 種、昆虫類以外の無脊椎動物はオカマメタニシ、カワシンジュガイの 4 種が選定された。

表 3.1-19 動物の重要な種の選定基準

	選定基準	文献その他の資料	
①	<p>「文化財保護法」(昭和 25 年法律第 214 号、最終改正: 令和 4 年 6 月 17 日)、 「青森県文化財保護条例」(昭和 50 年青森県条例第 46 号)等に基づく天然記念物</p>	<p>特天: 特別天然記念物 国天: 国指定天然記念物 県天: 県指定天然記念物 天: 市町村指定天然記念物</p>	<p>「国指定文化財等データベース」(文化庁 HP、閲覧: 令和 6 年 1 月)、「あおもりの文化財」(青森県 HP、閲覧: 令和 6 年 1 月)</p>
②	<p>「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律」(平成 4 年法律第 75 号、最終改正: 令和 4 年 6 月 17 日) 及び「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律施行令」(平成 5 年政令第 17 号、最終改正: 令和 6 年 1 月 24 日) に基づく国内希少野生動植物種等</p>	<p>国内: 国内希少野生動植物種 特定 1: 特定第一種国内希少野生動植物種 特定 2: 特定第二種国内希少野生動植物種 緊急: 緊急指定種</p>	<p>「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律施行令」(平成 5 年政令第 17 号、最終改正: 令和 6 年 1 月 24 日)</p>
③	<p>「環境省レッドリスト 2020」(環境省、令和 2 年) の掲載種</p>	<p>EX: 絶滅・・・我が国ではすでに絶滅したと考えられる種 EW: 野生絶滅・・・飼育・栽培下、あるいは自然分布域の明らかに外側で野生化した状態でのみ存続している種 CR+EN: 絶滅危惧 I 類・・・絶滅の危機に瀕している種 (現在の状態をもたらした圧迫要因が引き続き作用する場合、野生での存続が困難なもの) CR: 絶滅危惧 I A 類・・・ごく近い将来における野生での絶滅の危険性が極めて高いもの EN: 絶滅危惧 I B 類・・・ I A 類ほどではないが、近い将来における野生での絶滅の危険性が高いもの VU: 絶滅危惧 II 類・・・絶滅の危険が増大している種 (現在の状態をもたらした圧迫要因が引き続き作用する場合、近い将来「絶滅危惧 I 類」の категорияに移行することが確実と考えられるもの) NT: 準絶滅危惧・・・存続基盤が脆弱な種 (現時点での絶滅危険度は小さいが、生息条件の変化によっては「絶滅危惧」として上位カテゴリーに移行する要素を有するもの) DD: 情報不足・・・評価するだけの情報が不足している種 LP: 絶滅のおそれのある地域個体群・・・地域的に孤立している個体群で、絶滅のおそれが高いもの</p>	<p>「環境省レッドリスト 2020 の公表について」(環境省 HP、閲覧: 令和 6 年 1 月)</p>
④	<p>「青森県の希少な野生生物 - 青森県レッドデータブック (2020 年版) -」(青森県、令和 2 年) の掲載種</p>	<p>EX: 絶滅野生生物・・・県内では、すでに絶滅したと考えられる野生生物 A: 最重要希少野生生物・・・県内では、絶滅の危機に瀕している野生生物 B: 重要希少野生生物・・・県内では、絶滅の危機が増大している野生生物 C: 希少野生生物・・・県内では、生息・生育を存続する基盤が脆弱な野生生物 D: 要調査野生生物・・・県内では、生息・生育情報が不足している野生生物 LP: 地域限定希少野生生物・・・県内では、地域内に孤立している個体群で、地域レベルでの絶滅のおそれが高い野生生物</p>	<p>「青森県の希少な野生生物 - 青森県レッドデータブック (2020 年版) -」(青森県、令和 2 年)</p>

表 3.1-20 文献その他の資料による動物の重要な種（哺乳類）

No.	目名	科名	種名	重要種選定基準			
				①	②	③	④
1	モグラ(食虫)	トガリネズミ	カワネズミ				D
2	コウモリ(翼手)	ヒナコウモリ	ヒメホオヒゲコウモリ				B※1
3			カグヤコウモリ				B
4			クロホオヒゲコウモリ			VU	A
5			ノレンコウモリ				A
6			モリアブラコウモリ			VU	A
7			クロオオアブラコウモリ				D
8			コヤマコウモリ			EN	A
9			ヤマコウモリ			VU	B
10			ヒメヒナコウモリ			DD	D
11			ヒナコウモリ				B
12			チチブコウモリ			LP※2	D
13			ニホンウサギコウモリ				B
14			ユビナガコウモリ				B
15			コテングコウモリ				C
16			テングコウモリ				B
17				オヒキコウモリ	オヒキコウモリ		
18	サル(霊長)	オナガザル	ニホンザル				LP※3
19	ネズミ(齧歯)	リス	ニホンモモンガ				D
20			ムササビ				C
21		ヤマネ	ヤマネ	国天			
22	ネコ(食肉)	クマ	ツキノワグマ			LP※4	LP※5
23		イヌ	オオカミ			EX※6	EX
24		イタチ	イイズナ(ニホンイイズナ)			NT※7	D
25			オコジョ			NT※8	D
26			カワウソ	特天		EX※9	EX
27	ウシ(偶蹄)	シカ	ニホンジカ				D
28		ウシ	カモシカ	特天			
計	6目	11科	28種	3種	0種	12種	25種

注：1. 種名及び配列については原則として、「河川水辺の国勢調査のための生物リスト 令和5年度生物リスト」（国土交通省 河川水辺の国勢調査 HP、閲覧：令和6年1月）に準拠した。

2. 選定基準は表 3.1-19 参照。

3. 表中の※については以下のとおりである。

※1：フジホオヒゲコウモリ（ヒメホオヒゲコウモリ）で掲載、※2：本州のチチブコウモリで掲載、

※3：ニホンザル（下北半島）で掲載、※4：下北半島のツキノワグマで掲載、

※5：ツキノワグマ（下北半島）で掲載、※6：ニホンオオカミで掲載、

※7：ニホンイイズナ（本州亜種）で掲載、※8：ホンデオコジョで掲載、

※9：ニホンカワウソ（本州以南亜種）で掲載

表 3.1-21(1) 文献その他の資料による動物の重要な種（鳥類）

No.	目名	科名	種名	重要種選定基準					
				①	②	③	④		
1	キジ	キジ	ウズラ			VU	A		
2			ヤマドリ				C		
3	カモ	カモ	ヒシクイ	国天		VU	C		
4			マガン	国天		NT	C		
5			コクガン	国天		VU	C		
6			オシドリ			DD			
7			オカヨシガモ				C		
8			ヨシガモ				C		
9			ハシビロガモ				C		
10			シマアジ				C		
11			シノリガモ			LP**1	B		
12			ビロードキンクロ				C		
13			コオリガモ				C		
14			カイツブリ	カイツブリ	カンムリカイツブリ			LP**2	C
15			ハト	ハト	アオバト				C
16	ミズナギドリ	ウミツバメ	クロコシジロウミツバメ		国内	CR			
17			コシジロウミツバメ				A		
18	コウノトリ	コウノトリ	コウノトリ	特天	国内	CR			
19	カツオドリ	ウ	ヒメウ			EN	D		
20			チシマウガラス		国内	CR			
21	ペリカン	サギ	ヨシゴイ			NT	B		
22			オオヨシゴイ		国内	CR	A		
23			チュウサギ			NT			
24			クロサギ				B		
25		トキ	ヘラサギ			DD			
26			クロツラヘラサギ		国内	EN			
27	ツル	クイナ	クイナ				B		
28			ヒメクイナ				A		
29			ヒクイナ			NT	A		
30			バン				C		
31	カッコウ	カッコウ	ジュウイチ				C		
32	ヨタカ	ヨタカ	ヨタカ			NT	B		
33	チドリ	チドリ	タゲリ				C		
34			ケリ			DD	B		
35			イカルチドリ				B		
36			シロチドリ			VU			
37			セイタカシギ	セイタカシギ			VU	B	
38		シギ	ヤマシギ				B		
39			アオシギ				B		
40			オオジシギ			NT	B		
41			オオソリハシシギ			VU			
42			ダイシャクシギ				B		
43			ホウロクシギ			VU	B		
44			ツルシギ			VU			
45			タカブシギ			VU			
46			ソリハシシギ				C		
47			ヒバリシギ				C		
48			ウズラシギ				C		
49			サルハマシギ				B		
50			ハマシギ			NT			
51			カモメ	オオセグロカモメ			NT		
52		コアジサシ				VU	A		

表 3.1-21(2) 文献その他の資料による動物の重要な種（鳥類）

No.	目名	科名	種名	重要種選定基準					
				①	②	③	④		
53	チドリ	ウミスズメ	ウミガラス		国内	CR			
54			ケイマフリ			VU	A		
55			マダラウミスズメ			DD			
56			ウミスズメ			CR			
57	タカ	ミサゴ	ミサゴ			NT	B		
58		タカ	ハチクマ			NT	C		
59			オジロワシ	国天	国内	VU	A		
60			オオワシ	国天	国内	VU	B		
61			チュウヒ		国内	EN	B		
62			ハイイロチュウヒ				B		
63			ツミ				B		
64			ハイタカ			NT	B		
65			オオタカ			NT	B		
66			ケアシノスリ				B		
67			イヌワシ	国天	国内	EN	A		
68			クマタカ		国内	EN	A		
69			フクロウ	フクロウ	オオコノハズク				B
70					コノハズク				A
71					フクロウ				C
72	ブッポウソウ	カワセミ	アカショウビン				B		
73			ヤマセミ				C		
74		ブッポウソウ	ブッポウソウ			EN	B		
75	キツツキ	キツツキ	アリスイ				C		
76			オオアカゲラ				C		
77	ハヤブサ	ハヤブサ	チョウゲンボウ				C		
78			コチョウゲンボウ				C		
79			チゴハヤブサ				C		
80			ハヤブサ		国内	VU	B		
81	スズメ	サンショウクイ	サンショウクイ			VU	B		
82		カササギヒタキ	サンコウチョウ				B		
83		モズ	アカモズ		国内	EN	A		
84		カラス	ホシガラス				C		
85		センニュウ	マキノセンニュウ			NT			
86				オオセッカ		国内	EN	A	
87		キバシリ	キバシリ				C		
88		ヒタキ		マミジロ				C	
89				クロツグミ				C	
90				コマドリ				C	
91				イワヒバリ	カヤクグリ				C
92		セキレイ	セグロセキレイ				C		
93		アトリ	イスカ				D		
94		ホオジロ		シマアオジ		国内	CR	D	
95				ノジコ			NT	C	
96				クロジ				C	
97				コジュリン			VU	B	
98				オオジュリン				B	
計	18 目	35 科	98 種	7 種	15 種	51 種	81 種		

注：1. 種名及び配列については原則として、「日本鳥類目録 改訂第7版」（日本鳥学会、平成24年）に準拠した。

2. 選定基準は表 3.1-19 参照。

3. 表中の※については以下のとおりである。

※1：東北地方以北のシノリガモ繁殖個体群で掲載、※2：青森県のカムリカイツブリ繁殖個体群で掲載

表 3.1-22 文献その他の資料による動物の重要な種（両生類）

No.	目名	科名	種名	重要種選定基準			
				①	②	③	④
1	有尾	サンショウウオ	トウホクサンショウウオ			NT	C
計	1 目	1 科	1 種	0 種	0 種	1 種	1 種

注：1. 種名及び配列については原則として、「河川水辺の国勢調査のための生物リスト 令和5年度生物リスト」（国土交通省 河川水辺の国勢調査 HP、閲覧：令和6年1月）に準拠した。
2. 選定基準は表 3.1-19 参照。

表 3.1-23 文献その他の資料による動物の重要な種（昆虫類）

No.	目名	科名	種名	重要種選定基準				
				①	②	③	④	
1	トビムシ	マルトビムシ	コシダカマルトビムシ				D	
2	トンボ(蜻蛉)	トンボ	コノシメトンボ				B	
3	ヘビトンボ	センブリ	ヒガシウスバセンブリ				D ^{※1}	
4	チョウ(鱗翅)	マダラガ	ベニモンマダラ道南亜種			VU	B	
5		セセリチョウ	ホシチャバネセセリ			EN	A	
6			ギンイチモンジセセリ			NT	B	
7			ミヤマチャバネセセリ				C	
8			オオチャバネセセリ				C	
9			チャマダラセセリ			EN	A	
10			スジグロチャバネセセリ北海道・本州・九州亜種			NT ^{※2}	C ^{※3}	
11			シジミチョウ	ウラジロミドリシジミ				C
12				ハヤシミドリシジミ				C
13		ミヤマカラスシジミ					C	
14		カバイロシジミ				NT	B	
15		ウラナミアカシジミ					C	
16		ゴマシジミ北海道・東北亜種				NT	C ^{※4}	
17		ヒメシジミ本州・九州亜種				NT	C ^{※5}	
18		タテハチョウ	ウラギンスジヒョウモン			VU	C	
19			ヒョウモンチョウ東北以北亜種			NT ^{※6}	C ^{※7}	
20			オオウラギンヒョウモン			CR	EX	
21			キマダラモドキ			NT		
22			オオミスジ				C	
23		シロチョウ	スジボソヤマキチョウ				B	
24			ヒメシロチョウ北海道・本州亜種			EN ^{※8}	C ^{※8}	
25		スズメガ	スキバホウジャク			VU	D	
26	コウチュウ(鞘翅)	オサムシ	セアカオサムシ			NT	C	
27		カミキリムシ	ハセガワトラカミキリ				C	
計	5 目	11 科	27 種	0 種	0 種	15 種	26 種	

注：1. 種名及び配列については原則として、「河川水辺の国勢調査のための生物リスト 令和5年度生物リスト」（国土交通省 河川水辺の国勢調査 HP、閲覧：令和6年1月）に準拠した。
2. 選定基準は表 3.1-19 参照。
3. 表中の※については以下のとおりである。
※1：ウスバセンブリで掲載、※2：スジグロチャバネセセリ名義タイプ亜種で掲載、
※3：スジグロチャバネセセリで掲載、※4：ゴマシジミで掲載、※5：ヒメシジミで掲載、
※6：ヒョウモンチョウ北海道・本州北部亜種で掲載、※7：ヒョウモンチョウで掲載、
※8：ヒメシロチョウで掲載

表 3.1-24 文献その他の資料による動物の重要な種（魚類）

No.	目名	科名	種名	重要種選定基準			
				①	②	③	④
1	コイ	ドジョウ	ドジョウ			NT	
2	サケ	サケ	サクラマス			NT ^{※1}	LP ^{※2}
3	トゲウオ	トゲウオ	イトヨ				A ^{※3}
4	スズキ	カジカ	カジカ			NT ^{※4}	C ^{※4}
5			カンキョウカジカ			LP ^{※5}	C
計	4目	4科	5種	0種	0種	4種	4種

注：1. 種名及び配列については原則として、「河川水辺の国勢調査のための生物リスト 令和5年度生物リスト」（国土交通省 河川水辺の国勢調査 HP、閲覧：令和6年1月）に準拠した。

2. 選定基準は表 3.1-19 参照。

3. 表中の※については以下のとおりである。

※1：サクラマス（ヤマメ）で掲載、※2：サクラマス（通称スギノコ）大畑川陸封個体群で掲載、

※3：ニホンイトヨで掲載、※4：カジカ大卵型で掲載、※5：東北・北陸地方のカンキョウカジカで掲載

表 3.1-25 文献その他の資料による動物の重要な種（昆虫類以外の無脊椎動物）

No.	目名	科名	種名	重要種選定基準			
				①	②	③	④
1	中腹足	イツマデガイ	オカマメタニシ			VU	B
2	柄眼	キバサナギガイ	ナガナタネガイ			LP [※]	D
3		ベッコウマイマイ	クリイロベッコウ			DD	
4	イシガイ	カワシンジュガイ	カワシンジュガイ		国内・特定2	EN	C
5			コガタカワシンジュガイ		国内・特定2	EN	A
計	3目	4科	5種	0種	2種	5種	4種

注：1. 種名及び配列については原則として、「河川水辺の国勢調査のための生物リスト 令和5年度生物リスト」（国土交通省 河川水辺の国勢調査 HP、閲覧：令和6年1月）に準拠したが、陸産貝類については「原色日本陸産貝類図鑑」（保育社、昭和57年）を参考とした。

2. 選定基準は表 3.1-19 参照。

3. 表中の※については以下のとおりである。

※：東北地方以南のナガナタネガイで掲載

(3) 注目すべき生息地

注目すべき生息地については、表 3.1-26 に示す法令や規制等の選定基準に基づき、学術上又は希少性の観点から選定した。対象事業実施区域及びその周囲における注目すべき生息地は表 3.1-27 及び図 3.1-28 のとおりである。対象事業実施区域の周囲には、「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律」（平成14年法律第88号、最終改正：令和4年6月17日）に基づく国指定の「下北西部鳥獣保護区」等が存在する。

対象事業実施区域及びその周囲における、「文化財保護法」（昭和25年法律第214号、最終改正：令和4年6月17日）、「青森県文化財保護条例」（昭和50年青森県条例第46号）等に基づく天然記念物の状況は表 3.1-28 のとおりである。

対象事業実施区域及びその周囲において、「特に水鳥の生息地として国際的に重要な湿地に関する条約（ラムサール条約）」（昭和55年条約第28号、最終改正：平成6年4月29日）、「生物多様性の観点から重要度の高い湿地」（環境省 HP、閲覧：令和6年1月）、「重要野鳥生息地（IBA）」（日本野鳥の会 HP、閲覧：令和6年1月）及び「生物多様性保全の鍵になる重要な地域（KBA）」（コンサベーション・インターナショナル・ジャパン HP、閲覧：令和6年1月）に選定された地域の確認はなかった。

表 3.1-26(1) 注目すべき生息地の選定基準

	選定基準	文献その他の資料	
①	「文化財保護法」(昭和 25 年法律第 214 号、最終改正：令和 4 年 6 月 17 日)、「青森県文化財保護条例」(昭和 50 年青森県条例第 46 号)等に基づく天然記念物	特天：特別天然記念物 国天：国指定天然記念物 県天：県指定天然記念物 天：市町村指定天然記念物	「国指定文化財等データベース」(文化庁 HP、閲覧：令和 6 年 1 月)、「あおもりの文化財」(青森県 HP、閲覧：令和 6 年 1 月)
②	「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律」(平成 4 年法律第 75 号、最終改正：令和 4 年 6 月 17 日)及び「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律施行規則」(平成 5 年総理府令第 9 号、最終改正：令和 5 年 3 月 31 日)に基づく生息地等保護区等	生息：生息地等保護区	「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律施行規則」(平成 5 年総理府令第 9 号、最終改正：令和 5 年 3 月 31 日)
③	「特に水鳥の生息地として国際的に重要な湿地に関する条約(ラムサール条約)」(昭和 55 年条約第 28 号、最終改正：平成 6 年 4 月 29 日)に基づく日本での登録条件を満たしている湿地	国際的な基準は次のとおり定められている。 基準 1：特定の生物地理区内で代表的、希少、または固有の湿地タイプを含む湿地 基準 2：絶滅のおそれのある種や群集を支えている湿地 基準 3：特定の生物地理区における生物多様性の維持に重要な動植物を支えている湿地 基準 4：動植物のライフサイクルの重要な段階を支えている湿地。または悪条件の期間中に動植物の避難場所となる湿地 基準 5：定期的に 2 万羽以上の水鳥を支えている湿地 基準 6：水鳥の 1 種または 1 亜種の個体群の個体数の 1%以上を定期的に支えている湿地 基準 7：固有な魚類の亜種、種、科、魚類の生活史の諸段階、種間相互作用、湿地の価値を代表するような個体群の相当な割合を支えており、それによって世界の生物多様性に貢献している湿地 基準 8：魚類の食物源、産卵場、稚魚の生息場として重要な湿地。あるいは湿地内外における漁業資源の重要な回遊経路となっている湿地 基準 9：鳥類以外の湿地に依存する動物の種または亜種の個体群の個体数の 1%以上を定期的に支えている湿地 注) 魚類：魚、エビ・カニ・貝類 日本での登録条件 次の条件を満たしている湿地を登録している。 1. 国際的に重要な湿地であること(国際的な基準のうちいずれかに該当すること) 2. 国の法律(自然公園法、鳥獣保護管理法など)により、将来にわたって、自然環境の保全が図られること 3. 地元住民などから登録への賛意が得られること	「ラムサール条約と条約湿地」(環境省 HP、閲覧：令和 6 年 1 月)
④	「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律」(平成 14 年法律第 88 号、最終改正：令和 4 年 6 月 17 日)に基づく鳥獣保護区	国指定鳥獣保護区 都道府県指定鳥獣保護区 特：特別保護地区 特指：特別保護指定区域	「令和 5 年度 鳥獣保護区等位置図」(青森県 HP、閲覧：令和 6 年 1 月)

表 3.1-26(2) 注目すべき生息地の選定基準

選定基準		文献その他の資料
⑤	「生物多様性の観点から重要度の高い湿地」(環境省 HP、閲覧：令和 6 年 1 月) に基づく湿地	「生物多様性の観点から重要度の高い湿地」(環境省 HP、閲覧：令和 6 年 1 月)
	<p>基準 1： 湿原・塩性湿地、河川・湖沼、干潟・砂浜・マングローブ湿地、藻場、サンゴ礁等の生態系のうち、生物の生育・生息地として典型的または相当の規模の面積を有している場合</p> <p>基準 2： 希少種、固有種等が生育・生息している場合</p> <p>基準 3： 多様な生物相を有している場合</p> <p>基準 4： 特定の種の個体群のうち、相当数な割合の個体数が生育・生息する場合</p> <p>基準 5： 生物の生活史の中で不可欠な地域（採餌場、繁殖場等）である場合</p>	
⑥	「重要野鳥生息地 (IBA)」(日本野鳥の会 HP、閲覧：令和 6 年 1 月) に基づく地域	「IMPORTANT BIRD AREAS IN JAPAN 翼が結ぶ重要生息地ネットワーク」(日本野鳥の会 HP、閲覧：令和 6 年 1 月)
	<p>A1： 世界的に絶滅が危惧される種、または全世界で保護の必要がある種が、定期的・恒常的に多数生息している生息地</p> <p>A2： 生息地域限定種 (Restricted-range species) が相当数生息するか、生息している可能性がある生息地</p> <p>A3： ある 1 種の鳥類の分布域すべてもしくは大半が 1 つのバイオーム※に含まれている場合で、そのような特徴をもつ鳥類複数種が混在して生息する生息地、もしくはその可能性がある生息地</p> <p>※バイオーム：それぞれの環境に生きている生物全体</p> <p>A4 i： 群れを作る水鳥の生物地理的個体群の 1%以上が定期的に生息するか、または生息すると考えられるサイト</p> <p>A4 ii： 群れを作る海鳥または陸鳥の世界の個体数の 1%以上が定期的に生息するか、または生息すると考えられるサイト</p> <p>A4 iii： 1 種以上で 2 万羽以上の水鳥、または 1 万つがい以上の海鳥が定期的に生息するか、または生息すると考えられるサイト</p> <p>A4 iv： 渡りの隘路にあたる場所で、定められた閾値を超える渡り鳥が定期的に利用するボトルネックサイト</p>	
⑦	「生物多様性保全の鍵になる重要な地域 (KBA)」(コンサベーション・インターナショナル・ジャパン HP、閲覧：令和 6 年 1 月) に基づく地域	「Key Biodiversity Area 生物多様性保全の鍵になる重要な地域」(コンサベーション・インターナショナル・ジャパン HP、閲覧：令和 6 年 1 月)
	<p>危機性： IUCN のレッドリストの地域絶滅危惧種 (CR、EN、VU) に分類された種が生息／生育する</p> <p>非代替性： a) 限られた範囲にのみ分布している種 (RR) が生息／生育する、b) 広い範囲に分布するが特定の場所に集中している種が生息／生育する、c) 世界的にみて個体が一時的に集中する重要な場所、d) 世界的にみて顕著な個体の繁殖地、e) バイオリージョンに限定される種群が生息／生育する</p>	

表 3.1-27 注目すべき生息地

名 称	指定区分	面積 (うち特別保護地区)	期 限	備考
下北西部	希少鳥獣生息地	4,914ha (1,068ha)	令和6年10月31日	国指定
磯谷	森林鳥獣生息地	941ha (-ha)	令和12年10月31日	県指定

〔「令和5年度 青森県鳥獣保護区等位置図」(青森県 HP、閲覧：令和6年1月)
 「鳥獣保護区の指定状況」(環境省 HP、閲覧：令和6年1月) より作成〕

表 3.1-28 対象事業実施区域の周囲における天然記念物

指定者	種 別	名 称	所在地
国	特別天然記念物	カモシカ	青森県 (地域を定めず指定したもの)
	天然記念物	声良鶏	青森県 (地域を定めず指定したもの)
		軍鶏	
		クマゲラ	
		イヌワシ	
		オジロワシ	
		オオワシ	
		コクガン	
		ヒシクイ	
		マガン	
		ヤマネ	
		下北半島のサルおよびサル生息北限地	

〔「国・県指定文化財一覧」(青森県 HP、閲覧：令和6年1月) より作成〕

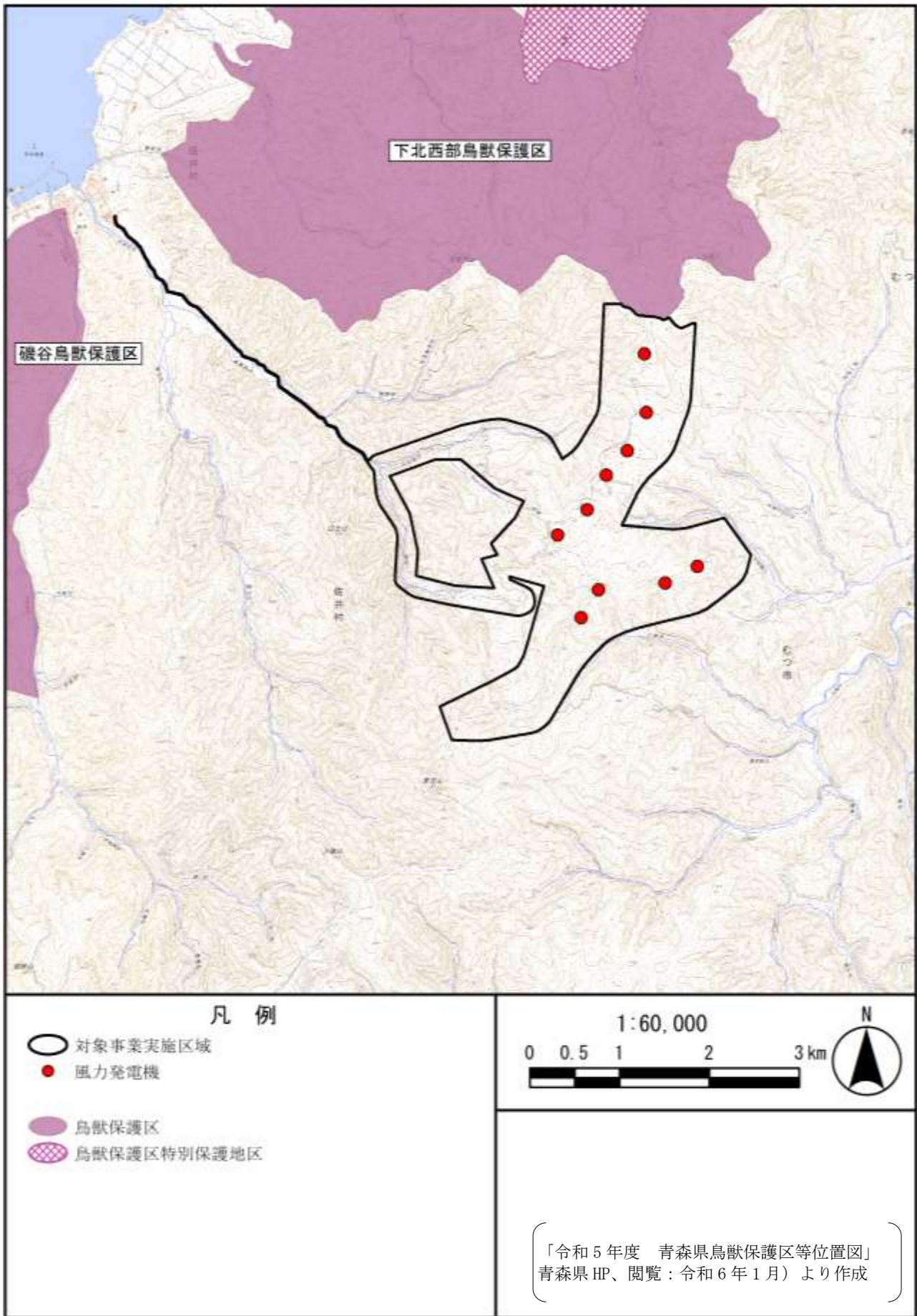


図 3.1-28 動物の注目すべき生息地

2. 植物の生育及び植生の状況

植物相及び植生の状況は、当該地域の自然特性を勘案し、対象事業実施区域及びその周囲を対象に、文献その他の資料により整理した。

対象事業実施区域及びその周囲における確認種を抽出した文献その他の資料による調査範囲は表 3.1-29 のとおりである。

表 3.1-29 文献その他の資料による調査範囲

No.	文献その他の資料名	調査範囲
1	「青森県の希少な野生生物－青森県レッドデータブック（2020年版）－」（青森県、令和2年）	対象事業実施区域及びその周囲を示す地名及びむつ市、大間町、佐井村 ^{※1、※2}
2	「下北丘陵の自然」（青森県立郷土館、平成13年）	対象事業実施区域及びその周囲を示す地名及びむつ市、大間町、佐井村 ^{※1、※2}
3	「A Check-list of Vascular Plants of Shimokita Peninsula Aomori Prefecture」（資源科学研究所彙報、昭和33年）	下北半島
4	「青森県自然環境保全基礎調査報告書」（青森県、昭和52年）	むつ市、大間町、佐井村
5	「むつ市史 自然編」（むつ市史編さん委員会、平成元年）	むつ市
6	「大間町史」（大間町、平成9年）	大間町
7	「佐井村誌 上巻」（佐井村、昭和46年）	佐井村

注：表中の※については、以下のとおりである。

※1：掲載されている分布地域にむつ市大畑、大間町奥戸、佐井村佐井等の詳細な地名が記載されている場合は詳細な地名を優先して抽出し、詳細な地名が記載されておらずむつ市、大間町、佐井村等の市町村のみでの記載の場合は市町村で抽出した。

※2：汽水域、沿岸域等明らかに対象事業実施区域の環境と生息域が異なるものについては除外した。

(1) 植物相の概要

対象事業実施区域及びその周囲の植物相の概要は表 3. 1-30 のとおりであり、維管束植物（シダ植物及び種子植物）が 945 種確認されている。

表 3. 1-30 植物相の概要

分類	主な確認種
シダ植物	ヒメスギラン、ヒカゲノカズラ、ヒモカズラ、スギナ、ヤマハナワラビ、ハマハナヤスリ、ヤマソテツ、ヒメシダ、クサソテツ、オシダ、ジュウモンジシダ、ヒメノキシノブ、イワオモダカ、ビロードシダ等 (87 種)
裸子植物	アオモリトドマツ、カラマツ、アカマツ、ゴヨウマツ、クロマツ、スギ、イブキ、ミヤマビャクシン、ハイネズ、ネズミサシ、ヒノキアスナロ、ハイイヌガヤ (12 種)
被子植物	チョウセンゴミシ、マツブサ、ヒトリシズカ、フタリシズカ、ドクダミ、ウスバサイシン、キタコブシ、ホオノキ、タムシバ、アブラチャン、オオバクロモジ、クロモジ (12 種)
単子葉類	コウライテンナンショウ、ミズバショウ、チシマゼキショウ、ヘラオモダカ、オモダカ、スブタ、イトトリゲモ、ミズオオバコ、セキショウモ、ヒルムシロ、ホソバミズヒキモ、ノギラン、エンレイソウ、カタクリ、サルメンエビネ、カキラン、トンボソウ、ゼンテイカ、ヒメイズイ、イヌイ、ハリガネスゲ、ヤマイ、ノガリヤス、イブキヌカボ、アキノエノコログサ等 (296 種)
真正双子葉類	ミチノクエンゴサク、コウモリカズラ、ルイヨウボタン、サラシナショウマ、オキナグサ、ノカラマツ、カツラ、ヤグルマソウ、イワベンケイ、ハルニレ、アカソ、ムカゴイラクサ、ミヤマザクラ、オニシモツケ、シウリザクラ、クリ、ミズナラ、サワグルミ、ツノハシバミ、ツリバナ、オニイタヤ、ウリノキ、ノリウツギ、ツルアリドオシ、イヌヨモギ、タチアザミ、ニワトコ、タニウツギ等 (538 種)
合計	945 種

「青森県の希少な野生生物－青森県レッドデータブック（2020 年版）－」（青森県、令和 2 年）
「下北丘陵の自然」（青森県立郷土館、平成 13 年）
「A Check-list of Vascular Plants of Shimokita Peninsula Aomori Prefecture」（資源科学研究所彙報、昭和 33 年）
「青森県自然環境保全基礎調査報告書」（青森県、昭和 52 年）
「むつ市史 自然編」（むつ市史編さん委員会、平成元年）
「大間町史」（大間町、平成 9 年）
「佐井村誌 上巻」（佐井村、昭和 46 年）

より作成

(2) 植生の概要

対象事業実施区域及びその周囲の現存植生図は図 3.1-29 及び表 3.1-32 のとおりである。各植生の植生自然度は表 3.1-31 の左列、表 3.1-32 の右列に記載し、分布は図 3.1-30 のとおりである。

対象事業実施区域及びその周囲の植生の分布状況としては、主にブナクラス域自然植生のチシマザサ群団（植生自然度 9）、ヒノキアスナロ群落（Ⅳ）（植生自然度 9）、ブナクラス域代償植生のブナミズナラ群落（植生自然度 8）、植林地のスギ・ヒノキ・サワラ植林（植生自然度 6）等が分布している。海岸の周辺には磯浜植生（植生自然度 10）や海岸断崖地植生（植生自然度 10）が分布し、低地には耕作地植生の水田雑草群落（植生自然度 2）等が分布している。

対象事業実施区域内の植生及び植生自然度としては、ブナクラス域自然植生のチシマザサ群団（植生自然度 9）、ヒノキアスナロ群落（Ⅳ）（植生自然度 9）、ブナクラス域代償植生のブナミズナラ群落（植生自然度 8）、植林地のスギ・ヒノキ・サワラ植林（植生自然度 6）が広がり、一部にジュウモンジシダーサワグルミ群集（植生自然度 9）、ヤナギ高木群落（Ⅳ）（植生自然度 9）、ヤナギ低木群落（Ⅳ）（植生自然度 9）、ヤマハンノキ群落（植生自然度 9）、オオバクロモジミズナラ群集（植生自然度 7）、タニウツギーノリウツギ群落（植生自然度 5）、ササ群落（Ⅴ）（植生自然度 5）、ススキ群団（Ⅴ）（植生自然度 5）等がみられる。対象事業実施区域内の植生自然度の分布状況としては、植生自然度 6、8 及び 9 が広く分布しているほか、植生自然度 1、2、5 及び 7 が一部でみられる。

表 3.1-31 植生自然度の概要

植生自然度	植生区分
10	ツルヨシ群集、磯浜植生、海岸断崖地植生、ハマオトコヨモギーコハマギク群集
9	チシマザサ群団、エゾイタヤーシナノキ群集、ホツツジミズナラ群集、ヒノキアスナロ群落（Ⅳ）、ジュウモンジシダーサワグルミ群集、ヤナギ高木群落（Ⅳ）、ヤナギ低木群落（Ⅳ）、ヤマハンノキ群落
8	ブナミズナラ群落
7	オオバクロモジミズナラ群集
6	スギ・ヒノキ・サワラ植林、アカマツ植林、クロマツ植林、カラマツ植林
5	タニウツギーノリウツギ群落、ササ群落（Ⅴ）、ススキ群団（Ⅴ）、河辺一年生草本群落（タウコギクラス等）
4	伐採跡地群落（Ⅴ）、路傍・空地雑草群落、放棄畑雑草群落、放棄水田雑草群落
3	イタチハギ群落、残存・植栽樹群をもった公園、墓地等
2	畑雑草群落、水田雑草群落、緑の多い住宅地
1	市街地、工場地帯、造成地
—	開放水域
—	自然裸地

〔「1/2.5 万植生図を基にした植生自然度について」（環境省 HP、閲覧：令和 6 年 1 月）より作成〕

表 3.1-32 文献その他の資料による現存植生図の植生凡例

植生区分	図中 No.	群落名	統一凡例 No	植生自然度
ブナクラス域自然植生	1	チシマザサ-ブナ群団	110100	9
	2	エゾイタヤ-シナノキ群集	110301	9
	3	ホツツジ-ミズナラ群集	110501	9
	4	ヒノキ-アスナロ群落 (IV)	140200	9
	5	ジュウモンジ-シダー-サワグルミ群集	160101	9
	6	ヤナギ高木群落 (IV)	180100	9
	7	ヤナギ低木群落 (IV)	180200	9
	8	ヤマハンノキ群落	180400	9
ブナクラス域代償植生	9	ブナ-ミズナラ群落	220100	8
	10	オオバクロモジ-ミズナラ群集	220103	7
	11	タニウツギ-ノリウツギ群落	240102	5
	12	ササ群落 (V)	250100	5
	13	ススキ群団 (V)	250200	5
	14	伐採跡地群落 (V)	260000	4
河辺・湿原・塩沼地・砂丘植生等	15	ツルヨシ群集	470501	10
	16	河辺一年生草本群落 (タウコギクラス等)	470900	5
	17	磯浜植生	491000	10
	18	海岸断崖地植生	500000	10
	19	ハマオトコヨモギ-コハマギク群集	500102	10
植林地、耕作地植生	20	スギ・ヒノキ・サワラ植林	540100	6
	21	アカマツ植林	540200	6
	22	クロマツ植林	540300	6
	23	カラマツ植林	540700	6
	24	イタチハギ群落	541402	3
	25	路傍・空地雑草群落	570100	4
	26	放棄畑雑草群落	570101	4
	27	畑雑草群落	570300	2
	28	水田雑草群落	570400	2
	29	放棄水田雑草群落	570500	4
その他	30	市街地	580100	1
	31	緑の多い住宅地	580101	2
	32	残存・植栽樹群をもった公園、墓地等	580200	3
	33	工場地帯	580300	1
	34	造成地	580400	1
	35	開放水域	580600	—
	36	自然裸地	580700	—

注：1. 図中 No. は図 3.1-29 の現存植生図内の番号に対応する。

2. 統一凡例 No. とは、「自然環境調査 Web-GIS 植生調査 (1/2.5 万) 第 6・7 回 (調査年：平成 30 年)」(環境省 HP、閲覧：令和 6 年 1 月) の 1/25,000 植生図に示される 6 桁の環境省統一凡例番号 (凡例コード) である。

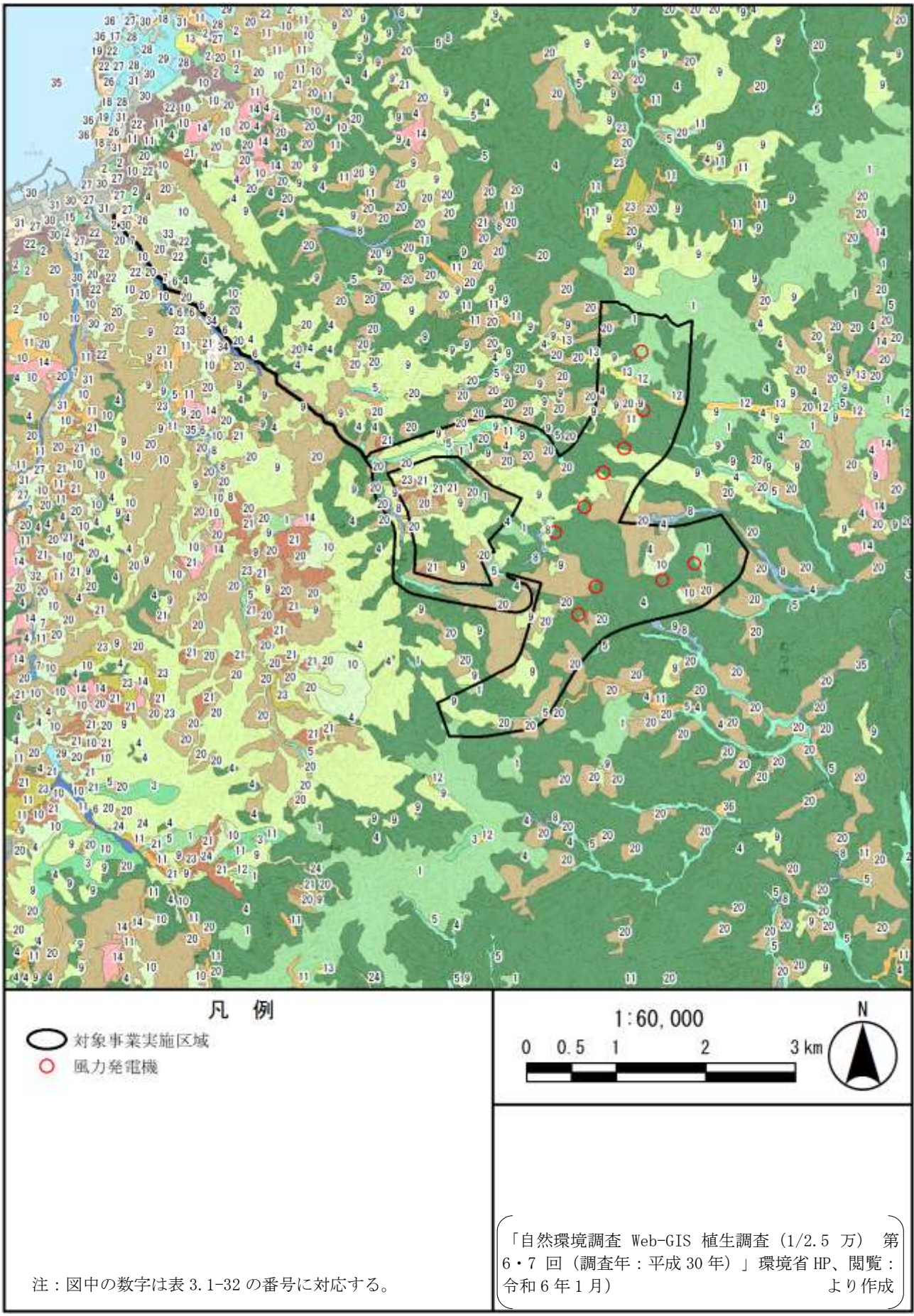


図 3.1-29(1) 文献その他の資料による現存植生図 (全体)

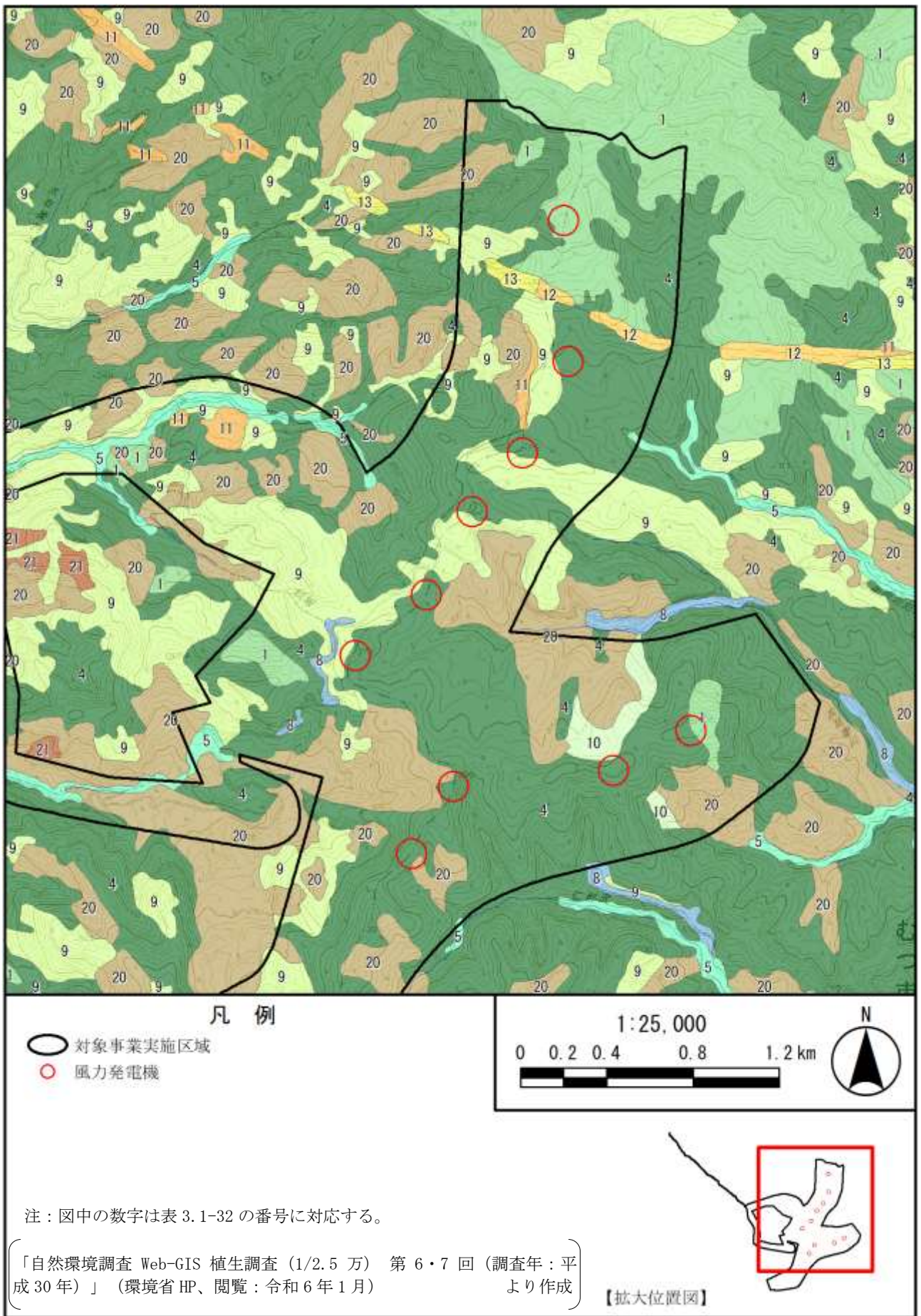


図 3.1-29(2) 文献その他の資料による現存植生図 (拡大 1)

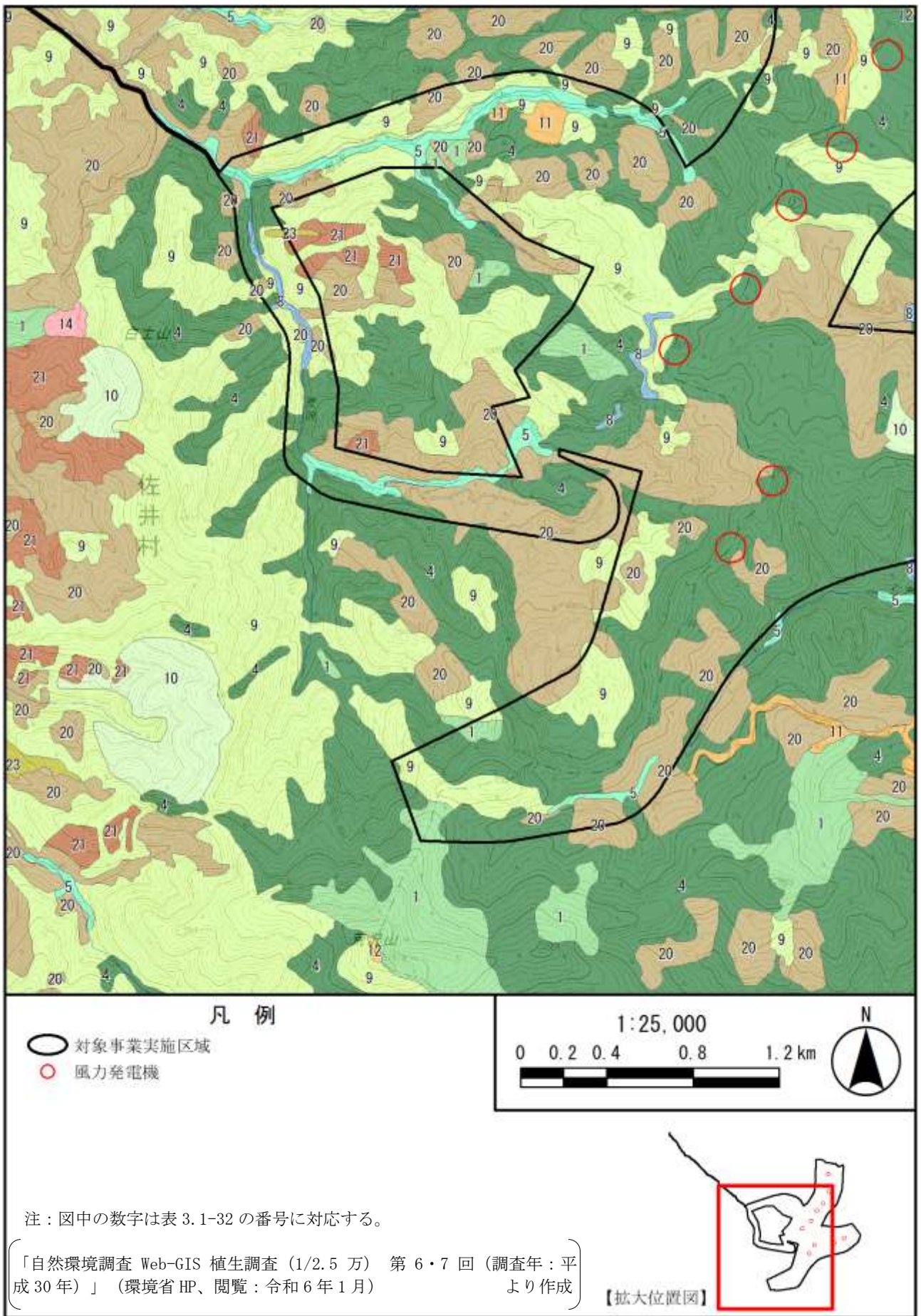


図 3.1-29 (3) 文献その他の資料による現存植生図 (拡大 2)

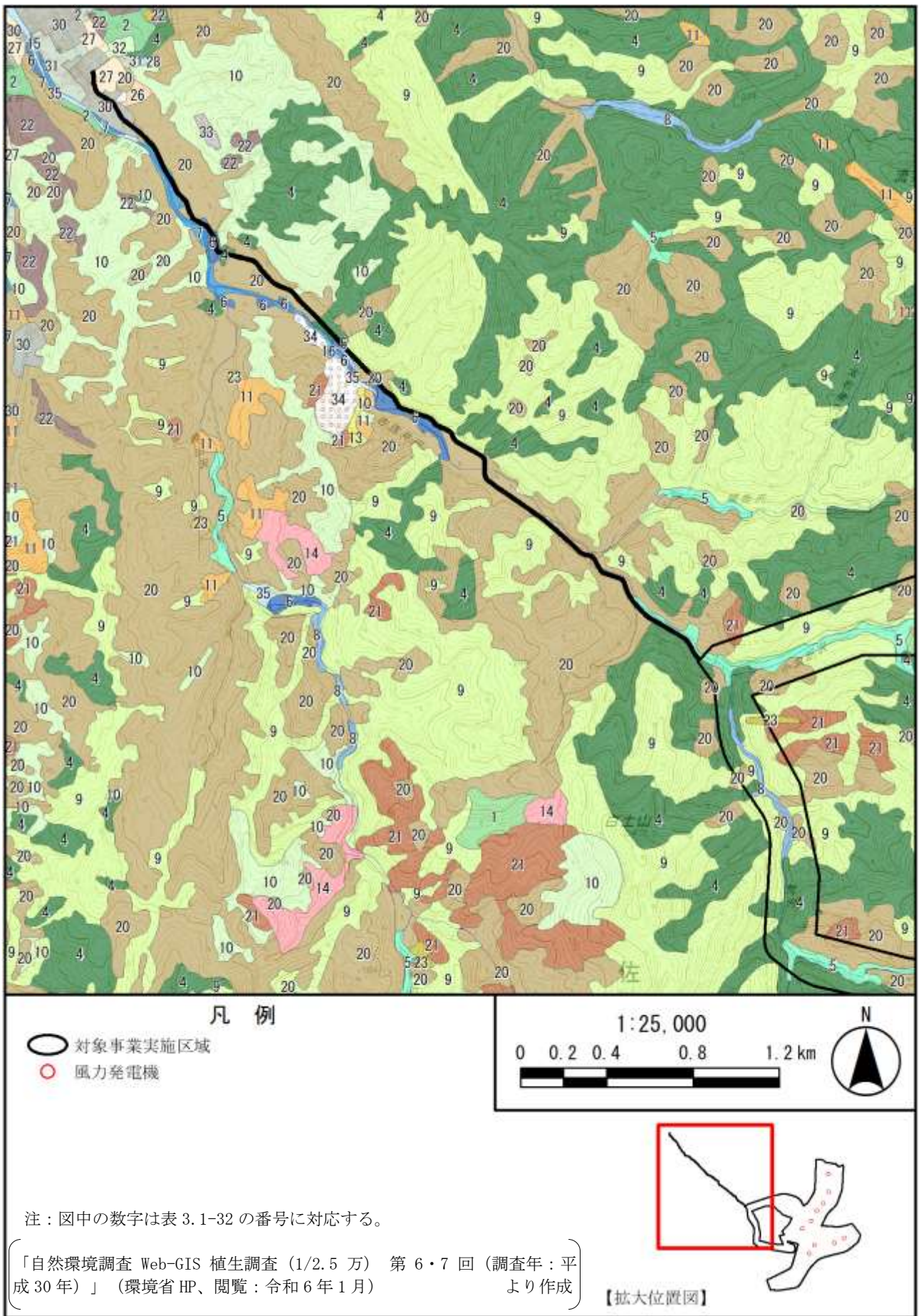


図 3.1-29(4) 文献その他の資料による現存植生図 (拡大 3)

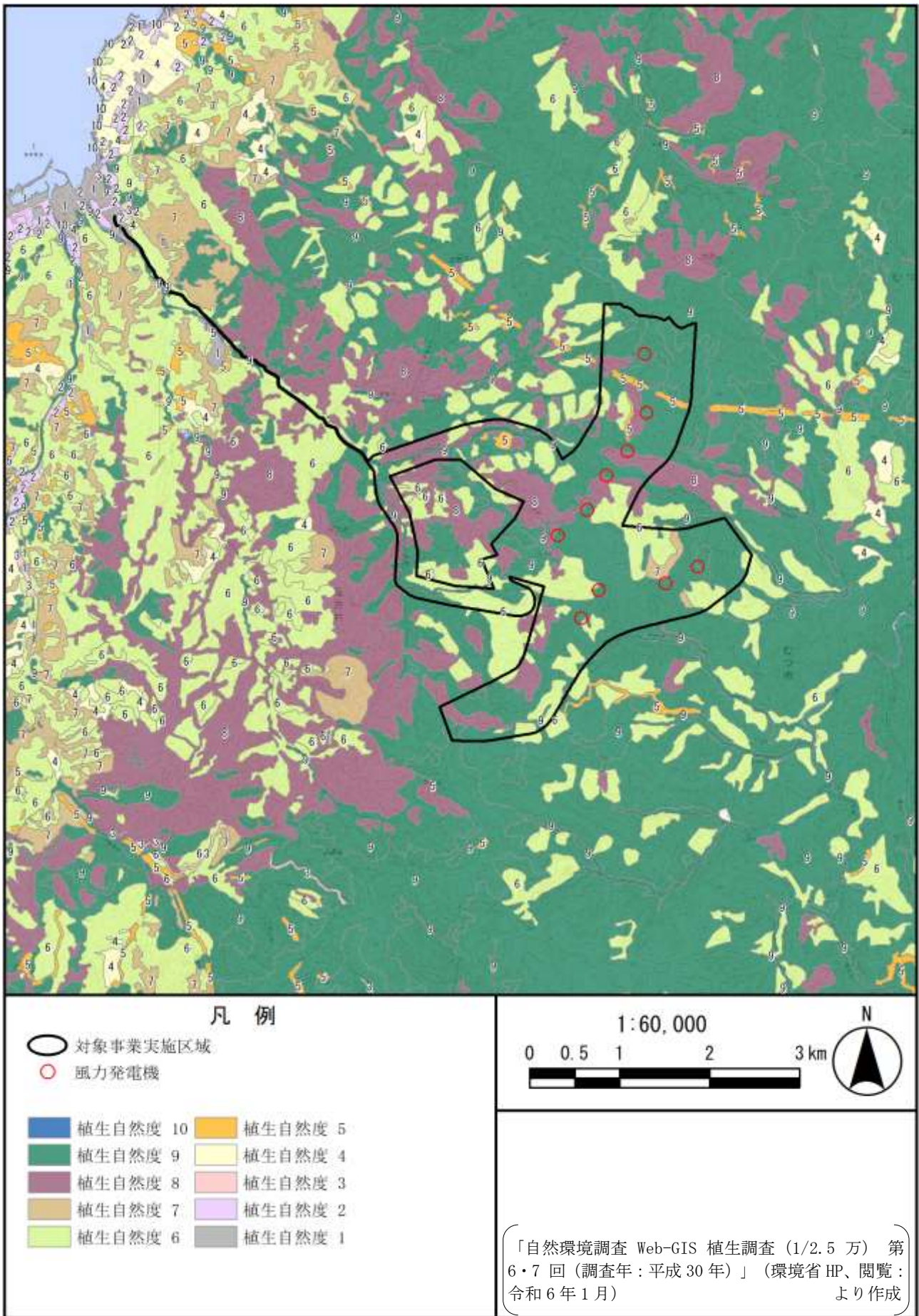


図 3.1-30(1) 文献その他の資料による植生自然度 (全体)

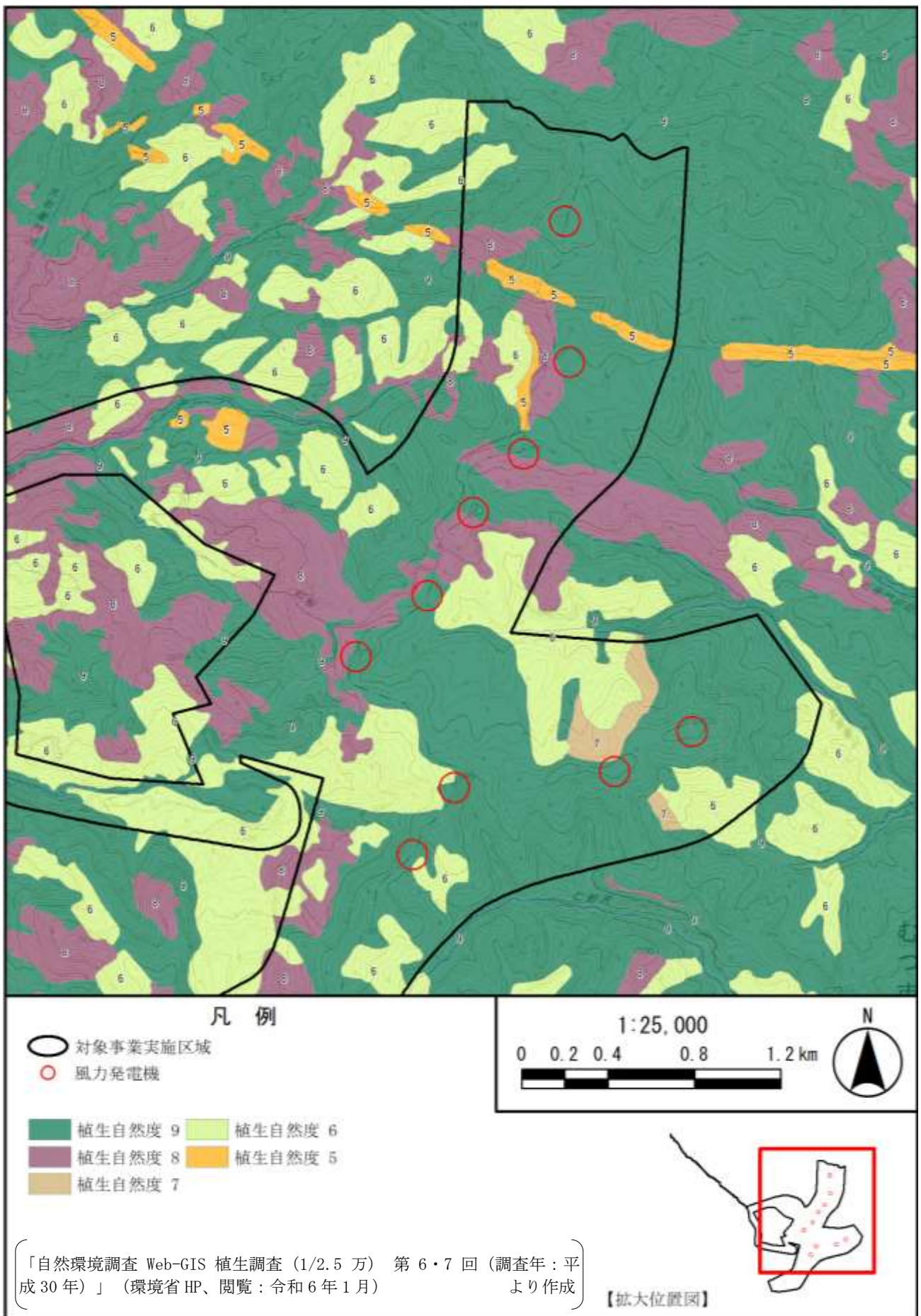


図 3.1-30(2) 文献その他の資料による植生自然度 (拡大 1)

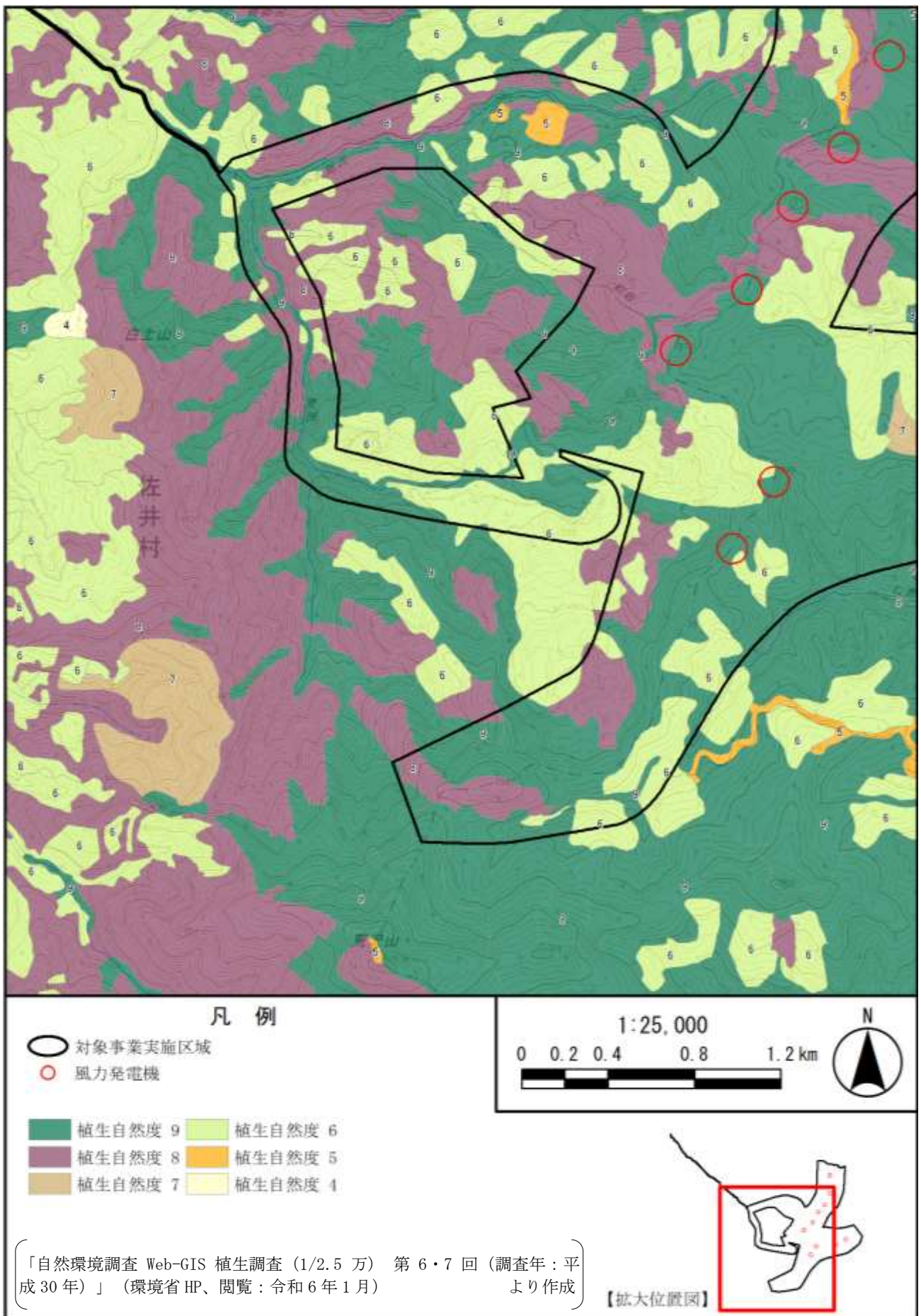


図 3.1-30(3) 文献その他の資料による植生自然度 (拡大 2)

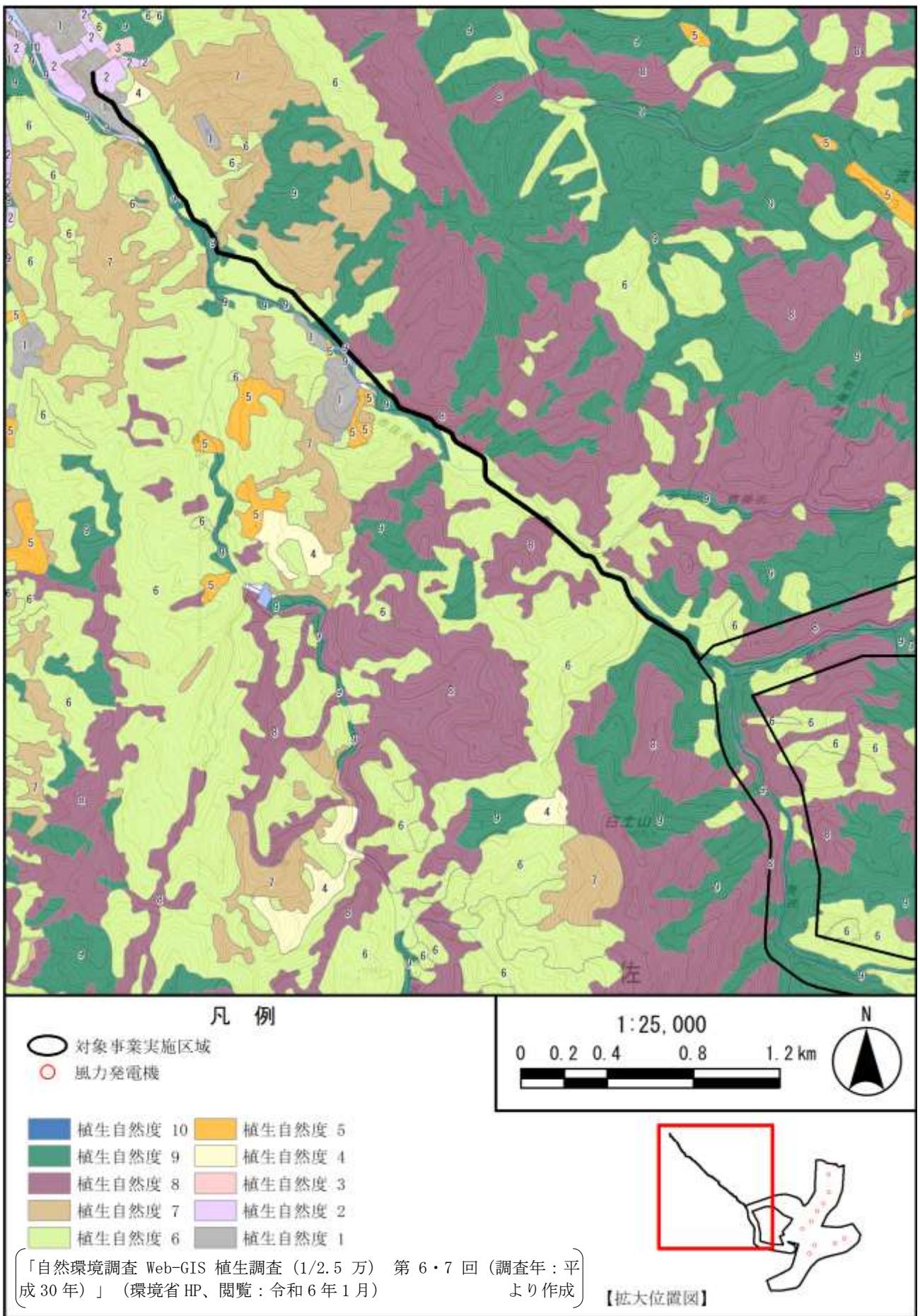


図 3.1-30(4) 文献その他の資料による植生自然度 (拡大 3)

(3) 植物の重要な種及び重要な群落

植物の重要な種及び重要な群落の選定基準は、表 3.1-33 のとおりである。

表 3.1-33(1) 植物の重要な種及び重要な群落の選定基準

選定基準		文献その他の資料	重要な種	重要な群落	
①	「文化財保護法」(昭和 25 年法律第 214 号、最終改正: 令和 4 年 6 月 17 日)、「青森県文化財保護条例」(昭和 50 年青森県条例第 46 号)等に基づく天然記念物	特天: 特別天然記念物 国天: 国指定天然記念物 県天: 県指定天然記念物 天: 市町村指定天然記念物	「国指定文化財等データベース」(文化庁 HP、閲覧: 令和 6 年 1 月)、「あおもりの文化財」(青森県 HP、閲覧: 令和 6 年 1 月)	○	○
②	「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律」(平成 4 年法律第 75 号、最終改正: 令和 4 年 6 月 17 日)及び「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律施行令」(平成 5 年政令第 17 号、最終改正: 令和 6 年 1 月 24 日)に基づく国内希少野生動植物種等	国内: 国内希少野生動植物種 特定 1: 特定第一種国内希少野生動植物種 特定 2: 特定第二種国内希少野生動植物種 緊急: 緊急指定種	「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律施行令」(平成 5 年政令第 17 号、最終改正: 令和 6 年 1 月 24 日)	○	
③	「環境省レッドリスト 2020」(環境省、令和 2 年)の掲載種	EX: 絶滅…我が国ではすでに絶滅したと考えられる種 EW: 野生絶滅…飼育・栽培下、あるいは自然分布域の明らかに外側で野生化した状態でのみ存続している種 CR+EN: 絶滅危惧 I 類…絶滅の危機に瀕している種(現在の状態をもたらした圧迫要因が引き続き作用する場合、野生での存続が困難なもの) CR: 絶滅危惧 IA 類…ごく近い将来における野生での絶滅の危険性が極めて高いもの EN: 絶滅危惧 IB 類…IA 類ほどではないが、近い将来における野生での絶滅の危険性が高いもの VU: 絶滅危惧 II 類…絶滅の危険が増大している種(現在の状態をもたらした圧迫要因が引き続き作用する場合、近い将来「絶滅危惧 I 類」のカテゴリーに移行することが確実と考えられるもの) NT: 準絶滅危惧…存続基盤が脆弱な種(現時点での絶滅危険度は小さいが、生息条件の変化によっては「絶滅危惧」として上位カテゴリーに移行する要素を有するもの) DD: 情報不足…評価するだけの情報が不足している種 LP: 絶滅のおそれのある地域個体群…地域的に孤立している個体群で、絶滅のおそれが高いもの	「環境省レッドリスト 2020 の公表について」(環境省 HP、閲覧: 令和 6 年 1 月)	○	
④	「青森県の希少な野生生物—青森県レッドデータブック(2020 年版)—」(青森県、令和 2 年)の掲載種	EX: 絶滅野生生物…県内では、すでに絶滅したと考えられる野生生物 A: 最重要希少野生生物…県内では、絶滅の危機に瀕している野生生物 B: 重要希少野生生物…県内では、絶滅の危機が増大している野生生物 C: 希少野生生物…県内では、生息・生育を存続する基盤が脆弱な野生生物 D: 要調査野生生物…県内では、生息・生育情報が不足している野生生物 LP: 地域限定希少野生生物…県内では、地域内に孤立している個体群で、地域レベルでの絶滅のおそれが高い野生生物	「青森県の希少な野生生物—青森県レッドデータブック(2020 年版)—」(青森県、令和 2 年)	○	

表 3.1-33(2) 植物の重要な種及び重要な群落の選定基準

	選定基準	文献その他の資料	重要な種	重要な群落
⑤	<p>「第2回自然環境保全基礎調査 特定植物群落調査報告書」(環境庁、昭和54年)、「第3回自然環境保全基礎調査 特定植物群落調査報告書全国版」(環境庁、昭和63年)、「第5回自然環境保全基礎調査 特定植物群落調査報告書」(環境庁、平成12年)に掲載されている特定植物群落</p> <p>A: 原生林もしくはそれに近い自然林 B: 国内若干地域に分布するが、極めて稀な植物群落または個体群 C: 比較的普通に見られるものであっても、南限・北限・隔離分布等分布限界になる産地に見られる植物群落または個体群 D: 砂丘、断崖地、塩沼地、湖沼、河川、湿地、高山、石灰岩地等の特殊な立地に特有な植物群落または個体群で、その群落の特徴が典型的なもの E: 郷土景観を代表する植物群落で、特にその群落の特徴が典型的なもの F: 過去において人工的に植栽されたことが明らかな森林であっても、長期にわたって伐採等の手が入っていないもの G: 乱獲、その他人為の影響によって、当該都道府県内で極端に少なくなるおそれのある植物群落または個体群 H: その他、学術上重要な植物群落</p>	<p>「第2回自然環境保全基礎調査 特定植物群落調査報告書」(環境庁、昭和54年)、「第3回自然環境保全基礎調査 特定植物群落調査報告書 全国版」(環境庁、昭和63年)、「第5回自然環境保全基礎調査 特定植物群落調査報告書」(環境庁、平成12年)</p>		○
⑥	<p>「植物群落レッドデータ・ブック」(NACS-J, WWF Japan、平成8年)に掲載の植物群落</p>	<p>「植物群落レッドデータ・ブック」(NACS-J, WWF Japan、平成8年)</p>		○
⑦	<p>「1/2.5万植生図を基にした植生自然度について」(環境省、平成28年)に掲載の植生自然度10及び植生自然度9の植生</p> <p>植生自然度10: 自然草原(ハマニンニク-コウボウムギ群集、ハマナス群落、ヨシクラス等、自然植生のうち単層の植物社会を形成する地区) 植生自然度9: 自然林(エゾイタヤ-シナノキ群集、ジュウモンジシダー-サワグルミ群落等、自然植生のうち低木林、高木林の植物社会を形成する地区)</p>	<p>「1/2.5万植生図を基にした植生自然度について」(環境省、平成28年)</p>		○

植物の重要な種は「(1)植物相の概要」の文献その他の資料で確認された種について、選定基準に基づき、学術上又は希少性の観点から選定した。その結果は、表3.1-34のとおり、26科54種が確認されている。なお、文献その他の資料による資料調査の抽出範囲が広いことから、専門家の助言を踏まえ、対象事業実施区域及びその周囲において、生育環境を有しない種については一部見直しを行った。

重要な群落については、「植物群落レッドデータ・ブック」(NACS-J, WWF Japan、平成8年)に掲載されている指定群落として、表3.1-35に示す6件が指定されている。

また、重要な群落として、植生自然度10及び9に該当する植生についても抽出した。1/2.5万植生図の統一凡例に対応する植生自然度10及び9の重要な植物群落は表3.1-36のとおりである。図3.1-31のとおり、対象事業実施区域においては、植生自然度9のチシマザサ-ブナ群団、ヒノキアスナロ群落(IV)、ジュウモンジシダー-サワグルミ群集、ヤナギ高木群落(IV)、ヤナギ低木群落(IV)、ヤマハンノキ群落が存在する。

表 3. 1-34(1) 文献その他の資料による植物の重要な種

No.	分類群	科名	種名	重要種選定基準				
				①	②	③	④	
1	シダ植物	ヒカゲノカズラ	スギラン			VU	A	
2	裸子植物	ヒノキ	ネズミサシ				B	
3	被子植物-単子葉植物	トチカガミ	スブタ			VU		
4			イトトリゲモ			NT	A	
5			トリゲモ			VU		
6			イトイバラモ			VU	B	
7			ミズオオバコ			VU		
8			ユリ	ホソバナアマナ				B
9			ラン	エビネ			NT	C
10		サルメンエビネ				VU	A	
11		ヒメホテイラン				VU	A	
12		ユウシュンラン				VU	B	
13		コアツモリソウ				NT	B	
14		クマガイソウ				VU	B	
15		ミズトンボ				VU	B	
16		ギボウシラン				EN		
17		トキソウ				NT	B	
18		イグサ		セキショウイ			VU	C
19		カヤツリグサ	クリイロスゲ			VU	A	
20			エゾサワスゲ			NT	C	
21		イネ	オオトボシガラ				A	
22		被子植物-真正双子葉植物	ケシ	オサバグサ				A
23			キンポウゲ	オオレイジンソウ				B
24	フクジュソウ						B	
25	ハンショウヅル						B	
26	ヒメキンポウゲ					VU	C	
27	オキナグサ					VU	A	
28	ノカラマツ					VU	B	
29	ボタン			ヤマシャクヤク			NT	B
30	スグリ		ザリコミ				D	
31	バラ		ミヤマダイコンソウ				A	
32			カラフトダイコンソウ				B	
33			ヒロハノカワラサイコ			VU	C	
34			ミチノクナシ			EN	B	
35			オオタカネバラ				B	
36			ホザキナナカマド				B	
37	スマレ		オオバタチツボスマレ			NT	B	
38	ミソハギ		ミズスギナ			CR		
39	アブラナ		エゾイヌナズナ				B	
40	タデ		ヤナギヌカボ			VU	A	
41			ナガバノウナギツカミ			NT		
42			ノダイオウ			VU	C	
43	ナデシコ		タチハコベ			VU	C	
44	サクラソウ		ユキワリソウ				B	
45			オオサクラソウ				B	
46	ツツジ		オオウメガサソウ			NT	C	
47	キョウチクトウ		チョウジソウ			NT	B	
48			スズサイコ			NT	B	
49	ゴマノハグサ		ゴマノハグサ			VU		
50	シソ		ムシャリンドウ			VU	A	
51	ハマウツボ		ハマウツボ			VU	C	
52	タヌキモ		イヌタヌキモ			NT	C	

表 3.1-34 (2) 文献その他の資料による植物の重要な種

No.	分類群	科名	種名	重要種選定基準			
				①	②	③	④
53	被子植物-真正双子葉植物	キク	オニオトコヨモギ			VU	B
54			ヒメヒゴタイ			VU	EX
計	4分類	26科	54種	0種	0種	39種	47種

- 注：1. 種名は「河川水辺の国勢調査のための生物リスト 令和5年度生物リスト」（国土交通省 河川水辺の国勢調査 HP、閲覧：令和6年1月）に準拠した。
2. 選定基準は表 3.1-33 参照。
3. 文献その他の資料による資料調査の抽出範囲が広いことから、専門家の助言を踏まえ、対象事業実施区域及びその周囲において、生育環境を有しない種については一部見直しを行った。除外した種については以下のとおりである。
- イチョウシダ（選定基準③：NT、選定基準④：B）、ヒメカイウ（選定基準③：NT、選定基準④：B）、アギナシ（選定基準③：NT、選定基準④：B）、ホソバノシバナ（選定基準③：VU、選定基準④：A）、スゲアマモ（選定基準③：NT、選定基準④：D）、タチアマモ（選定基準③：VU、選定基準④：D）、イトモ（選定基準③：NT、選定基準④：B）、ミズアオイ（選定基準③：NT、選定基準④：D）、ミクリ（選定基準③：NT、選定基準④：C）、タマミクリ（選定基準③：NT、選定基準④：B）、ナガエミクリ（選定基準③：NT、選定基準④：C）、ヒメミクリ（選定基準③：VU、選定基準④：B）

表 3.1-35 重要な群落（植物群落レッドデータ・ブック）

市町村名	群落名	選定基準
		⑥
むつ市	ヒノキアスナロ群落	1
	ヤマウルシ・イツツジ群落	1
	ハクサンシャクナゲ・アカミノイヌツゲ群落	1
	ヤマタヌキラン群落	1
下北郡大間町	ユキワリコザクラ群落	2
下北郡佐井村	ミネヤナギ・コメツツジ群落	2

- 注：1. 選定基準は表 3.1-33 参照。
2. 各ランクの詳細については以下のとおりである。
- 1：要注意（当面、新たな保護対策は必要ない（監視必要））
- 2：破壊の危機（現在は保護対策が功を奏しているが、将来は破壊の危機が大きい）

表 3.1-36 重要な群落（植生自然度）

選定基準	植生区分	1/2.5万植生図 統一凡例
⑦		
植生自然度 10	河辺・湿原・塩沼地・砂丘植生等	ツルヨシ群集、磯浜植生、海岸断崖地植生、ハマオトコヨモギ・コハマギク群集
植生自然度 9	ブナクラス域自然植生	チシマザサ・ブナ群団、エゾイタヤ・シナノキ群集、ホツツジ・ミズナラ群集、ヒノキアスナロ群落（IV）、ジュウモンジシダー・サワグルミ群集、ヤナギ高木群落（IV）、ヤナギ低木群落（IV）、ヤマハンノキ群落

- 注：1. 選定基準は表 3.1-33 参照。
2. 植生区分及び統一凡例は、現存植生図の凡例（表 3.1-32）による。

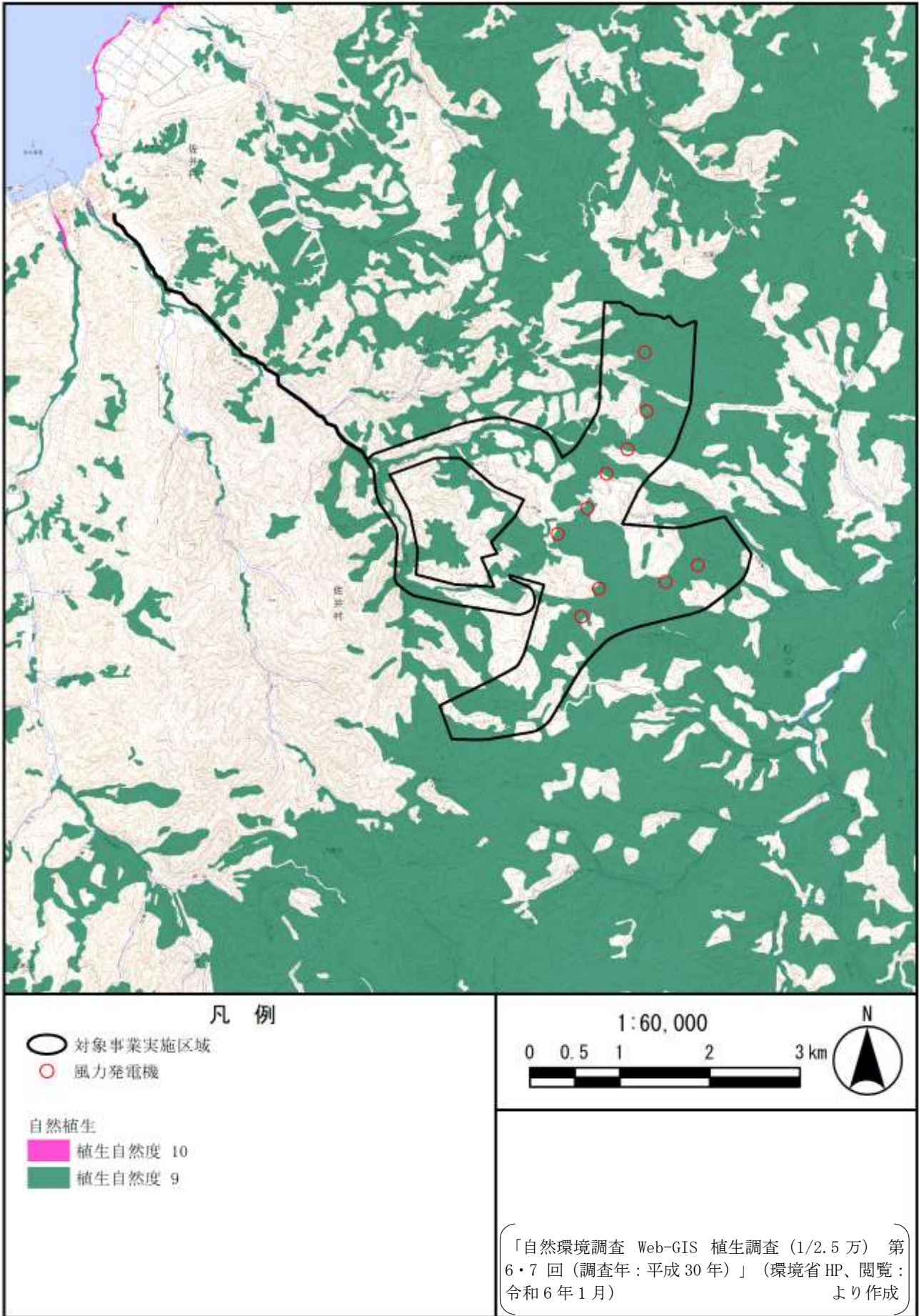


図 3.1-31 重要な植物群落の分布位置図

(4) 巨樹・巨木林・天然記念物

「自然環境調査 Web-GIS 巨樹・巨木林調査データベース」(環境省 HP、閲覧：令和 6 年 1 月)によると、対象事業実施区域及びその周囲に巨樹・巨木林は確認されていない。また、対象事業実施区域及びその周囲には、植物に係る天然記念物も存在しない。

3. 生態系の状況

(1) 環境類型区分

対象事業実施区域及びその周囲の環境は、地形及び植生の状況から、表 3.1-37 のとおり、広葉樹林、針葉樹林、植林地、草原・低木林、耕作地等、河辺・湿原、海岸、市街地等、河川・池沼等の 9 つの環境類型に区分される。図 3.1-32 のとおり、対象事業実施区域の環境類型は、主に広葉樹林、針葉樹林、植林地であり、一部に草原・低木林、河辺・湿原が分布している。

表 3.1-37 環境類型区分の概要

No.	環境類型区分	植生区分
1	広葉樹林	チシマザサ-ブナ群団、エゾイタヤ-シナノキ群集、ホツツジ-ミズナラ群集、ジュウモンジシダー-サワグルミ群集、ブナ-ミズナラ群落、オオバクロモジ-ミズナラ群集
2	針葉樹林	ヒノキアスナロ群落 (IV)
3	植林地	スギ・ヒノキ・サワラ植林、アカマツ植林、クロマツ植林、カラマツ植林
4	草原・低木林	タニウツギ-ノリウツギ群落、ササ群落 (V)、ススキ群団 (V)、伐採跡地群落 (V)、イタチハギ群落
5	耕作地等	路傍・空地雑草群落、放棄畑雑草群落、畑雑草群落、水田雑草群落、放棄水田雑草群落
6	河辺・湿原	ヤナギ高木群落 (IV)、ヤナギ低木群落 (IV)、ヤマハンノキ群落、ツルヨシ群集、河辺一年生草本群落 (タウコギクラス等)
7	海岸	磯浜植生、海岸断崖地植生、ハマオトコヨモギ-コハマギク群集
8	市街地等	市街地、緑の多い住宅地、残存・植栽樹群をもった公園、墓地等、工場地帯、造成地、自然裸地
9	河川・池沼等	開放水域

注：植生区分は現存植生図（図 3.1-29 参照）による。

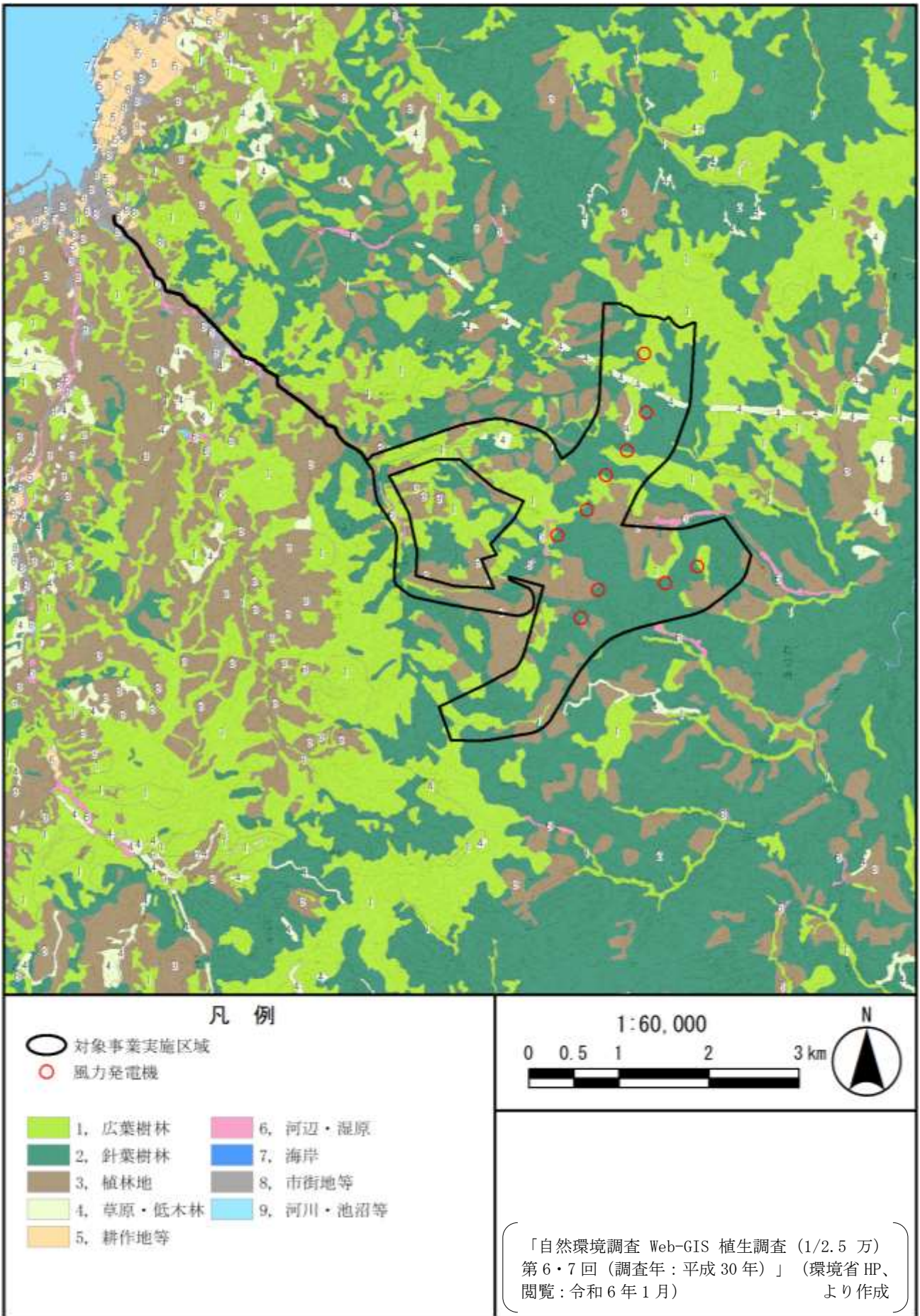


図 3.1-32(1) 環境類型区分 (全体)

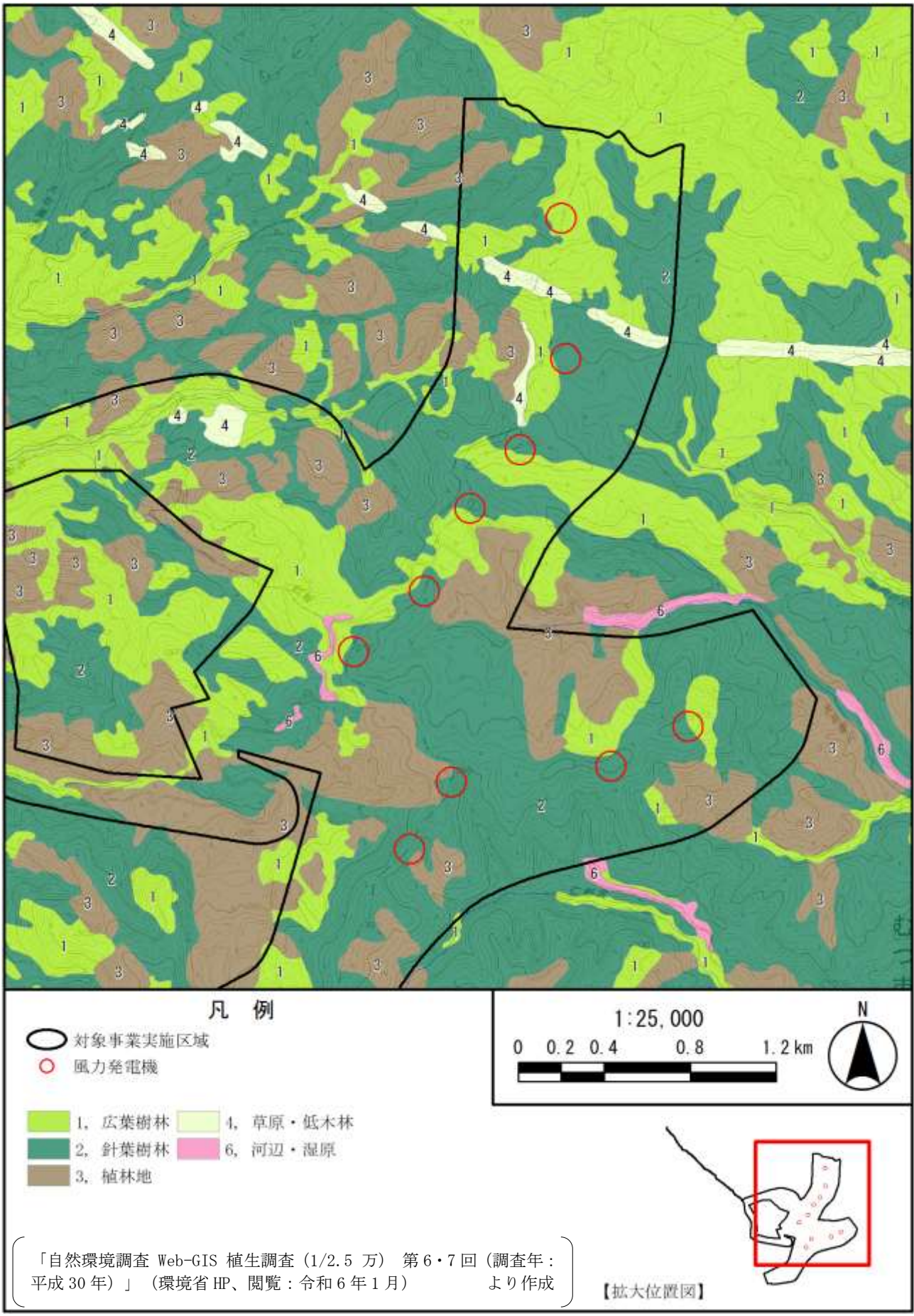


図 3.1-32(2) 環境類型区分 (拡大 1)

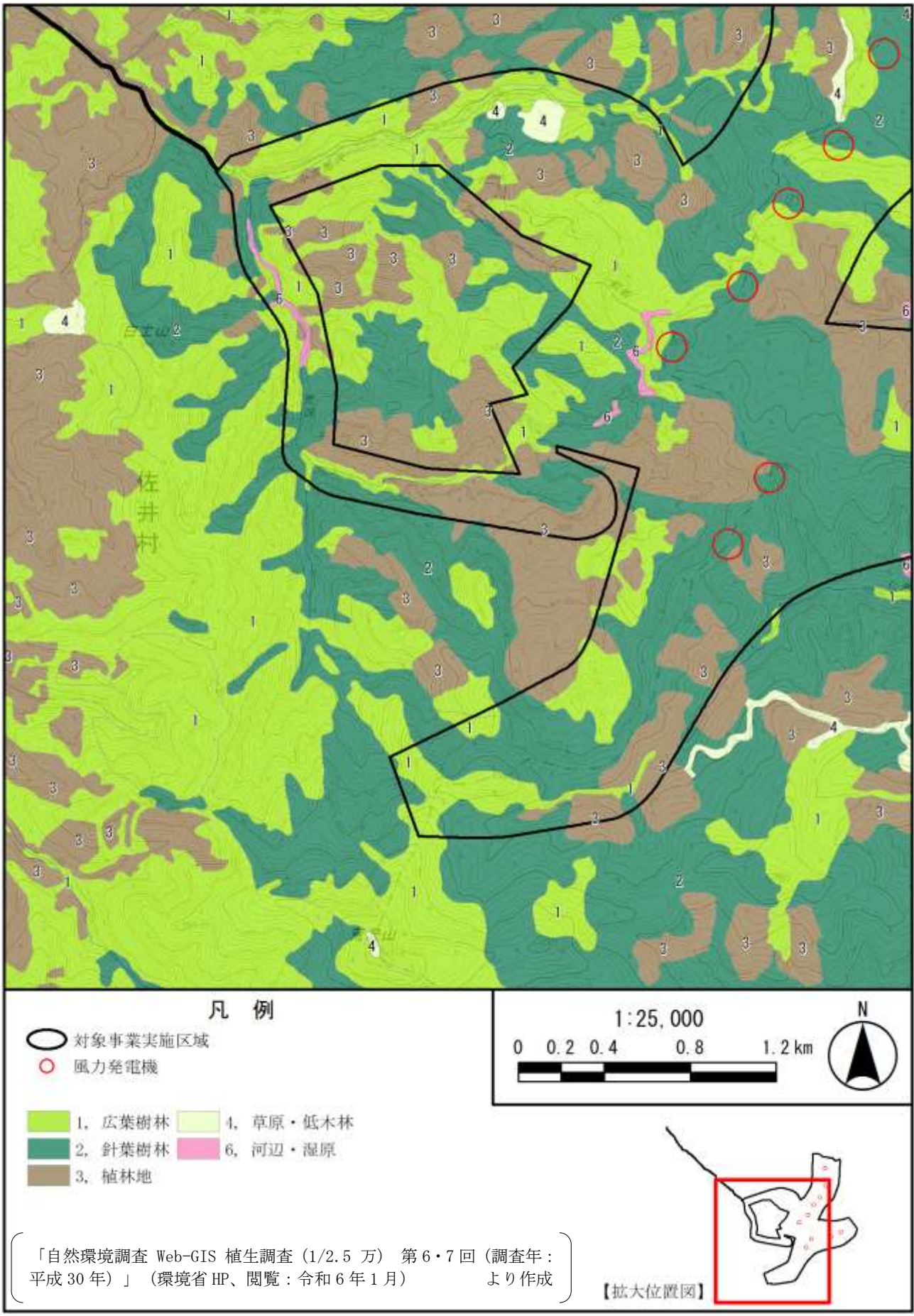


図 3.1-32(3) 環境類型区分 (拡大 2)

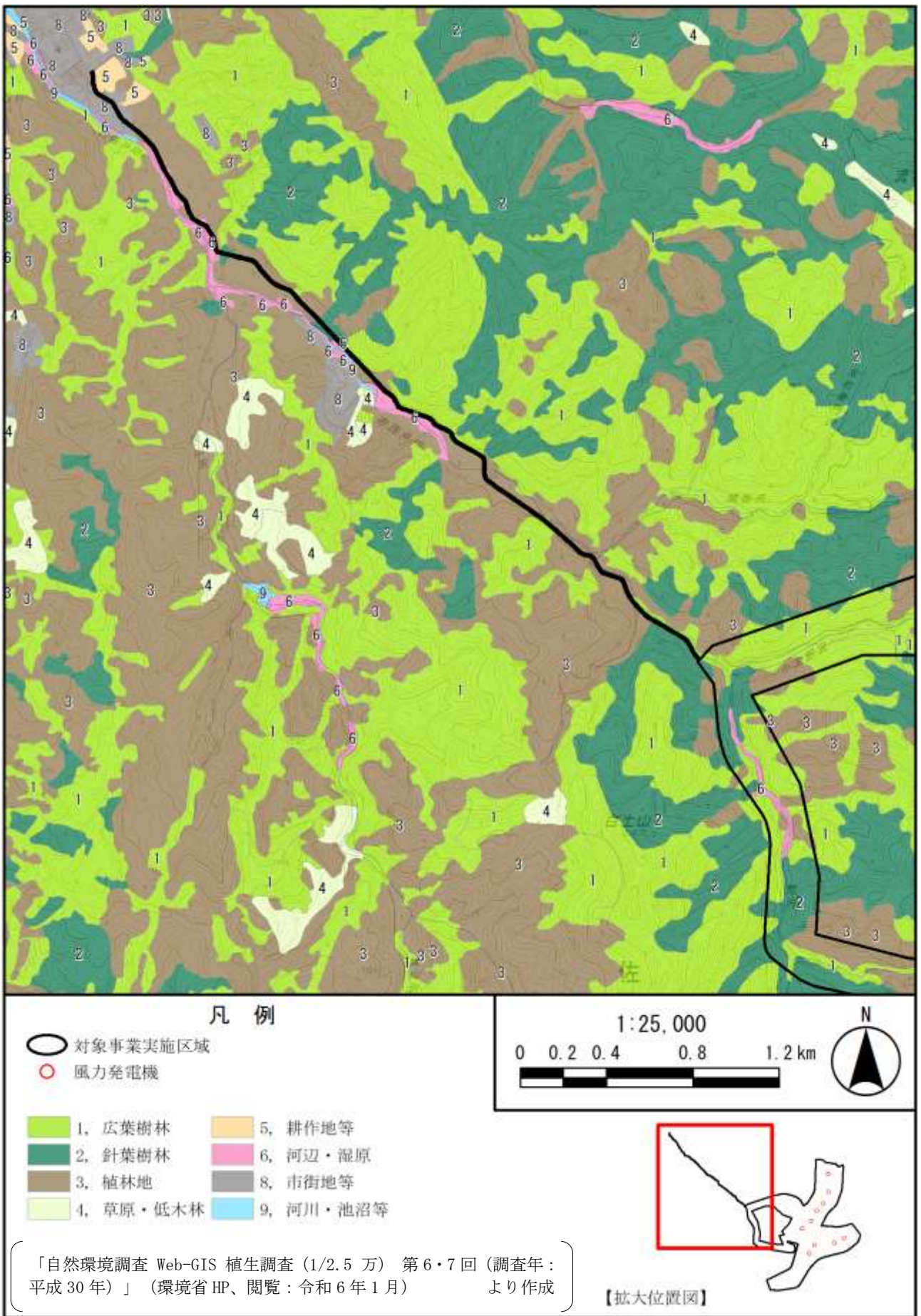


図 3.1-32(4) 環境類型区分 (拡大 3)

(2) 生態系の概要

地域の生態系（動植物群）を総合的に把握するため、文献その他の資料により確認された対象事業実施区域及びその周囲の環境類型、植生及び生物種から、生物とその生息環境の関わり、また、生物相互の関係について代表的な植生及び生物種を選定し、食物連鎖模式図として図 3.1-33 に概要を整理した。

対象事業実施区域及びその周囲には、ヒノキアスナロ群落、ブナーミズナラ群落、スギ・ヒノキ・サワラ植林等の樹林地が広く分布しており、陸域である樹林環境を主として、その他にタニウツギーノリウツギ群落等の草原・低木林、ヤマハンノキ群落等の河辺・湿原、放棄水田雑草群落、等の耕作地等を基盤とした環境が成立しているものと考えられる。

ヒノキアスナロ群落、ブナーミズナラ群落、スギ・ヒノキ・サワラ植林、タニウツギーノリウツギ群落、ヤマハンノキ群落、放棄水田雑草群落等に生育する植物を生産者として、第一次消費者としてはセミ類やバッタ類等の植食性の昆虫類や、ノウサギ、ムササビ等の植食性の哺乳類が、第二次消費者としてはトンボ類、オサムシ類等の肉食性昆虫類等が存在する。また、第三次消費者としてはキビタキといった鳥類、シュレーゲルアオガエル等の両生類が、第四次消費者としてはニホンイタチ等の哺乳類、モズ等の鳥類が存在すると考えられる。さらに、低次消費者を餌とする消費者として、イヌワシ、クマタカ等の猛禽類やツキノワグマ、キツネ等の中～大型哺乳類が存在すると考えられる。

河川・池沼等の水域の生態系では、付着藻類等を生産者として、第一次消費者である水生昆虫類等が、カジカガエル等のカエル類やウキゴリ等の魚類に捕食される。さらに、これらを餌とするアオサギ等の鳥類が存在すると考えられる。

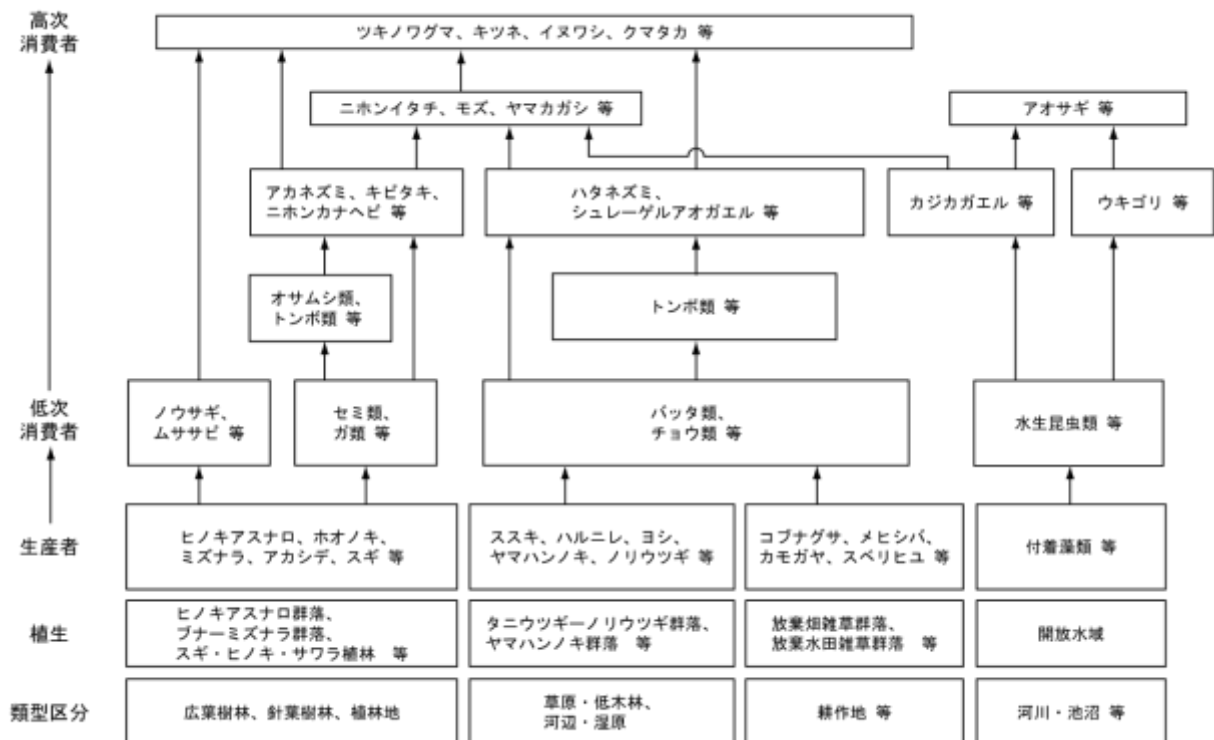


図 3.1-33 食物連鎖模式図

(3) 重要な自然環境のまとまりの場

対象事業実施区域及びその周囲の自然環境について、重要な自然環境のまとまりの場の抽出を行った。抽出された重要な自然環境のまとまりの場は表 3. 1-38 及び図 3. 1-34 のとおりである。

対象事業実施区域内には自然植生及び保安林が含まれている。

表 3. 1-38 重要な自然環境のまとまりの場

重要な自然環境のまとまりの場		抽出理由
自然植生	植生自然度 10	環境省植生図における磯浜植生、海岸断崖地植生、ハマオトコヨモギーコハマギク群集等に該当する植生である。
	植生自然度 9	環境省植生図におけるチシマザサープナ群団、ヒノキアスナロ群落 (IV)、ヤナギ高木群落 (IV) 等に該当する植生である。
自然公園	下北半島国定公園	自然公園法及びそれに基づく都道府県の条例の規定に基づき、国又はその都道府県を代表する優れた風景地について指定された自然公園の一種である。
保安林		水源涵養林や土砂崩壊防止機能を有する緑地等、地域において重要な機能を有する自然環境である。
鳥獣保護区	下北西部鳥獣保護区	鳥獣の保護を図るため、保護の必要があると認められた地域である。
	磯谷鳥獣保護区	

「自然環境調査 Web-GIS 植生調査 (1/2.5 万) 第 6・7 回 (調査年：平成 30 年)」(環境省 HP、閲覧：令和 6 年 1 月)
 「青森県内の自然公園」(青森県 HP、閲覧：令和 6 年 1 月)
 「青森県下北森林計画区森林位置図」(青森県、平成 21 年)
 「第 5 次国有林野施業実施計画図」(東北森林管理局、平成 30 年)
 「令和 5 年度 青森県鳥獣保護区等位置図」(青森県 HP、閲覧：令和 6 年 1 月)
 「鳥獣保護区の指定状況」(環境省 HP、閲覧：令和 6 年 1 月)

より作成

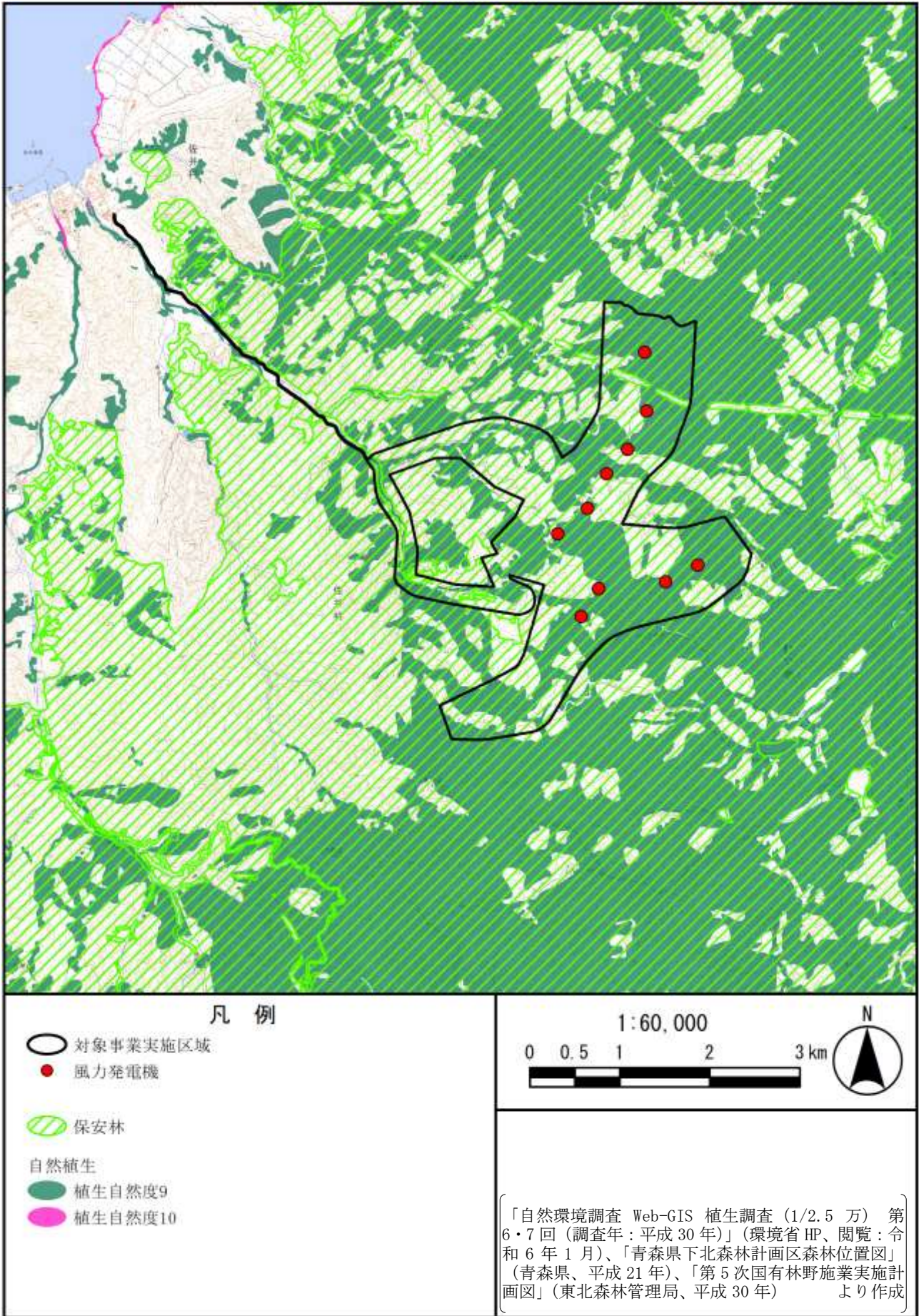


図 3.1-34(1) 重要な自然環境のまとまりの場

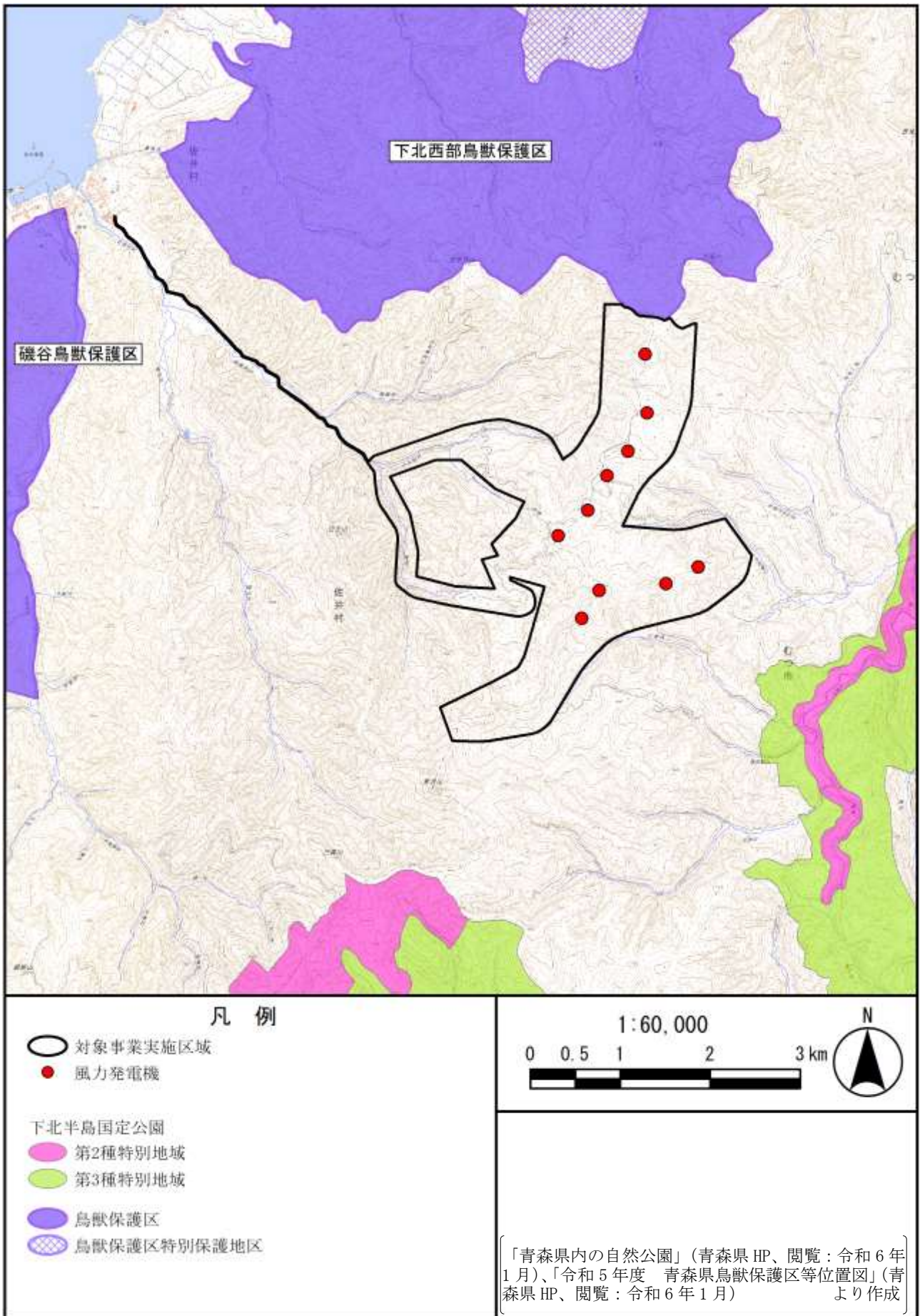


図 3.1-34(2) 重要な自然環境のまとまりの場

3.1.6 景観及び人と自然との触れ合いの活動の場の状況

1. 景観の状況

対象事業実施区域は青森県下北半島北部に位置している。

青森県では平成8年4月に「青森県景観条例」（平成8年青森県条例第2号）を施行し、景観計画区域（青森市、弘前市、八戸市等の景観行政団体を除く県内全域）内における、一定の面積や高さを超える建築物の新築、工作物の新設、開発行為等の大規模行為には、行為着手の50日前までの届出を義務付けている。また、同条例において、良好な景観の形成のため、景観計画に定められた大規模行為景観形成基準に適合するよう努めなければならないとしている。本事業は青森県景観条例の対象事業である。

(1) 眺望点の分布及び概要

文献その他の資料調査の結果を踏まえ、以下の条件を勘案し抽出した。

- ・ 公的なHPや観光パンフレット等に掲載されている情報であること。
- ・ 眺望利用の可能性のある地点であること。
- ・ 風力発電機（地上高さ：168m）が垂直視野角1度以上で視認される可能性のある範囲（約9.7km）を目安とした。

対象事業実施区域及びその周囲の眺望点は、表3.1-39及び図3.1-35のとおりである。

表 3.1-39 眺望点の概要

名 称	概 要
古佐井山（薬師山）	頂上付近にある展望広場からは、佐井村の街並みや佐井港、津軽海峡、北海道を見渡すことができる。佐井村の眺望点に指定されている。
仏ヶ浦遊覧船	佐井港から仏ヶ浦を約30分で結ぶ高速観光船。
津軽海峡文化館アルサス	下北半島の観光物産や歴史を紹介している施設。1階には多目的ホールや特産品の販売店、観光案内所等、2階には佐井村の歴史を展示するミュージアムやレストラン、3階には展望室があり、津軽海峡や北海道の山々を見渡すことができる。
奥薬研溪谷	ヒバ林や落葉樹林からなる溪谷で、下北半島国定公園の園地及び青森県「ふるさと眺望点」に指定されている。

「自然」（佐井村観光協会 HP）
 「旅東北」（東北観光推進機構 HP）
 「観光情報」、「景観について」（佐井村 HP）
 「Amazing AOMORI」（青森県観光国際戦略局誘客交流課 HP）
 「SHIMOKITA GEOPARK」（下北ジオパーク推進協議会事務局 HP）
 「下北半島国定公園 指定書及び公園計画書（案）」（環境省 HP）
 「しもきた TABI アシスト」（一般社団法人しもきた TABI アシスト HP）
 「ふるさと眺望点（むつ・下北地区）」、「地域別景観特性ガイドプラン」（青森県 HP）
 （各 HP 閲覧：令和6年1月）

より作成

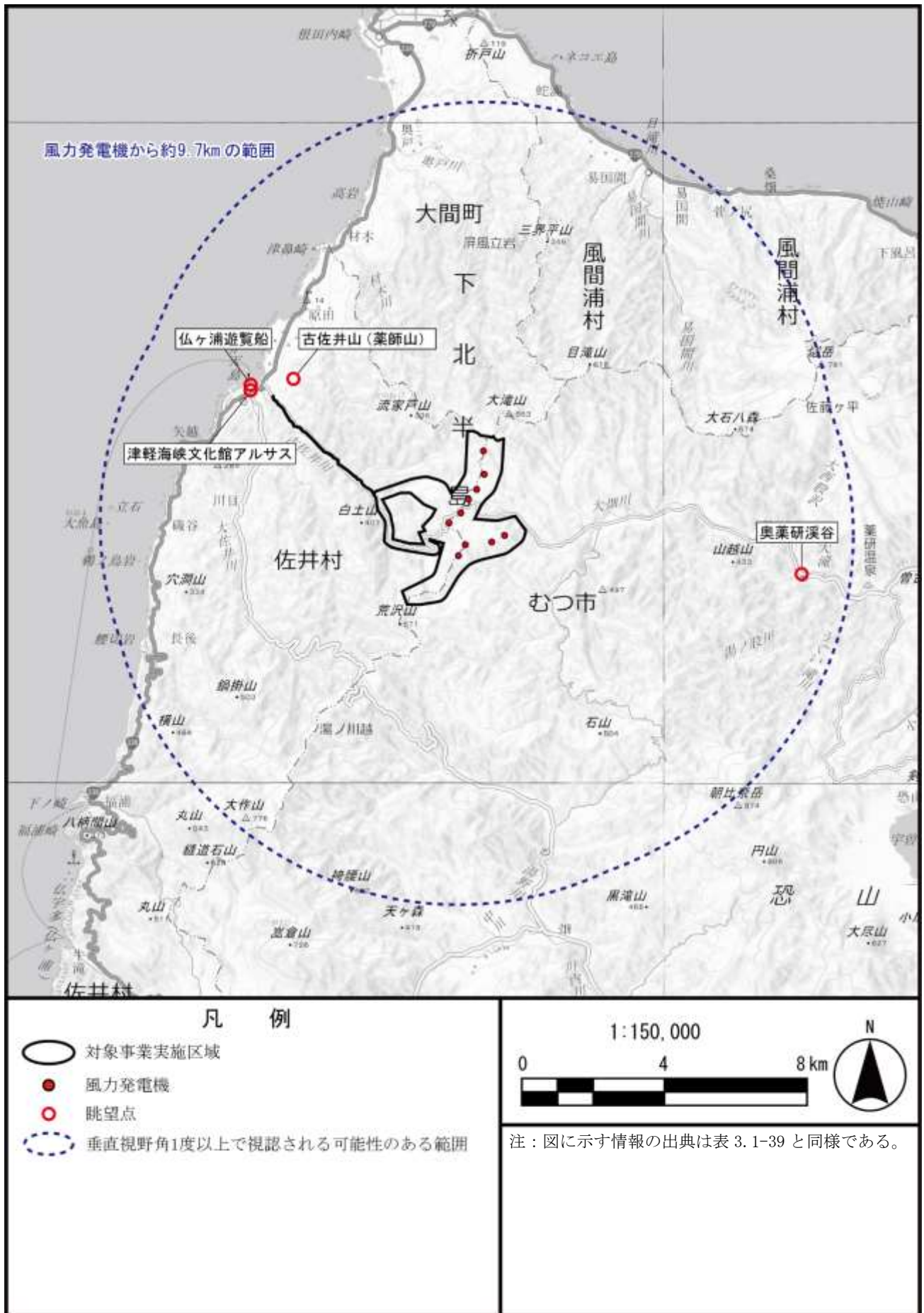


図 3.1-35 眺望点の状況

(2) 景観資源

「第3回自然環境保全基礎調査 青森県自然環境情報図」(環境庁、平成元年)による景観資源は、表3.1-40及び図3.1-36のとおりであり、対象事業実施区域の周囲に「赤滝」、「大間段丘」等が存在する。

また、青森県では「地域別景観特性ガイドプラン」(青森県、平成9年)を策定しており、当ガイドプランによる自然景観資源は、表3.1-41及び図3.1-37のとおりであり、対象事業実施区域の周囲に「願掛岩」、「湯ノ川溪流」等が存在する。

表 3.1-40 景観資源

区分	名称
火山群	燧岳火山
	恐山火山
火山	むつ燧岳
	朝日奈岳
	鶏頭山
	円山
	大尽山
噴泉	奥薬研温泉
断崖・岩壁	屏風立石
岩峰・岩柱	縫道石山
峡谷・溪谷	薬研溪流
	川内川溪流
滝	赤滝
湖沼	宇曾利山湖
海成段丘	大間段丘
	むつ段丘
断層海岸	長浜、仏ヶ浦海岸
海食崖	長浜、仏ヶ浦焼山崎海岸
	仏ヶ浦
節理	願掛岩

〔「第3回自然環境保全基礎調査 自然環境情報図」(環境庁、平成元年)より作成〕

表 3.1-41 景観資源 (地域別景観特性ガイドプラン)

区分	名称
自然景観資源	大間崎
	蛇浦海岸
	津鼻崎
	願掛岩
	薬研溪流
	湯ノ川溪流
	宇曾利山湖
	仏ヶ浦

〔「地域別景観特性ガイドプラン」(青森県、平成9年)より作成〕

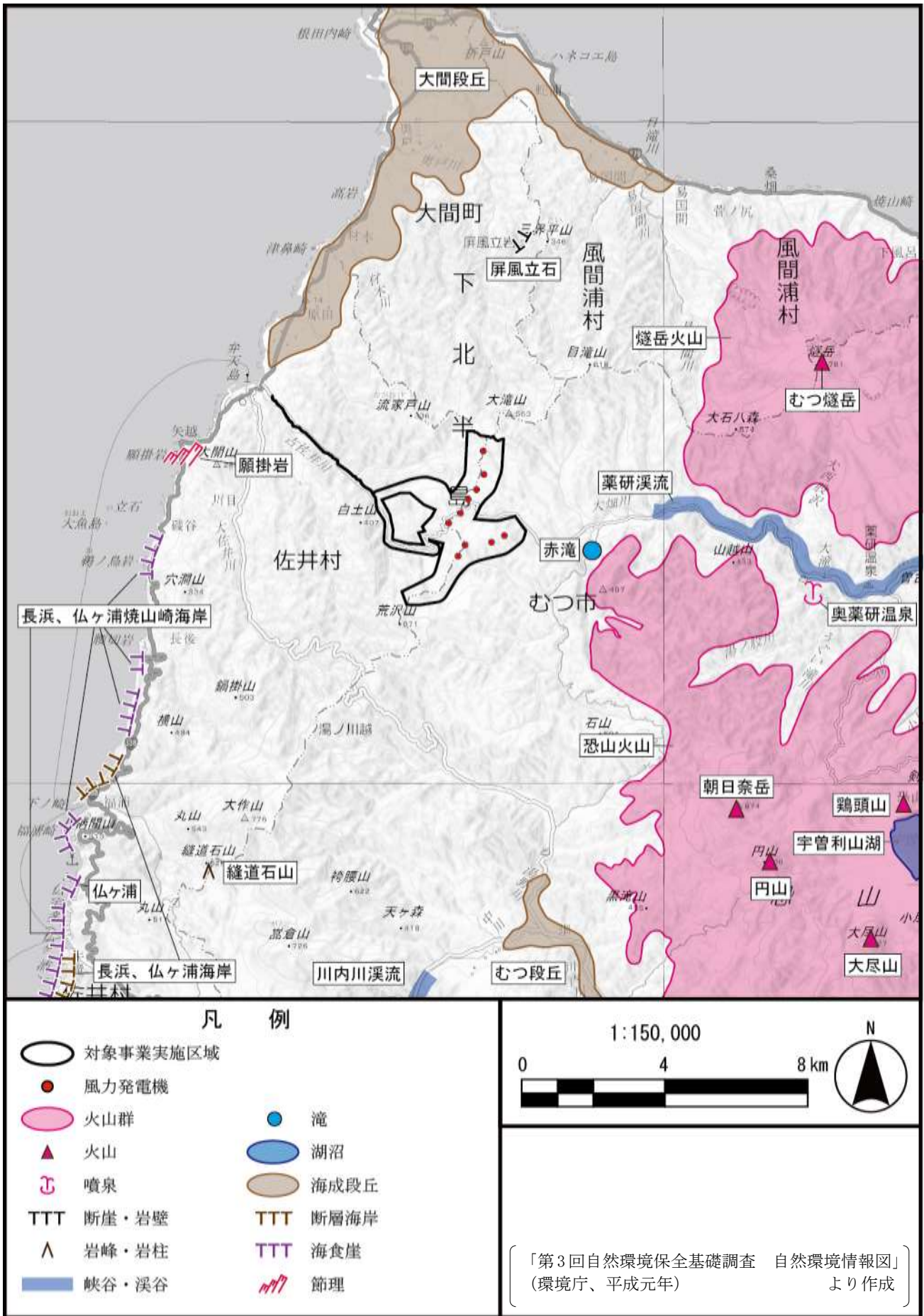


図 3.1-36 景観資源（第3回自然環境保全基礎調査）の状況

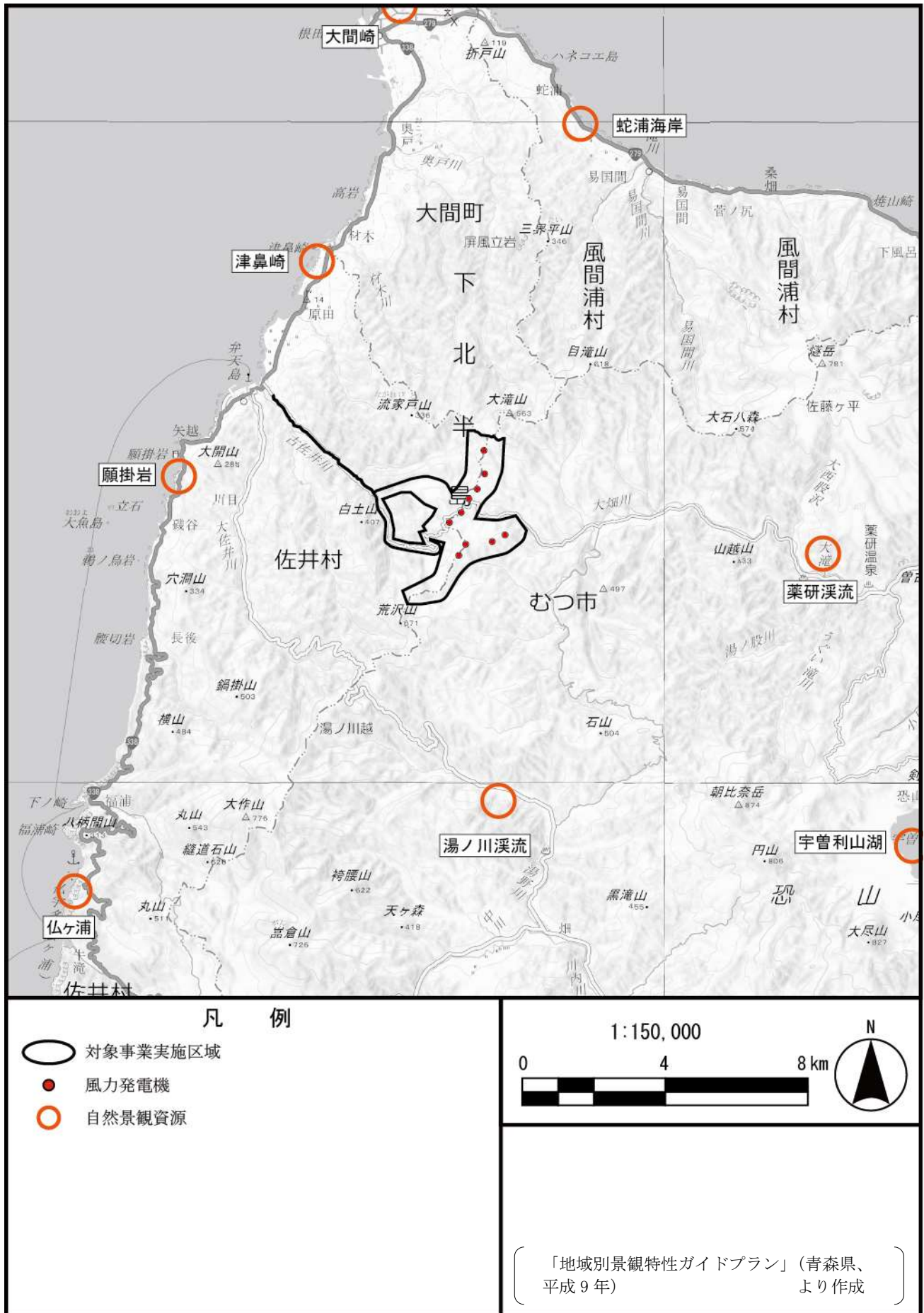


図 3.1-37 景観資源（地域別景観特性ガイドプラン）の状況

2. 人と自然との触れ合いの活動の場の状況

対象事業実施区域及びその周囲における、人と自然との触れ合いの活動の場の状況は表 3.1-42 及び図 3.1-38 のとおりである。

表 3.1-42 人と自然との触れ合いの活動の場

名称	想定する主な活動	概要
フォレストパーク	自然観賞 散策	総ヒバ造りの森林体験館、炭焼ハウス、テニスコート、ゲートボール場を備える森林公園で、森林浴等を楽しめる。森林体験館では、森林に関する展示がされている他、木工体験等が開催されている。
山村広場	自然観賞 散策	佐井村の桜の名所で、広場の斜面全体に桜の木が植えられているほか、遊歩道も整備されている。
古佐井山（薬師山）	自然観賞	古佐井山（薬師山）の頂上付近に展望広場が整備され、佐井港、津軽海峡等を望め、北海道までも見渡すことができる。
箭根森八幡宮	祭事	例年 9 月 14～16 日には 300 年以上前から続く「箭根森八幡宮例大祭」が開催され、昼夜 3 日間にわたって神楽、御輿、山車の行列が佐井村内を練り歩く。
しおさい公園	催事	佐井港周辺に位置する公園で、例年 8 月 15 日に開催される「さいむら夏まつり」の会場となっている。
ゆいっこ公園	自然観賞	自然に囲まれた公園で、下北半島の佐井村とむつ市をむすぶ県道である「かもしかライン」沿いに位置している。
奥薬研溪谷	自然観賞	「下北半島国定公園」内に位置する溪谷で、キャンプ場、レストハウスの他、東北自然歩道の「薬研温泉と溪流のみち」（約 9.3km）等が整備されており、溪流景観が楽しめる。

「佐井村」（佐井村役場 HP、閲覧：令和 6 年 1 月）
「青森県佐井村を旅しよう！」（佐井村観光協会 HP、閲覧：令和 6 年 1 月）
「佐井村商工会」（佐井村商工会 HP、閲覧：令和 6 年 1 月）
「むつ市」（むつ市役所 HP、閲覧：令和 6 年 1 月）
「むつ下北観光案内」（むつ市観光協会 HP、閲覧：令和 6 年 1 月）
「大間町」（大間町役場 HP、閲覧：令和 6 年 1 月）
「大間わいどアップ」（大間町観光協会 HP、閲覧：令和 6 年 1 月）
「青森県」（青森県庁 HP、閲覧：令和 6 年 1 月）
「Amazing AOMORI」（青森県及び公益社団法人青森県観光国際交流機構 HP、閲覧：令和 6 年 1 月）
「国立公園に、行ってみよう！」（環境省 HP、閲覧：令和 6 年 1 月）
「下北ジオパーク」（下北ジオパーク推進協議会事務局 HP、閲覧：令和 6 年 1 月）
「しもきた TABI あしすと」（一般社団法人しもきた TABI あしすと HP、閲覧：令和 6 年 1 月）
「旅東北」（一般社団法人東北観光推進機構 HP、閲覧：令和 6 年 1 月）より作成

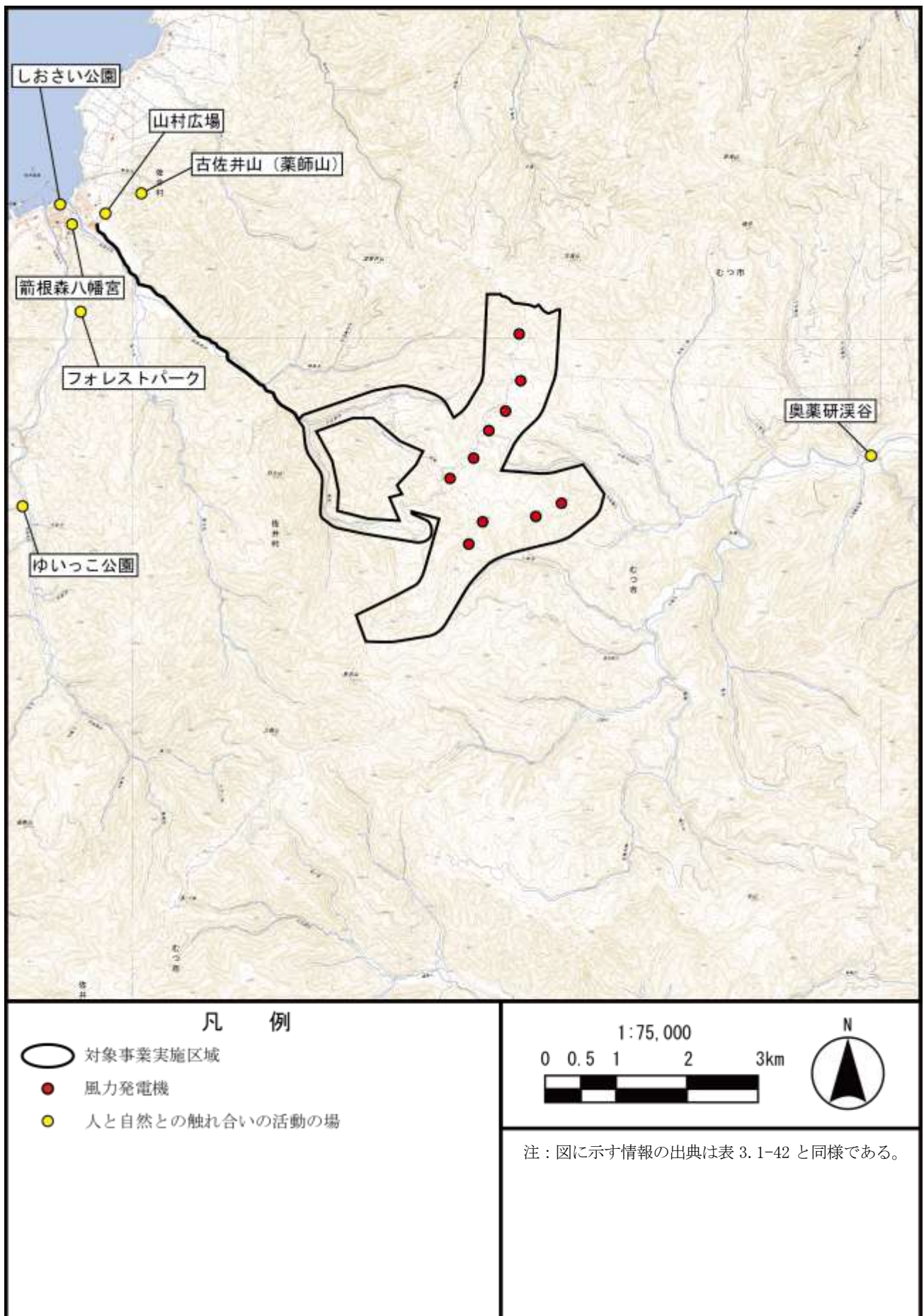


図 3.1-38 人と自然との触れ合いの活動の場の状況

3.1.7 一般環境中の放射性物質の状況

青森県では県内の環境放射線の監視を行っている。対象事業実施区域の最寄りの空間放射線量率測定地点としてむつ市の関根局及び桜木町局があり、その位置は図 3.1-39 のとおりである。

令和4年度の空間放射線量率の測定結果は表 3.1-43 のとおりであり、年度平均が関根で 22nGy/h、桜木町で 16nGy/h となっている。

表 3.1-43 空間放射線量率の測定結果（令和4年度）

(単位：nGy/h)

市	測定局	令和4年										令和5年			平均
		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月		
むつ市	関根	22	22	22	22	23	22	22	23	23	21	18	21	22	
	桜木町	16	17	16	16	18	16	17	18	18	14	11	15	16	

〔「環境放射線モニタリング」(青森県HP、閲覧：令和6年1月)より作成〕

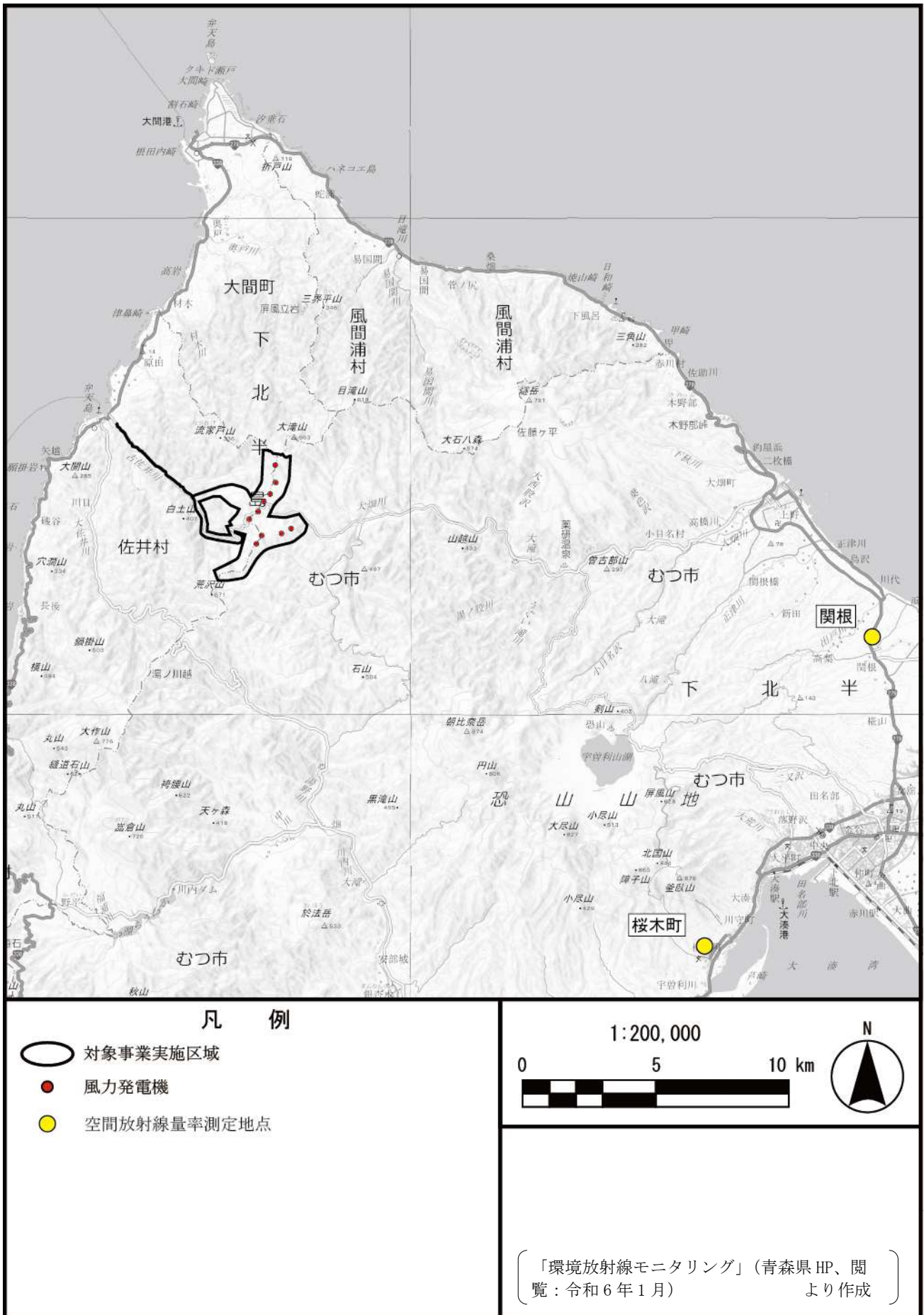


図 3.1-39 空間放射線量率の測定位置

3.2 社会的状況

3.2.1 人口及び産業の状況

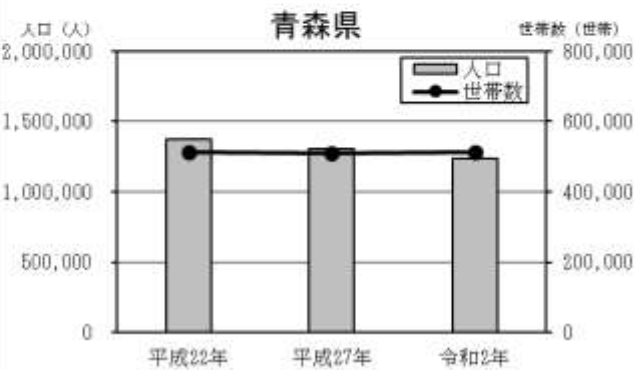
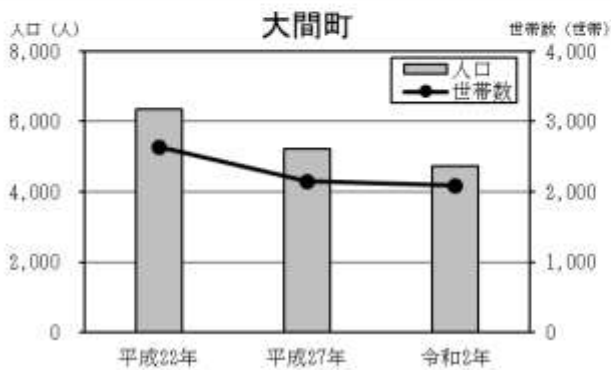
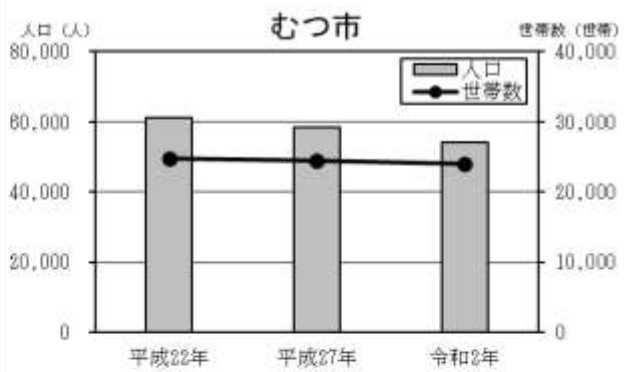
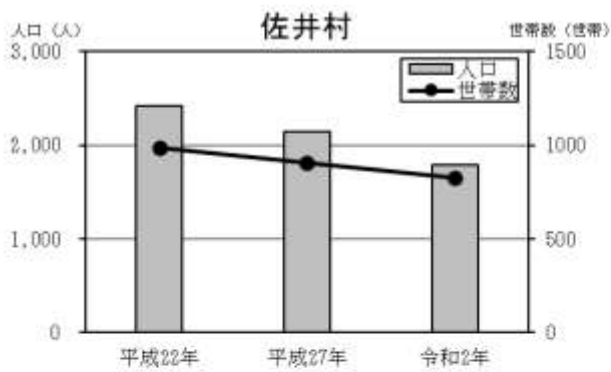
1. 人口の状況

佐井村、むつ市、大間町及び青森県の人口及び世帯数の推移は表 3.2-1 及び図 3.2-1 のとおりである。佐井村、むつ市、大間町ともに人口は減少傾向である。

表 3.2-1 人口及び世帯数の推移

区分	年	人口（人）			世帯数（世帯）
		総数	男	女	
佐井村	平成 22 年	2,422	1,206	1,216	988
	平成 27 年	2,148	1,056	1,092	906
	令和 2 年	1,788	883	905	826
むつ市	平成 22 年	61,066	29,028	32,038	24,775
	平成 27 年	58,493	28,057	30,436	24,475
	令和 2 年	54,103	26,104	27,999	24,077
大間町	平成 22 年	6,340	3,379	2,961	2,636
	平成 27 年	5,227	2,650	2,577	2,152
	令和 2 年	4,718	2,375	2,343	2,090
青森県	平成 22 年	1,373,339	646,141	727,198	513,385
	平成 27 年	1,308,265	614,694	693,571	510,945
	令和 2 年	1,237,984	583,402	654,582	511,526

〔「平成 22 年、27 年、令和 2 年 国勢調査」（総務省統計局）より作成〕



〔「平成 22 年、27 年、令和 2 年 国勢調査」（総務省統計局）より作成〕

図 3.2-1 人口及び世帯数の推移

2. 産業の状況

佐井村、むつ市、大間町及び青森県の産業別就業者数は表 3.2-2 のとおりである。佐井村、むつ市、大間町ともに第三次産業の占める割合が最も高くなっている。

表 3.2-2 産業別就業者数（令和 2 年 10 月 1 日現在）

（単位：人、（ ）内は％）

産 業	佐井村	むつ市	大間町	青森県
第一次産業	166 (20.8)	1,258 (5.1)	530 (22.2)	67,001 (11.4)
農 業	6	495	12	58,666
林 業	20	176	6	1,640
漁 業	140	587	512	6,695
第二次産業	199 (24.9)	4,835 (19.6)	606 (25.4)	118,134 (20.0)
鉱 業、採石業、砂利採取業	—	34	—	437
建設業	151	2,792	525	57,116
製造業	48	2,006	81	60,581
第三次産業	434 (54.3)	18,568 (75.3)	1,247 (52.3)	404,441 (68.6)
電気・ガス・熱供給・水道業	3	220	15	3,092
情報通信業	—	70	5	6,131
運輸業、郵便業	29	695	67	28,078
卸売業、小売業	67	3,899	246	92,813
金融業、保険業	5	403	19	12,109
不動産業、物品賃貸業	—	270	23	6,939
学術研究、専門・技術サービス業	6	468	25	11,986
宿泊業、飲食サービス業	41	1,171	156	28,442
生活関連サービス業、娯楽業	15	841	49	20,912
教育、学習支援業	23	1,071	80	27,545
医療、福祉	89	3,345	216	86,923
複合サービス事業	23	250	33	6,287
サービス業（他に分類されないもの）	57	1,999	180	38,847
公 務（他に分類されるものを除く）	76	3,866	133	34,337
分類不能の産業	34 (4.1)	328 (1.3)	10 (0.4)	12,815 (2.1)
総 数	833	24,989	2,393	602,391

注：1. 「—」は該当がないことを示す。

2. 分類不能の産業とは、産業分類上いずれの項目にも分類し得ない事業所をいう。

3. 第一次～第三次産業の割合は第一次～第三次産業の合計に対する比率(%)を、分類不能の産業の割合は総数に対する比率(%)を示す。

4. 割合は四捨五入を行っているため、個々の割合の合計が 100%にならない場合がある。

〔「令和 2 年 国勢調査結果」(総務省統計局)より作成〕

(1) 農 業

佐井村、むつ市、大間町及び青森県の販売目的の作物の類別作付（栽培）経営体数及び家畜等の飼養経営体数は、表 3.2-3 のとおりである。

表 3.2-3 販売目的の作物の類別作付（栽培）経営体数及び家畜等の飼養経営体数
（令和 2 年 2 月 1 日現在）

（単位：経営体）

区 分	種 類	佐井村	むつ市	大間町	青森県
作 物	稲（飼料用を除く）	5	31	—	17,615
	麦類	—	2	—	299
	雑穀	—	7	—	557
	いも類	5	9	4	502
	豆類	1	5	1	1,514
	工芸農作物	1	2	1	836
	野菜類	6	42	2	7,439
	果樹類	1	—	—	12,104
	花き類・花木	—	4	—	394
	その他（稲（飼料用）を含む）	1	10	3	1,404
家畜等	乳用牛	—	16	—	173
	肉用牛	1	35	5	704
	豚	—	—	—	55
	採卵鶏	—	1	—	32
	ブロイラー	—	—	—	44
	きのこの栽培	—	3	—	47
	その他の農業	—	1	—	75

注：「—」は、調査は行ったが事実のないことを示す。

〔「2020 年農林業センサス」（農林水産省 HP、閲覧：令和 6 年 1 月）より作成〕

(2) 林 業

佐井村、むつ市、大間町及び青森県の所有形態別林野面積は、表 3.2-4 のとおりである。

令和 2 年の林野面積は、佐井村では 11,841ha、むつ市では 72,259ha、大間町では 3,775ha となっている。

表 3.2-4 所有形態別林野面積（令和 2 年 2 月 1 日現在）

（単位：ha）

区 分	林野面積計	国有林			民有林			
		小 計	林野庁	その他官庁	小 計	独立行政法人等	公有林	私有林
佐井村	11,841	11,010	11,010	—	831	—	54	777
むつ市	72,259	57,122	56,808	314	15,137	279	3,271	11,587
大間町	3,775	3,167	3,167	—	608	—	200	408
青森県	625,842	380,463	377,791	2,672	245,379	12,474	45,058	187,847

注：「—」は、調査は行ったが事実のないことを示す。

〔「2020 年農林業センサス」（農林水産省 HP、閲覧：令和 6 年 1 月）より作成〕

(3) 水産業

佐井村、むつ市、大間町及び青森県の漁業種類別漁獲数量は表 3.2-5 のとおりである。

令和 4 年の漁獲数量は佐井村で 1,967,038kg、むつ市で 7,863,166kg、大間町で 1,509,070kg である。

表 3.2-5 漁業種類別漁獲数量（令和 4 年）

（単位：kg）

漁業種類	佐井村	むつ市	大間町	青森県
遠洋底曳網漁業	—	—	—	1,305,775
沖合底曳網漁業	—	—	—	8,643,738
小型機船底曳網漁業	—	91,965	—	954,899
その他の底曳網漁業	—	—	—	0
まき網漁業	—	—	—	12,785,536
棒受網漁業	—	—	—	202,526
その他の敷網漁業	—	—	—	0
刺網漁業	50,521	77,236	30,927	1,665,935
一本釣漁業	27,017	68,417	343,775	986,073
いか釣漁業	—	68,074	146,155	6,897,288
延縄漁業	1,633	35,132	99,007	329,997
大型定置網漁業	—	—	—	2,769,331
小型定置網漁業	99,767	401,767	—	6,256,234
底建網漁業	1,603,817	1,417,558	238,539	5,708,879
地曳・船曳網漁業	—	—	—	0
採介漁業	41,622	3,885	297,593	565,316
採藻漁業	126,484	4,108	198,010	1,117,441
養殖業	—	5,397,862	—	79,561,508
その他の漁業	16,177	297,162	155,064	2,186,701
合計	1,967,038	7,863,166	1,509,070	131,937,177

注：「—」は出典に記載がなかったことを示す。

〔「青森県海面漁業に関する調査結果書-属地調査年報-2022年（令和4年）」
（青森県 HP、閲覧：令和6年1月）より作成〕

(4) 工業

佐井村、むつ市、大間町及び青森県の工業の状況は、表 3.2-6 のとおりである。

令和 3 年の製造品出荷額等は、佐井村で 23,201 万円、むつ市で 853,118 万円、大間町で 178,760 万円となっている。

表 3.2-6 工業の状況（従業員 4 人以上）

区分	佐井村	むつ市	大間町	青森県
事業所数（事業所）	3	45	7	1,500
従業者数（人）	29	741	43	55,145
製造品出荷額等（万円）	23,201	853,118	178,760	169,469,271

注：事業所数及び従業者数は令和 4 年 6 月 1 日現在、製造品出荷額等は令和 3 年 1 年間の数値である。

〔「2022 年経済構造実態調査」（経済産業省 HP、閲覧：令和 6 年 1 月）より作成〕

(5) 商 業

佐井村、むつ市、大間町及び青森県の商業の状況は、表 3.2-7 のとおりである。

令和 2 年の年間商品販売額は、佐井村で 282 百万円、むつ市で 102,484 百万円、大間町で 8,565 百万円となっている。

表 3.2-7 商業の状況

業 種	区 分	佐井村	むつ市	大間町	青森県
卸売業	事業所数（事業所）	1	112	13	2,849
	従業者数（人）	3	775	67	23,908
	年間商品販売額（百万円）	X	41,303	3,554	1,694,461
小売業	事業所数（事業所）	21	474	48	9,797
	従業者数（人）	47	3,149	288	69,475
	年間商品販売額（百万円）	X	61,181	5,012	1,333,714
合 計	事業所数（事業所）	22	586	61	12,646
	従業者数（人）	50	3,924	355	93,383
	年間商品販売額（百万円）	282	102,484	8,565	3,028,176

注：1. 「X」は、集計対象となる事業所数が 1 又は 2 であるため、集計結果をそのまま公表すると個々の報告者の秘密が漏れるおそれがある場合に該当数値を秘匿した箇所である。また、集計対象が 3 以上の事業所に関する数値であっても、集計対象が 1 又は 2 の事業所の数値が合計との差引きで判明する箇所は、併せて「X」としている。

2. 事業所数及び従業者数は令和 3 年 6 月 1 日現在、年間商品販売額は令和 2 年 1 年間の数値である。

〔「令和 3 年経済センサスー活動調査」（総務省・経済産業省 HP、閲覧：令和 6 年 1 月）より作成〕

3.2.2 土地利用の状況

1. 土地利用の状況

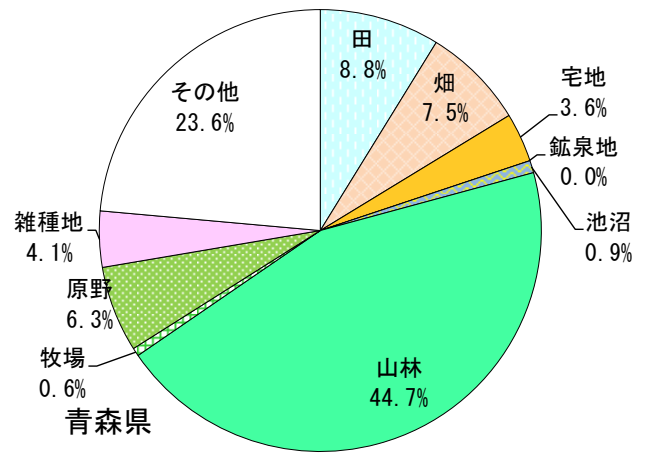
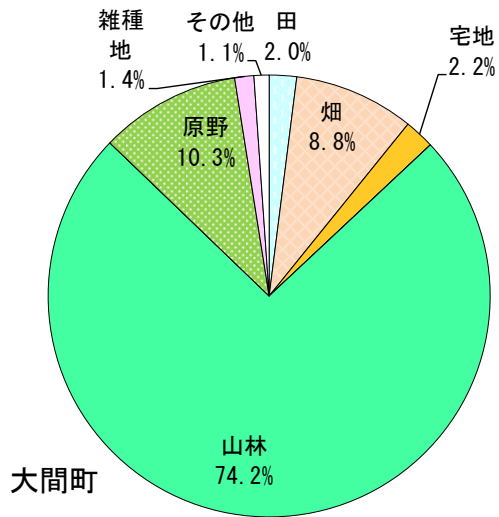
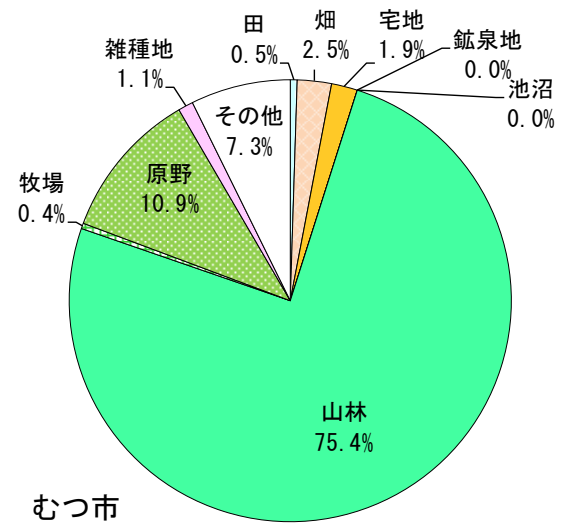
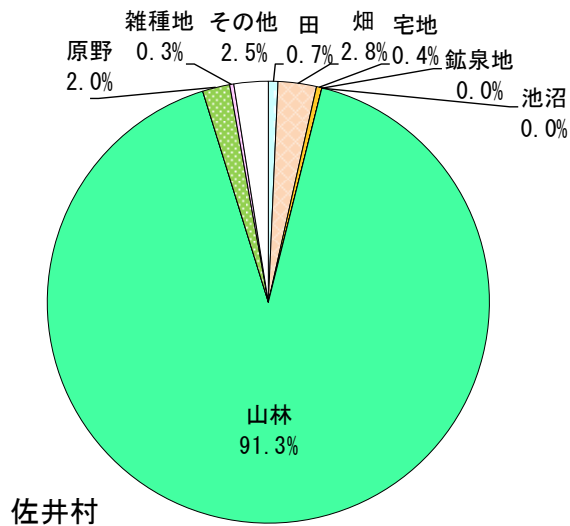
佐井村、むつ市、大間町及び青森県の土地利用の状況は、表 3.2-8 及び図 3.2-2 のとおりであり、佐井村、むつ市、大間町ともに「山林」が最も多くなっている。

表 3.2-8 地目別土地利用の状況

(単位：km²、()内は%)

	総数	田	畑	宅地	鉱泉地	池沼	山林	牧場	原野	雑種地	その他
佐井村	135.04 (100.0)	0.99 (0.7)	3.77 (2.8)	0.54 (0.4)	0.00 (0.0)	0.01 (0.0)	123.24 (91.3)	— (—)	2.66 (2.0)	0.39 (0.3)	3.44 (2.5)
むつ市	864.12 (100.0)	3.89 (0.5)	21.51 (2.5)	15.99 (1.9)	0.00 (0.0)	0.29 (0.0)	651.51 (75.4)	3.88 (0.4)	94.13 (10.9)	9.77 (1.1)	63.15 (7.3)
大間町	52.10 (100.0)	1.06 (2.0)	4.61 (8.8)	1.16 (2.2)	— (—)	— (—)	38.63 (74.2)	— (—)	5.37 (10.3)	0.72 (1.4)	0.55 (1.1)
青森県	9,649.93 (100.0)	847.71 (8.8)	723.02 (7.5)	343.15 (3.6)	0.01 (0.0)	84.96 (0.9)	4,312.23 (44.7)	57.51 (0.6)	606.33 (6.3)	394.52 (4.1)	2,280.49 (23.6)

〔令和4年度固定資産の価格等の概要調査 土地〕(青森県HP、閲覧：令和6年1月)より作成]



〔「令和4年度固定資産の価格等の概要調査 土地」(青森県HP、閲覧：令和6年1月)より作成〕

図 3.2-2 地目別土地利用の状況

2. 土地利用規制の状況

(1) 土地利用計画に基づく地域の指定状況

「国土利用計画法」（昭和 49 年法律第 92 号、最終改正：令和 4 年 6 月 17 日）に基づき定められた土地利用基本計画の各地域は、次のとおりである。

① 都市地域

対象事業実施区域及びその周囲には都市地域はない。

② 農業地域

対象事業実施区域及びその周囲の農業地域は図 3.2-3 のとおりであり、対象事業実施区域及びその周囲に農業地域が存在している。

③ 森林地域

対象事業実施区域及びその周囲の森林地域は図 3.2-4 のとおりであり、対象事業実施区域及びその周囲に森林地域が存在している。

(2) 農業振興地域の整備に関する法律に基づく農用地区域

対象事業実施区域及びその周囲における、「農業振興地域の整備に関する法律」（昭和 44 年法律第 58 号、最終改正：令和 4 年 6 月 17 日）に基づき定められた農業振興地域整備計画における農用地区域は、図 3.2-3 のとおりであり、対象事業実施区域の周囲に農用地区域が分布している。

(3) 都市計画法に基づく用途地域

対象事業実施区域及びその周囲には、「都市計画法」（昭和 43 年法律第 100 号、最終改正：令和 4 年 11 月 18 日）に基づく用途地域の指定はない。

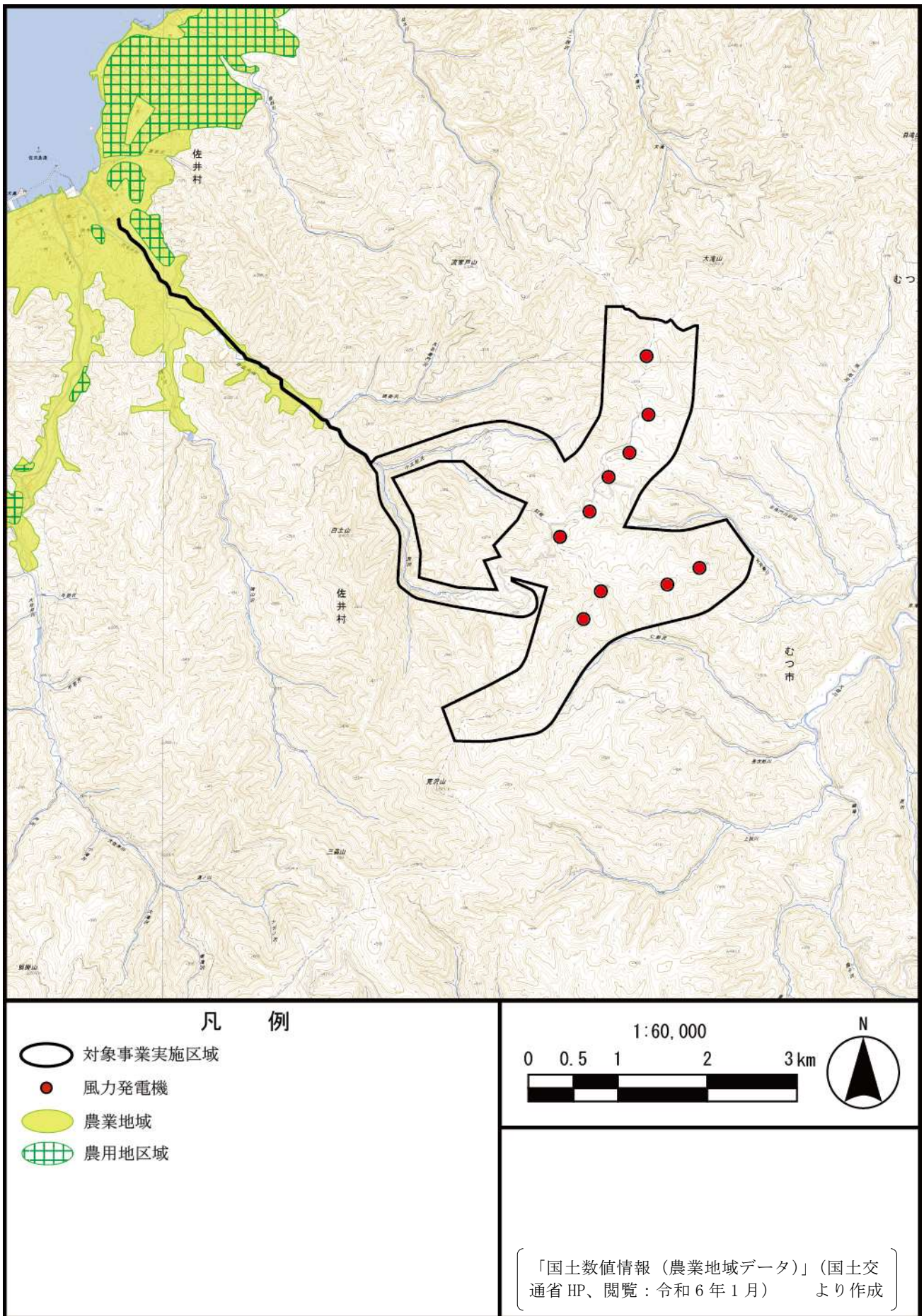


図 3.2-3 土地利用基本計画図（農業地域）及び農用地区域

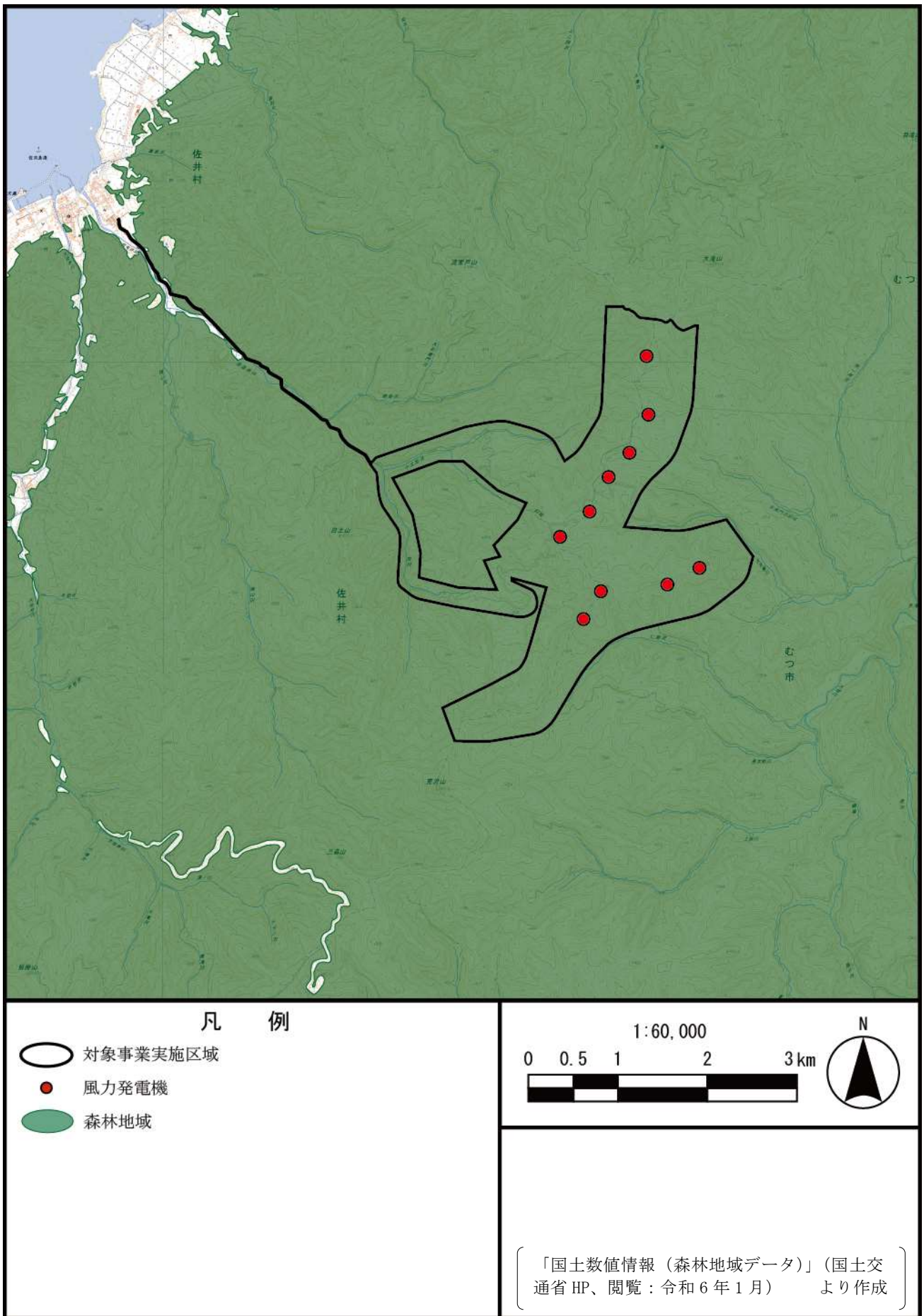


図 3.2-4 土地利用基本計画図（森林地域）

3.2.3 河川、湖沼及び海域の利用並びに地下水の利用の状況

1. 河川及び湖沼の利用状況

(1) 水道用水としての利用

佐井村、むつ市及び大間町における水道用水の取水状況は、表 3.2-9 のとおりである。対象事業実施区域及びその周囲において、図 3.2-5 のとおり焼山沢及び下大切沢で水道用水の取水がある。

表 3.2-9(1) 水道用水の取水状況（上水道・令和3年度）

事業主体名	現在給水人口 (人)	実績年間取水量 (千 m ³)							合計
		表流水			地下水			その他 (湧水等)	
		自流	ダム直接	ダム放流	伏流水	浅井戸	深井戸		
むつ市	49,832	5,524	—	—	—	—	4,475	36	10,035
大間町	4,449	46	—	—	—	—	711	—	757

注：「—」は該当がないことを示す。

〔令和3年度版 青森県の水道〕（青森県、令和4年）より作成

表 3.2-9(2) 水道用水の取水状況（簡易水道・令和3年度）

村名	現在給水人口 (人)	年間取水量 (m ³)					合計
		表流水	地下水			その他	
		自流	伏流水	浅井戸水	深井戸水	湧水等	
佐井村	1,629	268,970	—	17,907	—	—	286,877

注：「—」は該当がないことを示す。

〔令和3年度版 青森県の水道〕（青森県、令和4年）より作成

(2) 漁業による利用

対象事業実施区域及びその周囲における、「漁業法」（昭和24年法律第267号、最終改正：令和4年6月17日）に基づく内水面漁業権の設定状況は、表 3.2-10 及び図 3.2-6 のとおりである。

表 3.2-10 内水面漁業権の状況

漁場番号	漁場の区域	魚種の名称	漁業時期	漁業権者
内共第24号	河口から上流の目滝川 本支流	あゆ漁業 やまめ漁業 いわな漁業	1月1日～12月31日	風間浦漁業協同組合
内共第26号	河口から上流の大畑川 本支流	あゆ漁業 やまめ漁業 いわな漁業 うぐい漁業	1月1日～12月31日	大畑漁業協同組合

〔「漁業権の免許について」（青森県HP、閲覧：6月1日）より作成〕

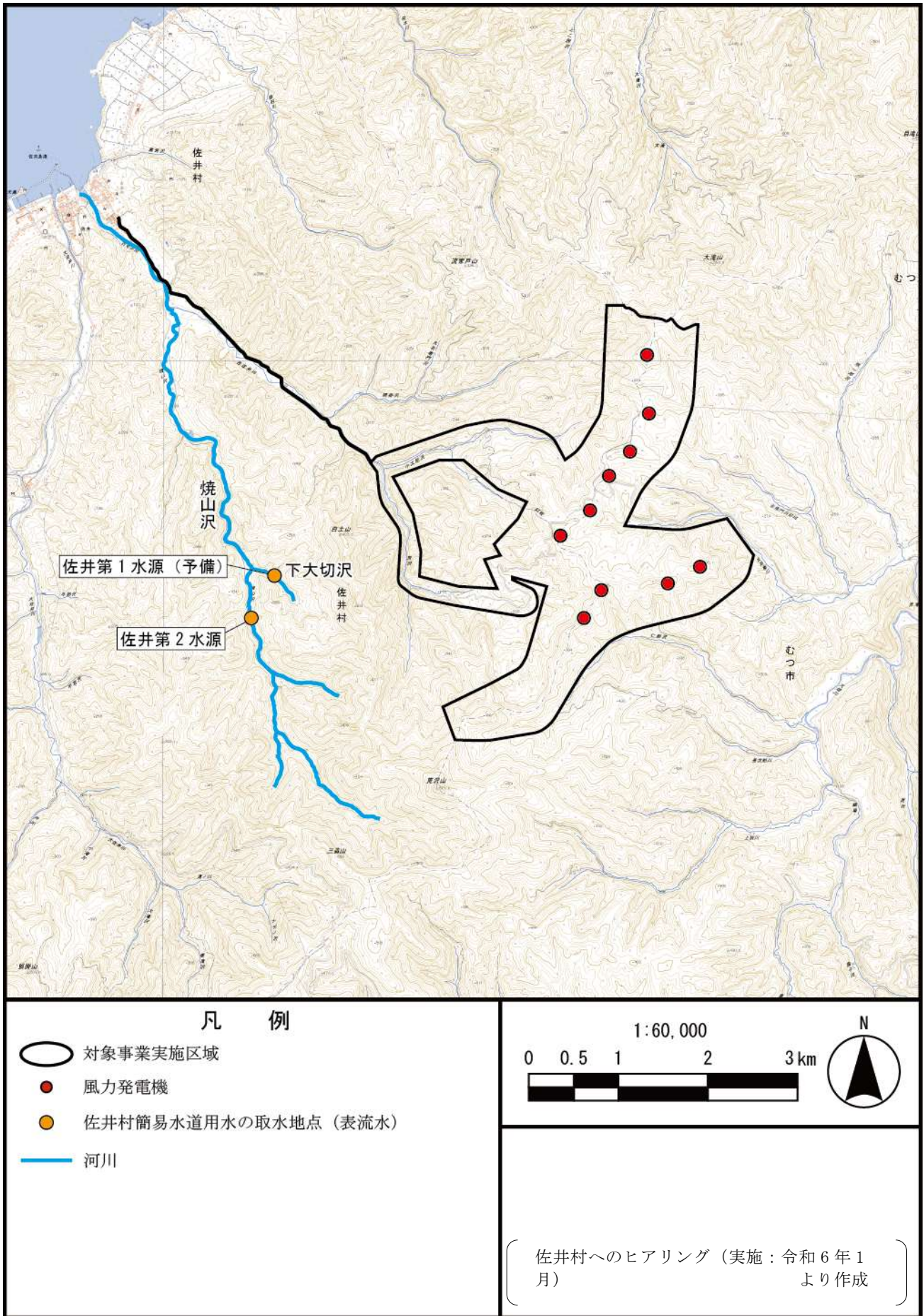


図 3.2-5 水道取水地点

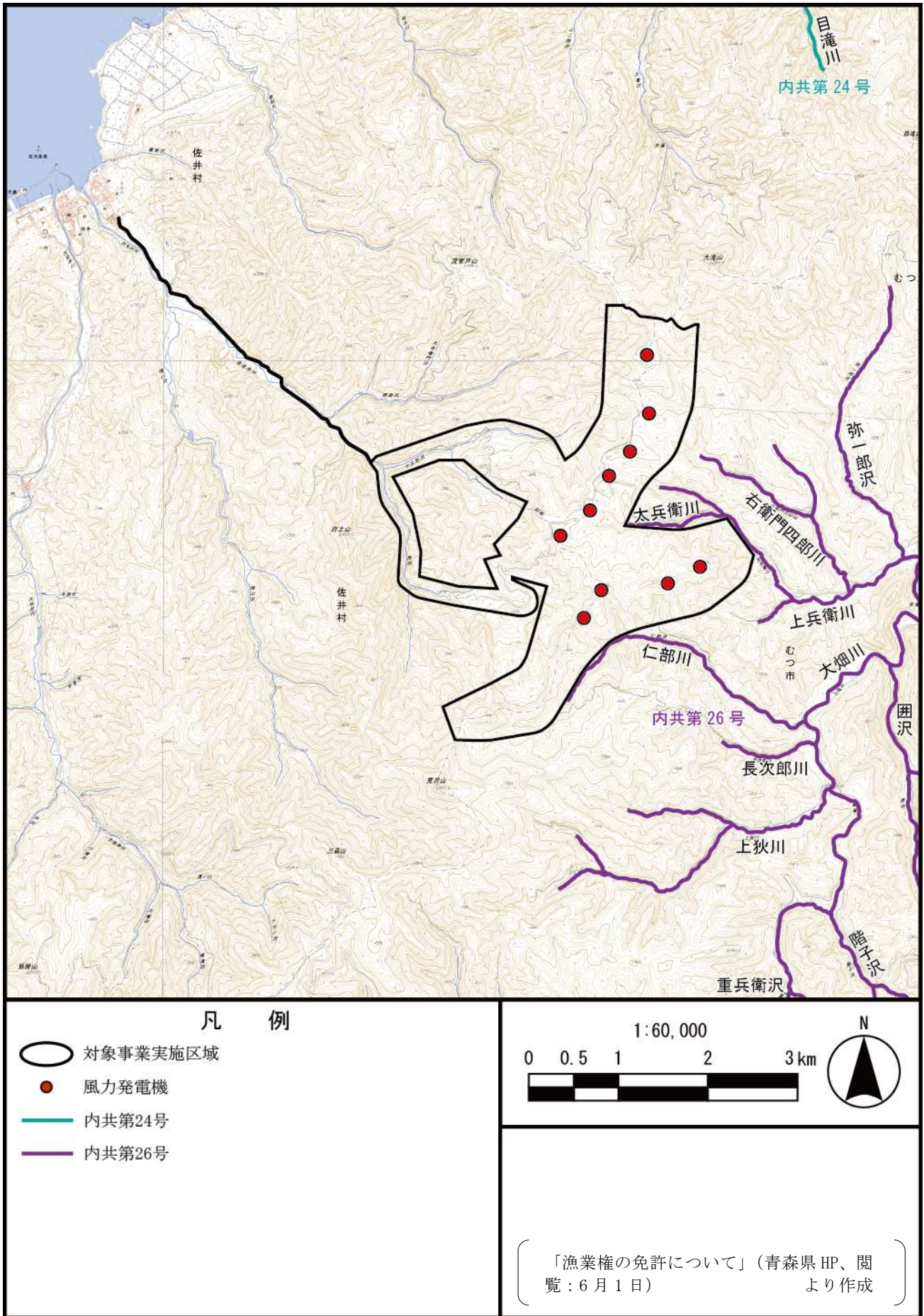


図 3.2-6 内水面漁業権の設定状況

2. 海域の利用状況

(1) 港湾の利用状況

対象事業実施区域及びその周囲には「港湾法」（昭和 25 年法律第 218 号、最終改正：令和 4 年 11 月 18 日）に基づく港湾はない。

(2) 漁港の利用状況

対象事業実施区域及びその周囲における漁港の状況は、表 3.2-11 及び図 3.2-7 のとおりである。

表 3.2-11 漁港の状況

漁港種類	漁港名
第 1 種	原田
第 4 種	佐井

注：第 1 種：その利用範囲が地元の漁業を主とするもの
 第 2 種：その利用範囲が第 1 種漁港よりも広く、第 3 種漁港に属しないもの
 第 3 種：その利用範囲が全国的なもの
 特定第 3 種：第 3 種漁港のうち水産業の振興上特に重要な漁港で政令で定めるもの
 第 4 種：離島その他辺地にあつて漁場の開発又は漁船の避難上特に必要なもの
 [「海しる 海洋状況表示システム」（海上保安庁 HP、閲覧：令和 6 年 1 月）より作成]

(3) 漁業区域の状況

対象事業実施区域及びその周囲の海域における、「漁業法」（昭和 24 年法律第 267 号、最終改正：令和 4 年 6 月 17 日）に基づく海面漁業権の設定状況は、表 3.2-12 及び図 3.2-8 のとおりである。

表 3.2-12 海面漁業権の設定状況

種類	免許番号	漁業種類
共同漁業権	東共第 47 号	第 1 種：貝類漁業 4 件（あわび、いがい等）、藻類漁業 12 件（こんぶ、わかめ等）、その他漁業 4 件（たこ、なまこ等）
	東共第 48 号	第 2 種：小型定置網漁業 2 件（やりいか・こうなご・たなご、かれい・ひらめ）、かれい・ひらめ・たなご底建網漁業、刺網漁業 4 件（そい・たなご、さめ・たら、ひらめ、かれい）、籠漁業 4 件（うに、もすそがい・えぞぼらがい、たこ、あいなめ）
区画漁業権	東区第 29 号	第 1 種：養殖業 2 件（あわび・ほや・ほたてがい垂下式、こんぶ・わかめ延縄式）
	東区第 30 号	第 1 種：養殖業 2 件（あわび・ほや・ほたてがい垂下式、こんぶ・わかめ延縄式）

[「海しる 海洋状況表示システム」（海上保安庁 HP、閲覧：令和 6 年 1 月）より作成]

3. 地下水の利用状況

対象事業実施区域及びその周囲における地下水の水道用水の取水状況は、表 3.2-9 のとおりである。対象事業実施区域及びその周囲において水道用水の地下水の利用はない。

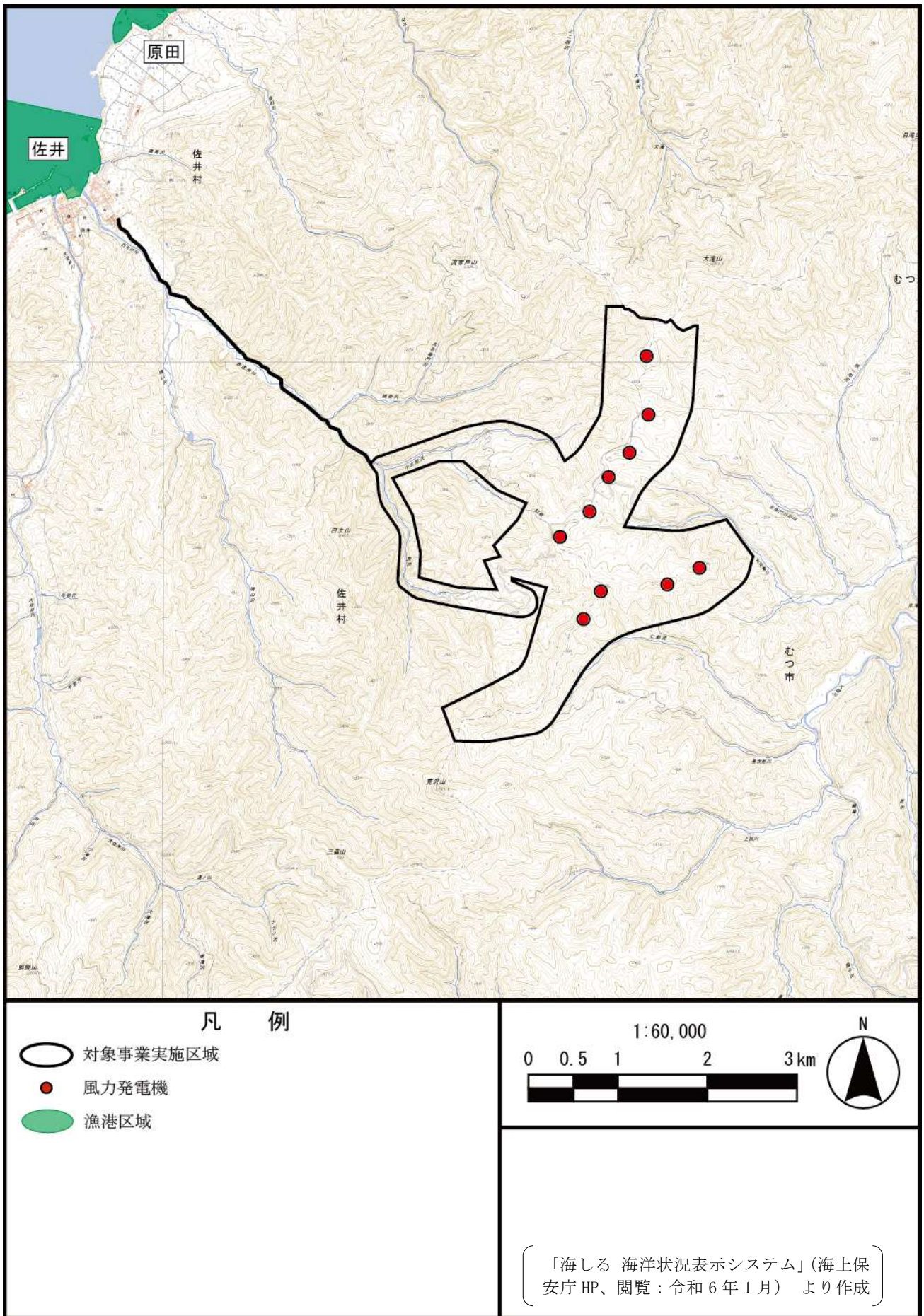


図 3.2-7 漁港の状況

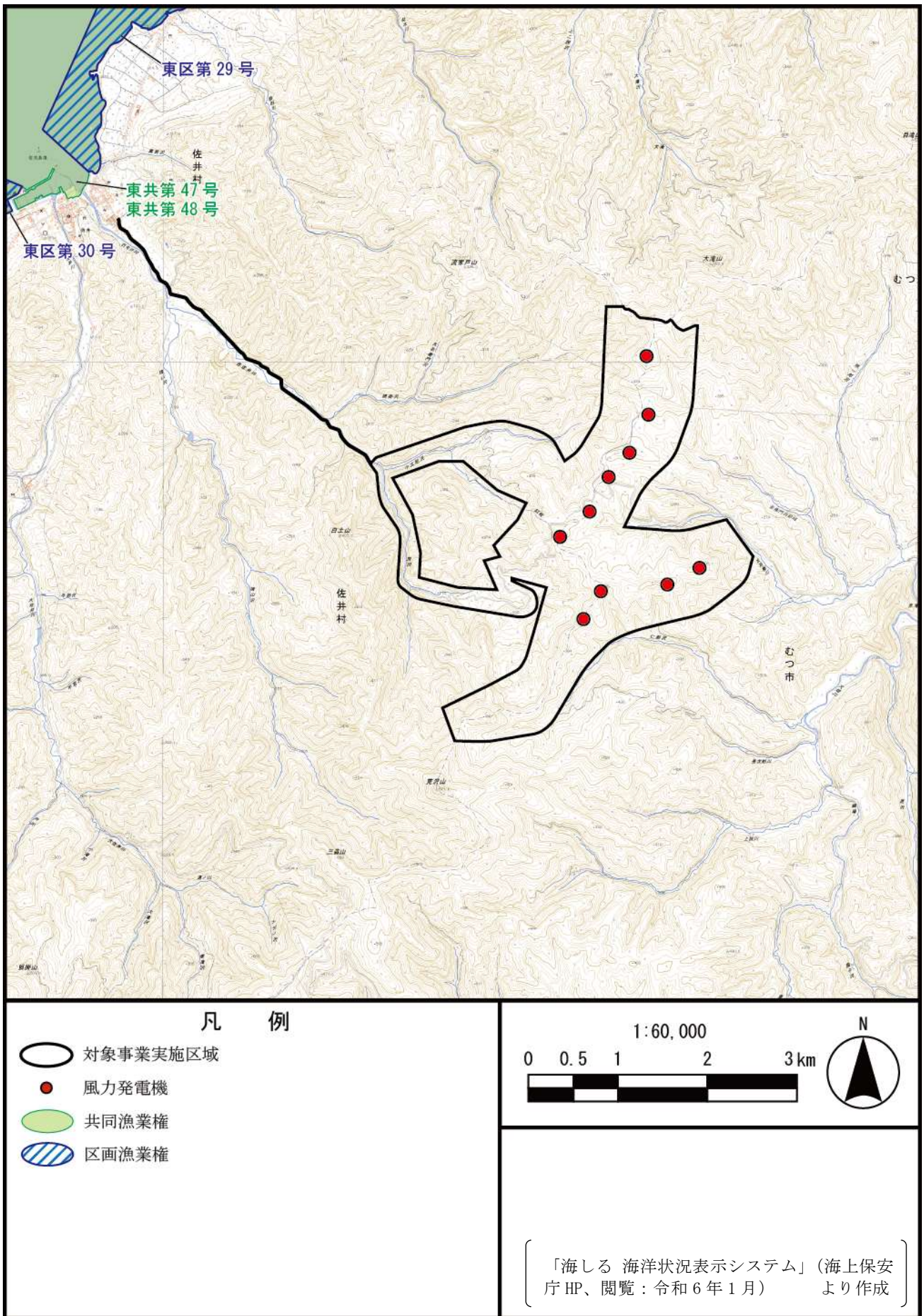


図 3.2-8 海面漁業権の設定状況

3.2.4 交通の状況

1. 陸上交通の状況

対象事業実施区域及びその周囲における主要な道路の交通状況は図 3.2-9 のとおりであり、一般国道 338 号、主要地方道 46 号（川内佐井線）、一般県道 284 号（薬研佐井線）等があげられる。令和 3 年度の主要道路の交通状況は表 3.2-13、観測区間は図 3.2-9 のとおりである。

表 3.2-13 主要な道路の交通状況（令和 3 年度）

（単位：台）

路線名	番号	観測区間		交通量	
		起点側	終点側	昼間 12 時間	24 時間
一般国道 338 号	①	大間町・佐井村境	川内佐井線	626	720
	②	川内佐井線	川内佐井線	739	828
主要地方道 46 号 （川内佐井線）	③	長後川内線	—	<u>129</u>	<u>144</u>
	④	—	一般国道 338 号	265	297
一般県道 284 号 （薬研佐井線）	⑤	むつ恐山公園大畑線	一般国道 338 号	96	106

注：1. 表中の番号は、図 3.2-9 中の番号に対応する。

2. 昼間 12 時間及び 24 時間の観測時間帯は以下のとおりである。

昼間 12 時間観測：午前 7 時～午後 7 時

24 時間観測：午前 7 時～翌日午前 7 時または午前 0 時～翌日午前 0 時

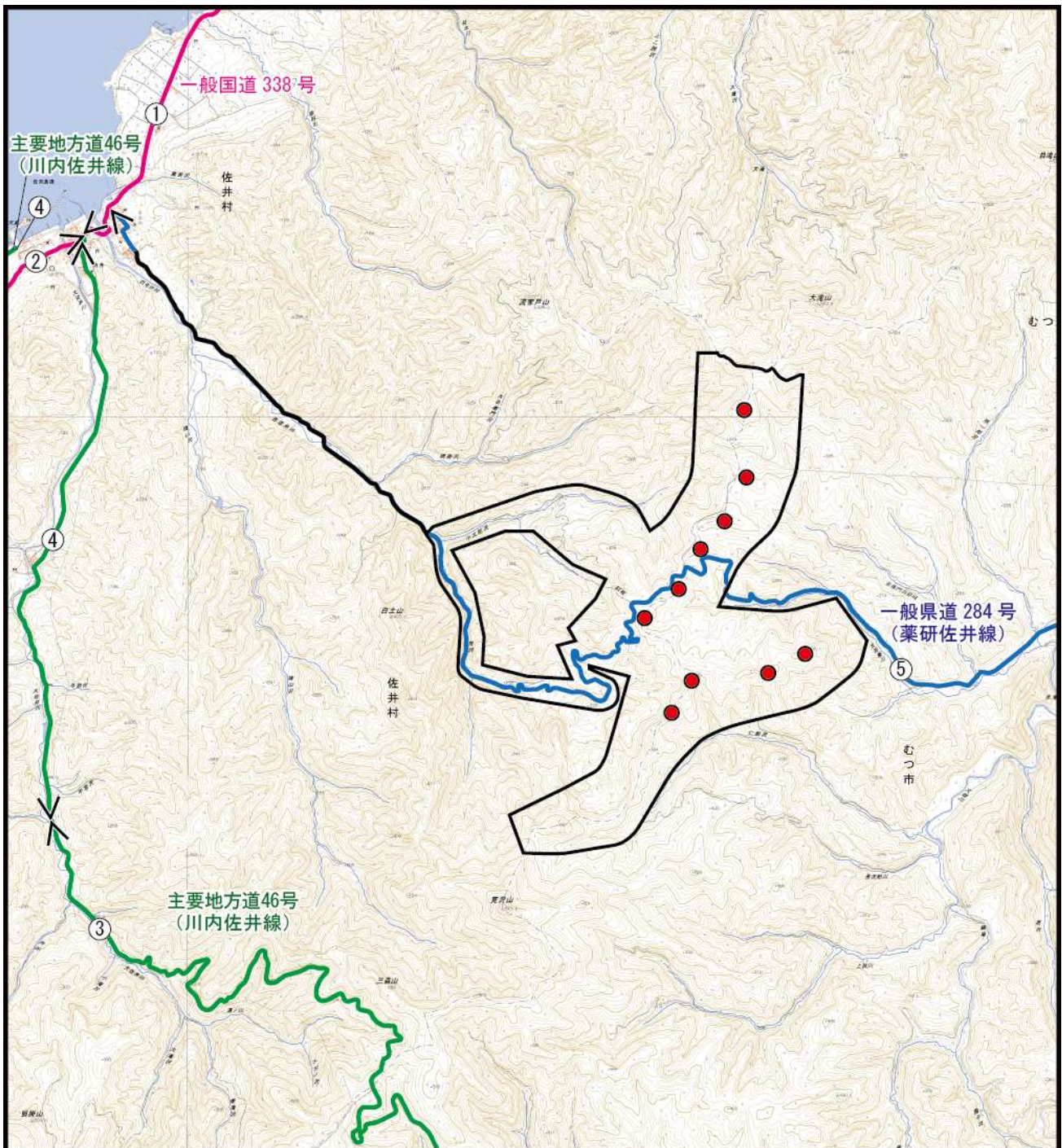
3. 斜体字下線は交通量を観測していない区間における推定値であり、推定方法は以下のとおりである。

昼間 12 時間交通量：平成 27 年度調査単位区間の平成 27 年度交通量と、平成 27 年度及び令和 3 年度ともに交通量を観測した区間の交通量データを用いて推定した。







24 時間交通量：推定した昼間 12 時間交通量と昼夜率及び夜間 12 時間大型車混入率を用いて推定した。

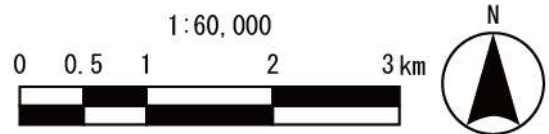
4. 「—」は出典に記載がないことを示す。

〔「令和 3 度全国道路・街路交通情勢調査 一般交通量調査結果」（国土交通省、令和 5 年）より作成〕



凡 例

-  対象事業実施区域
-  風力発電機
-  一般国道
-  主要地方道
-  一般県道
-  観測区間の起点と終点



注：図中の番号は表 3.2-13 の番号に対応する。

「令和3年度全国道路・街路交通情勢調査 一般交通量調査結果」(国土交通省、令和5年)より作成

図 3.2-9 主要な道路の状況

3.2.5 学校、病院その他の環境の保全についての配慮が特に必要な施設の配置の状況及び住宅の配置の概況

環境保全についての配慮が特に必要な施設として、学校、医療機関、社会福祉施設があげられる。

対象事業実施区域及びその周囲における配慮が特に必要な施設は、表 3.2-14 及び図 3.2-10 のとおりであり、風力発電機から最寄りの施設として、約 6.1km の位置に「グループホームさい荘」がある。

また、対象事業実施区域及びその周囲における住宅等の配置の概況は、図 3.2-10 のとおりであり、風力発電機から最寄りの住宅等として、約 5.7km の位置に住宅がある。

表 3.2-14 配慮が特に必要な施設

区分	施設名	所在地
学校	佐井小学校	佐井村大字佐井字糠森 103-3
	佐井中学校	佐井村大字佐井字中道 75
保育所	佐井村保育所	佐井村大字佐井字古佐井川目 4
福祉施設	グループホームさい荘	佐井村大字佐井字原田川目 19-19
	あすなる通所介護事業所	佐井村大字佐井字大佐井川目 39-12

「学校紹介」(佐井村 HP、閲覧：令和 6 年 1 月)

「青森県健康福祉関係施設名簿 (令和 5 年 4 月 1 日現在)」(青森県 HP、閲覧：令和 6 年 1 月)

「介護事業所・生活関連情報検索」(厚生労働省 HP、閲覧：令和 6 年 1 月)

より作成

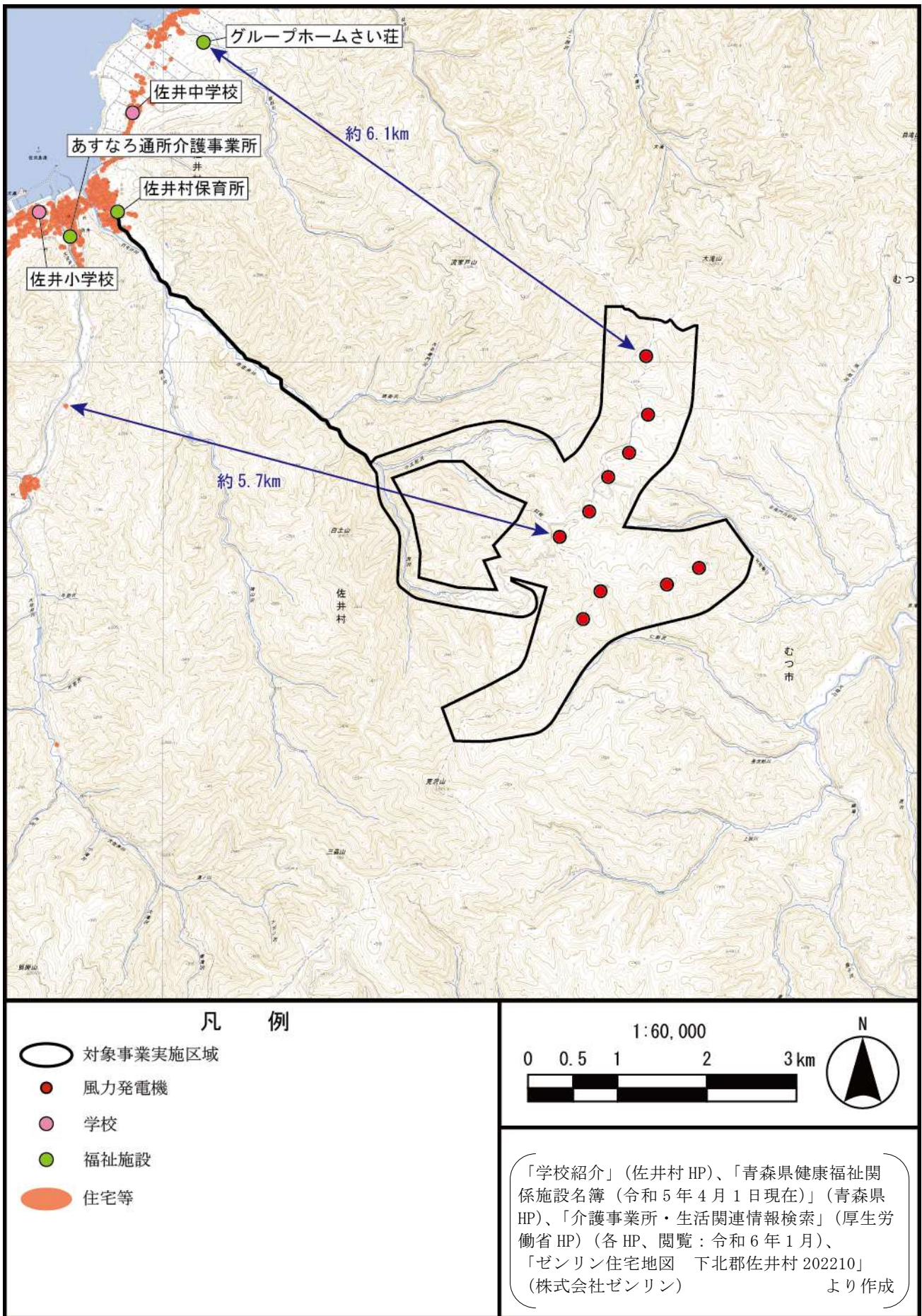


図 3.2-10 配慮が特に必要な施設の位置及び住宅等の配置の概況

3.2.6 下水道の整備の状況

佐井村、むつ市、大間町及び青森県における下水道処理及び汚水処理人口普及状況は表 3.2-15 のとおりである。

令和 4 年度末における下水道処理人口普及率は、佐井村で 60.2%、むつ市で 22.2%、大間町で 57.4%となっている。

表 3.2-15 下水道処理及び汚水処理人口普及状況（令和 4 年度末）

区 分	行政人口 (人)	処理人口 (人)					下水道処理 人口普及率 (%)	汚水処理 人口普及率 (%)
		計	下水道	農業集落 排水等	漁業集落 排水	合併浄化 槽等		
佐井村	1,723	1,474	1,038	—	341	95	60.2	85.5
むつ市	53,325	26,770	11,850	—	150	14,770	22.2	50.2
大間町	4,817	3,198	2,766	—	—	432	57.4	66.4
青森県	1,215,060	999,569	764,476	96,910	8,517	129,666	62.9	82.3

注：1. 「—」は実績がないことを示す。

2. 行政人口は、令和 5 年 3 月 31 日現在の住民基本台帳による。

3. 普及率＝処理人口／行政人口（%）

〔「令和 4 年度末 下水道処理人口普及率」（青森県 HP、閲覧：令和 6 年 1 月）
「令和 4 年度末 汚水処理人口普及率」（青森県 HP、閲覧：令和 6 年 1 月）
より作成〕

3.2.7 廃棄物の状況

1. 一般廃棄物の状況

佐井村、むつ市、大間町及び青森県における令和 3 年度の一般廃棄物（ごみ）の状況は、表 3.2-16 のとおりである。令和 3 年度の一般廃棄物（ごみ）の総排出量は、佐井村で 699t、むつ市で 21,969t、大間町で 2,081t である。

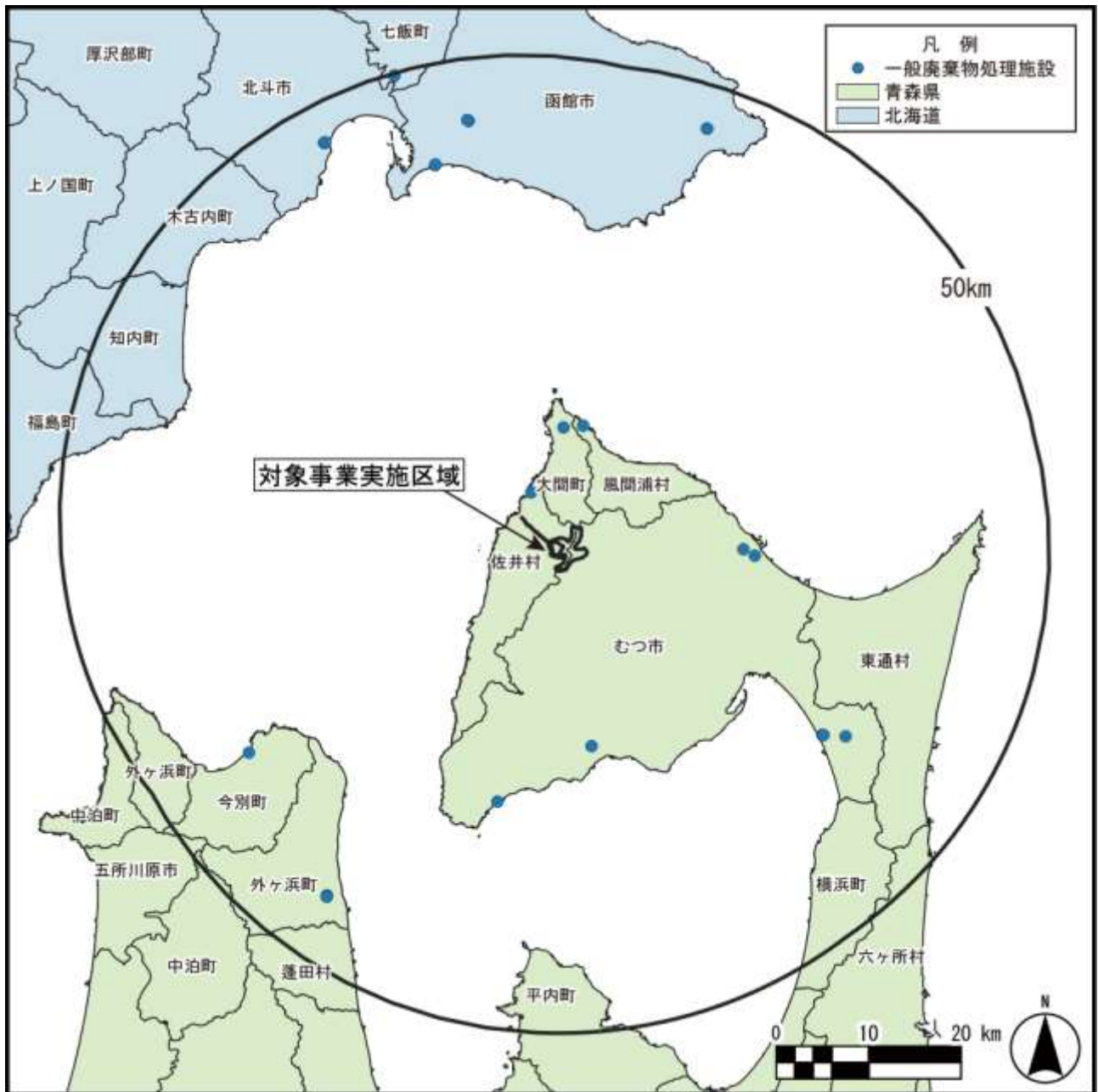
対象事業実施区域から 50km の範囲における、一般廃棄物処理施設の分布状況は図 3.2-11 のとおりである。

表 3.2-16 一般廃棄物（ごみ）の状況（令和 3 年度）

区 分		佐井村	むつ市	大間町	青森県
ごみ総排出量	計画収集量 (t)	662	19,228	2,037	409,477
	直接搬入量 (t)	37	1,870	44	37,518
	集団回収量 (t)	0	871	0	8,544
	合計 (t)	699	21,969	2,081	455,539
ごみ処理量	直接焼却量 (t)	568	18,460	1,736	370,158
	直接最終処分量 (t)	0	30	0	14,437
	焼却以外の中間処理量 (t)	84	2,260	254	53,341
	直接資源化量 (t)	47	348	91	10,001
	合計 (t)	699	21,098	2,081	447,937
中間処理後再生利用量 (t)		137	4,018	431	46,414
リサイクル率 (%)		26.3	23.8	25.1	14.2
最終処分量 (t)		29	958	88	50,709

注：リサイクル率＝（直接資源化量+中間処理後再生利用量+集団回収量）／（ごみ処理量+集団回収量）×100

〔「令和 3 年度一般廃棄物処理実態調査結果」（環境省 HP、閲覧：令和 6 年 1 月）より作成〕



〔「国土数値情報（廃棄物処理施設データ）」（国土交通省 HP、閲覧：令和 6 年 1 月）より作成〕

図 3.2-11 一般廃棄物処理施設の分布状況

2. 産業廃棄物の状況

青森県における平成30年度の産業廃棄物の処理等の状況は、表3.2-17のとおりである。

また、対象事業実施区域から50kmの範囲における、産業廃棄物の中間処理施設及び最終処分場の施設数は表3.2-18、分布状況は図3.2-12のとおりである。対象事業実施区域から50kmの範囲に、中間処理施設27か所、最終処分場2か所が分布している。

表3.2-17 産業廃棄物の処理等の状況（平成30年度）

（単位：千t）

県	発生量	減量化量	資源化量			最終処分量
			合計	有償物量	再生利用量	
青森県	4,762	1,570	3,121	1,600	1,520	71

注：数値は四捨五入を行っているため、個々の項目の合計が一致しない場合がある。

〔「環境白書 令和5年版」（青森県、令和5年）より作成〕

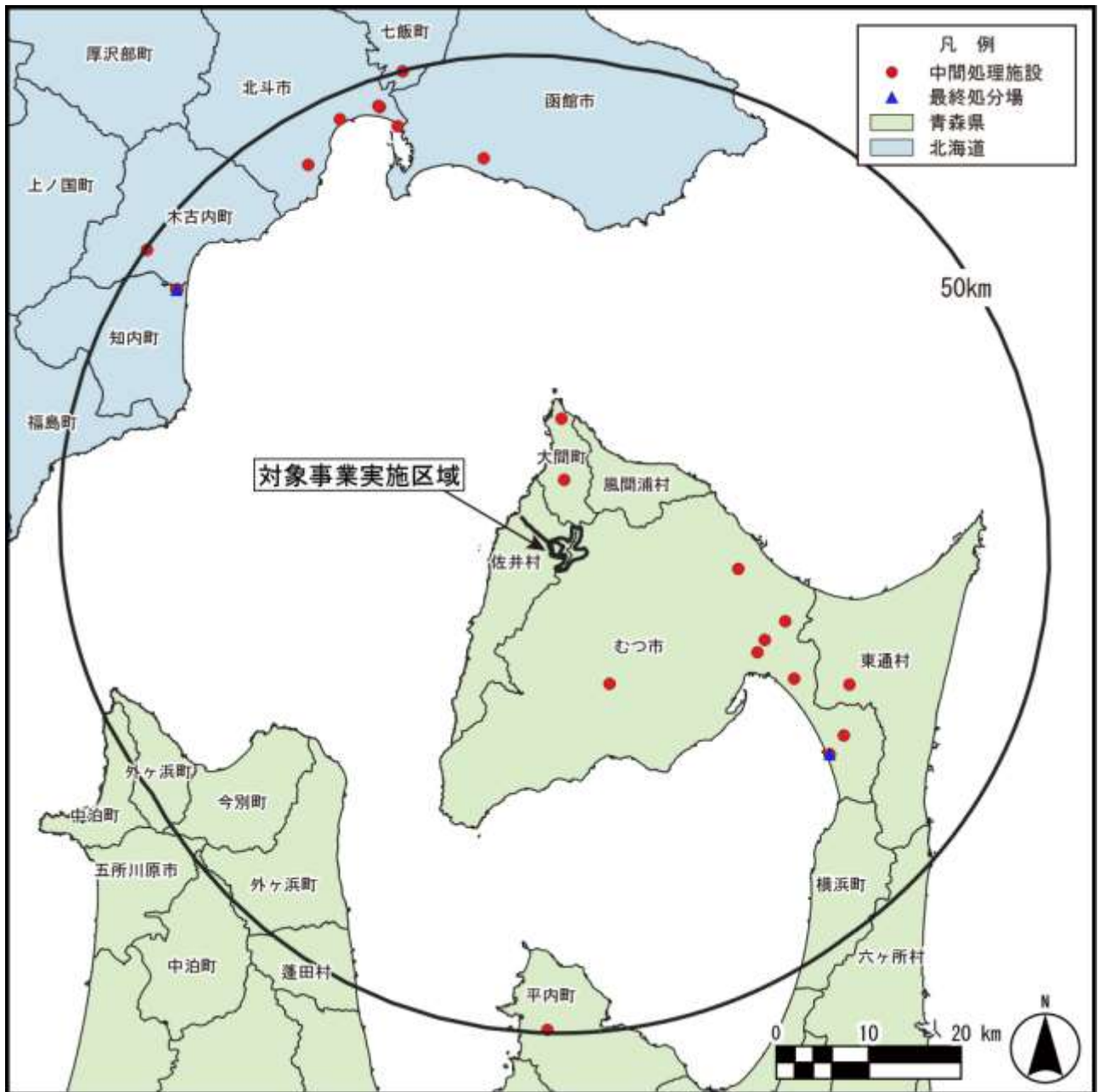
表3.2-18 産業廃棄物処理施設数

県	市町村	中間処理業者	最終処分業者
青森県	むつ市	10	1
	大間町	2	0
	平内町	1	0
	東通村	1	0
北海道	函館市	1	0
	北斗市	6	0
	知内町	4	1
	木古内町	1	0
	七飯町	1	0
合計		27	2

注：青森県は令和5年9月30日現在、北海道は令和5年3月31日現在の情報である。

〔「産業廃棄物処理業者名簿（令和5年9月30日現在）」（青森県HP、閲覧：令和6年1月）
北海道環境保全生活部環境局循環型社会推進課へのヒアリング（実施：令和5年6月）

より作成〕



〔「産業廃棄物処理業者名簿（令和5年9月30日現在）」（青森県HP、閲覧：令和6年1月）
 北海道環境生活部環境局循環型社会推進課へのヒアリング（実施：令和5年6月）より作成〕

図 3.2-12 産業廃棄物処理施設等の分布状況

3.2.8 環境の保全を目的とする法令等により指定された地域その他の対象及び当該対象に係る規制の内容その他の環境の保全に関する施策の内容

1. 公害関係法令等

(1) 環境基準等

① 大気汚染

大気汚染に係る環境基準は、「環境基本法」（平成5年法律第91号、最終改正：令和3年5月19日）に基づき全国一律に定められており、その内容は表3.2-19(1)のとおりである。また、ベンゼン等の有害大気汚染物質については表3.2-19(2)の基準がそれぞれ定められている。

表 3.2-19(1) 大気汚染に係る環境基準

物 質	環 境 上 の 条 件
二酸化いおう	1時間値の1日平均値が0.04ppm以下であり、かつ、1時間値が0.1ppm以下であること。
一酸化炭素	1時間値の1日平均値が10ppm以下であり、かつ、1時間値の8時間平均値が20ppm以下であること。
浮遊粒子状物質	1時間値の1日平均値が0.10mg/m ³ 以下であり、かつ、1時間値が0.20mg/m ³ 以下であること。
二酸化窒素	1時間値の1日平均値が0.04ppmから0.06ppmまでのゾーン内又はそれ以下であること。
光化学オキシダント	1時間値が0.06ppm以下であること。
微小粒子状物質	1年平均値が15μg/m ³ 以下であり、かつ、1日平均値が35μg/m ³ 以下であること。

備考

1. 環境基準は、工業専用地域、車道その他一般公衆が通常生活していない地域又は場所については、適用しない。
2. 浮遊粒子状物質とは、大気中に浮遊する粒子状物質であって、その粒径が10μm以下のものをいう。
3. 二酸化窒素については、1時間値の1日平均値が0.04ppmから0.06ppmまでのゾーン内にある地域にあつては、原則としてこのゾーン内において現状程度の水準を維持し、又はこれを大きく上回ることはならないよう努めるものとする。
4. 光化学オキシダントとは、オゾン、パーオキシアセチルナイトレートその他の光化学反応により生成される酸化性物質（中性ヨウ化カリウム溶液からヨウ素を遊離するものに限り、二酸化窒素を除く。）をいう。
5. 微小粒子状物質とは、大気中に浮遊する粒子状物質であって、粒径が2.5μmの粒子を50%の割合で分離できる分粒装置を用いて、より粒径の大きい粒子を除去した後に採取される粒子をいう。

「大気の汚染に係る環境基準について」（昭和48年環境庁告示第25号、最終改正：平成8年10月25日）
「二酸化窒素に係る環境基準について」（昭和53年環境庁告示第38号、最終改正：平成8年10月25日）
「微小粒子状物質による大気の汚染に係る環境基準について」（平成21年環境省告示第33号）より作成

表 3.2-19(2) 大気汚染に係る環境基準（有害大気汚染物質）

物 質	環 境 上 の 条 件
ベンゼン	1年平均値が0.003mg/m ³ 以下であること。
トリクロロエチレン	1年平均値が0.13mg/m ³ 以下であること。
テトラクロロエチレン	1年平均値が0.2mg/m ³ 以下であること。
ジクロロメタン	1年平均値が0.15mg/m ³ 以下であること。
備考 1. 環境基準は、工業専用地域、車道その他一般公衆が通常生活していない地域または場所については、適用しない。 2. ベンゼン等による大気汚染に係る環境基準は、継続的に摂取される場合には人の健康を損なうおそれがある物質に係るものであることにかんがみ、将来にわたって人の健康に係る被害が未然に防止されるようにすることを旨として、その維持又は早期達成に努めるものとする。	
「ベンゼン等による大気汚染に係る環境基準について」（平成9年環境庁告示第4号、最終改正：平成30年11月19日）より作成	

② 騒音

騒音に係る環境基準は、騒音に係る環境上の条件について生活環境を保全し、人の健康の保護に資するうえで維持されることが望ましい基準として、「環境基本法」（平成5年法律第91号、最終改正：令和3年5月19日）に基づき、表3.2-20のとおり定められている。

なお、対象事業実施区域及びその周囲には類型の当てはめはない。

表 3.2-20(1) 騒音に係る環境基準（一般地域）

地域の類型	基 準 値	
	昼 間 (6:00~22:00)	夜 間 (22:00~6:00)
AA	50 デシベル以下	40 デシベル以下
A 及び B	55 デシベル以下	45 デシベル以下
C	60 デシベル以下	50 デシベル以下

注：類型 AA：療養施設、社会福祉施設等が集合して設置される地域など特に静穏を要する地域

類型 A：専ら住居の用に供される地域

類型 B：主として住居の用に供される地域

類型 C：相当数の住居と併せて商業、工業等の用に供される地域

「騒音に係る環境基準について」（平成10年環境庁告示第64号、最終改正：令和2年3月30日）より作成

表 3.2-20(2) 騒音に係る環境基準（道路に面する地域）

地 域 の 区 分	基 準 値	
	昼 間 (6:00~22:00)	夜 間 (22:00~6:00)
A 地域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する地域	60 デシベル以下	55 デシベル以下
B 地域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する地域及びC 地域のうち車線を有する道路に面する地域	65 デシベル以下	60 デシベル以下
備考：車線とは、1縦列の自動車及安全かつ円滑に走行するために必要な一定の幅員を有する帯状の車道部分をいう。		

「騒音に係る環境基準について」（平成10年環境庁告示第64号、最終改正：令和2年3月30日）より作成

表 3.2-20(3) 騒音に係る環境基準（幹線交通を担う道路に近接する空間）

基 準 値	
昼 間 (6:00~22:00)	夜 間 (22:00~6:00)
70 デシベル以下	65 デシベル以下
備考：個別の住居等において騒音の影響を受けやすい面の窓を主として閉めた生活が営まれていると認められるときは、屋内へ透過する騒音に係る基準（昼間にあっては45デシベル以下、夜間にあっては40デシベル以下）によることができる。	

「騒音に係る環境基準について」（平成10年環境庁告示第64号、最終改正：令和2年3月30日）より作成

③ 水質汚濁

公共用水域と地下水の水質に係る環境基準は、「環境基本法」（平成5年法律第91号、最終改正：令和3年5月19日）に基づき定められている。

環境基準のうち、「人の健康の保護に関する環境基準」は表3.2-21のとおり、全公共用水域について一律に定められている。

また、「生活環境の保全に関する環境基準」は、表3.2-22～表3.2-24のとおり、河川、湖沼、海域ごとに、利用目的、水生生物の生息状況及び水生生物が生息・再生産する場の適応性に応じた水域類型が設けられ、基準値が定められている。

対象事業実施区域及びその周囲においては、図3.2-13のとおり古佐井川が河川A類型及び生物A類型、下北半島西側海域が海域A類型に指定されている。

地下水の水質汚濁に係る環境基準は、表3.2-25のとおりであり、すべての地下水について一律に定められている。

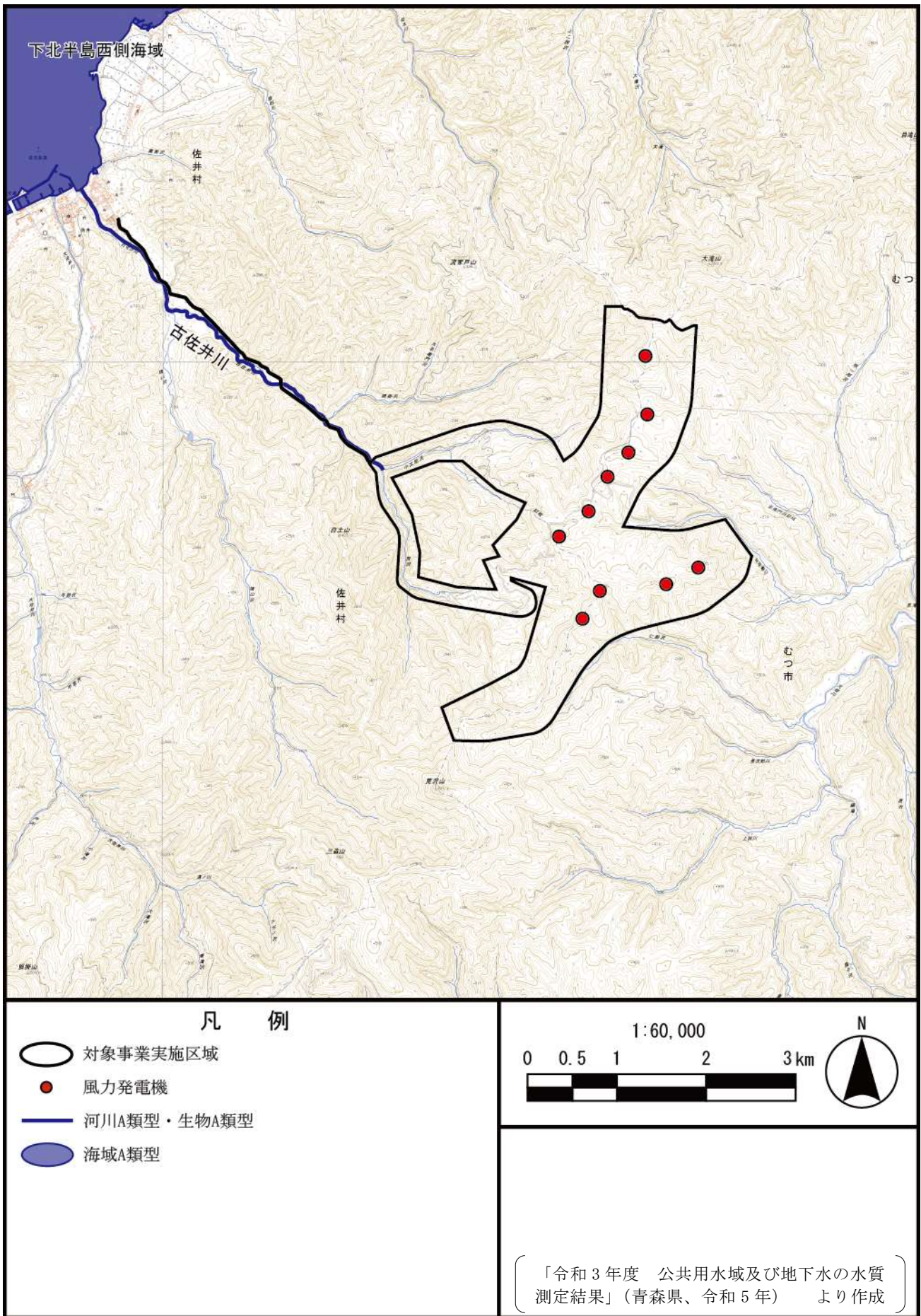


図 3.2-13 水域の環境基準類型指定の状況

表 3.2-21 人の健康の保護に関する環境基準

項 目	基 準 値
カドミウム	0.003mg/L 以下
全シアン	検出されないこと
鉛	0.01mg/L 以下
六価クロム	0.02mg/L 以下
砒素	0.01mg/L 以下
総水銀	0.0005mg/L 以下
アルキル水銀	検出されないこと
PCB	検出されないこと
ジクロロメタン	0.02mg/L 以下
四塩化炭素	0.002mg/L 以下
1,2-ジクロロエタン	0.004mg/L 以下
1,1-ジクロロエチレン	0.1mg/L 以下
シス-1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/L 以下
1,1,1-トリクロロエタン	1mg/L 以下
1,1,2-トリクロロエタン	0.006mg/L 以下
トリクロロエチレン	0.01mg/L 以下
テトラクロロエチレン	0.01mg/L 以下
1,3-ジクロロプロペン	0.002mg/L 以下
チウラム	0.006mg/L 以下
シマジン	0.003mg/L 以下
チオベンカルブ	0.02mg/L 以下
ベンゼン	0.01mg/L 以下
セレン	0.01mg/L 以下
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10mg/L 以下
ふっ素	0.8mg/L 以下
ほう素	1mg/L 以下
1,4-ジオキサン	0.05mg/L 以下
備考	<p>1. 基準値は年間平均値とする。ただし、全シアンに係る基準値については、最高値とする。</p> <p>2. 「検出されないこと」とは、定められた方法で測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。</p> <p>3. 海域については、ふっ素及びほう素の基準値は適用しない。</p> <p>4. 硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素の濃度は、規格 43.2.1、43.2.3、43.2.5 又は 43.2.6 により測定された硝酸イオンの濃度に換算係数 0.2259 を乗じたものと規格 43.1 により測定された亜硝酸イオンの濃度に換算係数 0.3045 を乗じたものの和とする。</p>

〔「水質汚濁に係る環境基準について」（昭和 46 年環境庁告示第 59 号、最終改正：令和 5 年 3 月 13 日）より作成〕

表 3.2-22(1) 生活環境の保全に関する環境基準（湖沼を除く河川）

項目 類型	利用目的の適応性	基準値				
		水素イオン 濃度 (pH)	生物化学的酸 素要求量 (BOD)	浮遊物質 量 (SS)	溶存酸素量 (DO)	大腸菌数
AA	水道 1 級 自然環境保全及び A以下の欄に掲げるもの	6.5 以上 8.5 以下	1mg/L 以下	25mg/L 以下	7.5mg/L 以上	20CFU/ 100mL 以下
A	水道 2 級 水産 1 級 水 浴 及び B 以下の欄に掲げるもの	6.5 以上 8.5 以下	2mg/L 以下	25mg/L 以下	7.5mg/L 以上	300CFU/ 100mL 以下
B	水道 3 級 水産 2 級 及び C 以下の欄に掲げるもの	6.5 以上 8.5 以下	3mg/L 以下	25mg/L 以下	5mg/L 以上	1,000CFU/ 100mL 以下
C	水産 3 級 工業用水 1 級 及び D 以下の欄に掲げるもの	6.5 以上 8.5 以下	5mg/L 以下	50mg/L 以下	5mg/L 以上	—
D	工業用水 2 級 農業用水 及び E の欄に掲げるもの	6.0 以上 8.5 以下	8mg/L 以下	100mg/L 以下	2mg/L 以上	—
E	工業用水 3 級 環境保全	6.0 以上 8.5 以下	10mg/L 以下	ごみ等の浮遊が認 められないこと	2mg/L 以上	—
<p>備考</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 基準値は、日間平均値とする。ただし、大腸菌数に係る基準値については、90%水質値（年間の日間平均値の全データをその値の小さいものから順に並べた際の $0.9 \times n$ 番目（n は日間平均値のデータ数）のデータ値（$0.9 \times n$ が整数でない場合は端数を切り上げた整数番目の値をとる。））とする（湖沼、海域もこれに準ずる。）。 2. 農業用利水点については、水素イオン濃度 6.0 以上 7.5 以下、溶存酸素量 5mg/L 以上とする（湖沼もこれに準ずる。）。 3. 水道 1 級を利用目的としている地点（自然環境保全を利用目的としている地点を除く。）については、大腸菌数 100CFU/100mL 以下とする。 4. 水産 1 級、水産 2 級及び水産 3 級については、当分の間、大腸菌数の項目の基準値は適用しない。 5. 大腸菌数に用いる単位は CFU（コロニー形成単位 (Colony Forming Unit)）/100mL とし、大腸菌を培地で培養し、発育したコロニー数を数えることで算出する。 						

注：1. 自然環境保全：自然探勝等の環境保全

2. 水道 1 級：ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの

水道 2 級：沈殿ろ過等による通常の浄水操作を行うもの

水道 3 級：前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの

3. 水産 1 級：ヤマメ、イワナ等貧腐水性水域の水産生物用並びに水産 2 級及び水産 3 級の水産生物用

水産 2 級：サケ科魚類及びアユ等貧腐水性水域の水産生物用及び水産 3 級の水産生物用

水産 3 級：コイ、フナ等、 β -中腐水性水域の水産生物用

4. 工業用水 1 級：沈殿等による通常の浄水操作を行うもの

工業用水 2 級：薬品注入等による高度の浄水操作を行うもの

工業用水 3 級：特殊の浄水操作を行うもの

5. 環境保全：国民の日常生活（沿岸の遊歩等を含む。）において不快感を生じない限度

〔水質汚濁に係る環境基準について〕（昭和 46 年環境庁告示第 59 号、最終改正：令和 5 年 3 月 13 日）より作成

表 3.2-22(2) 生活環境の保全に関する環境基準（湖沼を除く河川）

項目 類型	水生生物の生息状況の適応性	基準値		
		全亜鉛	ノニルフェノール	直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩
生物 A	イワナ、サケマス等比較的低温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03mg/L 以下	0.001mg/L 以下	0.03mg/L 以下
生物特 A	生物 A の水域のうち、生物 A の欄に掲げる水生生物の産卵場（繁殖場）又は幼稚子の生育場として特に保全が必要な水域	0.03mg/L 以下	0.0006mg/L 以下	0.02mg/L 以下
生物 B	コイ、フナ等比較的高温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03mg/L 以下	0.002mg/L 以下	0.05mg/L 以下
生物特 B	生物 A 又は生物 B の水域のうち、生物 B の欄に掲げる水生生物の産卵場（繁殖場）又は幼稚子の生育場として特に保全が必要な水域	0.03mg/L 以下	0.002mg/L 以下	0.04mg/L 以下

備考：基準値は、年間平均値とする（湖沼、海域もこれに準ずる）。

〔水質汚濁に係る環境基準について〕（昭和 46 年環境庁告示第 59 号、最終改正：令和 5 年 3 月 13 日）より作成

表 3.2-23(1) 生活環境の保全に関する環境基準（湖沼）

項目 類型	利用目的の適応性	基準値				
		水素イオン濃度 (pH)	化学的酸素要求量 (COD)	浮遊物質 (SS)	溶存酸素量 (DO)	大腸菌数
AA	水道 1 級 水産 1 級 自然環境保全 及び A 以下の欄に掲げるもの	6.5 以上 8.5 以下	1mg/L 以下	1mg/L 以下	7.5mg/L 以上	20CFU/ 100mL 以下
A	水道 2、3 級 水産 2 級 水浴 及び B 以下の欄に掲げるもの	6.5 以上 8.5 以下	3mg/L 以下	5mg/L 以下	7.5mg/L 以上	300CFU/ 100mL 以下
B	水産 3 級 工業用水 1 級 農業用水 及び C の欄に掲げるもの	6.5 以上 8.5 以下	5mg/L 以下	15mg/L 以下	5mg/L 以上	—
C	工業用水 2 級 環境保全	6.0 以上 8.5 以下	8mg/L 以下	ごみ等の浮遊が認められないこと	2mg/L 以上	—

備考

- 水産 1 級、水産 2 級及び水産 3 級については、当分の間、浮遊物質の項目の基準値は適用しない。
- 水道 1 級を利用目的としている地点（自然環境保全を利用目的としている地点を除く。）については、大腸菌数 100CFU/100mL 以下とする。
- 水道 3 級を利用目的としている地点（水浴又は水道 2 級を利用目的としている地点を除く。）については、大腸菌数 1,000CFU/100mL 以下とする。
- 大腸菌数に用いる単位は CFU（コロニー形成単位 (Colony Forming Unit)）/100mL とし、大腸菌を培地で培養し、発育したコロニー数を数えることで算出する。

- 注： 1. 自然環境保全：自然探勝等の環境保全
 2. 水道 1 級：ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの
 水道 2・3 級：沈殿ろ過等による通常の浄水操作、又は、前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの
 3. 水産 1 級：ヒメマス等貧栄養湖型の水域の水産生物用並びに水産 2 級及び水産 3 級のの水産生物用
 水産 2 級：サケ科魚類及びアユ等貧栄養湖型の水域の水産生物用及び水産 3 級のの水産生物用
 水産 3 級：コイ・フナ等富栄養湖型の水域の水産生物用
 4. 工業用水 1 級：沈殿等による通常の浄水操作を行うもの
 工業用水 2 級：薬品注入等による高度の浄水操作、又は、特殊な浄水操作を行うもの
 5. 環境保全：国民の日常生活（沿岸の遊歩等を含む。）において不快感を生じない限度

〔水質汚濁に係る環境基準について〕（昭和 46 年環境庁告示第 59 号、最終改正：令和 5 年 3 月 13 日）より作成

表 3.2-23(2) 生活環境の保全に関する環境基準（湖沼）

項目 類型	利用目的の適応性	基準値	
		全窒素	全燐
I	自然環境保全及びII以下の欄に掲げるもの	0.1mg/L以下	0.005mg/L以下
II	水道1・2・3級（特殊なものを除く。） 水産1種 水浴及びIII以下の欄に掲げるもの	0.2mg/L以下	0.01mg/L以下
III	水道3級（特殊なもの）及びIV以下の欄に掲げるもの	0.4mg/L以下	0.03mg/L以下
IV	水産2種及びVの欄に掲げるもの	0.6mg/L以下	0.05mg/L以下
V	水産3種 工業用水 農業用水 環境保全	1mg/L以下	0.1mg/L以下

備考

- 湖沼とは、天然湖沼及び貯水量が1,000万立方メートル以上であり、かつ、水の滞留期間が4日間以上である人工湖をいう。
- 基準値は、年間平均値とする。
- 水域類型の指定は、湖沼植物プランクトンの著しい増殖を生ずるおそれがある湖沼について行うものとし、全窒素の項目の基準値は、全窒素が湖沼植物プランクトンの増殖の要因となる湖沼について適用する。
- 農業用水については、全燐の項目の基準値は適用しない。

注：1. 自然環境保全：自然探勝等の環境保全
 2. 水道1級：ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの
 水道2級：沈殿ろ過等による通常の浄水操作を行うもの
 水道3級：前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの（「特殊なもの」とは、臭気物質の除去が可能な特殊な浄水操作を行うものをいう。）
 3. 水産1種：サケ科魚類及びアユ等の水産生物用並びに水産2種及び水産3種の水産生物用
 水産2種：ワカサギ等の水産生物用及び水産3種の水産生物用
 水産3種：コイ、フナ等の水産生物用
 4. 環境保全：国民の日常生活（沿岸の遊歩等を含む。）において不快感を生じない限度
 [「水質汚濁に係る環境基準について」（昭和46年環境庁告示第59号、最終改正：令和5年3月13日）より作成]

表 3.2-23(3) 生活環境の保全に関する環境基準（湖沼）

項目 類型	水生生物の生息状況の適応性	基準値		
		全亜鉛	ノニルフェノール	直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩
生物A	イワナ、サケマス等比較的低温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03mg/L以下	0.001mg/L以下	0.03mg/L以下
生物特A	生物Aの水域のうち、生物Aの欄に掲げる水生生物の産卵場（繁殖場）又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.03mg/L以下	0.0006mg/L以下	0.02mg/L以下
生物B	コイ、フナ等比較的高温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03mg/L以下	0.002mg/L以下	0.05mg/L以下
生物特B	生物A又は生物Bの水域のうち、生物Bの欄に掲げる水生生物の産卵場（繁殖場）又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.03mg/L以下	0.002mg/L以下	0.04mg/L以下

備考：基準値は、年間平均値とする。

[「水質汚濁に係る環境基準について」（昭和46年環境庁告示第59号、最終改正：令和5年3月13日）より作成]

表 3.2-23(4) 生活環境の保全に関する環境基準（湖沼）

項目 類型	水生生物が生息・再生産する場の適応性	基準値
		底層溶存酸素量
生物 1	生息段階において貧酸素耐性の低い水生生物が生息できる場を保全・再生産する水域又は再生産段階において貧酸素耐性の低い水生生物が再生産できる場を保全・再生産する水域	4.0mg/L 以上
生物 2	生息段階において貧酸素耐性の低い水生生物を除き、水生生物が生息できる場を保全・再生産する水域又は再生産段階において貧酸素耐性の低い水生生物を除き、水生生物が再生産できる場を保全・再生産する水域	3.0mg/L 以上
生物 3	生息段階において貧酸素耐性の高い水生生物が生息できる場を保全・再生産する水域、再生産段階において貧酸素耐性の高い水生生物が再生産できる場を保全・再生産する水域又は無生物域を解消する水域	2.0mg/L 以上

備考：基準値は、日間平均値とする。

〔「水質汚濁に係る環境基準について」(昭和 46 年環境庁告示第 59 号、最終改正：令和 5 年 3 月 13 日)より作成〕

表 3.2-24(1) 生活環境の保全に関する環境基準（海域）

項目 類型	利用目的の適応性	基準値				
		水素イオン濃度 (pH)	化学的酸素要求量 (COD)	溶存酸素量 (DO)	大腸菌数	n-ヘキサン抽出物質 (油分等)
A	水産 1 級 水浴 自然環境保全及び B 以下の欄に掲げるもの	7.8 以上 8.3 以下	2mg/L 以下	7.5mg/L 以上	300CFU/ 100mL 以下	検出されないこと
B	水産 2 級 工業用水及び C の欄に掲げるもの	7.8 以上 8.3 以下	3mg/L 以下	5mg/L 以上	—	検出されないこと
C	環境保全	7.0 以上 8.3 以下	8mg/L 以下	2mg/L 以上	—	—

備考

1. 自然環境保全を利用目的としている地点については、大腸菌数 20CFU/100mL 以下とする。
2. 大腸菌数に用いる単位は CFU (コロニー形成単位 (Colony Forming Unit)) /100mL とし、大腸菌を培地で培養し、発育したコロニーの数を数えることで算出する。

注：1. 自然環境保全：自然探勝等の環境保全

2. 水産 1 級：マダイ、ブリ、ワカメ等の水産生物用及び水産 2 級の水産生物用
水産 2 級：ボラ、ノリ等の水産生物用

3. 環境保全：国民の日常生活（沿岸の遊歩等を含む。）において不快感を生じない限度

〔「水質汚濁に係る環境基準について」(昭和 46 年環境庁告示第 59 号、最終改正：令和 5 年 3 月 13 日)より作成〕

表 3.2-24(2) 生活環境の保全に関する環境基準（海域）

項目 類型	利用目的の適応性	基準値	
		全窒素	全燐
I	自然環境保全及びⅡ以下の欄に掲げるもの(水産2種及び3種を除く。)	0.2mg/L 以下	0.02mg/L 以下
Ⅱ	水産1種 水浴及びⅢ以下の欄に掲げるもの(水産2種及び3種を除く。)	0.3mg/L 以下	0.03mg/L 以下
Ⅲ	水産2種及びⅣの欄に掲げるもの(水産3種を除く。)	0.6mg/L 以下	0.05mg/L 以下
Ⅳ	水産3種 工業用水 生物生息環境保全	1mg/L 以下	0.09mg/L 以下
備考 1. 基準値は、年間平均値とする。 2. 水域類型の指定は、海洋植物プランクトンの著しい増殖を生ずるおそれがある海域について行うものとする。			

注：1. 自然環境保全：自然探勝等の環境保全
 2. 水産1種：底生魚介類を含め多様な水産生物がバランス良く、かつ、安定して漁獲される
 水産2種：一部の底生魚介類を除き、魚類を中心とした水産生物が多獲される
 水産3種：汚濁に強い特定の水産生物が主に漁獲される
 3. 生物生息環境保全：年間を通して底生生物が生息できる限度
 [「水質汚濁に係る環境基準について」(昭和46年環境庁告示第59号、最終改正：令和5年3月13日)より作成]

表 3.2-24(3) 生活環境の保全に関する環境基準（海域）

項目 類型	水生生物の生息状況の適応性	基準値		
		全亜鉛	ノニルフェノール	直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩
生物A	水生生物の生息する水域	0.02mg/L 以下	0.001mg/L 以下	0.01mg/L 以下
生物特A	生物Aの水域のうち、水生生物の産卵場(繁殖場)又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.01mg/L 以下	0.0007mg/L 以下	0.006mg/L 以下
備考：基準値は、年間平均値とする。				

[「水質汚濁に係る環境基準について」(昭和46年環境庁告示第59号、最終改正：令和5年3月13日)より作成]

表 3.2-24(4) 生活環境の保全に関する環境基準（海域）

項目 類型	水生生物が生息・再生産する場の適応性	基準値
		底層溶存酸素量
生物1	生息段階において貧酸素耐性の低い水生生物が生息できる場を保全・再生産する水域又は再生産段階において貧酸素耐性の低い水生生物が再生産できる場を保全・再生産する水域	4.0mg/L 以上
生物2	生息段階において貧酸素耐性の低い水生生物を除き、水生生物が生息できる場を保全・再生産する水域又は再生産段階において貧酸素耐性の低い水生生物を除き、水生生物が再生産できる場を保全・再生産する水域	3.0mg/L 以上
生物3	生息段階において貧酸素耐性の高い水生生物が生息できる場を保全・再生産する水域、再生産段階において貧酸素耐性の高い水生生物が再生産できる場を保全・再生産する水域又は無生物域を解消する水域	2.0mg/L 以上
備考：基準値は、日間平均値とする。		

[「水質汚濁に係る環境基準について」(昭和46年環境庁告示第59号、最終改正：令和5年3月13日)より作成]

表 3.2-25 地下水の水質汚濁に係る環境基準

項目	基準値
カドミウム	0.003mg/L 以下
全シアン	検出されないこと
鉛	0.01mg/L 以下
六価クロム	0.02mg/L 以下
砒素	0.01mg/L 以下
総水銀	0.0005mg/L 以下
アルキル水銀	検出されないこと
PCB	検出されないこと
ジクロロメタン	0.02mg/L 以下
四塩化炭素	0.002mg/L 以下
クロロエチレン（別名：塩化ビニル又は塩化ビニルモノマー）	0.002mg/L 以下
1,2-ジクロロエタン	0.004mg/L 以下
1,1-ジクロロエチレン	0.1mg/L 以下
1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/L 以下
1,1,1-トリクロロエタン	1 mg/L 以下
1,1,2-トリクロロエタン	0.006mg/L 以下
トリクロロエチレン	0.01mg/L 以下
テトラクロロエチレン	0.01mg/L 以下
1,3-ジクロロプロペン	0.002mg/L 以下
チウラム	0.006mg/L 以下
シマジン	0.003mg/L 以下
チオベンカルブ	0.02mg/L 以下
ベンゼン	0.01mg/L 以下
セレン	0.01mg/L 以下
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10mg/L 以下
ふっ素	0.8mg/L 以下
ほう素	1 mg/L 以下
1,4-ジオキサン	0.05mg/L 以下
<p>備考</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 基準値は年間平均値とする。ただし、全シアンに係る基準値については、最高値とする。 2. 「検出されないこと」とは、定められた方法で測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。 3. 硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素の濃度は、規格 K0102 の 43.2.1、43.2.3、43.2.5 又は 43.2.6 により測定された硝酸イオンの濃度に換算係数 0.2259 を乗じたものと規格 K0102 の 43.1 により測定された亜硝酸イオンの濃度に換算係数 0.3045 を乗じたものの和とする。 4. 1,2-ジクロロエチレンの濃度は、規格 K0125 の 5.1、5.2 又は 5.3.2 により測定されたシス体の濃度と規格 K0125 の 5.1、5.2 又は 5.3.1 により測定されたトランス体の濃度の和とする。 	

「地下水の水質汚濁に係る環境基準について」（平成 9 年環境庁告示第 10 号、最終改正：令和 3 年 10 月 7 日）より作成

④ 土壌汚染

土壌汚染に係る環境基準は、「環境基本法」（平成 5 年法律第 91 号、最終改正：令和 3 年 5 月 19 日）に基づき全国一律に定められている。土壌汚染に係る環境基準は表 3.2-26 のとおりである。

表 3.2-26 土壌汚染に係る環境基準

項 目	環 境 上 の 条 件
カドミウム	検液 1L につき 0.003mg 以下であり、かつ、農用地においては、米 1kg につき 0.4mg 以下であること。
全シアン	検液中に検出されないこと。
有機燐	検液中に検出されないこと。
鉛	検液 1L につき 0.01mg 以下であること。
六価クロム	検液 1L につき 0.05mg 以下であること。
砒素	検液 1L につき 0.01mg 以下であり、かつ農用地（田に限る）においては、土壌 1kg につき 15mg 未満であること。
総水銀	検液 1L につき 0.0005mg 以下であること。
アルキル水銀	検液中に検出されないこと。
PCB	検液中に検出されないこと。
銅	農用地（田に限る）において、土壌 1kg につき 125mg 未満であること。
ジクロロメタン	検液 1L につき 0.02mg 以下であること。
四塩化炭素	検液 1L につき 0.002mg 以下であること。
クロロエチレン（別名塩化ビニル又は塩化ビニルモノマー）	検液 1L につき 0.002mg 以下であること。
1,2-ジクロロエタン	検液 1L につき 0.004mg 以下であること。
1,1-ジクロロエチレン	検液 1L につき 0.1mg 以下であること。
1,2-ジクロロエチレン	検液 1L につき 0.04mg 以下であること。
1,1,1-トリクロロエタン	検液 1L につき 1mg 以下であること。
1,1,2-トリクロロエタン	検液 1L につき 0.006mg 以下であること。
トリクロロエチレン	検液 1L につき 0.01mg 以下であること。
テトラクロロエチレン	検液 1L につき 0.01mg 以下であること。
1,3-ジクロロプロペン	検液 1L につき 0.002mg 以下であること。
チウラム	検液 1L につき 0.006mg 以下であること。
シマジン	検液 1L につき 0.003mg 以下であること。
チオベンカルブ	検液 1L につき 0.02mg 以下であること。
ベンゼン	検液 1L につき 0.01mg 以下であること。
セレン	検液 1L につき 0.01mg 以下であること。
ふっ素	検液 1L につき 0.8mg 以下であること。
ほう素	検液 1L につき 1mg 以下であること。
1,4-ジオキサン	検液 1L につき 0.05mg 以下であること。
備考	<p>1. 環境上の条件のうち検液中濃度に係るものにあつては付表に定める方法により検液を作成し、これを用いて測定を行うものとする。</p> <p>2. カドミウム、鉛、六価クロム、砒素、総水銀、セレン、ふっ素及びほう素に係る環境上の条件のうち検液中濃度に係る値にあつては、汚染土壌が地下水水面から離れており、かつ、原状において当該地下水中のこれらの物質の濃度がそれぞれ地下水 1L につき 0.03mg、0.01mg、0.05mg、0.01mg、0.0005mg、0.01mg、0.8mg 及び 1mg を超えていない場合には、それぞれ検液 1L につき 0.009mg、0.03mg、0.15mg、0.03mg、0.0015mg、0.03mg、2.4mg 及び 3mg とする。</p> <p>3. 「検液中に検出されないこと」とは、測定方法の欄に掲げる方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。</p> <p>4. 有機燐とは、パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及び EPN をいう。</p> <p>5. 1,2-ジクロロエチレンの濃度は、日本産業規格 K0125 の 5.1、5.2 又は 5.3.2 より測定されたシス体の濃度と日本産業規格 K0125 の 5.1、5.2 又は 5.3.1 により測定されたトランス体の濃度の和とする。</p>

〔土壌の汚染に係る環境基準について〕（平成 3 年環境庁告示第 46 号、最終改正：令和 2 年 4 月 2 日）より作成]

⑤ ダイオキシン類

ダイオキシン類に係る環境基準は、「ダイオキシン類対策特別措置法」（平成 11 年法律第 105 号、最終改正：令和 4 年 6 月 17 日）に基づき、表 3.2-27 のとおり定められている。

表 3.2-27 ダイオキシン類に係る環境基準

媒 体	基 準 値
大 気	0.6pg-TEQ/m ³ 以下
水 質（水底の底質を除く。）	1pg-TEQ/L 以下
水底の底質	150pg-TEQ/g 以下
土 壤	1,000pg-TEQ/g 以下
備考	
1. 基準値は 2,3,7,8-四塩化ジベンゾ-パラ-ジオキシンの毒性に換算した値とする。 2. 大気及び水質（水底の底質を除く。）の基準値は、年間平均値とする。 3. 土壌中に含まれるダイオキシン類をソックスレー抽出又は高圧流体抽出し、高分解能ガスクロマトグラフ質量分析計、ガスクロマトグラフ四重極形質量分析計又はガスクロマトグラフタンデム質量分析計により測定する方法（この表の土壌の欄に掲げる測定方法を除く。以下「簡易測定方法」という。）により測定した値（以下「簡易測定値」という。）に 2 を乗じた値を上限、簡易測定値に 0.5 を乗じた値を下限とし、その範囲内の値をこの表の土壌の欄に掲げる測定方法により測定した値とみなす。 4. 土壌にあつては、環境基準が達成されている場合であつて、土壌中のダイオキシン類の量が 250pg-TEQ/g 以上の場合 簡易測定方法により測定した場合にあつては、簡易測定値に 2 を乗じた値が 250pg-TEQ/g 以上の場合）には、必要な調査を実施することとする。	

注：1. 大気の汚染に係る環境基準は、工業専用地域、車道その他一般公衆が通常生活していない地域又は場所については適用しない。
 2. 水質の汚濁（水底の底質の汚染を除く。）に係る環境基準は、公共用水域及び地下水について適用する。
 3. 水底の底質の汚染に係る環境基準は、公共用水域の水底の底質について適用する。
 4. 土壌の汚染に係る環境基準は、廃棄物の埋立地その他の場所であつて、外部から適切に区別されている施設に係る土壌については適用しない。
 「ダイオキシン類による大気の汚染、水質の汚濁（水底の底質の汚染を含む。）及び土壌の汚染に係る環境基準について」（平成 11 年環境庁告示第 68 号、最終改正：令和 4 年 11 月 25 日）より作成

(2) 規制基準等

① 大気汚染

いおう酸化物の一般排出基準については、「大気汚染防止法施行規則」（昭和46年厚生省・通商産業省令第1号、最終改正：令和5年6月23日）に基づき、地域の区分ごとに排出基準（K値）が定められており、佐井村、むつ市及び大間町は17.5となっている。

また、ばいじん、有害物質の排出基準については、「大気汚染防止法」（昭和43年法律第97号、最終改正：令和4年6月17日）及び「青森県公害防止条例」（昭和47年青森県条例第2号）に基づき、発生施設の種類、規模ごとに排出基準値が定められているが、本事業ではそれらが適用されるばい煙発生施設等は設置しない。

② 騒音

騒音の規制に関しては、「騒音規制法」（昭和43年法律第98条、最終改正：令和4年6月17日）に基づき、特定工場等において発生する騒音の規制基準、特定建設作業に伴って発生する騒音の規制基準及び自動車騒音の要請限度が定められており、それらの基準は表3.2-28～表3.2-30のとおりである。

なお、対象事業実施区域及びその周囲に規制地域はない。

表 3.2-28 特定工場等において発生する騒音の規制基準

区域の区分		時間の区分			
		朝 (6:00～8:00)	昼間 (8:00～19:00)	夕 (19:00～21:00)	夜間 (21:00～6:00)
第1種区域	指定区域のうち、低層住居専用地域	45 デシベル	50 デシベル	45 デシベル	45 デシベル
第2種区域	指定区域のうち、中高層住居専用地域、住居地域、準住居地域	50 デシベル	55 デシベル	50 デシベル	45 デシベル
第3種区域	指定区域のうち、近隣商業地域、商業地域、準工業地域	60 デシベル	65 デシベル	60 デシベル	50 デシベル
第4種区域	指定区域のうち、工業地域	65 デシベル	70 デシベル	65 デシベル	55 デシベル

注：ただし、第2種、第3種及び第4種区域内に所在する学校・病院等特に静穏を必要とする施設の周囲50m以内においては、表の値から5デシベル減じた値。

〔環境白書 令和5年版〕（青森県、令和5年）より作成

表 3.2-29 特定建設作業に伴って発生する騒音の規制基準

地域区分	規制種別	基準値	作業時刻	1日当たりの作業時間	作業期間	作業日
1号区域		85 デシベル	19:00～7:00 の時間内でないこと	10 時間を超えないこと	連続6日を超えないこと	日曜日その他の休日でないこと
2号区域			22:00～6:00 の時間内でないこと	14 時間を超えないこと		

注：1. 1号区域：指定地域のうち、次のいずれかに該当する区域として都道府県知事又は市長が指定した区域。

- (1) 良好な住居の環境を保全するため、特に静穏の保持を必要とする区域であること。
- (2) 住居の用に供されているため、静穏の保持を必要とする区域であること。
- (3) 住居の用に併せて商業、工業等の用に供されている区域であって、相当数の住居が集合しているため、騒音の発生を防止する必要がある区域であること。
- (4) 学校、病院等の敷地の周囲おおむね80mの区域内であること。

2. 2号区域：指定地域のうち、1号区域以外の区域。

〔特定建設作業に伴って発生する騒音の規制に関する基準〕（昭和43年厚生省・建設省告示第1号、最終改正：令和2年3月30日）より作成

表 3.2-30 指定地域内における自動車騒音の要請限度

区域の区分		時間の区分	
		昼間 (6:00~22:00)	夜間 (22:00~6:00)
1	a 区域及び b 区域のうち 1 車線を有する道路に面する区域	65 デシベル	55 デシベル
2	a 区域のうち 2 車線以上の車線を有する道路に面する区域	70 デシベル	65 デシベル
3	b 区域のうち 2 車線以上の車線を有する道路に面する区域及び c 区域のうち車線を有する道路に面する区域	75 デシベル	70 デシベル

注：1. 上表に掲げる区域のうち幹線交通を担う道路に近接する区域（2 車線以下の車線を有する道路の場合は道路の敷地の境界線から 15m、2 車線を超える車線を有する道路の場合は敷地の境界線から 20m までの範囲をいう。）に係る限度は上表に係わず、昼間においては 75 デシベル、夜間においては 70 デシベルとする。

2. a 区域、b 区域、c 区域とは、それぞれ次の各号に掲げる区域として都道府県知事又は市長が定めた区域をいう。

a 区域：専ら住居の用に供される区域

b 区域：主として住居の用に供される区域

c 区域：相当数の住居と併せて商業、工業等の用に供される区域

〔「騒音規制法第十七条第一項の規定に基づく指定地域内における自動車騒音の限度を定める省令」
(平成 12 年総理府令第 15 号、最終改正：令和 2 年 3 月 30 日) より作成〕

③ 振動

振動の規制に関しては、「振動規制法」（昭和 51 年法律第 64 号、最終改正：令和 4 年 6 月 17 日）に基づき、特定工場等において発生する振動の規制基準、特定建設作業に伴って発生する振動の規制基準及び道路交通振動の要請限度が定められている。それら規制基準は表 3.2-31～表 3.2-33 のとおりである。

なお、対象事業実施区域及びその周囲に規制地域はない。

表 3.2-31 特定工場等において発生する振動の規制基準

区域の区分	時間の区分	
	昼間 (8:00~19:00)	夜間 (19:00~8:00)
第 1 種区域	60 デシベル	55 デシベル
第 2 種区域	65 デシベル	60 デシベル

注：1. ただし、学校・病院等特に静穏を必要とする施設の周囲 50m 以内では、表の値から 5 デシベル減じた値。

2. 第 1 種区域：指定地域のうち、住居専用地域、住居地域及び準住居地域である。

第 2 種区域：近隣商業地域、商業地域、準工業地域及び工業地域である。

〔「環境白書 令和 5 年版」（青森県、令和 5 年）より作成〕

表 3.2-32 特定建設作業に伴って発生する振動の規制基準

地域区分	規制種別	基準値	作業時刻	1 日当たりの作業時間		作業日
				作業期間	作業日	
1 号区域	75 デシベル	75 デシベル	19:00~7:00 の時間内 でないこと	10 時間を超えないこと	連続 6 日を超えないこと	日曜日その他の休日でないこと
2 号区域			22:00~6:00 の時間内 でないこと	14 時間を超えないこと		

注：1. 1 号区域：指定地域のうち、次のいずれかに該当する区域として都道府県知事又は市長が指定した区域。

(1) 良好な住居の環境を保全するため、特に静穏の保持を必要とする区域であること。

(2) 住居の用に供されているため、静穏の保持を必要とする区域であること。

(3) 住居の用に併せて商業、工業等の用に供されている区域であって、相当数の住居が集合しているため、振動の発生を防止する必要がある区域であること。

(4) 学校、病院等の敷地の周囲おおむね 80m の区域内であること。

2. 2 号区域：指定地域のうち、1 号区域以外の地域。

〔「振動規制法施行規則」（昭和 51 年総理府令第 58 号、最終改正：令和 3 年 3 月 25 日）より作成〕

表 3.2-33 道路交通振動の要請限度

区域の区分	時間の区分	
	昼 間 (8:00~19:00)	夜 間 (19:00~8:00)
第 1 種区域	65 デシベル	60 デシベル
第 2 種区域	70 デシベル	65 デシベル

注：第 1 種区域及び第 2 種区域と、それぞれ次の各号に掲げる区域として都道府県知事が定めた区域をいう。

第 1 種区域：良好な住居の環境を保全するため、特に静穏の保全を必要とする区域及び住民の用に共されているため、静穏の保持を必要とする区域

第 2 種区域：住居の用に合わせて商業・工業等の用に供されている区域であって、その区域の住民の生活環境を保全するため、振動の発生を防止する必要がある区域及び主として工業等の用に供されている区域であって、その区域内の住民の生活環境を悪化させないため、著しい振動の発生を防止する必要がある区域

〔「環境白書 令和 5 年版」(青森県、令和 5 年)より作成〕

④ 水質汚濁

対象事業実施区域及びその周囲における工場及び事業所からの排水については、「水質汚濁防止法」(昭和 45 年法律第 138 号、最終改正：令和 4 年 6 月 17 日)に基づき全国一律の排水基準(有害物質 28 物質、その他の項目 15 項目)が定められており、その基準は表 3.2-34 のとおりである。

なお、本事業ではこれらが適用される施設は設置しない。

表 3.2-34(1) 水質汚濁に係る一律排水基準（有害物質）

有害物質の種類	許 容 限 度
カドミウム及びその化合物	0.03 mg Cd/L
シアン化合物	1 mg CN/L
有機燐化合物（パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及びEPNに限る。）	1 mg/L
鉛及びその化合物	0.1 mg Pb/L
六価クロム化合物	0.5 mg Cr(VI)/L
砒素及びその化合物	0.1 mg As/L
水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物	0.005 mg Hg/L
アルキル水銀化合物	検出されないこと
ポリ塩化ビフェニル	0.003 mg/L
トリクロロエチレン	0.1 mg/L
テトラクロロエチレン	0.1 mg/L
ジクロロメタン	0.2 mg/L
四塩化炭素	0.02 mg/L
1,2-ジクロロエタン	0.04 mg/L
1,1-ジクロロエチレン	1 mg/L
シス-1,2-ジクロロエチレン	0.4 mg/L
1,1,1-トリクロロエタン	3 mg/L
1,1,2-トリクロロエタン	0.06 mg/L
1,3-ジクロロプロペン	0.02 mg/L
チウラム	0.06 mg/L
シマジン	0.03 mg/L
チオベンカルブ	0.2 mg/L
ベンゼン	0.1 mg/L
セレン及びその化合物	0.1 mg Se/L
ほう素及びその化合物	海域以外 10 mg B/L 海 域 230 mg B/L
ふっ素及びその化合物	海域以外 8 mg F/L 海 域 15 mg F/L
アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物	(※) 100 mg/L
1,4-ジオキサン	0.5 mg/L
備考	
<p>1. 「検出されないこと」とは、環境大臣が定める方法により排出水の汚染状態を検定した場合において、その結果が当該検定方法の定量限界を下回ることをいう。</p> <p>2. 砒素及びその化合物についての排水基準は、水質汚濁防止法施行令及び廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令の一部を改正する政令（昭和49年政令第363号）の施行の際現にゆう出している温泉（温泉法（昭和23年法律第125号）第2条第1項に規定するものをいう。以下同じ。）を利用する旅館業に属する事業場に係る排水については、当分の間、適用しない。</p>	

注：(※) アンモニア性窒素に0.4を乗じたもの、亜硝酸性窒素及び硝酸性窒素の合計量

〔排水基準を定める省令〕（昭和46年総理府令第35号、最終改正：令和6年1月25日）より作成]

表 3.2-34(2) 水質汚濁に係る一律排水基準（その他の項目）

項 目	許 容 限 度
水素イオン濃度 (pH)	海域以外 5.8～8.6 海域 5.0～9.0
生物化学的酸素要求量 (BOD)	160mg/L (日間平均 120mg/L)
化学的酸素要求量 (COD)	160mg/L (日間平均 120mg/L)
浮遊物質 (SS)	200mg/L (日間平均 150mg/L)
ノルマルヘキサン抽出物質含有量 (鉱油類含有量)	5mg/L
ノルマルヘキサン抽出物質含有量 (動植物油脂類含有量)	30mg/L
フェノール類含有量	5mg/L
銅含有量	3mg/L
亜鉛含有量	2mg/L
溶解性鉄含有量	10mg/L
溶解性マンガン含有量	10mg/L
クロム含有量	2mg/L
大腸菌群数	日間平均 3,000 個/cm ³
窒素含有量	120mg/L (日間平均 60mg/L)
リン含有量	16mg/L (日間平均 8mg/L)
備考	<p>1. 「日間平均」による許容限度は、1日の排水の平均的な汚染状態について定めたものである。</p> <p>2. この表に掲げる排水基準は、1日当たりの平均的な排水の量が50立方メートル以上である工場又は事業場に係る排水について適用する。</p> <p>3. 水素イオン濃度及び溶解性鉄含有量についての排水基準は、硫黄鉱業（硫黄と共存する硫化鉄鉱を掘採する鉱業を含む。）に属する工場又は事業場に係る排水については適用しない。</p> <p>4. 水素イオン濃度、銅含有量、亜鉛含有量、溶解性鉄含有量、溶解性マンガン含有量及びクロム含有量についての排水基準は、水質汚濁防止法施行令及び廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令の一部を改正する政令の施行（昭和49年12月1日）の際現にゆう出している温泉を利用する旅館業に属する事業場に係る排水については、当分の間、適用しない。</p> <p>5. 生物化学的酸素要求量についての排水基準は、海域及び湖沼以外の公共用水域に排出される排水に限って適用し、化学的酸素要求量についての排水基準は、海域及び湖沼に排出される排水に限って適用する。</p> <p>6. 窒素含有量についての排水基準は、窒素が湖沼植物プランクトンの著しい増殖をもたらすおそれがある湖沼として環境大臣が定める湖沼、海洋植物プランクトンの著しい増殖をもたらすおそれがある海域（湖沼であって水の塩素イオン含有量が1Lにつき9,000mgを超えるものを含む。以下同じ。）として環境大臣が定める海域及びこれらに流入する公共用水域に排出される排水に限って適用する。</p> <p>7. 磷(りん)含有量についての排水基準は、磷(りん)が湖沼植物プランクトンの著しい増殖をもたらすおそれがある湖沼として環境大臣が定める湖沼、海洋植物プランクトンの著しい増殖をもたらすおそれがある海域として環境大臣が定める海域及びこれらに流入する公共用水域に排出される排水に限って適用する。</p> <p>※「環境大臣が定める湖沼」昭和60年環境庁告示第27号（窒素含有量又は磷含有量についての排水基準に係る湖沼）</p> <p>※「環境大臣が定める海域」平成5年環境庁告示第67号（窒素含有量又は磷含有量についての排水基準に係る海域）</p>

〔「排水基準を定める省令」（昭和46年総理府令第35号、最終改正：令和6年1月25日）より作成〕

⑤ 悪臭

悪臭の規制基準は、「悪臭防止法」(昭和 46 年法律第 91 号、最終改正：令和 4 年 6 月 17 日) 第 3 条及び第 4 条に基づき都道府県知事(市の区域内の地域にあっては市長。)が「特定悪臭物質の濃度」又は「臭気指数」いずれかの方法を採用し、次について定めるものとなっている。

- ・ 第 1 号規制：敷地境界線における大気中の特定悪臭物質濃度(あるいは臭気指数)の許容限度
- ・ 第 2 号規制：煙突その他の気体排出口における排出気体中の特定悪臭物質濃度(あるいは臭気指数・臭気排出強度)の許容限度
- ・ 第 3 号規制：排出水中の特定悪臭物質濃度(あるいは臭気指数)の許容限度

青森県では、「特定悪臭物質の濃度」による規制を採用しており、むつ市及び大間町においては悪臭規制地域の指定がされているが、佐井村には指定された地域はない。

青森県(青森市を除く)における悪臭の規制基準は表 3.2-35 のとおりである。

表 3.2-35(1) 悪臭に係る規制基準(敷地境界線)

(単位：ppm)

特定悪臭物質	基準値
アンモニア	1
メチルメルカプタン	0.002
硫化水素	0.02
硫化メチル	0.01
二硫化メチル	0.009
トリメチルアミン	0.005
アセトアルデヒド	0.05
プロピオンアルデヒド	0.05
ノルマルブチルアルデヒド	0.009
イソブチルアルデヒド	0.02
ノルマルバレルアルデヒド	0.009
イソバレルアルデヒド	0.003
イソブタノール	0.9
酢酸エチル	3
メチルイソブチルケトン	1
トルエン	10
スチレン	0.4
キシレン	1
プロピオン酸	0.03
ノルマル酪酸	0.001
ノルマル吉草酸	0.0009
イソ吉草酸	0.001

注：基準値は、事業場の敷地境界線の地表における臭気強度 2.5 相当の濃度である。

(「悪臭原因物の排出を規制する地域の指定及び規制基準の設定」
(昭和 48 年青森県告示第 121 号) より作成)

表 3.2-35(2) 悪臭に係る規制基準（排出口）

事業場の煙突その他の気体排出口における許容限度
アンモニア、硫化水素、トリメチルアミン、プロピオンアルデヒド、ノルマルブチルアルデヒド、イソブチルアルデヒド、ノルマルバレルアルデヒド、イソバレルアルデヒド、イソブタノール、酢酸エチル、メチルイソブチルケトン、トルエン、キシレンが規制対象となり、物質ごとに次の式により算出された量
$q = 0.108 \times He^2 \times Cm$ q : 流量 (Nm ³ /時) He : 補正された排出口の高さ (m) Cm : 事業場の敷地の境界線での地表における規制基準として定められた値 (ppm)
※Heが5m未満の場合、この式による規制基準は適用されない。

〔「環境白書 令和5年版」（青森県、令和5年）より作成〕

表 3.2-35(3) 悪臭に係る規制基準（排出水）

(単位：mg/L)

特定悪臭物質名	Q ≤ 0.001	0.001 < Q ≤ 0.1	0.1 < Q
メチルメルカプタン	0.03	0.007	0.002
硫化水素	0.1	0.02	0.005
硫化メチル	0.3	0.07	0.01
二硫化メチル	0.6	0.1	0.03

注：「Q」；排出水量 (m³/s)

〔「環境白書 令和5年版」（青森県、令和5年）より作成〕

⑥ 土壌汚染

土壌汚染については、「土壌汚染対策法」（平成 14 年法律第 53 号、最終改正：令和 4 年 6 月 17 日）に基づく要措置区域又は形質変更時要届出区域の指定に係る基準は表 3.2-36 のとおりである。

「土壌汚染対策法に基づく要措置区域・形質変更時要届出区域（令和 6 年 1 月 4 現在）」（環境省 HP、閲覧：令和 6 年 1 月）によると、対象事業実施区域及びその周囲において、「土壌汚染対策法」に基づく「要措置区域」及び「形質変更時要届出区域」の指定はない。

また、「農用地の土壌の汚染防止等に関する法律」（昭和 45 年法律第 139 号、最終改正：平成 23 年 8 月 30 日）に基づく農用地土壌汚染対策地域の指定はない。

表 3.2-36(1) 区域の指定に係る基準（土壌溶出量基準）

特定有害物質の種類	要件
カドミウム及びその化合物	検液 1L につきカドミウム 0.003mg 以下であること。
六価クロム化合物	検液 1L につき六価クロム 0.05mg 以下であること。
クロロエチレン(塩化ビニルモノマー)	検液 1L につき 0.002mg 以下であること。
シマジン	検液 1L につき 0.003mg 以下であること。
シアン化合物	検液中にシアンが検出されないこと。
チオベンカルブ	検液 1L につき 0.02mg 以下であること。
四塩化炭素	検液 1L につき 0.002mg 以下であること。
1,2-ジクロロエタン	検液 1L につき 0.004mg 以下であること。
1,1-ジクロロエチレン	検液 1L につき 0.1mg 以下であること。
1,2-ジクロロエチレン	検液 1L につき 0.04mg 以下であること。
1,3-ジクロロプロペン	検液 1L につき 0.002mg 以下であること。
ジクロロメタン	検液 1L につき 0.02mg 以下であること。
水銀及びその化合物	検液 1L につき水銀 0.0005mg 以下であり、かつ、検液中にアルキル水銀が検出されないこと。
セレン及びその化合物	検液 1L につきセレン 0.01mg 以下であること。
テトラクロロエチレン	検液 1L につき 0.01mg 以下であること。
チウラム	検液 1L につき 0.006mg 以下であること。
1,1,1-トリクロロエタン	検液 1L につき 1mg 以下であること。
1,1,2-トリクロロエタン	検液 1L につき 0.006mg 以下であること。
トリクロロエチレン	検液 1L につき 0.01mg 以下であること。
鉛及びその化合物	検液 1L につき鉛 0.01mg 以下であること。
砒素及びその化合物	検液 1L につき砒素 0.01mg 以下であること。
ふっ素及びその化合物	検液 1L につきふっ素 0.8mg 以下であること。
ベンゼン	検液 1L につき 0.01mg 以下であること。
ほう素及びその化合物	検液 1L につきほう素 1mg 以下であること。
ポリ塩化ビフェニル	検液中に検出されないこと。
有機燐化合物	検液中に検出されないこと。

〔「土壌汚染対策法施行規則」（平成 14 年環境省令第 29 号、最終改正：令和 4 年 12 月 16 日）より作成〕

表 3.2-36(2) 区域の指定に係る基準（土壌含有量基準）

特定有害物質の種類	要件
カドミウム及びその化合物	土壌 1kg につきカドミウム 45mg 以下であること。
六価クロム化合物	土壌 1kg につき六価クロム 250mg 以下であること。
シアン化合物	土壌 1kg につき遊離シアン 50mg 以下であること。
水銀及びその化合物	土壌 1kg につき水銀 15mg 以下であること。
セレン及びその化合物	土壌 1kg につきセレン 150mg 以下であること。
鉛及びその化合物	土壌 1kg につき鉛 150mg 以下であること。
砒素及びその化合物	土壌 1kg につき砒素 150mg 以下であること。
ふっ素及びその化合物	土壌 1kg につきふっ素 4,000mg 以下であること。
ほう素及びその化合物	土壌 1kg につきほう素 4,000mg 以下であること。

〔「土壌汚染対策法施行規則」（平成 14 年環境省令第 29 号、最終改正：令和 4 年 12 月 16 日）より作成〕

⑦ 地盤沈下

地盤沈下の規制に関しては、「工業用水法」（昭和 31 年法律第 146 号、最終改正：令和 4 年 6 月 17 日）及び「建築物用地下水の採取の規制に関する法律」（昭和 37 年法律第 100 号、最終改正：令和 4 年 6 月 17 日）に基づき、規制地域が指定されているが、対象事業実施区域及びその周囲は規制地域の指定はない。

⑧ 産業廃棄物

産業廃棄物については、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」（昭和 45 年法律第 137 号、最終改正：令和 4 年 6 月 17 日）及び「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」（平成 12 年法律第 104 号、最終改正：令和 4 年 6 月 17 日）により、事業活動等に伴って発生した廃棄物は事業者自らの責任において適正に処理することが定められている。

⑨ 温室効果ガス

温室効果ガスについては、「地球温暖化対策の推進に関する法律」（平成 10 年法律第 117 号、最終改正：令和 4 年 6 月 17 日）により、事業活動に伴い相当程度多い温室効果ガスの排出をする者として政令で定めるもの（以下「特定排出者」という。）は、温室効果ガス算定排出量の報告が義務付けられている。

また、対象事業の実施に当たっては、「エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律」（昭和 54 年法律第 49 号、最終改正：令和 4 年 6 月 17 日）の定期報告を行う事業者については、エネルギー起源二酸化炭素排出量の報告を行うことにより、「地球温暖化対策の推進に関する法律」上の報告を行ったとみなされる。

(3) その他の環境保全計画等

① 青森県環境の保全及び創造に関する基本条例

青森県の環境行政の基本的方向については、「青森県環境の保全及び創造に関する基本条例」(平成8年青森県条例第43号)において定められている。同条例は、平成8年3月に策定した「青森県環境基本構想」の考え方を踏まえ、青森県の環境行政の基本理念、県民、事業者、行政の役割を明らかにするとともに、環境の保全及び創造に関する施策の基本となる事項を定めることにより、施策を総合的かつ計画的に推進し、もって現在及び将来の県民の健康で文化的な生活の確保に寄与することを目的として、制定されたものである。同条例では、新たな環境施策を推進するために表3.2-37に示す4つを基本理念としている。

表 3.2-37 4つの基本理念

基本理念	
1	健全で恵み豊かな環境の恵沢の享受と継承
2	人と自然との調和の確保
3	持続的発展が可能な社会の構築
4	地球環境の保全の推進

〔「青森県環境の保全及び創造に関する基本条例」
(平成8年青森県条例第43号)より作成〕

② 青森県環境計画

「青森県環境計画」は、「青森県環境の保全及び創造に関する基本条例」第10条に基づき、青森県における環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための計画として平成10年5月に策定された。地球温暖化対策の強化や循環型社会の構築が強く求められる中で、平成19年3月に第二次、平成22年3月に第三次、平成25年3月に第四次、平成28年3月に第5次が策定されている。

令和2年3月に策定された「第6次青森県環境計画」では、青森県がめざす環境の将来像として「自然との共生、低炭素・循環による持続可能な地域社会の形成」を掲げており、めざす姿の実現に向けて環境の保全及び創造に関する施策を総合的に推進していくための政策・施策の体系が表3.2-38のとおり示されている。

表 3.2-38 第 6 次青森県環境計画における政策・施策の体系

2030 年のめざす姿	政策・施策
1. 自然と共生する暮らし	政策 1 自然と共生する「暮らし」や「生業」を育む環境づくり
	施策 1 健全な水循環の確保・水環境の保全
	施策 2 優れた自然環境の保全とふれあいの推進
	施策 3 森林の保全と活用
	施策 4 里地里山や農地の保全と環境公共の推進
	施策 5 野生動植物の保護・管理
	施策 6 世界自然遺産白神山地の保全と活用
	施策 7 温泉の保全
	政策 2 県民にやすらぎを与える快適な環境の保全と創造
	施策 1 身近にふれあえる緑や水辺の保全と創造
施策 2 良好な景観の保全と創造	
施策 3 歴史的・文化的遺産の保護と活用	
2. 持続可能な低炭素・循環型社会	政策 3 県民みんながチャレンジする循環型社会づくり
	施策 1 「もったいない」意識のもと県民一丸となった 3 R の推進
	施策 2 資源循環対策の推進
	施策 3 廃棄物の適正処理の推進
	政策 4 県民みんながチャレンジする低炭素社会づくり
	施策 1 暮らしと地球環境を守る省エネルギー等の推進
	施策 2 地域特性を生かした再生可能エネルギーの活用促進
	政策 5 安心・安全な生活環境の保全
	施策 1 大気環境の保全
	施策 2 静けさのある環境の保全
	施策 3 地盤・土壌環境の保全
	施策 4 化学物質対策の推進
	施策 5 オゾン層保護・酸性雨対策の推進
	施策 6 環境放射線対策の推進
施策 7 環境影響評価の推進	
施策 8 公害苦情・紛争処理の推進	
3. 環境にやさしい青森県民	政策 6 あおもりの環境を次世代へつなぐ人づくりと仕組みづくり
	施策 1 子どもから大人まであおもりの環境を次世代へつなぐ人づくり
	施策 2 家庭や事業所における環境配慮行動を促す取組と仕組みづくり
	施策 3 環境情報の提供と環境活動のネットワークづくり

〔第 6 次青森県環境計画〕（青森県、令和 2 年）より作成

③ 佐井村むらづくり基本条例

佐井村では、住民が主役となった自治（住民自治）を実現するため、住民、村長、議員及び職員の4者における村政運営の基本的な仕組みなどについてまとめた「佐井村むらづくり基本条例」（平成19年佐井村条例）を定めている。本条例の基本目標は表3.2-39のとおりである。

表 3.2-39 佐井村むらづくり基本条例における基本目標

基本目標	
(1)	環境にやさしく、豊かな自然環境と快適な住環境を大切にするむらづくり
(2)	先人たちが築いてきた歴史と文化を大切にするむらづくり
(3)	福祉を大切にした、温かみと安心感が漂うむらづくり
(4)	都市住民との交流や地域資源を活かし、経済力を高めるむらづくり
(5)	豊かな水産資源のブランド化を推進し、生産性の高い一次産業を発展させるむらづくり
(6)	次世代を担う青少年が夢と希望を抱き、元気に活動するむらづくり

〔佐井村むらづくり基本条例〕（平成19年佐井村条例）より作成

④ 脱炭素先行地域

佐井村では、地域脱炭素化に向けたモデル地域として、令和5年4月に環境省の「脱炭素先行地域」に選定された。

2050年カーボンニュートラルに向けて、民生部門（家庭部門及び業務その他部門）の電力消費に伴うCO₂排出の実質ゼロを実現し、運輸部門や熱利用等も含めてその他の温室効果ガス排出削減についても、2030年度目標と整合する削減を地域特性に応じて実現する地域となっている。

⑤ 第3期むつ市地球温暖化対策推進実行計画

むつ市では、市の事務及び事業からの温室効果ガスの排出抑制等のため、平成20年3月に「むつ市地球温暖化対策推進実行計画」を策定し、二酸化炭素排出量の削減を目標とした取組を始めた。平成27年4月に「第2期むつ市地球温暖化対策推進実行計画」を策定し、令和元年度に計画期間が終了したことから、その取組結果を踏まえ、新たに「第3期むつ市地球温暖化対策推進実行計画」（むつ市、令和3年）を策定のうえ、地球温暖化対策に継続して取組んでいる。

計画期間を令和2年度から令和6年度とし、二酸化炭素排出量について、令和元年度を基準として、令和6年度までに5%削減することを目標としている。

⑥ 第6次大間町総合計画

大間町では、町の目指す姿を明らかにし、これを計画的に実現するため、政策の基本的な方向を総合的かつ体系的に定めた「第6次大間町総合計画」（大間町、令和3年）を策定した。

計画期間は令和3年（2021年）度から12年（2030年）度までの10年間とし、町の目指す将来像である「力強く、おおらかな、本州最北端のまち「大間」」を実現するため、表3.2-40のとおり4つの基本目標を設定している。

表3.2-40 第6次大間町総合計画における基本目標

まちの将来像	基本目標	視点	取り組み分野
本州最北端のまち「大間」 力強く、おおらかな、	基本目標1： 誰もが健康で安心して「暮らし続けたい」と思うまち	暮らしづくり	医療・福祉・子育て 生活環境 防災・危機管理
	基本目標2： 誰もがいきいきと働き、訪れた人が「また行きたい」と思えるまち	産業と雇用	産業振興 観光振興
	基本目標3： 安全で快適な、誰もが「住みたい」と思うまち	自然環境と生活	生活基盤 環境保全
	基本目標4： 未来を見つめて学び、ともに助け合い、人を育むまち	ひとづくり 地域づくり	教育・人材育成 協働・コミュニティ

〔「第6次大間町総合計画」（大間町、令和3年）より作成〕

2. 自然関係法令等

(1) 自然保護関係

① 自然公園法に基づく自然公園

対象事業実施区域及びその周囲における、「自然公園法」(昭和32年法律第161号、最終改正：令和4年6月17日)及び「青森県立自然公園条例」(昭和36年青森県条例第58号)に基づく自然公園は表3.2-41及び図3.2-14のとおりであり、対象事業実施区域の周囲に下北半島国定公園の指定がある。

なお、自然公園の指定区分は以下のとおりである。

特別保護地区：公園の中で特にすぐれた自然景観、原始状態を保持している地区で、最も厳しい行為規制が必要な地域。

第1種特別地域：特別保護地区に準ずる景観を有し、特別地域のうちでは風致を維持する必要性が最も高い地域であって、現在の景観を極力保護することが必要な地域。

第2種特別地域：第1種特別地域及び第3種特別地域以外の地域であって、特に農林漁業活動について、つとめて調整を図ることが必要な地域。

第3種特別地域：特別地域のうちでは風致を維持する必要性が比較的低い地域であって、特に通常の農林漁業活動については原則として風致の維持に影響を及ぼすおそれが少ない地域。

海域公園地域：国立公園または国定公園内の海域の景観を維持するため、公園計画に基づいて、その区域の海域内に設けられた地区。特に海産資源、海底地形などにおいて特に重要とされている地区で、海域公園の根幹を成す。

普通地域：特別地域や海域公園地区に含まれない地域で、風景の保護を図る地域。特別地域や海域公園地区と公園区域外との緩衝地域(バッファゾーン)。

表 3.2-41 自然公園の概要

名称 (指定年月日)	面積 (ha)	関係市町村	概要
下北半島国定公園 (昭和43年7月22日)	18,641	むつ市、東通村、 佐井村、大間町	日本三大霊場の一つに数えられイタコの口寄せで知られる恐山、海蝕崖等の優れた自然景観を有する仏ヶ浦や脇野沢西海岸、本州最北端の大間崎、寒立馬が有名な尻屋崎や古くから豊富な温泉が湧き出ている薬研、湯野川などが含まれている。

〔「青森県内の自然公園」(青森県HP、閲覧：令和6年1月)より作成〕

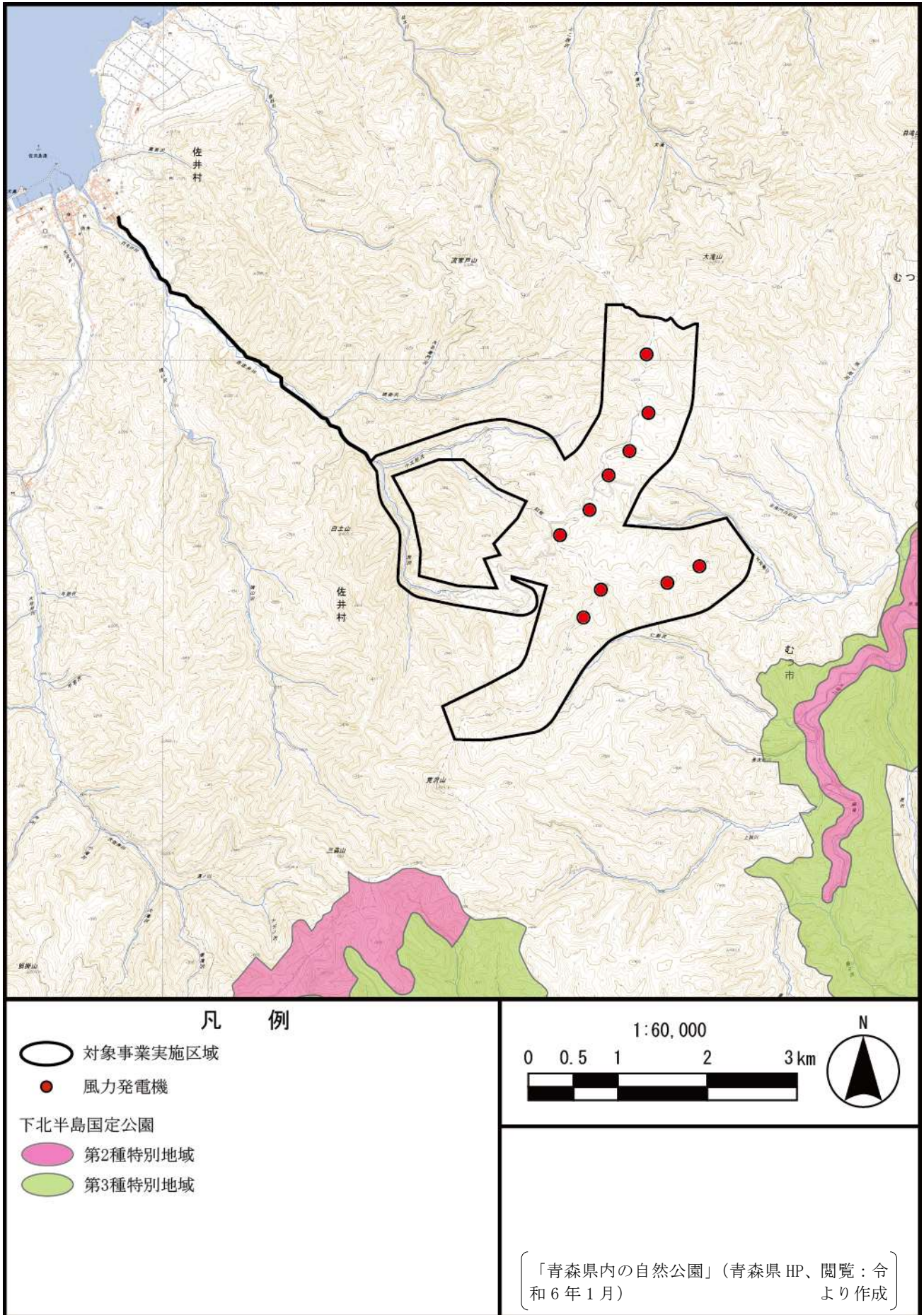


図 3.2-14 自然公園の状況

② 自然環境保全法又は青森県自然環境保全条例に基づく保全地域

対象事業実施区域及びその周囲には、「自然環境保全法」（昭和 47 年法律第 85 号、最終改正：令和 4 年 6 月 17 日）及び「青森県自然環境保全条例」（昭和 48 年青森県条例第 31 号）に基づく自然環境保全地域の指定はない。

③ 世界の文化遺産及び自然遺産の保護に関する自然遺産の区域

対象事業実施区域及びその周囲には、「世界の文化遺産及び自然遺産の保護に関する条約」（平成 4 年条約第 7 号）の第 11 条 2 の世界遺産一覧表に記載された自然遺産の区域はない。

④ 都市緑地法により指定された緑地保全地域又は特別緑地保全地区の区域

対象事業実施区域及びその周囲には、「都市緑地法」（昭和 48 年法律第 72 号、最終改正：令和 5 年 6 月 16 日）及び「青森県自然環境保全条例」（昭和 48 年青森県条例第 31 号）の規定により指定された緑地保全地域及び特別緑地保全地区の区域はない。

⑤ 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律に基づく鳥獣保護区

対象事業実施区域及びその周囲における、「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律」（平成 14 年法律第 88 号、最終改正：令和 4 年 6 月 17 日）に基づく鳥獣保護区は、表 3.2-42 及び図 3.2-15 のとおりであり、対象事業実施区域の周囲に鳥獣保護区が存在する。

表 3.2-42 鳥獣保護区の指定状況

名称	指定区分	面積 (うち特別保護地区)	期限	備考
下北西部	希少鳥獣生息地	4,914ha (1,068ha)	令和 6 年 10 月 31 日	国指定
磯谷	森林鳥獣生息地	941ha (-ha)	令和 12 年 10 月 31 日	県指定

「令和 5 年度 青森県鳥獣保護区等位置図」（青森県 HP、閲覧：令和 6 年 1 月）
「鳥獣保護区の指定状況」（環境省 HP、閲覧：令和 6 年 1 月）より作成

⑥ 絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律に基づく生息地等保護区

対象事業実施区域及びその周囲には、「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律」（平成 4 年法律第 75 号、最終改正：令和 4 年 6 月 17 日）により指定された生息地等保護区はない。

⑦ 特に水鳥の生息地として国際的に重要な湿地に関する条約の規定により指定された湿地の区域

対象事業実施区域及びその周囲には、「特に水鳥の生息地として国際的に重要な湿地に関する条約」（昭和 55 年条約第 28 号、最終改正：平成 6 年 4 月 29 日）の規定により指定された湿地の区域はない。

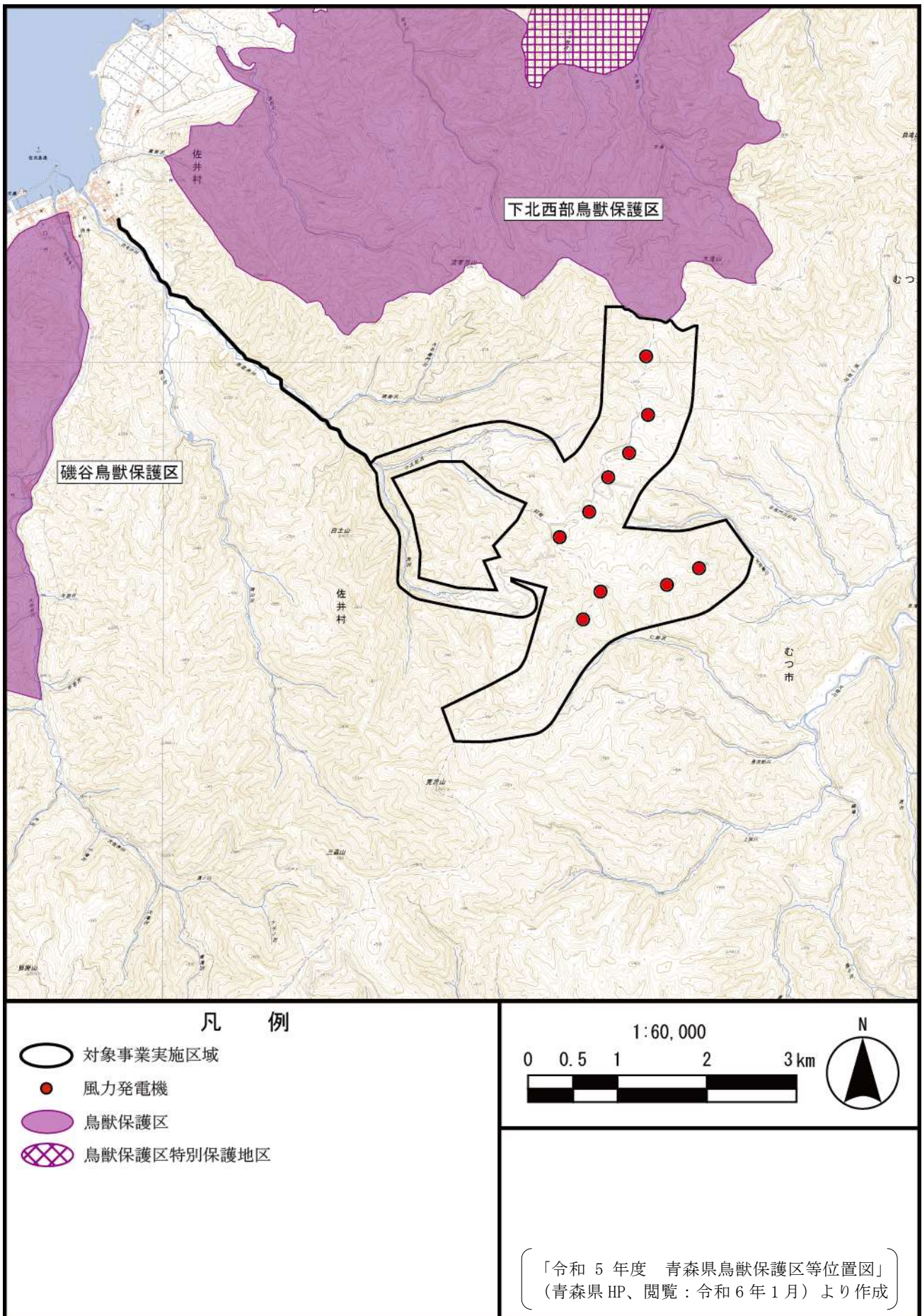


図 3.2-15 鳥獣保護区の指定状況

(2)文化財

① 史跡・名勝・天然記念物

対象事業実施区域及びその周囲における、「文化財保護法」（昭和 25 年法律第 214 号、最終改正：令和 4 年 6 月 17 日）及び「青森県文化財保護条例」（昭和 50 年青森県条例第 46 号）に基づく天然記念物の状況は表 3.2-43 のとおりである。

表 3.2-43 対象事業実施区域の周囲における天然記念物

指定者	種別	名称	所在地
国	特別天然記念物	カモシカ	青森県（地域を定めず指定したもの）
	天然記念物	声良鶏	青森県（地域を定めず指定したもの）
		軍鶏	
		クマガラ	
		イヌワシ	
		オジロワシ	
		オオワシ	
		コクガン	
		ヒシクイ	
		マガン	
		ヤマネ	
		下北半島のサルおよびサル生息北限地	

〔「国・県指定文化財一覧」（青森県 HP、閲覧：令和 6 年 1 月）より作成〕

② 周知の埋蔵文化財包蔵地

対象事業実施区域及びその周囲における、「文化財保護法」（昭和 25 年法律第 214 号、最終改正：令和 4 年 6 月 17 日）に基づく周知の埋蔵文化財包蔵地の状況は、表 3.2-44 及び図 3.2-16 のとおりであり、対象事業実施区域の周囲に埋蔵文化財包蔵地が分布している。

表 3.2-44 周知の埋蔵文化財包蔵地

遺跡名	所在地	時代	種別
浅水遺跡	佐井村大字佐井字中道	縄文（後）	散布地
黒岩遺跡	佐井村大字佐井字黒岩	縄文（後）	散布地
八幡堂遺跡	佐井村大字佐井字八幡堂	縄文（前・中・後）、弥生	散布地
糠森遺跡	佐井村大字佐井字糠森	縄文（後）	集落跡
黒岩沢遺跡	佐井村大字佐井字湯ノ川越	縄文（後）	散布地

〔「青森県遺跡地図」（青森県 HP、閲覧：令和 6 年 1 月）より作成〕

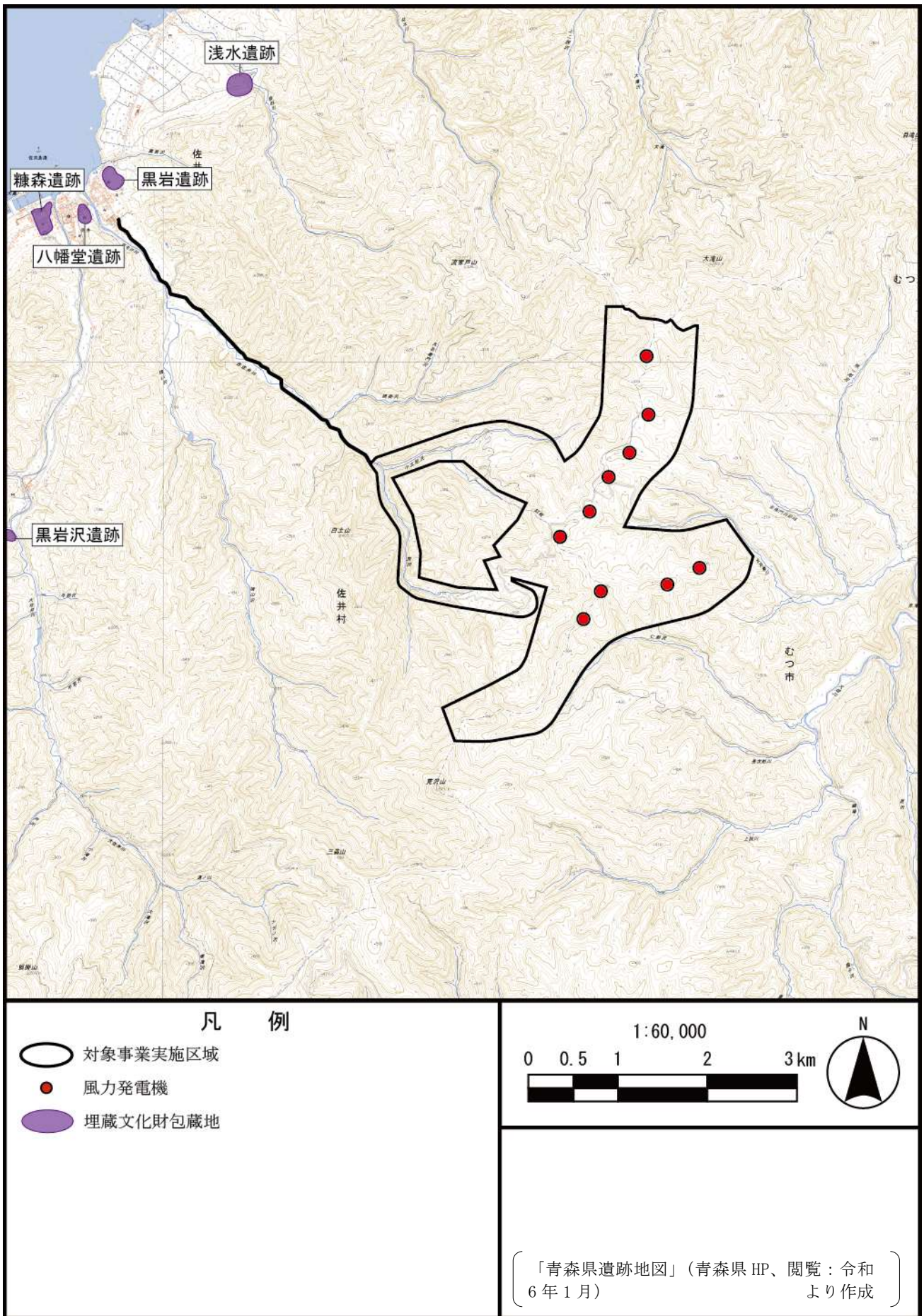


図 3.2-16 周知の埋蔵文化財包蔵地の状況

(3) 景観保全関係

① 景観計画区域

「景観法」(平成16年法律第110号、最終改正：令和5年6月16日)第8条の規定に基づき、青森県では「青森県景観条例」(平成8年青森県条例第2号)、佐井村では「佐井村景観条例」(令和3年佐井村条例第3号)、むつ市では「むつ市景観条例」(令和2年むつ市条例第32号)を制定している。佐井村、むつ市及び大間町の全域が景観計画区域となっている。

景観計画区域では、良好な景観の形成のための行為の制限に関する事項として、それぞれ届出対象行為や景観形成の基準が定められており、建築物(高さ13m又は建築面積1,000㎡を超えるもの等)、工作物(高さ5～20mを超えるもの等)の新築又は増改築といった大規模行為には、行為着手の50日前までの届出を義務付けている。

② 風致地区

対象事業実施区域及びその周囲には、「都市計画法」(昭和43年法律第100号、最終改正：令和4年11月18日)により指定された風致地区はない。

(4) 国土防災関係

① 森林法に基づく保安林

対象事業実施区域及びその周囲における、「森林法」(昭和26年法律第249号、最終改正：令和5年6月16日)に基づく保安林の指定状況は図3.2-17及び図3.2-20のとおりであり、対象事業実施区域及びその周囲に保安林が存在している。

② 砂防法に基づく砂防指定地

対象事業実施区域及びその周囲における、「砂防法」(明治30年法律第29号、最終改正：令和4年6月17日)に基づく砂防指定地は図3.2-18及び図3.2-20のとおりであり、対象事業実施区域及びその周囲に砂防指定地がある。

③ 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律に基づく急傾斜地崩壊危険区域

対象事業実施区域及びその周囲における、「急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律」(昭和44年法律第57号、最終改正：令和5年5月26日)に基づく急傾斜地崩壊危険区域は図3.2-18及び図3.2-20のとおりであり、対象事業実施区域の周囲に急傾斜地崩壊危険区域がある。

④ 地すべり等防止法に基づく地すべり防止区域

対象事業実施区域及びその周囲には、「地すべり等防止法」(昭和33年法律第30号、最終改正：令和5年5月26日)に基づく地すべり防止区域はない。

⑤ 海岸保全区域の指定状況

対象事業実施区域及びその周囲における「海岸法」（昭和31年法律第101号、最終改正：令和5年5月26日）に基づく海岸保全区域は図3.2-18及び図3.2-20のとおりであり、対象事業実施区域の周囲に海岸保全区域がある。

⑥ 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律に基づく土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域

対象事業実施区域及びその周囲における、「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律」（平成12年法律第57号、最終改正：令和4年6月17日）に基づく土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域は、図3.2-19及び図3.2-20のとおりであり、対象事業実施区域の周囲に土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域がある。

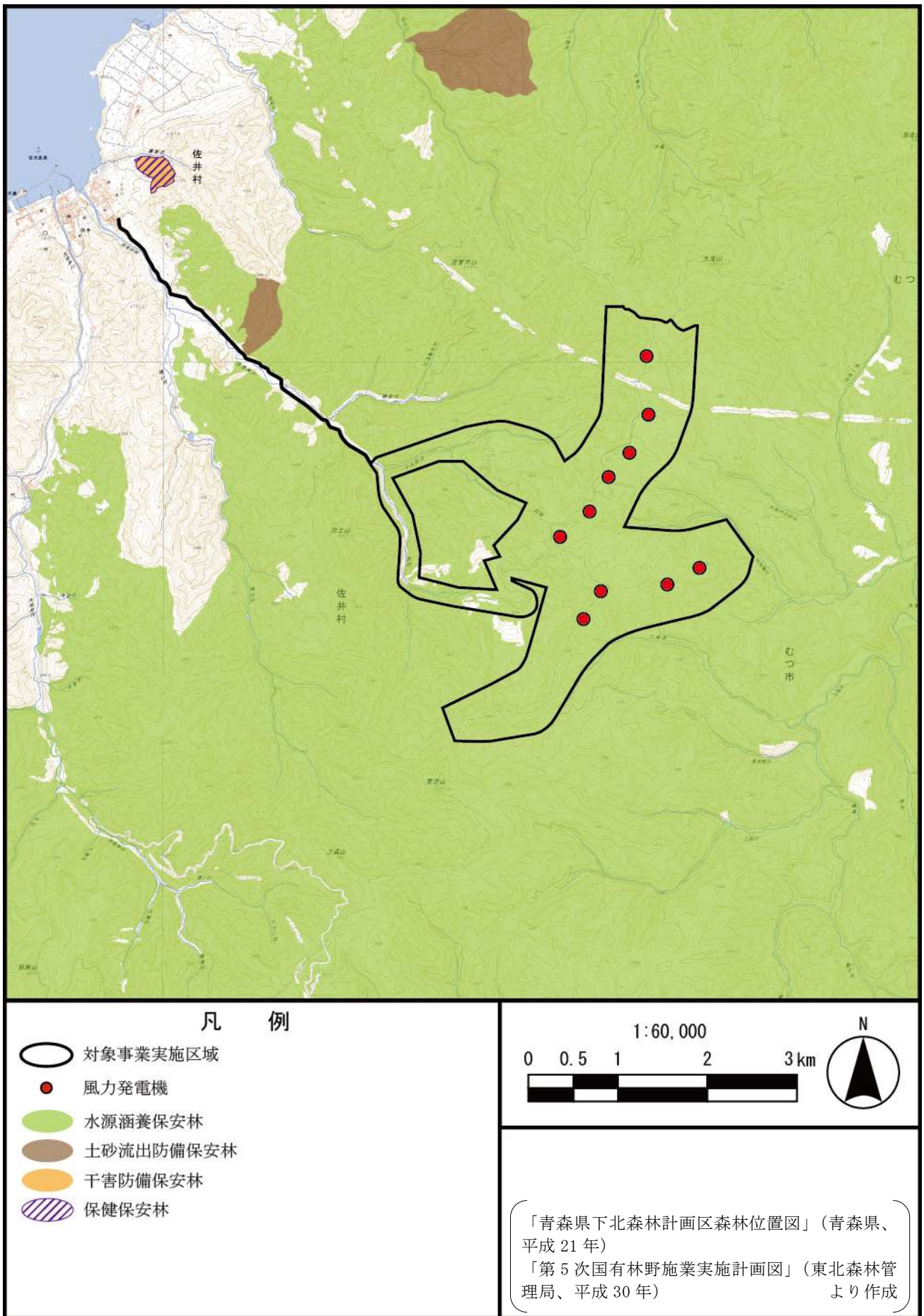


図 3.2-17 保安林の指定状況

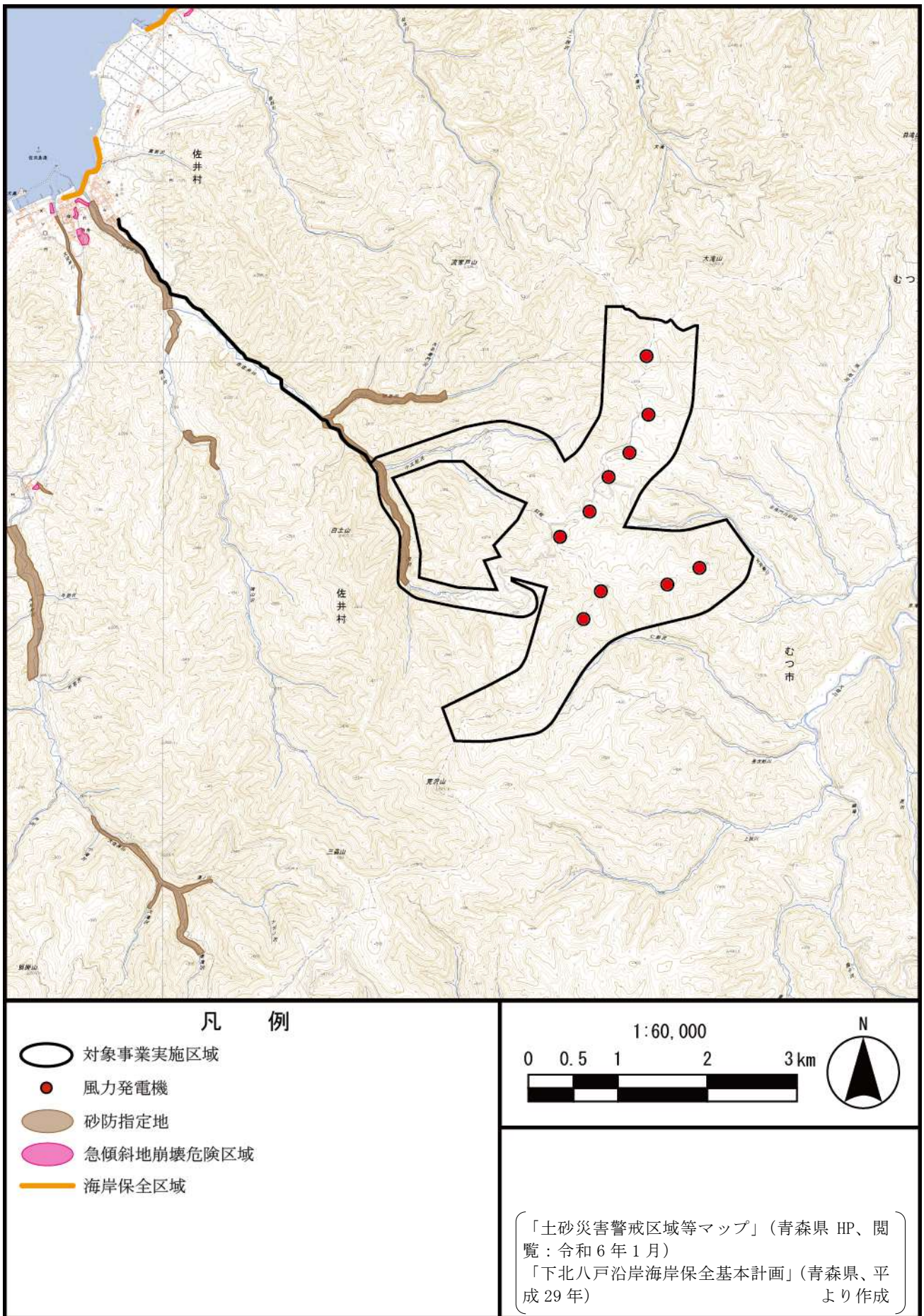


図 3.2-18 砂防指定地等の指定状況

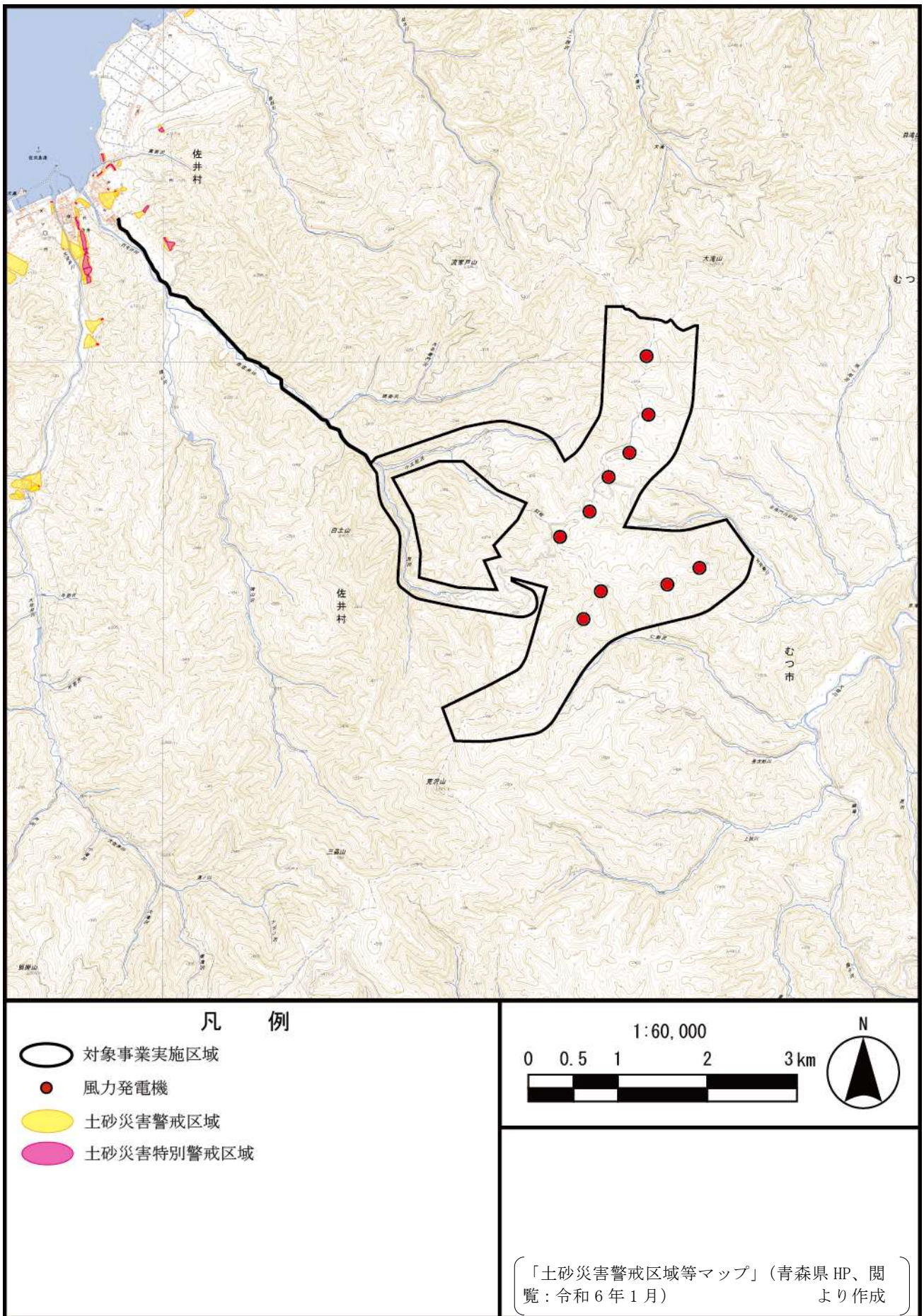







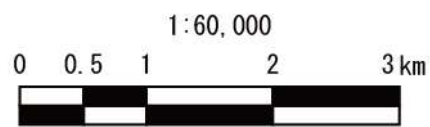


図 3.2-19 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定状況



凡 例

-  対象事業実施区域
-  風力発電機
-  保安林
-  砂防指定地
-  急傾斜地崩壊危険区域
-  海岸保全区域
-  土砂災害警戒区域
-  土砂災害特別警戒区域



「青森県下北森林計画区森林位置図」(青森県、平成 21 年)
 「第 5 次国有林野施業実施計画図」(東北森林管理局、平成 30 年)
 「土砂災害警戒区域等マップ」(青森県 HP、閲覧：令和 6 年 1 月)
 「下北八戸沿岸海岸保全基本計画」(青森県、平成 29 年)より作成

図 3.2-20 保安林、砂防指定地、土砂災害警戒区域等の指定状況

3.2.9 関係法令等による規制状況のまとめ

関係法令等による規制状況をまとめると表 3.2-45 のとおりである。

表 3.2-45 関係法令等による規制状況のまとめ

区分	法令等	地域地区等の名称	指定等の有無				
			佐井村	むつ市	大間町	対象事業 実施区域 及びその 周囲	対象事業 実施区域
土地	国土利用計画法	都市地域	×	○	×	×	×
		農業地域	○	○	○	○	○
		森林地域	○	○	○	○	○
	都市計画法	都市計画用途地域	×	○	×	×	×
公害防止	環境基本法	騒音類型指定	×	○	×	×	×
		水質類型指定	○	○	○	○	○
	騒音規制法	規制地域	×	○	×	×	×
	振動規制法	規制地域	×	○	×	×	×
	悪臭防止法	規制地域	×	○	○	×	×
	土壌汚染対策法	要措置区域	×	×	×	×	×
		形質変更時要届出区域	×	○	×	×	×
工業用水法及び建築物用地下水の採取の規制に関する法律	規制地域	×	×	×	×	×	
自然保護	自然公園法	国立公園	×	×	×	×	×
		国定公園	○	○	○	○	×
	青森県立自然公園条例	県立自然公園	×	×	×	×	×
	自然環境保全法	自然環境保全地域	×	×	×	×	×
	青森県自然環境保全条例	県自然環境保全地域	×	○	×	×	×
	世界の文化遺産及び自然遺産の保護に関する条約	自然遺産	×	×	×	×	×
	都市緑地法	緑地保全地域	×	×	×	×	×
	鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律	鳥獣保護区	○	○	○	○	×
	絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律	生息地等保護区	×	×	×	×	×
特に水鳥の生息地として国際的に重要な湿地に関する条約	特に水鳥の生息地として国際的に重要な湿地	×	×	×	×	×	
文化財	文化財保護法等	国指定史跡・名勝・天然記念物	○	○	○*	○*	○*
		県指定史跡・名勝・天然記念物	×	○	×	×	×
		市町村指定史跡・名勝・天然記念物	×	○	×	×	×
		周知の埋蔵文化財包蔵地	○	○	○	○	×
景観	景観法	景観計画区域	○	○	○	○	○
	都市計画法	風致地区	×	×	×	×	×
国土防災	森林法	保安林	○	○	○	○	○
	砂防法	砂防指定地	○	○	○	○	○
	急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律	急傾斜地崩壊危険区域	○	○	○	○	×
	地すべり等防止法	地すべり防止区域	○	×	×	×	×
	海岸法	海岸保全区域	○	○	○	○	×
	土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律	土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域	○	○	○	○	×

注：1. ○；指定あり、×；指定なし

2. ※は、地域を定めず指定したもののみ指定があることを示す。